

北海道 札幌市

都道府県名	北海道	市区町村名	札幌市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	保健福祉局総務部総務課	電話番号	011-211-2932
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	1,966,735(人)	世帯数	954,146(世帯)
高齢化率	26.7(%)	生活保護受給率	3.7(%)
		面積	1,121.26(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	70.26(%)	公立小学校数	201(校)
		公立中学校数	97(校)
地域包括支援センター	委託: 27 か所(札幌市社会福祉協議会など)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託: 1 か所(キャリアバンク株式会社)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>日本で5番目の人口を擁する札幌市は、ビルや住宅が建ち並ぶ「都市」としての機能と、郊外に広がる「自然」という2つの要素をあわせもった、北海道の政治、経済、文化の中心地である。「さっぽろ雪まつり」の他、近年「YOSAKOI ソーランまつり」や「札幌国際芸術祭」等、世界からも注目を集める観光都市となっている。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	今年度からスタートした地域福祉社会計画 2018 の基本理念である「みんなで支えあい住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちさっぽろ」の実現に向けて、全ての市民がそれぞれの役割をもって、地域づくりや生きがいづくりに参画し、助けあえるような住みよいまちづくりを目指していく。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	より多くの地域住民に、近隣で発生している問題やその解消を目指して行われている住民の支え合い等による地域活動に関心を持ち、さらには、各人が可能な範囲でこうした活動に参加してもらうことにより、誰もが安心して暮らすことができるぬくもりある地域づくりを行ってまいりたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	札幌市(札幌市社会福祉協議会)	
②事業名	平成 30 年度福まちパワーアップ業務	
③事業実施の必要性	<p>札幌市では、地域住民ボランティアが主体となり、支援が必要な方を対象とした安否確認や交流活動を推進するため、区ごとに「区福祉のまち推進センター(10 か所)」を、地区ごとに「地区福祉のまち推進センター(89 か所)」を設置している。</p> <p>少子高齢化や核家族化等を背景として、暮らしに不安を抱えた市民の増加が予測されることから、日常生活に課題を抱えた市民、さらには課題を抱えていてもサービスに繋がらない市民を漏れなく速やかに発見し、解決に向けた取組に着手する必要があるため、地区福祉のまち推進センター活動者の育成や単位町内会などの小地域での見守り活動を一層推進していく必要がある。</p>	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 札幌市全域	(対象地域の範囲) 概ねまちづくりセンター※ごと (※まちづくり活動の拠点として市内 87 か所に設置。諸証明の取次も行う。)	(人口) 1,966,735 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地区福祉のまち推進センター活動者	(支援の内容) 単位町内会など小地域における見守り・訪問活動等の充実拡大を図るため、各地区(10 区 13 地区)でワークショップを開催し、地域における課題を地域住民が、主体的に自らの課題として捉える意識を醸成する。ワークショップ開催後は、把握した地域課題や解決策等を区福祉のまち推進センターが整理して地区福祉のまち推進センターにフィードバックする。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 地区福祉のまち推進センター	(運営主体) 地区社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民	(研修の内容) 小地域における見守り活動を、幅広く市民に普及啓発する地域見守りサポーター養成講座等を行う	
(エ)その他		
地区福祉のまち推進センターにおいて、引きこもりがちな高齢者や子育て中の方などを対象としたサロンなど交流会の開催を推進し、地域課題を早期に発見できる場を作る。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金会助成金、子育てサロン助成金、地区社会福祉協議会助成金等を活用している		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地区福祉のまち推進センターの活動を支援する区社会福祉協議会職員が第 1 層生活支援コーディネーターとなり、地域における生活支援ニーズの把握とそれに対応する支え合いの仕組みづくりに取り組んでいる。		
事業の成果目標		
ワークショップの参加人数:各地区 50 人 地域見守りサポーター養成講座修了人数:500 人以上		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 札幌市全域	(対象地域の範囲) 概ねまちづくりセンターごと	(人口) 1,966,735 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 地区福祉のまち推進センター	(相談を受け止める人) 福祉のまち推進センター活動者	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		

(周知方法) 福祉のまち推進センターが、地域福祉課題解決に向けた調整機能を担う組織であることを幅広く市民に周知するためのフォーラムを行うほか、各センターでは、福祉活動を地域住民に身近なものとして捉えてもらえるように、チラシやリーフレット等による広報活動を行っている。	
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 当事業で行うワークショップには、福祉のまち推進センター活動者や民生委員・児童委員等の地域の関係者、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所等の専門機関、区役所や区社会福祉協議会が参加して、地域課題への対応方法等について協議する。	
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 区社会福祉協議会等において、調整機能(コーディネート力)を持った福まち活動者を育成する研修会を実施し、人材育成を図っていくとともに、育成した人材の資質向上を図るための情報交換の場等を提供していく。	(バックアップする人) 区社会福祉協議会職員
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
地域での重層的な見守り体制や緊急時の連携体勢を構築するため、警察・消防・地域組織・民間企業・集合住宅管理団体等による協議体を区ごとに設置する。また、相談室を開設する福祉のまち推進センターには、活動にかかる経費の助成を行う。	
事業の成果目標	
市圏域でのネットワーク会議: 年 2 回 区圏域でのネットワーク会議: 10 区で開催	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
複合的な課題等への対応の中核を担う機関を定めるため、平成 30 年度には、他都市調査(4 月)や専門機関等への聞き取り調査(5 月)を行い、その結果を踏まえて体制を検討した。	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	札幌市
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制整備事業
③事業実施の必要性、体制等	複合的な課題や制度の狭間の課題に対応することができるよう、介護や障がい等の専門機関に係る分野ごとのネットワークに加えて住民主体の組織の協力も含めた包括的な支援体制を構築する必要がある
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	平成 30 年度は相談支援包括化推進員の配置は行わないが、様々な分野の専門機関や住民主体の組織と密接なつながりを有する中核機能の整備に向けて検討する。
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<p>制度の狭間等の課題について、住民主体の組織と連携した積極的な課題の把握や、課題に対応した包括的な支援に関する環境づくりのための具体的手法を協議する。</p> <p>現状では、市内 89 地区に把握した福祉のまち推進センター(地区社会福祉協議会ごとに設置)から課題を吸い上げ、複合的な課題等を相談支援包括化推進員等につなげる仕組みを想定している。</p>	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
<p>(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載</p> <p>市内全域ではないが、住民組織団体の代表者、見守り協定を締結する企業の地域事務所などが参加する会議体において、支援を要する世帯への見守りや日常生活支援活動等の支援調整を行っている。</p>	<p>(既存の会議の名称)</p> <p>地区地域見守りネットワーク推進会議</p>
<p>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載</p> <p>行政、介護や障がい分野の専門機関、見守り協定を締結する事業者、集合住宅管理団体等が参加する会議を開催し、これら団体の結びつきを強めることとしている(年2回程度開催)。</p>	<p>(既存の会議の名称)</p> <p>札幌市地域見守りネットワーク推進会議(市圏域)、区地域見守りネットワーク推進会議(10 区ごと)</p>
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
<p>札幌市及び札幌市社会福祉協議会でやっているさまざまな寄付等の活用を検討。</p>	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
<p>各区社会福祉協議会をはじめとする福祉の関係機関、地域包括ケアシステムと連携した社会資源の創出を検討する。</p>	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
<p>今年度は区役所や福祉活動を行う住民主体の組織等から、課題の傾向・規模や課題対応上の問題点の把握を行う。</p>	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

5. 成果目標の達成状況

1 地域力強化推進事業

地域見守りサポーター養成人数は、平成 30 年 12 月末日時点 691 人と、既に目標を達成済みである(平成 31 年 1 月以降の状況は現在集計中)。ワークショップ参加人数は各地区 38 人～91 人とばらつきはあるものの、年齢分布などの地区の特性も考慮し、概ね目標を達成しているものとする。なお、ワークショップは 10 区 13 地区において年 2 回行うこととしているが、13 地区中 5 地区が 2 回実施済みであり、他地区についても追って開催予定である。

市圏域でのネットワーク会議については、6月13日(水)、11月22日(木)に開催し、既に目標回数は達成済の状況である。会議には、地域関係者2団体、警察、消防、行政、マンション管理組合、賃貸住宅管理協会、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、民間事業者 10 社が参加するなど、着実に支援のネットワークが広がっている。

区圏域でのネットワーク会議については、10 区中7区(中央、東、白石、厚別、豊平、清田、手稲)で開催済である。区圏域の開催は今年度から全市展開しているため、まずは地域と関係団体、民間企業が互いの活動について認識を深め、顔の見える関係を作るところからスタートしている。

2 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

複合的課題や制度の狭間の課題について、定性的・定量的な把握を目的として、区役所への調査及び地域福祉活動を行う住民主体の組織や関係機関が参加する意見交換会を実施した。

(1) 区役所への調査結果の概要

課 題	件 数
複合的な課題を抱える世帯(A)	175 件
介護を要する親と障がいを抱える子が同居する世帯	94 件
障がいと貧困の問題を同時に抱える世帯	44 件
介護と育児の問題を抱える世帯	10 件
制度の狭間の課題を抱える世帯(B)	179 件
認知症や精神疾患が疑われながら通院等の支援拒否している世帯	120 件
ごみ屋敷の問題を抱える世帯	46 件
総件数(A + B)	354 件

※ 複合的な課題と制度の狭間の課題の各事例は、一定程度件数があったもののみを記載しているため、合計と内数の計は一致しない。

(2) 多様化する地域課題に関する意見交換会

7月に市内3地区で各1回開催し、地区福祉のまち推進センターの活動者、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、介護予防センター職員、障がい者相談支援事業所職員、市区社会福祉協議会職員、行政職員等が参加した。

(意見交換会での主な意見)

- ・複雑な課題を抱える世帯の中には、行政等の公的サービスを拒絶する一方で、民生委員に依存し過度の負担を生じている事例がある。
- ・複合的な課題等を抱える世帯は、通報がなければ把握することは困難であるが、助けを求める意識、意思の発信方法が分からないために埋もれている事例も多い。
- ・行政や専門機関が課題を把握に至った場合においても、対応するサービスがないことや支援を担う人材の不足等により、支援に結びつかない事案が生じている。
- ・複雑な課題を抱える世帯には、関係機関が継続的に連携した支援が求められるが、行政職員の人事異動が世帯との信頼関係構築や関係機関との連携の面において支障となっている。一定水準の支援を保つことができるように引継ぎを丁寧に行うことや、長いスパンで世帯と関わることができるような仕組みが必要。

北海道 釧路市

都道府県名	北海道	市区町村名	釧路市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉部生活福祉事務所第7担当	電話番号	0154-31-5231
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	170,364(人)	世帯数	94,654(世帯)
高齢化率	32.8(%)	生活保護受給率	4.91(%)
面積	1362.90(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	43.90(%)	公立小学校数	26(校)
		公立中学校数	15(校)
地域包括支援センター	直営:2か所, 委託:5か所()		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1か所(一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>豊かな資源を背景に水産農林業や食品加工業、石炭鉱業、紙・パルプ業などを主力産業として発展してきた地域であるが、国際経済動向や競争激化により、これらの産業を取り巻く環境は総じて厳しくなっており、現在も地域経済は低迷を続けている。</p> <p>また、雇用情勢においては、近年多少の回復はみられるものの、依然として厳しい状況が継続しているが、生活保護率については、平成24年度の55.1%をピークに僅かであるが減少してきている。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>福祉ニーズの多様化・複雑化に対応すべく、庁内各課の横断的連携をはじめ、多機関・多分野協働による包括的な相談支援システムを構築するとともに、高齢者や障がい者の雇用の場など、地域に必要とされる社会資源の創出を図る。</p> <p>また、公的な福祉サービスだけでは対応出来ない生活課題を抱える高齢者・障がい者・子ども等に対し、地域が協働し助け合いながら暮らすことの出来る「地域共生社会」の実現を目指す。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>住民が主体的に取り組む事業の創出。支援する側・される側の境目のない関係性の構築。</p> <p>中間的就労の場の創出。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	釧路市(委託先:一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会)	
②事業名	住民とともに暮らしを支える事業	
③事業実施の必要性	釧路市は人口減少が急速に進む地域であるとともに働きづらさや生きづらさを抱える方が多い地域である。社会的孤立の問題と生活保護率 50%にみられる困窮問題が直面する地域課題である。特に平成 17 年の飛び地合併後、人口流出が激しい釧路市音別地区において「つながりあう場づくり」「顔の見える関係」づくりを通じて社会的孤立を防ぎ住民の自己肯定感の醸成が求められている。音別地域で地場の露栽培を通じ「中間的就労」の可能性を生みだすことが働く場が無く社会的孤立状態に陥った住民の自己肯定感醸成に通じる支援である。併せて高齢化率が高い同地域における介護予防の観点からもこれは有効である。音別地域での地域力を育む取組を釧路市内全域においても普遍化する。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)音別町	(対象地域の範囲)町区	(人口)1,997 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 主に高齢者	(支援の内容)中間的就労の場を介護予防の観点からも創出する。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 露の栽培や製品製造とちょっとした困り事を支えあう関係づくりを一緒に取り組む	(運営主体) 一般社団法人音別ふき露団	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 50 代以上の音別町民、行政、関係機関	(研修の内容) 中間的就労の理解・参加を促す研修	
(エ)その他 中間的就労の場を創出することを重視		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
日本財団「わがまち基金」		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
介護予防事業や生活保護受給者自立支援プログラム、音別行政センターの取り組む露まつりや富貴紙づくりなど		
事業の成果目標		
露の栽培で最終的に 50 トンの収穫とそれに伴う雇用の創出		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)釧路市	(対象地域の範囲)市	(人口)170,938 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 釧路市生活相談支援センターくらしごと	(相談を受け止める人) 相談支援員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)メディア発信やチラシの全戸配布、		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)各関係機関からの紹介特に各包括支援センターの 2 層会議等の参加等連携を図る		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 月に 1 回の全体会(拡大版支援調整会議)でのケース検討	(バックアップする人) 各地域の生活支援コーディネーターを含む支援調整会議アドバイザー委員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
包括的支援事業(地域包括支援センター)、生活保護制度など		
事業の成果目標		
毎月 2~3 件のケース検討		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	釧路市(委託先:一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会)	
②事業名	包括的な相談支援システム構築事業	
③事業実施の必要性、体制等	「最も弱い当事者は制度にアクセスしないか、できない」、また、「専門性を重視した支援体系それ自体が人の生活や暮らしを疎外している制度の狭間」問題が生活困窮者問題の根底にある。そのために其々の縦割りの制度を生活困窮者及び家族のためにつなぐとともに制度がもつ不十分さを踏まえ新たに資源と支援を生み出すことが必要である。まさに個別で包括的支援の創造が問われている。そのため各機関間の事務連絡”や“会議ばかりの協議会乱立、〇〇への一方向的な協力”に終始しがちである現状を打開し生活困窮者自立支援改正法案の第8条や社会福祉法の106条の2に基づき地域に根ざした、『協働による包括的支援体制構築』を目指すものである。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	常勤1人、非常勤1人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	<p><常勤者の経歴></p> 2002年 株式会社カネボウ化粧品 エリアマネージャー 2006年 ビストロバー・ベルジュ・エワン 店長 2008年 釧路市民活動センターわっと 職員 2009年 株式会社北海道二十一世紀総合研究所 釧路担当コーディネーター 2010年 地域起業創造センターまじくる 起業家・スキルアップコース担当者 2012年 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 事務局長	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	釧路市生活相談支援センターくらしごと	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
<p><部会活動を通じた社会資源の開発・地域づくり></p> <p>釧路市内でも特に高齢化と子どもの貧困問題が問われる美原地区と人口減少が激しい音別地区に部会を設置。それぞれの地区において自主的に地域活動を行おうとする人材を一つの社会資源と捉え、美原地区においては地域食堂・子ども食堂の取り組み、音別地区においては農福連携の取り組みを中心に不足する資源を加えながら推進していく。また、地区は限定せず、働きたくても直ちに働くことが難しいが障がい者支援サービスを利用できない方を対象とした自立支援・就労支援にも取り組む。</p> <p>こうした部会を推進しつつ釧路生活困窮者自立支援全体会や支援調整会議など、関係機関や住民とのつながりを重層的に展開する。</p>		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 5月より毎月開催。参加者は市内の地域包括支援センターや基幹相談支援センター、社会福祉協議会などを含む15名で構成。	(既存の会議の名称) 全体会による支援調整会議	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 各部会を実施する地域住民や団体所属のメンバーを対象に、年に4～10回実施。開催頻度は部会の活動実施の必要性による。	(既存の会議の名称) 美原部会、音別部会、就労支援部会、元町部会	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
初回のみ発生する物品等のインシヤルコストは、助成金等の活用を検討。継続的に発生するランニングコストは、会費の徴収や販売収益から捻出、あるいは関係民間企業の社会貢献事業として寄付を集める。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
全体会・各部会、合わせて40以上の団体が所属しているため、全体の情報共有から必要な情報の提供、資源の創出を図っている。		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
地域住民のニーズに基づき、住民が協働して暮らしを支える仕組みづくりを目指します。よって、部会を通じた地域住民による取り組みの創出と継続を地域共生社会の実現に向けた成果目標とします。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

5. 成果目標の達成状況

○美原部会

計画通り、みはら・かがやき食堂を毎月開催。地域住民が主体となり、毎回 200 名前後が参加している。この取り組みは、子育てが終わった地域の主婦から寄せられた子供と一緒に手づくりの食事を楽しめる場所がほしいというニーズをもとに会場の公民館の指定管理や社会福祉協議会も入れた実行委員会を立ち上げて、開始からもうすぐ3年が経過し、この地域のつながりを担うインフラとして定着した。

こうした地域住民が主体で成り立つ社会インフラは、地域共生社会の実現には欠かせないものであるが、釧路市内においてはまだまだ不足している。そうした中、他地域で地域食堂や子ども食堂を立ち上げる際は、相談も来るようになり、本取り組みが広がっていくことに寄与したい。

○元町部会

奇数月に元町おてら食堂を開催し、1 年半が経過した。こちらも地域住民が主体となり、毎回 200 名前後が参加している。地域から人と人との触れ合い・交流が失われているというお寺の副住職の危機感から始まった。食事の提供だけにとどまらず集まった人同士の交流が生まれている。アンケートからは、「人と人の語り合いが楽しかった。」、「いろいろな世代の方たちと食事ができるのが楽しい。」、「一人暮らしにはうれしいです。」、「最高です！近年このような交流が少ない・・・」、「素晴らしい企画で市民の一人としてすそ野が広がり市民の連帯感が強くなります。」などの声が数多くみられ、当初の目的が達成されていることが窺える。

また、9月からはフリーマーケットも同時開催。1月は餅つき、かるた大会を行うなど幅が広がってきている。今後は他団体の協力を得ながら、子どもの学習支援の場を立ち上げることが新たな目標となっている。

一方、取り組みを担っている地域住民は30名となり、現在も増えている。担い手の多くは高齢者であり、担うこと自体が生きがいやつながりを保つことへ繋がっている。そうしたことをより強固とするため、食堂を開催しない偶数月には担い手同士が集える場を作るなども検討していく。

○音別部会

30 年度は初めて畑から蕎麦を収穫し、生蕎麦を販売することができた。それに伴い、元々部会に参加していた民間事業者が蕎麦を加工して水煮にする工場を再稼働させたことも大きな成果である。初期投資にかかる費用は、採択された日本財団の「わがまち基金」で賄うことができています。採択により、地元金融機関も部会に加わった。また、地元の福祉施設を利用する障がい者のみならず、若者支援団体との協働で移送手段が確保され、都市部(旧釧路市)の引きこもりがちな若者の参加も実現。「福祉の枠組み」を越え、「みんなで取り組む」新しいつながりを生んでいる。

31 年度は生産計画を立て、生産者と加工場の双方が事業としてなり立たせるための仕組みを検討。これまでも障がい者や若者の受け入れを行ってきたが、手作業で加工できる新たな加工品の開発を通じ、地元音別の引きこもりがちな高齢者の外出機会・賃金を稼げる場の創出も目指したい。

○就労支援部会

働きたくても働けていない状態にある方が働けるようになる地域をご本人・企業・支援機関が一体となって創っていく、そのことが20年後に生産年齢人口が半減する釧路を支えていくことにもなるという理念が固まった。その一環で、働きたくても働けていない状態にあるが障がい者サービスを利用できない方を対象に、障害者支援サービスに関わるジョブコーチが支援を行う「ジョブサポーター事業」を始めた。8月から3名が参加し、11月29日に中間報告会を行い、個別支援の一定の成果を確認することができた。さらに3月7日に報告会をすることで、本年度の取り組みを振り返り、成果と課題を明確にした上で、31年度の新たな実施体制・計画を立案する。

北海道 京極町

都道府県名	北海道	市区町村名	京極町
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康推進課	電話番号	0136-42-2111
参考 URL	(町 HP) http://www.town-kyogoku.jp		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	3,042(人)		世帯数	1,505(世帯)	
高齢化率	34.9(%)	生活保護受給率	14.4(%)	面積	231.6(km ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	79.8(%)	公立小学校数	1(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター	委託:1か所(社協)				
生活困窮者自立相談支援事業	北海道委託:1か所(NPO)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>北海道西部後志地方に属している。 地場産業は農業が中心であり、ジャガイモ、ニンジン、ビートなどが生産されている。 日本百名山である羊蹄山、ふきだし湧水は日本名水百選にも選ばれた名水であり、1日8万トンという自然の恵みを生み出している。 四季折々の美しい景観と豊かな自然が認められ、日本で最も美しい村連合に加盟している。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<ul style="list-style-type: none"> ・京極町、近隣町村の複合困難世帯のケースについて、随時支援チームの形成ができる。 ・町内・町外の多分野専門職が連携できる関係構築を図る。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<ul style="list-style-type: none"> ・町内外の専門職同士がケースワークを通してネットワーク構築し、ケースに応じて必要なチーム形成ができる。

3. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	京極町 (社会福祉法人 京極町社会福祉協議会)
②事業名	京極町生活サポートセンター運営事業
③事業実施の必要性、 体制等	判断能力が不十分な住民や、生活困窮、複合的問題を抱える対象者に対し、従来の分野別支援体制と連携し、相談支援機能、コーディネート機能、ネットワーク機能の充実に努める。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉協議会の権利擁護担当部署において、各種相談支援を担当している社会福祉士
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	京極町生活サポートセンター
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
既存の分野別相談支援体制の中で、インテークやアセスメントで複合的課題を抱えた対象者について、各関係機関とのネットワークを構築することにより速やかな課題解決を進める。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 随時開催。相談支援包括化推進員が主体の開催は今年度3件となっている。 医師、弁護士、行政、振興局、包括センター、社協、計画相談	(既存の会議の名称) 支援会議 地域ケア個別会議 自立支援協議会ケース部会
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 弁護士、司法書士、行政職員、社協職員(年1回) 羊蹄山麓地域8か町村社協職員(年2回) 包括、行政、MSW、訪問看護、歯科医師、介護保険事業所(2か月に1回) 医師、相談支援員、行政、事業所、社協(月1回) 地域支えあい本部(生活支援体制整備事業協議体)	(既存の会議の名称) 羊蹄山麓権利擁護体制運営協議会 法人後見勉強会 地域ケア推進会議 羊蹄山麓障がい相談担当者会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
成年後見人などの受任。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
市民後見人の養成・フォローアップ研修を実施し、日常生活自立支援事業も含めた人材育成を行っている。 8か町村で構成する羊蹄山麓権利擁護体制運営協議会を組織し、専門職、関係機関とのネットワーク形成を図る。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
複合困難課題を抱えるケース5件を受付し、ケース終結を目指す取り組みを行う。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
地域支援事業(生活支援体制整備事業)を活用した協議体、地域支えあい推進員の配置により、住民互助の支えあいのまちづくりや共生型地域福祉活動拠点設置による活動を推進しているところであり、これらの取り組みを含めて今後検討していきたい。	

4. 成果目標の達成状況

多機関の協働による包括的支援体制構築事業 ・支援が必要な方の包括的な権利擁護のための相談を行う。 19件(町内12件、町外7件) ・個別の支援会議に出席する 14件(町内7件、町外7件) ・成年後見が必要な案件について、法人後見などの受任調整を行う。 7件(町内2件、町外5件)
--

北海道 鷹栖町

都道府県名	北海道	市区町村名	鷹栖町	
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉課地域福祉係	電話番号	0166-87-2112
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	6,925(人)	世帯数	3,063(世帯)		
高齢化率	33.5(%)	生活保護受給率	1.24(%)	面積	139.42(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	78.6(%)	公立小学校数	2(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター	直営:1か所				
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1か所				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>鷹栖町は北海道のほぼ中央、上川管内に位置しています。小高い山に囲まれた盆地であり豊かな大自然と広々とした田園風景、雄大な大雪山・十勝岳連峰を一望できる絶好のロケーション地です。</p> <p>トマトジュース「オオカミの桃」で知られる鷹栖町は中心部から JR 旭川駅まで車で約 25 分という利便性の高さ、それでいて豊かな自然に囲まれた住みよい環境にあります。品質・収穫量とも道内屈指の稲作、付加価値の高いきゅうりの生産など、もともと良質な農作物の供給地帯であり、さらに現在は積極的な企業誘致により、農・商・工一体となった地域複合産業の形成を目指しています。旭川鷹栖インター、旭川北インターの開通で札幌圏へのアクセスも容易になっています。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組み目的・狙い	<p>相談内容の多様化に伴い、特に生活困窮者及びひきこもりに対する支援のニーズが高まっている。</p> <p>将来的に一般就労が可能な方を対象に、本格的な就労に向けた準備の一環として、日常生活の自立・規則的生活の確立・社会との繋がりがづくりのために中間的就労の場を提供し、様々な体験の中で、対象者が自信を付け、少しずつ不安を克服して一般就労に向かうことを目指す。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>就労支援と社会参加のきっかけづくりとして、コミュニティカフェの運営を行い、対象者への就労支援とともに、地域の居場所の一つとして、誰もが気軽に立ち寄り交流できる集いの場を創出する。また、就労において誰かの役に立つという経験を積むために、一定の来客を確保することから、交通弱者(主に高齢者の一人暮らし世帯)を対象とした送迎サービスを連動させ、孤立しない・させない地域づくりをする。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	鷹栖町(鷹栖町社会福祉協議会)		
②事業名	働くきっかけ応援事業		
③事業実施の必要性	長期的にひきこもり状態が続いていたり、就労しても続かないなど、一般就労は可能ではあるが継続した支援が必要な方に対して、就職や社会参加に向けた支援体制の構築が必要		
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)鷹栖町一円	(対象地域の範囲)鷹栖町一円	(人口)	6,941 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象) 住民サポーター	(支援の内容) 働く場の提供を通じた就職・社会参加の支援		
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所) サービス付き高齢者向け住宅「ぬくもりの家 たかほ」 内にある地域交流スペース「あえーる」	(運営主体) 社会福祉法人 さつき会		
(ウ)地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象) 地域食堂運営者	(研修の内容) 対象者への支援を円滑にするための養成講座を実施		
(エ)その他			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
ふるさと寄付金の活用や送迎にかかる自己負担などの検討			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
町や地域福祉コーディネーターなどが相談業務などから対象者を把握するなど事業のバックアップを行っていくとともに、生活支援コーディネーターを中心として、民生委員やサロンなどの活動団体とも連携しながら事業を推進する。			
事業の成果目標			
住民サポーター登録 20 名(各関係機関や住民への周知は幅広く行い、実際にサポーターとして登録にいたる人数は 20 名と仮に想定する)			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
(対象地域) 鷹栖町一円	(対象地域の範囲) 鷹栖町一円	(人口)	6,925 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			
(場所・機関等の名称) 町相談窓口(地域包括支援センター、生活福祉相談センター、子育て支援相談室等)、民生委員児童委員協議会、住民主体の活動団体等	(相談を受け止める人) 各相談員、社会福祉士、保健師		
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			
(周知方法) 広報誌、ホームページ、フェイスブック等			
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握			
(把握の方法) 直営の町相談機関の連携、定期的開催する民生委員児童委員協議会、地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターなどの関与			
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築			
(バックアップの内容) 事例に対するスーパーバイズ、相談機関同士による連携	(バックアップする人) 各相談員、社会福祉士、保健師		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
地域包括支援センター、社会福祉協議会、町独自の相談機関である生活福祉相談センター			
事業の成果目標			
通常の生活福祉相談は年間 80 件ほど(消費生活相談含)で経過している。生活保護受給者や生活困窮者のうち、面談の中で就労ニーズがあれば本事業につながるような仕組みを作る。生活保護受給者はケースワーカーとの連携も必要なことから、情報の共有を検討する。			
ウ その他			
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画			
相談支援包括化推進員を含めた専門職の体制が整っていないことや事業所管の連携に時間を要するため、次年度の構築に向けて調整を図っていく。			

4. 成果目標の達成状況

鷹栖町では、「働ききっかけ応援事業」として、長期ひきこもり状態や就労しても継続しないなど、一般就労は可能ではあるが、継続した支援が必要な方に対して、就職や社会参加に向けた支援をしている。現在、事業利用者は6名(20代～60代の男性)おり、その内の1名は12月から町内企業への雇用につながった。住民サポーターは生活支援員や福祉委員、民生委員、主婦など、各関係機関含め10名(30代～60代の男女)おり、事業活動日数は28日である。

利用者の中には生活保護受給者や障がい福祉サービス利用者も含まれており、就労や社会参加に向け、ケースワーカーや相談支援事業所の職員とも連携、情報共有を図っている。

利用者の変化について、外出の機会が増えた、人との会話が増えた、生活リズムを作れているなどの声も聞こえており、それぞれの目標に対して、少しずつでも成果が出てきていると感じている。実施側から見ても、笑顔が増え、自発的な行動や言動が見受けられるようになり、自信がついてきているように感じられる。

住民サポーターも事業内容に関心を抱いた主婦層とつながることができたことにより、新たな地域の担い手の裾野を広げることができた。

北海道 音威子府村

都道府県名	北海道	市区町村名	音威子府村		
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業		都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	住民課 保健福祉室	電話番号	01656-9-3050
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	763(人)	世帯数	491(世帯)		
高齢化率	29.2(%)	生活保護受給率	0.1(%)	面積	275.6(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	(%)	公立小学校数	1(校)	公立中学校数	(1)(校)
地域包括支援センター	直営:1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業	主に社協で対応:1 か所				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

北海道で1番人口が少ない村である。冬は極寒であり積雪量は常に全国上位。地場産業は乏しいが、「そば農家」と「酪農」が一次産業で、国鉄のまちであったため退職者の NPO による「みそ」「羊羹」製造販売事業がある。観光も乏しいが、冬期間全国大会が開催されるクロスカントリー競技場があり、村をあげての大会となり手伝う住民も多い。「北海道」命名の地でもある。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組み目的・狙い	村では、昨年度、設置事業開始した「地域複合施設」を、共生型施設になるよう目指している。本事業を活用し、施設空間の有意義活用と、住民の地域づくりの礎の構築にと考えて事業を遂行したい。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	現時点でもある程度、ボランティア的な住民意識は根付いていると思われるが、あくまでも個々の良識範囲内や良い意味での「おせっかい」行動によるものが大きい。 今後、人口減少や世帯等の異動状況により、「おせっかい」の地域性が薄れていくことが危惧される。 本事業の主旨を活用し、本格的なボランティア組織や住民共助の確立を目指したい。 地域の困りごとを、組織や関係機関等での協議で解決や手段を住民が主体となって実践できるか形を作りたい。 前段に記載した良い風習が継続されるように、地域づくりをアシストできればと考える。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	音威子府村	
②事業名	音威子府村地域安心生活構築推進事業	
③事業実施の必要性	村は人口減少により、十分な生活・福祉サービス等がない状況、冬期は豪雪でもあるため、やむを得ず離村を選択する世帯が、多くなっている。そこで、村独自でかつ小規模自治体にあった、地域包括ケアシステムの構築をするため、平成 29 年 10 月に地域福祉拠点を開設。住民全体が相談しやすい環境を創設し、自治体と住民が協同でサービス事業を展開し、自助公助を駆使した形を創設したい。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 音威子府村全域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 763 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) おといねっぐ安心生活構築研究会	(支援の内容) 研究会活動(新規参加者及び企画の推進)	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 音威子府村福祉交流拠点地域複合施設「ときわ」	(運営主体) 音威子府村	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
(エ)その他		
H29 年度に環境整備を中心に実施したことをより地域住民に広報することにより、相談等のしやすい環境の構築。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社会資源を開発した後の活動経費への共同募金の活用、企業や NPO のマンパワーを実施財源と考えている。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター【担当者兼務】を含む)の活用を検討。		
事業の成果目標		
世代の限定ではなく、住民全体が参画できるような拠点利用者数にしたい。例えば年代ごとの利用人数を把握し 10 代未満から 80 代までカウントしてみる。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 音威子府村全域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 763 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)地域包括支援センター、地域複合施設「ときわ」、食生活改善協議会 等	(相談を受け止める人)生活支援コーディネーター、保健師、栄養士、役場職員等	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 広報誌、老人クラブ、町内会役員会、民生委員協議会例会へ積極的周知活動		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 「ときわ」内にあるサロンスペースの有効活用し、色々な場面で相談事を包括的に把握すること。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) おといねっぐ安心生活構築研究会や地域ケア会議	(バックアップする人) 包括職員や社会福祉協議会	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター【担当者兼務】を含む)の活用を検討。		
事業の成果目標		
社会資源の新規創設(1 件以上)及び既存資源の改良。		
ウ その他		
多機関協働につなげるため、村内にある NPO 法人等との連携・協働を実現していきたい。		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
地域力強化事業で抽出した課題を、多機関(社会福祉協議会、町内会、NPO 法人などを)協働による支援体制整備に向けて並行して計画していきたい。		

4. 成果目標の達成状況

地域力強化推進事業

・日々の活動の中での困りごとや相談案件等を受け止める体制づくりを整え、住民が気軽に相談可能な環境整備に努めた。就労や子育て、健康問題など対応し、診療所や案件に基づく多機関へ繋げる対応実施。

・今年度2月末時点

◎村唯一の医療機関である、診療所医師との連携により、住民の生活実態に関連した観点から、診察時に医師から相談窓口に向かうようアドバイスを積極的に行っていただいた結果、包括支援体制の窓口で常駐している栄養・保健担当者(保健師・管理栄養士)への相談機会の増加となった。その結果、約20件の相談を受け、住民から健康・食生活課題から生活実態を把握する事が出来た。

地域での生活課題・困りごとへの支援、小規模だからこそ可能なかたちで、地域住民の把握の足掛かりとなっている。3月初旬には、開催時期等により対象者が高齢者中心となってしまいが、食生活改善協議会の協力のもと、介護予防と低栄養予防を考えた事業の実施を行う予定。

◎今年度上げた包括支援体制の構築の一つである社会資源の創設では、住民等参加で行っている「おといねっぐ安心生活構築研究会」で過去にも意見や地域課題として協議していた案件の実現。

「音威子府村安心生活支援事業」の創設・・・当村では、介護保険施設が未設置のため、短期入所はもちろん緊急避難的な要素に対応できる施設利用が困難であった。特別な配慮等がなければ、民間施設(ホテルや旅館等)の利用等で課題解消を行っていたが、介護力が必要不可欠な事例や、咄嗟の案件時における事案など、幅広い住民ニーズ(子育て世代・生活困窮・障がい児者世帯等)に対応可能な実施事業として、要綱を作成し展開する事となった。現時点では、平成30年10月から稼働する事となり、3世帯から相談をうけ、対応することとなった。1世帯は相談のみ、1世帯は実施準備までおこないキャンセル、1世帯が利用延6回の活用(2月末現在)。地域の中で安心して生活できる事業として、利用者・地域住民からも好意的反応を受けている。

○地域の包括的支援相談の場の次なる展開

・平成29年から設置している、相談・交流の場として設置した地域複合型施設の更なる活用をするため、「おといねっぐ安心生活構築研究会」を少し発展した形で、異業種・民間等のメンバーを招集し『地域共生社会』実現に向けた協議を開始予定。少子高齢化の当村であるが住民全体誰もが参加し、「手をつなぐ・たずさえる」関係になれる社会資源や企画を検討していく方向で協議していきたい。

・地域力強化推進事業担当部署からの発信であるが、次年度において「敬老会」に代わる地域住民参加型のイベントを企画し、幅広い地域住民の参加で展開できる催しの実現。相談ブース等の設置も見込んだ展開を進めていきたい。参加者及びスタッフ関係含め住民の20%以上のかかわりを目標としたい。

北海道 津別町

都道府県名	北海道	市区町村名	津別町
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	保健福祉課介護福祉 G	電話番号	0152-76-2151(277)
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	4,712(人)		世帯数	2,338(世帯)	
高齢化率	44.29(%)	生活保護受給率	13.4(%)	面積	716.80(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	96(%)	公立小学校数	1(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター	直営1箇所				
生活困窮者自立相談支援事業	なし				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

津別町は、オホーツク圏の内陸部に位置し、東西 37.2km、南北 34.1km、総面積約 716.80k m²に及ぶ全道屈指の広大な町域を有しています。地形は、河川流域の平地と山地によって形成され、総面積の約 86%(614.50 k m²)を国・道有林などの森林が占めています。典型的な中山間地域で、農業・林業を基幹産業とし振興が図られてきました。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	昭和 37 年 3 月時点 16,842 人 2,893 世帯あった人口も、平成 30 年 3 月末では 4,778 人(男性 2,309 人、女性 2,469 人)2,376 世帯、幼齢人口(0~14 才)408 人、生産年齢人口(15~64 才)2,257 人、高齢人口(65 才以上)2,113 人と少子高齢化が顕著で集落機能の低下が懸念される地域もあり、若年層の転出が進む中、高齢者の独居世帯の対応は急務である。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	8050問題等、今後の超高齢化社会を向かえ、経済的支援から生活全般に係わることについて、公的サービスは人員不足などから限界期にきている。地域共生に向け、高齢者・児童福祉ともに社会構造の変化する中、多くの課題を抱え、病院・介護事業所等を含めた地域一体となった見守り支え合いのを構築したい。

3. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	津別町 (一般社団法人 北海道総合研究調査会)	
②事業名	包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、 体制等	少子高齢化や核家族化、過疎化による人口減少から、地域における生活が困難になっており、地域共生社会を目指し、高齢者・障害者など全ての人々が地域で暮らしていけるよう包括的な支援体制を整備し地域福祉の推進を図る。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士の資格を持つ職員	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	保健福祉課	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
保健福祉課を中心に地域包括センターや社会福祉協議会、町内福祉事業所と連動し情報共有、ケース検討しつつ地域の包括化に取り組む。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
8050問題における地域の要介護高齢者やひきこもり状態にある子どもの実態を把握し、月1回の会議のなか支援策を検討していく。	ひきこもり支援ケース検討会議	
保健福祉課を中心に地域包括センター、社会福祉協議会、町内福祉事業所、町内病院から参加者を募る。年間6回(2ヶ月毎の定期開催)を予定。	相談支援包括化ネットワーク会議	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
ふるさと納税の対象項目にある「福祉及び医療に関する事業」より自主財源の確保に努める。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
高齢者等ひきこもりの支援に係る対応については、働く場の創出として、町内企業や農業雇用(農福連携)についての対応を予定している。		
オ その他		
ひきこもり者の社会進出に向けた就労場所の構築として、地元企業との軽作業からの仕事の調整を図る。		
⑧事業の成果目標		
町内には、50 人程のひきこもり者を想定しており、8050問題における対策として、支援的な要素から訪問し、課題解決に向けた関係を構築したい。(月1程度の訪問を実施したい。)		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
地域力強化推進事業については、2 年前から 2 つの自治会において自治会役員と地域の担い手(協力者)により、聞き取り・相談・解決と地域の共生に取り組んでおり、30 年度は新たに2つの自治会を加え4つの自治会により活動を展開するところである。		

4. 成果目標の達成状況

<p>地域力強化推進事業については、2 年前から2つの自治会において自治会役員と地域の担い手(協力者)により、聞き取り・相談・解決と地域の共生に取り組んでおり、30 年度は新たに2つの自治会を加え4つの自治会により活動を展開できた。</p> <p>包括的支援体制構築事業については、現在個別ケースも合わせ順調に6回のネットワーク会議を了したところである。今後とも地域共生社会を目指し、高齢者・障害者など全ての人々が地域で暮らしていけるよう包括的な支援体制を継続し地域福祉の推進を図る。</p>
--

北海道 広尾町

都道府県名	北海道	市区町村名	広尾町
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	保健福祉課福祉係	電話番号	01558-2-0172
参考 URL	http://www.town.hiroo.lg.jp/		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

(平成31年1月1日現在)

人口	6,888(人)	世帯数	3,377(世帯)
高齢化率	37.1(%)	生活保護受給率	17.3(%)
面積	596(k㎡)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	98.95%	公立小学校数	2(校)
		公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター	直営:1か所		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1か所(広域委託、とかち生活あんしんセンター)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>広尾町は、北海道十勝地区管内で最も歴史が古く、本年度開町150年の節目を迎えました。地域性としては、豊かな自然を生かした漁業と農林業を基幹産業に、重要港湾である十勝港は十勝の海上輸送の拠点港として発展してきました。</p> <p>昭和59年にノルウェーのオスロ市から国外初のサンタランドの認定を受けていらい、「愛と平和、感謝と奉仕」を基本理念としてサンタランドにふさわしい町づくりに取り組んでいます。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町民主体の地域福祉コミュニティづくり 2. 町民ニーズに応じた福祉サービスの提供 3. 町民とのパートナーシップによる地域福祉の推進
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p><地域住民></p> <p>○福祉に関する様々な問題を他人事とせず、関心を高め近所の見守り活動等に活かします</p> <p>○病気や障がい、介護の有無や年齢に関わらず、それぞれがもつ力を発揮します。又、その解決が困難な場合は、本人が周囲に相談したり、地域住民の気づきにより住民自体が相互に支え合う環境づくりに努めます。</p> <p><福祉団体></p> <p>○地域住民がいつまでも健康であり続けるために協力します。又、点在する福祉団体をネットワークで繋ぎ、顔の見える関係づくりと情報共有等により、個々のスキルアップに努めます。</p> <p><町・社協></p> <p>○地域住民と良好なつながりを築き、地域福祉への関心を高め、その活動に携わる地域住民が更に増えるよう取り組みます。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	広尾町(広尾町社会福祉協議会)	
②事業名	広尾町コミュニティソーシャルワーカー配置事業	
③事業実施の必要性	地域内での課題把握やそれらを解決する仕組みづくりを整備する事が、継続的な地域づくりを行うために必要不可欠となっている。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
広尾町	町内全域	6,888人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
SCを活用し、活動範囲を高齢者だけではなく、全ての町民を対象に拡大していく	地域における活動人口の増加に向け住民参加型の協議体の場を設置して、資源の開発等を行う	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
地域住民(街づくり団体や新規企業者など福祉分野以外の方の参加を促す)	地域における活動人口の増加にむけ研修等を行い、当事者意識を持ってもらう	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)が、今後実施する予定の第2層圏域の協議体の場も併せて活用する。		
事業の成果目標		
ビジョン 障害を持っていても地域に居場所がある町 人と地域に起こしたい変化 <人の変化> 通いの場を通して次第に地域のために活動したいという想いが現れ、高齢者施設や通いの場などで地域活動を行い新しい繋がりが生まれる。 <地域の変化> 障害を持っている方同士だけではなく、地域の人と一緒に通いの場を作ることができる。そこで生まれた繋がりによって、地域での障害を持っている方に対する見守りの目が生まれる。		
事業の成果目標 <人の変化> 通いの場のような居場所で、同じ境遇にある人や悩みを抱えている人と交流する事で、「自分の話を聞いてもらえた」や「自分と同じ悩みを持っている人もいるんだ」と気づくことで、少しずつ仲間(通いの場への参加者)が増える。 <input type="text" value="(10%増)"/>		
<地域の変化> 現在町には障害を持っている方が気軽に行ける通いの場が1ヶ所ある。そのような場所が地域に <input type="text" value="1つ増える。"/>		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
広尾町	町内全域	6,888人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
広尾町社会福祉協議会	コミュニティソーシャルワーカー	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
町内会への個別説明、広報誌やホームページ、社協だよりの活用、各種会議での案内		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		

民生委員や町内会役員等の地域関係者・機関と連携し、相談にこられない方の相談を包括的に受け止める	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 多機関と連携し、適切な支援機関に繋ぐ	(バックアップする人) コミュニティソーシャルワーカー
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
包括的支援事業(地域包括支援センター)や居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所等	
事業の成果目標	
ビジョン 困りごとを気軽に相談できる町 人と地域に起こしたい変化 <人の変化> 通いの場に定期的に通う事ができ、その場所や通っている人たちの事を信頼する事ができ、気軽に自分の最近の生活状況や困りごとをお互いが話せるようになる。さらに、出張お困りごと相談でコミュニティソーシャルワーカーが繋がった人の輪を、他の輪や通いの場と結びつけることで、コミュニティソーシャルワーカー以外にも気軽に相談できる相手ができる。 <地域の変化> 通いの場のようなその日に遊びに行ける場所が、地域にさらに増える。(20%増) 事業の成果目標 <人の変化> 高齢になっても気軽に遊びに行ける通いの場がある事によって社会参加が促進される。(年間の合計参加者が10%増)さらに、コミュニティソーシャルワーカーがその場に出向き、また、通いの場に限らず仲の良い 2,3人の集まりの場や個人宅に出張お困りごと相談を行い、社協や役場に行って相談することをためらう人や電話での相談に抵抗がある人たちの相談を拾い上げる。(10回) <地域の変化> 通いの場のようなその日に遊びに行ける場所が、町内にはサロンや百歳体操だけでも20ヶ所ある。そのような場所が地域に増える。(10%増)	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	広尾町(広尾町社会福祉協議会)
②事業名	広尾町コミュニティソーシャルワーカー配置事業
③事業実施の必要性、体制等	町の地域特性として、過疎に加え生活保護受給者数やひとり親世帯数などが突出しており、又、主要都市からも距離が離れており、医療や介護・障害福祉サービスなどのフォーマルサービス、制度外のインフォーマルサービスどちらも充足されていない課題がある。更には、高齢化・核家族化や地域とのつながりの希薄化が進み、社会的孤立や制度の狭間にある人への支援などが地域社会の大きな課題となっている。(ゴミ屋敷、子どもの貧困、孤独死、虐待、引きこもり等)そうした地域内の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制を整備する必要がある。 体制としては、広尾町社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー(専任1名)及び訪問支援員(パート1名)を配置し、訪問や電話、関係機関からの情報提供などにより相談を受け付け終結に向けて支援する。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	前役職:広尾町社会福祉協議会居宅介護支援事業所管理者 保有資格:社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、相談支援専門員
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	広尾町社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
ひとり暮らし高齢者・障がい者・困り感のある方等へのアウトリーチや直接相談を基本とし、ネットワークに参加する関係機関や町内関係団体に、複合的な課題を抱える相談者等からの相談があった場合には直接連絡が行われるような体制を構築する。 ケア会議・障害者自立支援協議会等でのネットワークの中で役割分担を整理し、個別ケース会議を開催するなどしながら住民等の参加も促し、本人の質の向上や自立に向けた支援を行い、終結を図る。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載	(既存の会議の名称)

<p>相談支援包括化推進担当者会議(月1回毎月第2木曜日及び随時開催、参加者:CSW(地域包括化推進員、地域包括支援センター、福祉係、関係機関)</p> <p>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 相談支援包括化推進会議(年1回、税務、国保、町内会、公住、水道、学校教育、保健福祉課各担当者)。多職種連携会議(年1回、町内の医療介護保険福祉関係者)。自立支援協議会全体会(年1回、障害福祉関係者)</p>	<p>(既存の会議の名称) 多職種連携会議 自立支援協議会全体会</p>
<p>ウ 自主財源の確保のための取組の概要</p> <p>地域に不足する新たな社会資源の創出にあたっては、個人や団体からの寄付金拠出の働きかけを行う</p>	
<p>エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要</p> <p>制度の対象とならない新たな生活支援サービス等の創出にあたり、ボランティアの育成・支援や住民等への働きかけを行う。不用品の家電や生活用品の利活用。</p>	
<p>オ その他</p> <p>相談支援包括化推進員の資質向上を図るため、外部研修への参加や関係する会議への出席などの取組を図る。</p>	
<p>⑧事業の成果目標</p> <p>困りごとがあっても地域の中で支えていくことができるまち(長期) <人の変化> 困りごとのあるなしに関わらず、何でも相談ごとができる人が身近に一人でも確保できるようになる。(孤立化しない) 地域内での相談に対し、CSW又は地域包括化推進員、民生委員、町内会長などの関係機関に繋ぐ意識がより高まる。各団体定例会、総会等への出席、3回 地域包括化推進模擬会議に住民もモニター参加し、個別ケース会議等を通じて困りごとがある世帯の生活実態を認識してもらい、我が事として捉えてもらえるようになる。(動機、意識づけ) 住民が地域の事に関心を持てるよう、年代ごとに地域内サークルを設け、世代間交流を活性化させる。 <地域の変化> 町内全域で、区域内の困りごとを受け付ける人を町内会協力のもと選任する。2区域 地域内で、ちょっとした困りごとに対応できる事をリスト化する。</p>	
<p>⑨地域力強化推進事業実施計画</p>	

5. 成果目標の達成状況

<p><地域力強化事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合的な課題を抱える者に対する相談件数(人):20件 12月現在 53件 ・支援の終結件数:5件 12月現在 15件 ・関係機関に繋いだ件数:10件 12月現在 7件 ・参加した会議～町内会連合会総会、民生児童委員総会、老人クラブ連合会総会、身障分会総会、母子会総会、かたつむりの会(認知症サポーターの会)、多職種連携会議、地域包括化推進会議、サンタの会(ケアマネジャーの会)、広尾町障がい者自立支援協議会ネットワーク会議、コミュニティスクール導入に向けての説明会、共生型コーディネーター養成研修、CSW実践者養成研修、十勝管内地域包括支援センター意見交換会他 <p><多機関の協働による包括的支援体制構築事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合的な課題の検討:10件 12月現在 16件 ・相談支援包括化推進担当者会議(個別ケース会議)月1回 12月現在 定例で月1回開催 ・参加した会議～多職種連携会議(年4回)、地域包括ケア会議個別検討会議(月1回)、かたつむりの会(認知症サポーターの会)、広尾町介護予防・生活支援体制推進会議(月1回)、有償ボランティア検討会、サンタの会(ケアマネジャーの会・年4回)、 ・広域的な福祉医療介護関係者との連携体制の構築(南十勝4町村と連携) 南十勝連携の会こみっと(講演会、研修会、広報誌作成等)、ケアカフェ南とかち、南十勝障がい者自立支援協議会ネットワーク会議、南十勝生活支援体制整備事業情報交換会
--

青森県

都道府県名	青森県	市区町村名	東津軽郡(平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町)		
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉部健康福祉政策課	電話番号	017(734)9281
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	22,638(人)		世帯数	10,452(世帯)	
高齢化率	42.7(%)	生活保護受給率	18.69(%)	面積	653(k㎡)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	(%)	公立小学校数	8(校)	公立中学校数	8(校)
地域包括支援センター	各町村1ヶ所(うち直営:3ヶ所、委託:1ヶ所(社会福祉法人))				
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1ヶ所(県社協)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

東津軽郡は、県庁所在地の青森市に隣接する4町村からなり、全ての町村が陸奥湾に面している。第一次産業の割合が県全体と比べて高い(当該地域25.4%、県全体12.4%)。観光面では、平成27年12月には県内4つ目の新幹線駅となる北海道新幹線奥津軽いまべつ駅が開業した。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組み目的・狙い	社会福祉法に基づき市町村が包括的支援体制の構築に取り組むに当たり、特に町村部は、人員体制や資源不足等により単独で取り組むことが困難であることから、県が広域的に支援を行うことで、市町村の体制整備を促す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	1 町村部における多機関協働・多職種連携の枠組みづくり 2 多機関協働・多職種連携による広域的支援体制の構築と困難事例に対する支援体制の強化 3 従来の社協活動と新たな地域力強化推進事業と生活支援コーディネーター等関連施策との連携を踏まえた仕組みづくり 4 町村、町村社協等の主体的な取組を促すためのファシリテート

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	青森県 (社会福祉法人青森県社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	平成29年度から取り組んでいる多機関の協働による包括的な支援体制構築モデル事業との一体的な実施による対象圏域の町村における包括的な支援体制の整備支援	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 東青地域の4町村(平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町)	(対象地域の範囲) 各町村で、社協等々の関係者と協議の上でモデル地域を選定して実施。	(各町村の人口) 平内町:11,092人 今別町:2,664人 蓬田村:2,811人 外ヶ浜町:6,071人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 生活支援コーディネーター	(支援の内容) 地域課題の把握に当たり活動拠点や丸ごと受け止める場と連携できる体制づくりを支援する。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 公民館、生涯学習センター等の公的施設や空き民家、空き店舗等に活動拠点を設置する。実施に当たっては、高齢者サロンをはじめ既存の取組を活用する。	(運営主体) 地域住民、町村	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) ①4町村合同の共生社会フォーラムの開催 ②各町村の住民説明会の開催	(研修の内容) ①「我が事」の地域づくりの必要性及び今後の取組の方向性、先進自治体の取組等について共有し、関係者の意識醸成を図る。 ②フォーラムを踏まえて、地域福祉に係る各町村の現状を共有するとともに、「我が事」の地域づくりの必要性と、本モデル事業その他関連する取組の方向性について、関係者等の意識の統一を図る。	
(エ)その他		
活動拠点に地域の住民はじめ関係者が集まって、地域診断等により地域の課題を把握・共有し、その解決策と、解決策を具体的な取組(具体的なサービスの実践)として試行的に実践し、評価について検討する。ワークショップ(住民座談会)には、地域の相談機関等の専門職や包括化相談支援推進員も参加する。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社会福祉法人の地域公益取組と協働する。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター、地域ケア会議、社会福祉法人の地域公益取組		
事業の成果目標		
交流拠点を核とした住民の地域課題解決の取組が平成31年度以降もモデル圏域の4町村が主体となって継続されること。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 東青地域の4町村(平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町)	(対象地域の範囲) 各町村に1カ所相談窓口を設置。	(各町村の人口) 平内町:11,092人 今別町:2,664人 蓬田村:2,811人 外ヶ浜町:6,071人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 町村社協(「心配ごと相談」を活用)	(相談を受け止める人) 町村社協の相談員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) チラシを作成して周知する。		

(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 自立相談窓口との連携により、法律相談と自立相談を合わせて巡回相談に協力し、相談ニーズの把握に努める。巡回相談の広報は、各地域各町村の広報誌・回覧板等を活用し、月1回程度毎戸配布で行われることから、これに合わせて周知を行う。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 委託先に各町村担当のコミュニティソーシャルワーカーを配置し、心配ごと相談で受け付けた内容の地域における解決を支援するとともに、複合課題については多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業で設置する東地域包括相談支援センターの相談支援包括化推進員につなぐ。	(バックアップする人) コミュニティソーシャルワーカー 相談支援包括化推進員
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
各町村の相談支援機関(地域包括支援センター、子育て支援拠点事業、障害者相談支援事業所)	
事業の成果目標	
丸ごと受け止める場の設置等の取組が、平成31年度以降もモデル地域の4町村が主体となって継続されること。	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
平成29年度から実施している。	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	青森県(社会福祉法人青森県社会福祉協議会)
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業
③事業実施の必要性、体制等	福祉ニーズの多様化、課題の複合化、必要な支援の複雑化が進行する中で、複合化するニーズに単独の機関では十分に対応できないケースも出てきている中で、複合的な課題に対応する各市町村の包括的相談支援体制の構築が必要となっている。 本県では、各市町村における包括的な相談支援体制の構築に向けて、特に単独での体制整備が困難な町村部を広域的に支援するため、東青地域をモデル地域とし、当該地域の4町村を対象に、当該地域で青森県社会福祉協議会が運営する生活困窮者自立相談窓口機能に機能を付加する形で平成29年度に設置した「東地域包括化相談支援センター」の運営を継続し、複数の関係機関の必要な支援内容を調整するとともに、ボランティア等を活用して新たな社会資源の創出を図る。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	8人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士等の有資格者で、相談支援の経験を一定期間有する者
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	生活困窮者自立支援制度の自立相談窓口(東地域自立相談窓口)
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
東地域包括化相談支援センターが東地域の4町村で対象者から相談を受け付けたり、関係する相談支援機関が構築している既存のネットワークにおいて、複合的な課題を抱える相談者等を把握した際に、確実に包括化相談支援センターにつないだ上で必要なコーディネートが行われるような連携体制を構築する。 相談者等が抱える複数の課題を訪問面接等により把握し、その解決に向けて、個別支援会議(ケースカンファレンス)を開催し、必要な支援内容のコーディネート、関係する相談支援機関の調整、支援のモニタリング及び必要な調整を行い、課題の解決を確実に見届ける。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ○会議は生活困窮者自立支援制度の支援調整会議を活用して開催(月1回程度)。 ○参加者:町村担当課(福祉、保健、介護等)地域包括支援センター、社会福祉協議会、教育委員会、医療機関、福祉事務所 ○会議内容:コーディネートプランの検討、決定	(既存の会議の名称) 支援調整会議(生活困窮者自立支援制度)

<p>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ○生活困窮者自立支援制度のネットワーク会議を活用して開催。(月1回程度) ○参加者:町村担当課、社会福祉協議会、教育委員会、福祉事務所、保健所、児童相談所、医療機関、家計相談支援機関、ひきこもり地域支援センター、発達障害者支援センター等 ○会議内容:各相談支援機関の業務理解、具体的な連携方法等の意見交換等</p>	<p>(既存の会議の名称) ネットワーク会議(生活困窮者自立支援制度)</p>
<p>ウ 自主財源の確保のための取組の概要</p>	
<p>社会福祉法人や企業等の関係機関を訪問及び関係機関を集めた説明会を開催し、地域に不足する新たな社会資源の創出・運営に係る財源を安定的に確保する観点から、多職種間での連携・協働を図りつつ、社会福祉法人の地域貢献の取組や共同募金の活用、企業や個人からの寄付金拠出の働きかけ等の取組を行う。</p>	
<p>エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要</p>	
<p>多職種間での連携・協働を図りつつ、地域に不足する社会資源の創出を図るための取組を推進する。</p>	
<p>オ その他</p>	
<p></p>	
<p>⑧事業の成果目標</p>	
<p>プラン作成件数 1月当たり5件 モデル事業が、平成31年度以降もモデル地域の4町村が主体で共同実施により継続されること。</p>	
<p>⑨地域力強化推進事業実施計画</p>	
<p>平成30年度から実施している。</p>	

5. 成果目標の達成状況

<p>○地域力強化推進事業 (成果目標)県が実施主体である平成30年度事業が、平成31年度以降も対象地域の町村が主体になって継続されること。 (達成状況) 対象地域(東津軽郡の4町村)全体の意識醸成を図るためのフォーラムを開催するとともに、町村ごとにモデル地区を1地区選定し、当該地区で住民説明会、ワークショップ(地域座談会)を順次開催している。 今年度の取組を踏まえて、平成31年度以降も補助事業を活用しない自治体を含めて各町村が取組を継続する方向で検討している。</p> <p>○多機関の協働による包括的支援体制構築事業 (成果目標)プラン作成件数が1月当たり5件。県が実施主体である平成30年度事業が、平成31年度以降も対象地域の町村が主体になって継続されること。 対象地域を所管する生活困窮者自立相談窓口機能に機能を付加する形で、複合課題の解決に向けて関係機関をコーディネートする「東地域包括化相談支援センター」の運営を平成29年度に引き続き継続している。 平成30年4月から1月までのコーディネートプラン作成件数は14件(月当たり1.4件)。 今年度までの県モデル事業の取組を踏まえて、平成31年度以降は4町村の全てで事業を継続する方向で検討している。(継続方法:1町は単独で補助金を活用せず継続、3町村は共同で補助金を活用して継続)</p>
--

青森県 鱒ヶ沢町

都道府県名	青森県	市区町村名	鱒ヶ沢町		
実施事業※	地域力強化推進事業		多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉衛生課	電話番号	0173-72-2111
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	10,035(人)		世帯数	4,621(世帯)		
高齢化率	41.4(%)	生活保護受給率	2.64(%)	面積	343.08(k㎡)	
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	-(%)		公立小学校数	2(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター	直営:1か所					
生活困窮者自立相談支援事業	青森県社協が実施					

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>白神山地と北前船の文化と言う世界遺産と日本遺産、また、日本滝百選に選ばれるくろくまの滝など文化、自然が豊かであるとともに、夏には若者・家族連れが賑わう鱒ヶ沢町海水浴場・冬はスキー・スノーボードなどの観光遊楽地があるが、町の中心地に公共機関・スーパー等が集まっており、中心地から外れた地区に住む方は・移動手段がないと生活が立ちゆかないという地理的問題もある。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>法・制度の狭間に埋もれるニーズを解決していくために、縦割り支援を関係機関が並列して支援する体制の構築が必要であることから、社協が実施している地域見守り事業、生活支援体制整備事業、権利擁護センターあじがさわ(法人後見、保証機能事業、中核機関実施予定)、フードバンクサービス等を活用した子供から高齢者までの支援体制を拡充する。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>自治会に配置している社協協力員、民生委員・児童委員、各種相談機関が地域に潜在している諸問題を事前にキャッチし、予防的・積極的な包括的支援事業を構築し、法・制度の狭間にある支援対象者の早期解決を地域住民が行う意識をする。</p>

3. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

① 実施主体(委託先)	鯉ヶ沢町(委託先:社会福祉法人鯉ヶ沢社会福祉協議会)	
② 事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
② 事業実施の必要性、体制等	③ 高齢化率40%を超え、高齢者、障がい者の単身世帯が増加し権利擁護支援、ひきこもり若年者及び就労困窮者も年々増加傾向にあり、若年者の就労困難に関しては同一世帯の子どもへの支援も急務とされるなか、地域や相談機関からの情報を迅速に処理することが求められます。法・制度の狭間に埋もれるニーズを解決していくために、縦割り支援を関係機関が並列して支援する体制の構築が必要であることから、社協が実施している地域見守り事業、生活体制整備事業、権利擁護センターあじがさわ(法人後見、保証機能事業、中核機関実施予定)、フードバンクサービス等を活用した子どもから高齢者までの支援体制を拡充する必要があります。	
④ 相談支援包括化推進員の配置予定人数	3人	
⑤ 相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士、介護福祉士、相談支援専門員	
⑥ 相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	あんしん相談窓口あじがさわ	
⑦ 事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
自治会に配置している社協協力員、民生委員・児童委員、各種相談機関が地域に潜在している諸問題を事前にキャッチし予防的・積極的な包括的支援体制を構築します。また、相談支援包括化推進員は、アウトリーチによるニーズ把握と支援プラン作成と支援にあたっての関係機関のコーディネートを実施いたします。さらに、支え合い体制整備事業の生活支援コーディネーター、福祉活動専門員も協働で制度の縦割りではなく地域というフィールド上に、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等支援対象を拡げ、法・制度の狭間にある対象者への支援を強化します。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ニーズキャッチ時に速やかに開催(適宜開催)、相談支援機関、行政担当課、民生委員、社協協力員、相談支援包括化推進員他	(既存の会議の名称)	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 地域代表者、民生委員・児童委員、相談支援機関、司法専門職、医療機関、行政、権利擁護センター、小・中学校長等の参加により定期的(3~4か月ごと)に会議を開催し、現状と課題の把握や取組事例を協議、検討します。	(既存の会議の名称)	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
社会福祉法人の地域貢献活動、社協会費・共同募金の増収と空き缶、ペットボトル等の資源ごみを換金し財源に充てる。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
自治会(70 地区)に配置している社協協力員の見守りや異変発見の機能強化と民生委員・児童委員との連携。社協協力員、民生委員・児童委員等が地域を巡回し困りごとや異変情報をキャッチするとともに社協会費、共同募金納入及び資源ごみの活用を周知する。		
オ その他		
権利擁護センターあじがさわ(社協実施)を拠点とした成年後見制度利用促進に関連する中核機関等を設置し連携。		
⑧ 事業の成果目標		
独居高齢者、高齢者世帯、障がい者手帳保持者に対し、日常生活上或いは緊急時の困りごと、小・中学の児童、保護者に対する教育問題のみならず将来を見据えた諸問題をアンケート調査にて課題の把握に努めます。調査結果を精査し優先順位が高い内容をネットワーク構築会議に提案し、支援策の構築並びに連携強化策を検討します。		
⑨ 地域力強化推進事業実施計画		
平成 31 年度からの実施を予定		

4. 成果目標の達成状況

住民が抱える複合的な問題を、分野を問わず包括的に相談支援を行えるよう「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を実施するにあたり、複合的な問題解決に対する関係機関(司法・雇用・医療・教育・農業・福祉関係)相互の理解促進、支援体制構築のため、相談支援包括化推進会議を開催し、事業概要の説明と事例紹介を行いました。

(開催日:平成30年11月20日)

岩手県 盛岡市

都道府県名	岩手県	市区町村名	盛岡市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	保健福祉部地域福祉課	電話番号	019-626-7509
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	290,136(人)	世帯数	135,472(世帯)
高齢化率	26.8(%)	生活保護受給率	16.01(%)
面積	886.47(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	89.3(%)	公立小学校数	42(校)
		公立中学校数	23(校)
地域包括支援センター	委託:9か所(うち2カ所社協)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1か所		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>地域性:盛岡藩の城下町としての歴史を有する中心市街地のほか、高度経済成長に開発された新興住宅地や郊外住宅地、盛岡駅西口に広がる都市型産業拠点、住宅、生活・文化・レクリエーション拠点、コンベンション拠点の機能を持つ盛南開発事業により整備された新興都市地域だけでなく、農村地域、中山間地域など個性ある地域コミュニティで構成されている。</p> <p>地場産業:産業構造の特徴として、第3次産業が約9割を占め、その中でも卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業の割合が高い</p> <p>観光:原敬、米内光政などの政治家や、石川啄木、宮澤賢治、新渡戸稲造などを育てた緑や情緒があふれるまちなみや文化のほか、わんこそば、盛岡冷麺、盛岡じゃじゃ麺などの麺を中心とした食文化も楽しむことができる。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	第2期盛岡市地域福祉計画の重点的取組事項に掲げている全世代・全対象型の地域トータルケアシステム構築と協働による生活支援体制の整備を推進することを目指している。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	盛岡市では、様々な社会福祉法人や NPO 法人がそれぞれの分野の相談支援機関を受託し、専門的なサービス提供をしていることから、制度上や物理的な距離の制約を排除し、複合的な課題を抱える世帯に対する各機関の連携強化を図りたい。 また、住民の身近な圏域で、地域課題を早期に発見し、また適切な対応できる環境づくりや、これらの課題等を地域住民が主体的に捉え、解決を試みることができるような意識醸成等を行いたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	盛岡市 (盛岡市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進モデル事業	
③事業実施の必要性	平成 28 年度から実施している多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業と一体的な取組として、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを進める観点から、地域福祉コーディネーター、地域づくり推進員を設置し、地域課題を早期に発見し、また適切な対応できる環境づくりや、これらの課題等を地域住民が主体的に捉え、解決を試みるができるような意識醸成等を行う。また、地域生活課題を包括的に受け止める体制等の整備に向けた取組を実施することで、平成 27 年度を初年度とする第2期盛岡市地域福祉計画の重点的取組事項である協働による生活支援体制の整備を推進することを目指している。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
①みたけ地区(住宅密集地)	地区福祉推進単位	約 17,000
②杜陵地区(中心市街地)	(概ね中学校区)	
③築川地区(中山間地域)		
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
①ボランティア育成講座受講者	①地域の子どもの居場所づくりの立上げ運営支援	
②・③地区福祉推進員	②戸建て住民とマンション住民とのマンションサミットの開催支援	
③民生児童委員	③ひきこもり経験者の居場所として畑づくり支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
①ボランティア育成講座	①相談支援包括化推進員等による子ども、高齢者、障がい者、居場所の各分野についての講話と参加者によるグループワークの連続講座	
(エ)その他		
③地域活動への参加を促すための、送迎サービスアンケート調査		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
市が地方創生推進交付金を活用して実施する事業で取り組む、「ふるさと納税、クラウドファンディングなどを活用した自主財源の確保策の調査研究事業」と連携して取り組む。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
・地域福祉コーディネーターと第1層及び第2層生活支援コーディネーターとの連携。 ・民生児童委員連絡協議会、地区福祉推進会との連携。		
事業の成果目標		
①ボランティア養成講座参加者数 50人 ②マンションサミット参加者数 30人		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
全地域	全地域	290,136
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
相談支援包括化推進員及び市職員が一堂に会して「困りごとまるごと相談会」を実施する。	相談支援包括化推進員 20名 市職員 7名	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)	広報、ホームページを活用した情報発信のほか、老人大学、地区福祉推進会主催事業の場の機会を捉え、チラシ等を配布し周知を行う。また、市公共施設及び病院等にチラシを配布する。	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)	民生児童委員、町内会・自治会、地区福祉推進会、地域で開催しているサロン等の主催者と連携し、相談支	

<p>援包括化推進員や地域福祉コーディネーター，生活支援コーディネーターが地域生活課題の早期把握に努める。</p>	
<p>(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築</p>	
<p>(バックアップの内容) 多機関の協働による包括的相談支援体制構築モデル事業の個別ケース会議を活用する。</p>	<p>(バックアップする人) 地域福祉コーディネーター 相談支援包括化推進員 市職員</p>
<p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p>	
<p>地域包括支援センター，地域福祉コーディネーター，NPO 法人，社会福祉法人等</p>	
<p>事業の成果目標</p>	
<p>身近な圏域による相談 相談件数 410 件，解決件数 200 件</p>	
<p>ウ その他</p>	
<p>⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画</p>	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	盛岡市 (社会福祉法人 盛岡市社会福祉協議会)
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業
③事業実施の必要性、 体制等	高齢者，障がい者，子ども・子育て支援などの分野ごとに配置された盛岡市の相談支援機関は，市内の社会福祉法人や NPO 法人が受託し，専門的なサービス提供を行っている。一方で，様々な法人がそれぞれの相談支援機関を受託していることから，制度上や物理的な距離の制約を排除し，複合的な課題を抱える世帯に対する各機関の連携強化が求められており，平成 27 年度を初年度とする第2期盛岡市地域福祉計画では，全世代・全対象型の地域トータルケアシステム構築を重点的な取組事項としている。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	20 人(専任1名，兼任 19 人)
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	市からの委託事業を受けている基幹的な相談支援機関の職員(社会福祉法人，NPO 法人)など，地域における地域福祉の中核的な人材。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい(社会福祉法人千晶会盛岡広域圏障害者地域生活支援センター，社会福祉法人カナンの園 ヒソプ工房) ・子ども(社会福祉法人愛育園地域子育て支援センター，認定特定非営利活動法人いわて子育てネット) ・生活困窮者(特定非営利活動法人いわて生活者サポートセンター，特定非営利活動法人くらしのサポーターズあすからのくらし相談室・盛岡，特定非営利活動法人フードバンク岩手) ・職能団体(一般社団法人岩手県社会福祉士会) ・共生の場・まちづくり(一般社団法人しあわせ計画舎フキデチョウ文庫，Rashiku 株式会社 きさいや，もりおかワカものプロジェクト) ・ひとり親家庭(特定非営利活動法人インクルいわて) ・若者・就労(特定非営利活動法人いわてパノラマ福祉館，特定非営利活動法人もりおかユースポート) ・医療(社会医療法人智徳会未来の風せいわ病院これからの暮らし支援部医療相談室) ・高齢(盛岡市社会福祉協議会みたけ・北厨川地域包括支援センター，盛岡市社会福祉協議会盛岡駅西口ヘルパーステーション) ・社会的孤立者(そらをみた会) ・更生保護(更生保護法人岩手保護院)
<p>⑦事業内容</p>	
<p>ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・市内の基幹的な相談支援センター職員や，地域における福祉活動の中心的な人材を，相談支援包括化推進員として配置するとともに，盛岡市社会福祉協議会に配置する相談支援包括化推進員と地域福祉コーディネーターを中心に，包括的な相談支援体制の構築に向けたモデル事業に取り組むものである。 ・盛岡市社会福祉協議会への委託により事業を実施するが，市内の相談支援機関が有機的に結びつくような体制を構築するため，盛岡市社会福祉協議会が相談支援機関を受託している職員又は団体等に対し，相談 	

<p>支援包括化推進員を委嘱し、支援対象等に対し、チームとして支援できる体制とし、平成 30 年度は、社会的孤立(ひきこもり)や更生保護の分野を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹的な相談支援機関、ケアマネージャー、相談専門員のほか、心配ごと相談所や民生委員から情報収集を行う。なお、心配ごと相談所には心配ごと相談員を配置し、傾聴を主体とした相談しやすい市民レベルの相談体制を整備することで相談支援包括化推進員を補完しようとするものである。 ・福祉的な観点に留まらず、地域住民の視点に立ち、他分野との連携を意識しながら、広くまちづくりの観点から取り組むものとし、すでに包括的な支援の実践を試みている事業者等とも連携し、その先駆的な取り組みの効果なども調査研究しながら、効果的な事業実施に努めようとするものである。 	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
<p>(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専任の相談支援包括化推進員及び地域福祉コーディネーターが中心になり、相談支援包括化推進員や個別事例に関わる関係機関に参加を呼びか、随時開催する。 	(既存の会議の名称)
<p>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体会:年4回開催し、相談支援包括化推進員、地域福祉コーディネーター、雇用、医療、法律分野等の関係者が参加。 ・分科会:随時に開催し、テーマに応じて相談支援包括化推進員や該当する分野の関係者が参加。 	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・中間就労として実施している中古本の販売における純利を事務局運営の経費に一部充当する計画を検討中。 	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援包括化推進員による社会資源創出のための分科会を実施する。 	
オ その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・各分野の相談支援機関の職員の交流を促進するため、勉強会や事業報告会等を開催する。 ・市の組織内のネットワーク構築のため、生活困窮者自立支援庁内連携会議(既存)を活用する。 	
⑧事業の成果目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・複合的な課題を抱える者に対する相談件数 500 件 ・支援の終結率 50% ・社会資源の創出により各分野に共通の課題を解決(居場所づくり、シェルター、保証人、中間就労)。 ・ひきこもりの相談支援の強化。 ・再犯防止対応のネットワークづくり。 	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

5. 成果目標の達成状況

<p>平成 30 年度</p> <p>○地域力強化推進事業</p> <p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <p>成果目標: ボランティア養成講座参加者数 50 人, マンションサミット参加者数 30 人</p> <p>結果: ボランティア養成講座参加者数 19 人, マンションサミット参加者 132 人。</p> <p>ボランティア講座受講者が中心となって行った、夏・冬の子供の居場所づくりでは、のべ 102 名の地域住民に協力をいただいた。</p> <p>イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <p>成果目標: 身近な圏域による相談 相談件数 410 件, 解決件数 200 件</p> <p>結果: 相談件数 17 件, 解決件数 12 件。</p> <p>○多機関の協働による包括的支援体制構築事業</p> <p>成果目標:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合的な課題を抱える者に対する相談件数 500 件, 支援の終結率 50% 結果: 相談件数は CSW912 件+包括化推進員 61 件計 973 件で支援の終結率は 30%。 ・社会資源の創出により各分野に共通の課題を解決。(居場所づくり、シェルター、保証人、中間就労) 結果: 社会資源の創出として中間就労分野では、新書購入全国1位の盛岡ならではの取組みとして寄附された本を活用した中古本販売の取組みの検討を行った。 ・ひきこもりの相談支援の強化及び再犯防止対応のネットワークづくり 結果: ひきこもり相談支援については、今年度より相談支援包括化推進員にひきこもり分野を追加するだけでな

く、市が主催するフォーラムのテーマをひきこもり支援としより多くの支援者の理解を深める内容とした。再犯防止についても、今年度より相談支援包括化推進員に更正保護分野を追加し、法務省の地域再犯防止推進モデル事業と連携し誰もが必要な相談を受けられる体制を構築する。

岩手県 遠野市

都道府県名	岩手県	市区町村名	遠野市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/> 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	<input type="radio"/> 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉部健康長寿課	電話番号	0198-62-5112
参考 URL	https://www.city.tono.iwate.jp/		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	27,161(人)	世帯数	10,793(世帯)
高齢化率	38.7(%)	生活保護受給率	9.17(%)
面積	825.97(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	不明(%)	公立小学校数	11(校)
		公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター	直営: 1か所		
生活困窮者自立相談支援事業	委託: 1か所(社協)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>冷涼な気候と豊かな自然環境を生かした農林業を基幹産業とし、米を中心に、野菜、ホップや葉たばこなどの工芸作物、家畜が複合経営されており、日本一の乗用馬生産地として知られています。また四季が織り成す豊かで美しい広大な自然は、日本の原風景として全国の多くの人々に親しまれ、『遠野物語』に代表される歴史と文化を活かした観光・交流人口の拡大に取り組んでいる。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>第2層にあたる地域活動は、今まで地区センター(公民館)を中心に行政職員が従事し、住民と協力して行ってきた。保健・福祉に関する地域課題が多くなっていく中で、地域づくりに福祉的視点が必要となっており、モデル事業により福祉専門職が地域づくりに参画できるようにする。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>各地区には、地域づくりを推進する各団体が存在し、その代表者等の参画を得て、社会福祉協議会地区支部が設置されている。本事業の委託先である社会福祉協議会がモデル地区において専門職が福祉的な視点による地域づくりに積極的に関わることで、地区支部が活性化した形で地域課題を掘り起こすとともに、潜在している地域の力を見える化して行く。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	遠野市(社会福祉法人遠野市社会福祉協議会)	
②事業名	遠野市多機関の協働による包括的相談支援体制構築事業	
③事業実施の必要性	地区センター(公民館)を拠点施設として実施されてきた地域まちづくりを、社会教育の視点に加え、地域・社会福祉の視点も加えて実施されるよう住民意識の醸成を図り、福祉的な地域課題に対応できる地域まちづくりの仕組みを構築する必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 綾織町、土淵町、青笹町	(対象地域の範囲) 地区センター(旧町単位・小学校区)	(人口) 6,198人 (平成31年1月1日現在)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 社協地区支部を単位に地域から提案されるまちづくりの取り組みを支援。	(支援の内容) 社協独自財源による「とおのの福祉トップランナーモデル事業」で取り組み費用を支援。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 地区センター(公民館) 3箇所 【綾織地区センター、土淵地区センター、青笹地区センター】	(運営主体) 遠野市	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 3地区のうち1地区を選定。	(研修の内容) 地域共生社会の実現を図るうえで、地域に必要とされる研修をテーマに選び実施予定。	
(エ)その他		
社会福祉法人が地域共生社会の実現のためにどのような役割を果たすべきかを考える研修会を開催。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社会福祉協議会地区支部との連携により、地域福祉推進の観点から赤い羽根共同募金などの活動支援を通じて、自主財源確保の取り組みを進める。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
平成29年度から在宅介護支援センター相談員が生活支援コーディネーターを担っており、モデル3地区のエリアコーディネートを兼務していることから、丸ごと相談員(相談支援包括化推進員)と連携を図るとともに、案件により地域包括支援センターとの連携を図る。		
事業の成果目標		
「とおのの福祉トップランナーモデル事業」実施数、研修参加者数。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 綾織町、土淵町、青笹町	(対象地域の範囲) 地区センター(旧町単位・小学校区)	(人口) 6,198人 (平成31年1月1日現在)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 地区センター(公民館) 3箇所 【綾織地区センター、土淵地区センター、青笹地区センター】	(相談を受け止める人) 丸ごと相談員(委託)	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 地域で開催される区長、民生児童委員などの定例会議に丸ごと相談員が参加し周知を行う。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地域で開催される区長、民生児童委員などの定例会議に丸ごと相談員が参加し、課題の把握を行う。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 第2層で行われるモデル地区で受けた相談を第1層で開催される支援調整会議等を通じてバックアップする。	(バックアップする人) 遠野健康福祉の里(地域包括支援センター)関係職員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
個別課題については、支援調整会議を自立生活支援相談窓口(生活困窮自立支援)と共同で毎月1回開催し、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等と連携して対象者の支援にあたる。		

事業の成果目標	
モデル3地区(綾織町、土淵町、青笹町)において、相談窓口として相談対応を年間 450 件(1地区あり 150 件)行うとともに支援プランを年間で 30 件(1地区あたり 10 件)作成することを目標とする。 ※4多機関の協働による包括的支援体制構築事業と同じ。	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	遠野市(社会福祉法人遠野市社会福祉協議会)
②事業名	遠野市多機関の協働による包括的相談支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	<p>第3期遠野市地域福祉計画では「身近な相談窓口」が必要との提言を受け、施策の方向性としてコーディネート役を担う人材の各地区(9町)への配置を検討することとしている。当市では地域包括支援センターのランチとして6箇所の在宅介護支援センター(以下「在介センター」という。)があり、平成 29 年度から在介センター相談員が生活支援コーディネーターも担うこととしたが、3箇所の在介センターが2地区を担当することになっているため、コーディネートを担う上での課題(業務過多のため十分な成果を期待できないなど)となっている。</p> <p>丸ごと相談員(相談支援包括化推進員)を配置することにより、地域包括ケアシステムの第2層となる各地区(9町)に福祉専門職1名の相談・支援体制が整う。これにより地区において、住民からの生活支援に関する相談に対応するとともに、地区住民をはじめ、区長、民生児童委員、ボランティア、社会福祉法人等の関係者・団体と連携しながら、地域で解決する体制づくりの構築、地域資源の開発支援、地域協働の推進の仕組みづくりがなされる。</p> <p>第1層の「丸ごと相談拠点のバックアップ機関」として遠野健康福祉の里内にある各関係機関が連携して対応するが、総合調整を担うのは市直営の地域包括支援センターの役割とする体制を構築して行く。</p>
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	<p>①在宅介護支援センター相談員から異動。生活支援コーディネーター養成研修を終了している。</p> <p>②過去に高齢者相談業務の経験があり、ホームヘルパーから異動。</p> <p>③居宅介護支援事業所で介護支援専門員として働き、委託法人で新採用。</p>
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	<p>地区センター(公民館) 3箇所 【綾織地区センター、土淵地区センター、青笹地区センター】</p>
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<p>丸ごと相談員は、モデル事業において、在介センターと連携し高齢者実態把握調査による情報共有を図り、地区で開催される区長会、地区民生児童委員協議会、社会福祉協議会地区支部などの関係団体の会議に参加するなかで、地域の困りごとを把握する。なお、第2層の活動拠点となる地区センター(公民館)の職員や社会福祉協議会地区支部と連携を図り、対象者への支援を行うとともに、状況によって第1層の拠点である遠野健康福祉の里と連携を図りながら、総合的に支援を行う。</p>	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 支援対象者に係る会議は、自立生活支援相談窓口(生活困窮自立支援)と共同で毎月1回開催し、地域包括支援センター、在介センター職員を中心にその都度、対象者の支援に係る個人・団体を交えて開催する。	(既存の会議の名称) 支援調整会議

<p>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 第2層となる地区の関係者間の情報共有・連携の体制づくりを図るため、モデル地区単位における相談支援包括化推進会議(既に地域にある連絡会議を充てる)を開催する。 各モデル地区で2月に1回～半年に1回と開催回数が異なるが、駐在署、郵便局、学校、保育園などの地域関係者が参加する。</p>	<p>(既存の会議の名称) 官公署会議、地域教育協議会会議</p>
<p>ウ 自主財源の確保のための取組の概要</p>	
<p>社会福祉協議会地区支部との連携により、地域福祉推進の観点から赤い羽根共同募金などの活動支援を通じて、自主財源確保の取り組みを進める。</p>	
<p>エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要</p>	
<p>介護保険制度により設置された生活支援コーディネーターと連携するとともに、地区センター、社会福祉協議会地区支部と協働することで、地域資源の創出を検討して行く。</p>	
<p>オ その他</p>	
<p>市行政の地区窓口である地区センターを丸ごと相談員の活動拠点とすることで、組織づくりから始まるのではなく、地区住民との関係づくりから事業がスタートすることで、地区の主体性を活かしたコーディネートに繋がっていきと考えている。</p>	
<p>⑧事業の成果目標</p>	
<p>2年目ではモデル3地区(綾織町、土淵町、青笹町)において、引き続き相談窓口として相談対応を年間 450 件(1地区あり 150 件)行うとともに支援プランを年間で 30 件(1地区あたり 10 件)作成することを目標とする。 ※3地域力強化推進事業と同じ。</p>	
<p>⑨地域力強化推進事業実施計画</p>	

5. 成果目標の達成状況

<p>事業実施2年目の当市では、2事業ともモデル3地区において相談窓口として相談対応を年間 450 件、支援プランを年間で 30 件分作成することを目標とした。 平成 31 年2月までの実績として、相談 612 件、支援プラン作成 13 件となっている。</p>
<p>○地域力強化推進事業</p>
<p>①「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備 丸ごと相談員は、活動する地区センター(公民館)で、普段から区長、民生児童委員等の地域団体の関係者と顔なじみの関係をつくり、一緒に取り組む環境づくりを進めている。</p>
<p>各地区センターには市社会福祉協議会地区支部があり、支部から提案されたまちづくりのアイデアに社協自主財源で「とおの福祉トップランナーモデル事業」として活動助成を行って地域が主体となって課題解決を進める試みを始めており、平成 30 年度では市内4支部、当該モデル地区では2地区(青笹、土淵)で取り組まれた。</p>
<p>また、地域共生社会の実現を図るうえで、地域に必要とされる研修については、青笹地区センターにおいて1月にテーマを「終活」として、地域にある養護老人ホームのお話と弁護士による相続のお話をを行い参加者は関係者を除いて 28 名であった。</p>
<p>なお、社会福祉法人等の「地域における公益的な取組」を推進するため、7月に『地域共生社会政策と社会福祉法人及び介護保険事業者、障害者サービス事業者の地域貢献』をテーマに研修を実施した。その後、市社会福祉協議会が旗振り役となって、市内5つの社会福祉法人と2つの介護老人保健施設の代表等による情報交換等を行ったところ、3つの社会福祉法人が奨学金返還支援制度を新年度から導入する方向で動いている。</p>
<p>②「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p>
<p>本事業により丸ごと相談員(相談支援包括化推進員)をモデル3地区に配置したことにより相談員が住民に身近な場所で相談を受ける体制を整備した。</p>
<p>○多機関の協働による包括的支援体制構築事業</p>
<p>丸ごと相談員(相談支援包括化推進員)を第2層のモデル3地区に配置することで、地域で埋もれていた相談者等が抱える課題を掘り起こすことができるようになったほか、地域で連携してケースに関わることができるようになってきた。</p>
<p>第1層では、「新しい地域の医療と介護を考える会」が3月に立ち上がる見込みとなっており、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士、行政職員を構成員として専門多職種連携の第一歩を踏み出す。</p>

岩手県 矢巾町

都道府県名	岩手県	市区町村名	矢巾町
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉・子ども課 福祉係	電話番号	019-611-2572(直通)
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	27,326(人)	世帯数	10,401(世帯)
高齢化率	25.2(%)	生活保護受給率	0.35(%)
面積	67.32(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	未集計	公立小学校数	4(校)
		公立中学校数	2(校)
地域包括支援センター	委託:1 か所(社会福祉法人)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1 か所(県事業として、近隣 5 町の事業を県社協に委託)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>県庁所在地である盛岡市の南に位置し、交通アクセスが良好であることから、就労者・通学者の出入りが激しい。また、過疎化が進行している岩手県内において、数少ない人口増加地域である。盛岡市との間に岩手産業流通センターが位置することから、卸売業が主力産業であるが、町内全域に田園地帯が広がり、農業も盛んである。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組み目的・狙い</p>	<p>自身が抱える問題を住民だけでなく、相談業務に携わる職員が、抱え込まない環境をつくる。(相談を受ける側にとっても、働きやすい環境をつくる。)</p> <p>一人の支援者をきっかけに、(その人にとって必要な)支援者が次々と関わっていけるような体制を構築する。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の地域活動への参加率を高め、住民主体の自主的な支えあい活動の活性化を図る。 ・(匿名性に留意しつつ)誰もが気軽に相談できる地域づくり。 ・各相談支援機関の問題解決能力を向上し、「相談すれば解決につながる」イメージを強化する。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	矢巾町 矢巾町社会福祉協議会(一部委託)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	市街化区域は、開発が進む中で住民の出入りが激しく、地域コミュニティの希薄化が進んでいる。それに対し、周辺の農村地域は、強固なコミュニティを維持するものの、高齢化の進展が著しい。二極化する町内で、それぞれの地域特性に応じた地域づくりを進めるために総合的な支援を実施する。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
町内全域(3~4地区に分割予定)	小学校区を基本とし、一部調整	27,326人(H31.1.1)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
矢巾町保健福祉交流センター	矢巾町社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
住民全般	自分の住む地域の現状や、他地域(町内外問わず)の取り組み事例を学び、自分たちに出来ることか考えるきっかけとする。	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金、やはば生活支援ネットワーク(町内社会福祉法人等で設立)の活用		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
矢巾町社会福祉協議会に配置している生活支援コーディネーターやコミュニティーソーシャルワーカーの活動と連携し、制度の狭間に埋もれがちな生活課題の把握・解決を図る。		
事業の成果目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・「研修」参加者数:のべ200名以上 ・住民提案による社会資源の創出 2件以上 ・地域福祉活動に参加したことがある方の割合 60%以上 (次期地域福祉計画策定時(平成31年度)に調査予定 平成28年度調査時:54%)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
町内全域	町内全域	27,326人(H31.1.1)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
矢巾町福祉・子ども課	相談支援包括化推進員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
町広報誌、町情報番組(ラジオ)		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
民生委員を中心とした各地域のネットワークを活用する		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
専門機関への円滑な引継ぎ、訪問による詳細の把握 や助言・事例提供	行政担当職員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
事業の成果目標		
※多機関の協働による包括的支援体制構築事業とあわせ 新規相談受理件数 80件(複合的な課題を有するケースに限る) 終結率 70%以上 住民提案による社会資源の創出 2件以上		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	矢巾町(直営)
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	市街化区域は、開発が進む中で住民の出入りが激しく、地域コミュニティの希薄化が進んでいる。それに対し、周辺の農村地域は、強固なコミュニティを維持するものの、高齢化の進展が著しい。 地域ごとの生活課題が多様化する中で、複合的な課題に対してワンストップで対応する体制作りが求められている。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	・ 社会福祉士、介護支援専門員 (主たる業務歴:通所介護事業所相談員) ・ 主任介護支援専門員、看護師 (主たる業務歴:居宅介護支援事業所)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	矢巾町 福祉・子ども課
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<p>対象者把握方法:既に関わりを持っている関係機関からの情報提供、民生委員や行政区長を中心とした地域住民からの情報提供</p> <p>ネットワーク構築方法:各福祉制度の核となる相談機関(地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て支援センター、生活困窮者自立支援相談機関)</p> <p>支援方法:対象者の抱える問題を見立て、その必要性・緊急性に応じた関係機関に繋ぐほか、自力での制度利用が困難な方に対しては伴走型の支援を実施する。</p>	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 相談支援包括化推進会議(月1回) 参集者:地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て支援センター、ハローワーク、社会福祉協議会、福祉事務所(生活保護担当)、生活困窮者自立支援事業担当職員、(事例に応じて、弁護士、教育機関、医療機関、民生委員など)	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 各福祉制度の中心を担う機関が実施する連絡会に参加し、それぞれの領域にネットワークを拡大する。	(既存の会議の名称) 介護保険事業所・ケアマネ事業所連絡会、相談支援事業所連絡会、要保護児童対策地域協議会
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
共同募金、やはば生活支援ネットワーク(町内社会福祉法人等が設立)を活用する。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
地域力強化推進事業と連動し、住民提案による資源創出を目指す。(除雪、ごみ出しなどの生活支援サービスや中心部以外に居住する住民に対する移動支援が想定される。町内社会福祉法人との連携を進めるほか、個人事業主との協議を検討している。)	
オ その他	
町内個人事業主等に協力を要請し、金銭面以外の支援(人的資源、中間的就労の場の確保)を求める。 生活保護実施機関(盛岡広域振興局)と連携し、生活保護廃止者のうち希望者に対し、継続支援を実施する。	
⑧事業の成果目標	
※地域力強化推進事業とあわせ 新規相談受理件数 80件(複合的な課題を有するケースに限る) 終結率 70%以上 住民提案による社会資源の創出 2件以上	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

5. 成果目標の達成状況

【地域力強化推進事業】

- ・地域福祉学習会を町内2カ所で実施(のべ53名の参加)。
(上記のほか、町内中学校・高校でも、総合学習の一環に関連する講話を実施。)
- ・自治会公民館を多世代包括型支援拠点(住民主体で地域課題を解決する場)とするため、事業を先行実施する地区を選定し、実施に向けた協議実施中。(H31.4～3ヶ所のモデル地区で事業開始予定)

住民提案による新規事業の創出

- ・サロン活動実施グループ 6グループ新設
- ・精神障害者家族会による傾聴会(家族交流会)「おしゃべり会」の開設

【多機関の協働による包括的支援体制構築事業】

- ・前年度継続案件32件、新規相談案件34件 終結案件38件(57.6%) 2月末現在
主たる終結理由: 給与収入確保、課題の解消による生活の安定、親族との関係修復など
※対象者の転出にあたっては、転居後の支援機関を調整する。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



岩手県 岩泉町

都道府県名	岩手県	市区町村名	岩泉町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	保健福祉課社会福祉室	電話番号	0194-22-2111(内線 231)
参考 URL	https://www.town.iwaizumi.lg.jp/		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	9,407(人)	世帯数	4,459(世帯)		
高齢化率	42.54(%)	生活保護受給率	20.09(%)	面積	992.36(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	-(%)	公立小学校数	10(校)	公立中学校数	5(校)
地域包括支援センター	直営:1か所				
生活困窮者自立相談支援事業	直営:0か所 委託:2か所(社協、民間団体)				

※記入例 直営:1か所, 委託:2か所(社協)

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>広大な土地に広がる自然を活かした産業が盛んである。全国的に有名となっている岩泉ヨーグルトをはじめ、短角牛や安家地大根、炭鉱ホルモンなど、町内で魚・肉・野菜が揃う食の豊かな町である。観光面では日本三代鍾乳洞の一つである龍泉洞を有している。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>本町は平成 28 年度台風第 10 号豪雨災害により人口の 15%が被災するという甚大な被害を受けた。災害以前から障害や病気を抱え、地域のつながりに支えられていた人が、直接の被害は免れたものの、生活環境の変化で立ち行かなくなり孤立するなど、地域が災害以前から抱えていた課題が、災害をきっかけに表面化した。</p> <p>被災者支援に加え、幅広い地域福祉課題にも応えていく仕組みづくりが早急に求められる中、障害、介護、生活困窮者支援、法律関係等の専門職の連携によるワンストップの包括的相談窓口の設置と、そこに困難事案を見つけつなぐ役割となる地域の多様な主体を育成し、包括的相談支援体制とネットワーク構築を行い、困難課題の解決に取り組む。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>災害をきっかけに、県内外からの専門職のネットワークが構築され、高い課題解決力をもった相談支援体制を早期に図った。今後はそれと並行して、介護従事者や民生委員はもとより、福祉分野とは活動目的を異にする地域の NPO や一般社団法人、商店街、女性団体などの多様な主体に対してもワークショップや研修を通じて理解を促進し、この制度の担い手となっただき、普段の活動でできることを社会資源として一つでも多く創出するための取り組みを展開していく。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	岩泉町(町内の社会福祉法人、NPO法人等から公募)	
②事業名	岩泉町地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	平成 29 年度から実施している多機関の協働による包括的支援体制構築事業の取組により、複合的な課題を抱えた世帯に関する相談を受け止める機関は整備された。今後は、地域における主体的な取組により、支援を必要としている世帯を把握し、相談機関に繋ぐ体制づくりを進める必要がある。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
町内に6地区ある旧村単位から2地区程度を設定	旧村単位	約 3,000 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
町社協、民生委員、NPO等の法人、婦人会、商店街など	福祉分野に関わらず町内の多様な組織に参加を促し、地域の支え合いの仕組みを作るための勉強会を開催する。	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金や社会福祉法人等による地域貢献活動の財源の活用等		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)、相談支援事業(障害)等		
事業の成果目標		
地域の支え合いの仕組みづくり勉強会参加者数 120 人 10 人×6回×2地区		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
町内全域	旧村単位	約 500~4,000 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
岩泉町包括化相談支援センターを設置(H30.4~)。今後は介護、障害の事業所等に参画を要請し、増やしていく予定。	社会福祉士等	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
毎月1回、チラシを世帯配布し、周知を図る。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
民生委員、地域ケア会議等の連携により、早期把握に努める。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
町外の法律関係、生活困窮者支援、障害者支援、被災者支援団体との連携・協働により課題解決を目指す。	社会福祉士等	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
包括的支援事業、生活困窮者自立支援事業、相談支援事業(障害)、要保護児童対策協議会等		
事業の成果目標		
○包括的相談窓口の開設件数 月4回開催、包括的相談窓口への相談件数 月平均10件		
○複合的課題を抱えるケースへの対応件数 20件		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
別紙のとおり		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	岩泉町(一般社団法人岩泉よりそい・みらいネット)	
②事業名	岩泉町多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、体制等	<p>【事業実施の必要性】本町は、平成28年台風第10号により人口の15%が被災をするという甚大な被害を受けた。直接の被災は免れたものの、生活環境の変化で立ち行かなくなり孤立するなど、地域が災害以前から抱えていた課題が災害をきっかけに表面化した。被災者支援に加え、障害、介護、生活困窮者支援、法律関係等の専門職の連携によるワンストップの包括的相談窓口の設置と、つなぐ役割となる地域の多様な主体を育成し、多機関連携による包括的相談支援体制を構築し、困難課題の解決に向けた取組を進めようとするものである。</p> <p>【体制等】別紙のとおり</p>	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員等	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	岩泉町包括化相談支援センター	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
<p>① 相談援助の実績を有する複数の機関と協定を締結し、機関から専門職を推薦いただき、包括化アドバイザーとして委嘱</p> <p>② 対応可能な包括化アドバイザーを2～4人を募り、週1回金曜日に包括的相談窓口を開設し、多様な課題を抱える住民への対応に当たる。</p> <p>④町の保健師、包括支援センター、相談支援事業所や被災者支援にあたる生活相談支援員にも協力を要請し、本事業の対象となる複合課題を抱えたケースについて情報提供してもらい、アウトリーチによる相談支援も展開する。</p>		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 困難ケースが生じた場合、適宜相談支援包括化推進員、包括化アドバイザーと町の関係部署による「実務者会議」を開催する。情報の共有と課題の整理、ネットワーク外の多機関との連携方法の検討を行う。月1回、各回10名程度で開催の予定。	(既存の会議の名称)	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ケース世帯にかかわる複数の支援者・機関(行政機関内の関係部署やケアマネージャー、相談支援専門員、ケース世帯のキーパーソンなど)を参集し「支援調整会議」を開催する。世帯が抱える課題を共有し、今後の支援について役割分担する。四半期に1回、各回10名程度で開催の予定。	(既存の会議の名称)	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
相談支援事業所の立上げ、地域生活支援事業を活用した共生型の支援事業の展開、地域包括ケアシステムとのかかわりを深め、生活支援コーディネーターの受託など地域において不足する社会資源の受け皿となる体制を整備し、自主財源の確保を図る。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
福祉分野の枠組みを超えた多様な組織・団体、個人に声掛けし、勉強会を開催。それぞれの参加者が思う町の「強み」や「資源」「気になっている世帯の例」などについて話し合い、ストレングスモデルに基づく町の仕組みづくりに取り組む。		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
<p>○障害・介護・生活困窮者支援・法律関係等の専門職によるネットワーク体制の構築</p> <p>○包括的相談窓口の開設件数 月4回開催、包括的相談窓口への相談件数 月平均10件</p> <p>○複合的課題を抱えるケースへの対応件数 20件</p> <p>○福祉分野を超えた多様な主体に対する「我が事」意識の醸成のための勉強会の開催回数 年4回</p>		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
別紙のとおり		

5. 成果目標の達成状況

○地域力強化事業

成果目標①包括的相談窓口の開設件数(月4回)、包括的相談窓口への相談件数(月平均10件)

⇒相談窓口の開催件数 **42回**(2月28日時点)、窓口への相談件数(75件:月平均6~7件)

成果目標②複合的課題を抱えるケースへの対応件数(20件)

⇒対応件数 **24件**

今年度は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」の予算内にて事業展開を実施。町の人口規模を考慮し、新たに会議を開催するのではなく、既存の事業において展開されている各種会議や勉強会に参画することで地域の抱える課題の掘り起こしやニーズ把握に努めた。

主な内容は下記のとおり。

①地域包括包括支援センターが実施する地域ケア会議への参画

②民間団体が行う移動型サロンへの参加(夏季に実施)

③町で今年度より始まった生活支援体制整備事業にて設置された、地域住民からなる協議体の連絡会議に、多機関の協働による包括的支援体制構築事業に従事している相談支援包括化アドバイザーが講師として登壇し、包括的支援体制についての意識醸成を図った。

また、インフォーマルな支援として、制度につながるまでの生活困窮世帯の通院同行支援(親族や既存団体に依頼が出来ない案件)や緊急案件の居住地移転の支援をNPO法人へ依頼するなど、実務者として、また中間的支援として実施。いずれも地域課題に直面する例であり、また、制度の狭間の世帯への関わりであった。次年度はこれらの例を基に、地域で取り組めることはないか、具体的に話し合い、実現に結び付けられるような体制づくりを目指す。

○多機関の協働による包括的支援体制構築事業(※イメージ図は別添①を参照)

成果目標①障がい・介護・生活困窮者・法律関係等の専門職によるネットワークの構築

⇒町内外の相談支援事業所(障がい)、地域包括支援センター、居宅介護事業所(介護)、若者サポートステーション(若者就労支援)、キャリアバンク(生活困窮者支援)、フードバンク岩手(生活困窮者支援)、岩手弁護士会等、各機関に所属する専門職に対し、複合課題世帯に相談支援包括化推進会議への出席を依頼。課題共有と共通の認識で支援方法の構築を図る事でネットワークの構築にもつなげる事が出来ている。

※「岩泉町包括化相談支援センター」を通称岩泉よりそい・みらいネットとし、生活相談窓口を設置。

定期開催と随時訪問及び電話相談により対応。

成果目標②包括的相談窓口の開設件数(月4回) 包括的相談窓口への相談件数(月平均10件)

⇒相談窓口の開催件数 **42回**(2月28日時点)、窓口への相談件数(75件:月平均6~7件)

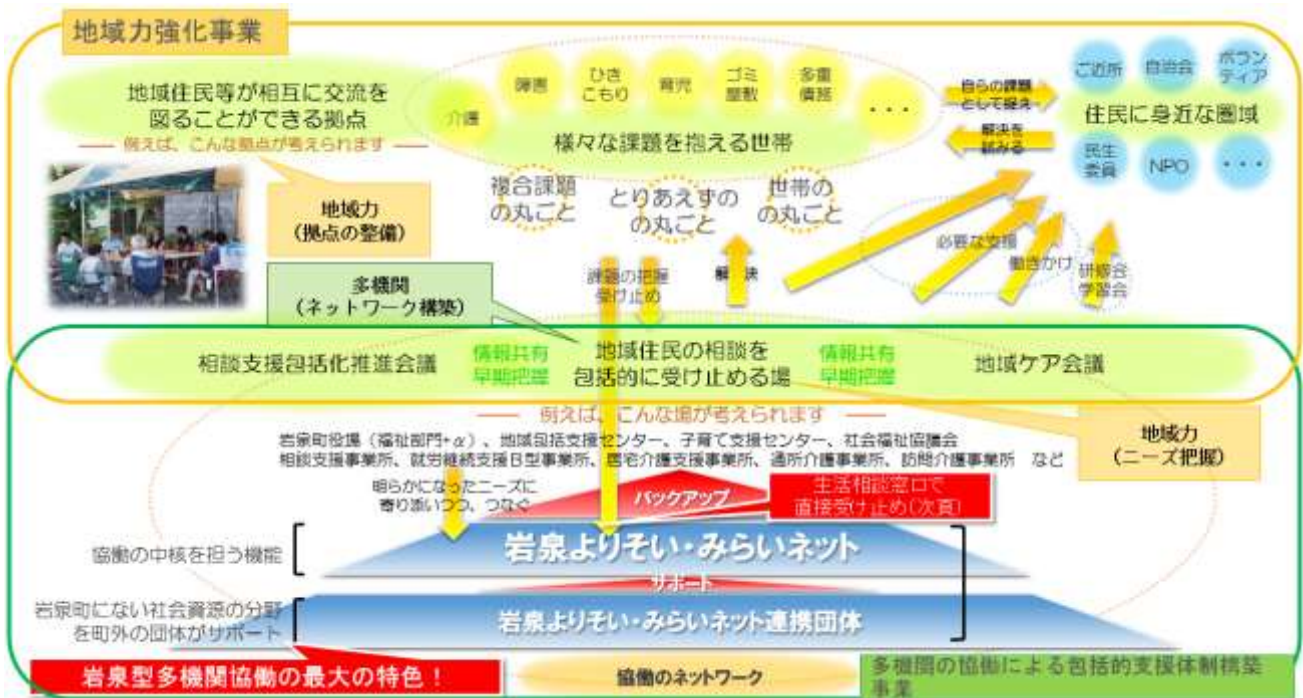
成果目標③福祉的課題を抱えるケースへの対応件数(20件)

⇒対応件数 **24件(前年度からの継続案件を含む)**

成果目標④福祉分野を超えた多様な主体による対する「我が事」意識の醸成のための勉強会の開催(年4回)

⇒主催としての実施ではなく、類似の既存の会議や催しに参加し、幅広い住民の方へ事業周知と意識醸成を図った。これまで、多機関が参加する会議としては、主に被災者支援連携会議(月に1回開催)や地域ケア会議(年2回)、認知症ケア実行委員会(実行委員として出席・認知症理解の上映会と寸劇の実施)へ出席。また、相談支援包括化推進会議を通して(これまで12回開催)ワークショップを含めた勉強会を7月に1回実施している。

その他、生活支援コーディネーターが主体となって実施している町内巡回型サロンとの協働や、医療機関・居宅介護事業所・社協・NPO法人と協働して行う住民参加型のサロンへの参加を通して、住民の意識醸成を目指している。(※主な内容については別添②を参照)



多機関協働のネットワーク構築を図るため、各種会議に出席

相談支援包括化推進会議



地域ケア会議で生まれたサロン



被災者支援連携会議



地域で開催される勉強会やセミナーへ参加し、事業の理解促進を行うと共に、住民全体のボトムアップや関わり人口を増やす。

移動型サロンへの参加



認知症セミナーin岩泉実行委員会



宮城県 仙台市

都道府県名	宮城県	市区町村名	仙台市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉局社会課	電話番号	022-214-8158
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	1,089,131(人)		世帯数	514,924(世帯)		
高齢化率	23.49(%)	生活保護受給率	16.64(%)	面積	786.30(k m ²)	
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	79.1(%)	公立小学校数	123(校)	公立中学校数	64(校)	
地域包括支援センター	委託:52 か所(社協 4、その他 48)					
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1 か所(民間 1)					

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>東北地方の経済・行政・文化の中心として発展し、城下町の長い歴史の中で育まれた都市文化と豊かな自然、多彩な文化芸術活動、四季折々のお祭りなど、さまざま魅力を持つ。 東北唯一の百万都市として、東北地方の交流人口の拡大と魅力の発信、及び震災の経験と教訓を踏まえ、「防災環境都市づくり」に取り組んでいる。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	住民主体の支援ネットワークづくりを進めることで、少子高齢社会における地域のさまざまな福祉課題・複合課題の解決、さらに地域包括ケアシステムの下支えともなる地域の福祉力の向上を図っていくこと。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	住民一人ひとりが、地域の福祉課題に積極的・主体的に気づき、地域の社会資源を活用しながら、社会情勢の変化や地域の実情に柔軟かつ多角的に対応できるようになること。 地域のさまざまな主体が連携・協働し、それぞれの地域にある社会資源や担い手と有機的につながりながら、地域課題をともに考え、解決に向け行動していく支え合い・助け合いのまちづくりが実現すること。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	仙台市(社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会への補助事業)	
②事業名	地域の「福祉力」向上に係るコミュニティソーシャルワーカー配置事業	
③事業実施の必要性	地域保健福祉活動の担い手の不足や高齢化、地域間の活動の温度差やリーダーの負担感等が課題となっているため、市社会福祉協議会各区支部事務所に地域づくりのコーディネーターとなる「コミュニティソーシャルワーカー」を配置し、地域住民主体の支え合いの体制づくりを進めていく必要がある。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
仙台市内	小中学校区	1,089,131
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
地区社会福祉協議会	市内対象地域において、地域住民が主体となった支え合いによる福祉活動(見守り活動やサロン活動、日常生活支援活動等)の促進を図るため、活動を継続できる体制づくり等の支援を行う。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
各地区のコミュニティセンター、集会所等	地区社会福祉協議会等	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
地区社協会長及び地域福祉活動推進員	地域団体や関係機関のネットワークの構築や、人材の育成、他地域における優良事例の共有のための情報交換会の開催	
(エ)その他		
上記対象地域の中から、重点支援モデル地区(10 地区程度)を定め、地域の実情に応じた目標を設定する。CSW は各地区の目標達成に向け、運営方法や人材育成、他機関との連携等必要な活動支援を行う。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金等を活用し、住民の身近な圏域における交流の場づくりや地域活動の担い手育成を図る。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
なし		
事業の成果目標		
①市内各地域において、住民が身近な圏域で実施するサロン活動や見守り活動の充実を図るため、福祉活動推進員や福祉活動リーダーを対象とした研修会(5 区で合計 10 回)を開催する。 ②身近な地域の活動を住民自身ができる環境を整え、他地域との比較の中で、自らの地域を見直すきっかけとするため、市内各地域で取り組まれている住民の交流の場に関する情報を集約し公開する。(サロン等 700 か所の情報集約) ③重点支援モデル地区(29 年度は 10 地区程度)について、各地区の実情に応じた目標設定(担い手の充実、福祉ニーズに対応する体制づくり、連携体制づくり等)とそれに基づいた支援を行い、地域住民自身による評価結果について、平均 3.0 点以上(約 5 項目 5 段階評価 最高評価 5.0 点)を目指す。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
仙台市内	小中学校区	1,089,131
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
仙台市社会福祉協議会太白区事務所【多機関事業との連動】	相談支援包括化推進員【多機関事業との連動】	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
関係機関等による会議での周知 等		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
民生委員や福祉委員等地域の活動者が把握した課題を受け止める。		

(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 地域ケア会議等への参加を通じ、市・関係機関とのネットワークを構築する。	(バックアップする人) 行政、地域包括支援センター、社協等
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
なし	
事業の成果目標	
見守りをしている活動者が抱える不安や課題、対応方法の整理などの相談支援。住民だけでは対応できない課題に対する相談対応や支援調整。	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	仙台市 (社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会への補助事業)
②事業名	多機関の協働による包括化支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	分野別の相談支援では対応困難なケースや複合的な課題を抱えた世帯の社会的孤立防止に向け、相談を包括的に受け止める相談支援体制をモデル的に実施するため、仙台市社会福祉協議会の1区事務所の職員を「相談支援包括化推進員」として配置する。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	仙台市社会福祉協議会職員(主任) 資格:社会福祉士 施設の相談業務、地域福祉関係の事業を担当後、CSWとして4年間復興公営住宅建設地域のコミュニティ形成や支援体制づくり、地域活動支援を行う。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	仙台市社会福祉協議会太白区事務所
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員や地区社協福祉委員等、活動の担い手に対する必要な情報提供や助言等のサポート ・子ども・高齢・障害等各分野の会議出席を通じた専門相談機関との関係構築、及び、包括的な支援体制のあり方についての検討 	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・月2～3回程度開催を想定。包括支援センターや障害者相談支援事業所、行政、民生委員等、事例によって必要な範囲を招集する。	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・高齢関係の専門機関等との連携(月1回以上) ・障害関係の専門機関等との連携(月1回以上) ・子供関係の団体等との連携(年3回程度) ・生活困窮関係の専門機関との連携(月1回程度) ・地域(16民児協・20地区社協等)との連携(月1回以上)等	(既存の会議の名称) ・地域ケア会議 ・区障害者自立支援協議会 ・区子育てネットワーク 等
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
各専門相談機関や関係部署、地域の活動者等との協議の中で見えてくる地域課題から、必要な社会資源の検討・創出につなげていく。	
オ その他	

⑧事業の成果目標
・複合的課題を抱える世帯への支援の事例を通じて、関係機関との役割分担や、効果的な支援を図るための協力体制に必要な要素を整理する。
⑨地域力強化推進事業実施計画

5. 成果目標の達成状況

<p>1.地域力強化推進事業</p> <p>ア)</p> <p>①研修会(5区で合計10回)開催 →達成(5区で14回開催)</p> <p>②住民の交流の場に関する情報の集約・公開 →達成予定(年度末までに公開予定)</p> <p>③重点支援モデル地区の実施と評価結果 3.0点以上 →12地区を支援。評価は未集計(年度末までに実施予定)</p> <p>イ)</p> <p>・見守りをしている活動者が抱える不安や課題、対応方法の整理などの相談支援。住民だけでは対応できない課題に対する相談対応や支援調整について</p> <p>→相談受付件数 74件(※1月末時点)</p>
<p>2.多機関の協働による包括的支援体制構築事業(10月より実施)</p> <p>・相談支援包括化推進員による相談受付件数 15件(※1月末時点)</p> <p>・ネットワーク会議等への参加実績 8回(※1月末時点)</p> <p>・複合課題を抱える世帯への相談事例を通じた、関係機関との役割分担や、効果的な支援を図るための協力体制に必要な要素を整理</p> <p>→複合課題を抱える世帯の相談は寄せられているが、今年度は、当該課題に対する支援体制のあり方検討までには至らなかった。</p>

秋田県

都道府県名	秋田県	市区町村名	地域力強化推進事業地域(上小阿仁村、小坂町)		
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業		都道府県事業 ○

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉部 地域・家庭福祉課	電話番号	018-860-1342
参考 URL	https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/32941		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口 (H31.1.1)	県:977,675(人) 上小阿仁村:2,150(人) 小坂町:4,934(人)	世帯数 (H31.1.1)	県:389,0606(世帯) 上小阿仁村: 867(世帯) 小坂町:2,053(世帯)		
高齢化率 (H30.7.1)	県:36.3(%) 上小阿仁村:54.4(%) 小坂町:44.6(%)	生活保護受給率 (H30)	14.8(‰) ※全県	面積	県:11,637.52(k m ²) 上小阿仁村:256.72(k m ²) 小坂町:201.70(k m ²)
地縁組織(自治会、 町内会等)加入率	—	公立小学校数 (H30.4)	県:199校 上小阿仁村:1校 小坂町:1校	公立中学校数 (H30.4)	県:114校 上小阿仁村:1校 小坂町:1校
地域包括支援センター	県全体(直営:25カ所、委託:37カ所(うち社協8カ所)) 上小阿仁村(直営:1カ所)、小坂町(直営:1カ所)				
生活困窮者自立相談支援事業	市(直営:4カ所、委託:9カ所(社協)) 町村部(直営:4カ所(県福祉事務所))				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県は総面積が全国6番目の広さで、県土の約半分を山地が占めており、内陸部は冬期の積雪量が多い。人口の約3割が県庁所在地である秋田市に集中し、山間部を中心に過疎化が進行している。 ・河川に沿った肥沃な耕地で、米をはじめ農作物の生産が盛んであるが、近年は高齢化や担い手の減少により農業人口は減少傾向が続いている。 ・一方、豊かな自然や地元食材等を活用した観光施策に力を入れており、最近では秋田犬をテーマとした新たな取組も展開し始めている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の進行等による要支援者や高齢者世帯・核家族世帯の増加等を背景とした、見守り活動などの地域における支え合いの機能の低下や地域福祉で重要な役割を担う民生委員・児童委員の高齢化など、地域福祉活動の人材の確保の課題がある。 ・今後、市町村が包括的支援体制を構築していくに当たり、県民の地域福祉活動への参加意識を高めながら、民生委員・児童委員の候補者等の新たに地域福祉活動に携わる人材や活動のリーダーとなる人材の養成を全県的に展開し、将来の人口減少に備えて、本県の地域福祉推進の底上げにより地域力の強化を図っていく。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>地域において特定の住民による活動だけではなく、新たな人材の発掘・養成を継続して実施していくとともに、住民が自分たちの地域の持続性を意識しながら、地域の課題や人とのつながりなどを主体的に考え、様々な関係者と連携した福祉分野を超えた活動の展開を目指す。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	秋田県(社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会)												
②事業名	秋田県「我が事」「丸ごと」の地域づくり推進事業												
③事業実施の必要性	<p>○県北地域は、県内でも人口減少と高齢化の進行が著しい地域であり、特に上小阿仁村の高齢化率は50%を超える状況となっている。また、専門的な人材や医療等の地域資源が乏しく、各分野の連携機関が周辺の複数の市に存在するなどの特殊な地域でもあることから、生活困窮者への就労支援や高齢者の増加による成年後見制度等の権利擁護体制の広域調整など、県が広域的に支援していく必要がある。</p> <p>○今後、秋田県では更なる総人口と生産年齢人口の減少が見込まれ、要支援者が増加する一方、支援する専門的な人材の確保が困難となる地域も多数発生すると懸念されることから、地域住民の主体的な参加による他の町村のモデルとなる包括的な相談体制を構築することが必要である。</p>												
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域) 秋田県北福祉事務所所管地域 (上小阿仁村、小坂町)</td> <td>(対象地域の範囲) 人口規模や地域資源の状況を鑑み町村全域とする。</td> <td>(人口) 上小阿仁村 :2,150(人) 小坂町 :4,934(人)</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(支援する対象) 地域住民、町村社会福祉協議会、社会福祉法人、民生委員・児童委員等</td> <td>(支援の内容) ○地域福祉活動参加促進セミナーの開催 (※都道府県事業の活用) 地域共生社会の実現に向けた考え方や「我が事」の意識に対する理解の促進、地域福祉活動の好事例の紹介するセミナーの開催により、活動に参加しやすい環境を整備し、活動参加への意識付けを行う。</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(拠点の場所) 介護予防事業で実施している地域へ出向いた健康教室等の事業や公民館等におけるサロンを活用</td> <td>(運営主体) 行政</td> </tr> </table> <p>(ウ)地域住民等に対する研修の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>(研修の対象) ①地域住民、町内会・自治会、老人クラブ、PTA、社会福祉法人等</td> <td>(研修の内容) ①地域福祉活動スタート人材養成講座の開催 (※都道府県事業の活用) 民生委員・児童委員を補佐し、地域で見守りや福祉活動に新たに参画する人材を養成する。 【講座内容】 ・住民主体の活動の必要性に関する講義 ・地域における活動事例紹介 ・地域ごとの現状や課題を踏まえたグループワークや意見交換等</td> </tr> <tr> <td>②対象地域の町村社協職員、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター、社会福祉施設の職員等</td> <td>②地域福祉活動実践養成講座の開催 関係職員が、地域住民と連携しながら地域の課題やニーズ把握などを率先して行い、支え合いのネットワークの中心的役割を担う人材を養成する。 【講座内容】 ・各職種に応じた調整方法や連携などの総合相談の実践例の学習 ・ネットワーク構築に関するグループワーク等</td> </tr> </table> <p>(エ)その他 なし</p> <p>地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</p> <p>○特に医療資源が乏しい地域であるため、在宅医療等を受療しやすい環境の整備等、医療・介護・福祉の連携を強化する。</p> <p>○社会福祉法人や民間企業が実施する地域貢献や独自の取組と協働し、一体的に事業を実施するなど、他団体の独自財源の活用を図る。</p>		(対象地域) 秋田県北福祉事務所所管地域 (上小阿仁村、小坂町)	(対象地域の範囲) 人口規模や地域資源の状況を鑑み町村全域とする。	(人口) 上小阿仁村 :2,150(人) 小坂町 :4,934(人)	(支援する対象) 地域住民、町村社会福祉協議会、社会福祉法人、民生委員・児童委員等	(支援の内容) ○地域福祉活動参加促進セミナーの開催 (※都道府県事業の活用) 地域共生社会の実現に向けた考え方や「我が事」の意識に対する理解の促進、地域福祉活動の好事例の紹介するセミナーの開催により、活動に参加しやすい環境を整備し、活動参加への意識付けを行う。	(拠点の場所) 介護予防事業で実施している地域へ出向いた健康教室等の事業や公民館等におけるサロンを活用	(運営主体) 行政	(研修の対象) ①地域住民、町内会・自治会、老人クラブ、PTA、社会福祉法人等	(研修の内容) ①地域福祉活動スタート人材養成講座の開催 (※都道府県事業の活用) 民生委員・児童委員を補佐し、地域で見守りや福祉活動に新たに参画する人材を養成する。 【講座内容】 ・住民主体の活動の必要性に関する講義 ・地域における活動事例紹介 ・地域ごとの現状や課題を踏まえたグループワークや意見交換等	②対象地域の町村社協職員、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター、社会福祉施設の職員等	②地域福祉活動実践養成講座の開催 関係職員が、地域住民と連携しながら地域の課題やニーズ把握などを率先して行い、支え合いのネットワークの中心的役割を担う人材を養成する。 【講座内容】 ・各職種に応じた調整方法や連携などの総合相談の実践例の学習 ・ネットワーク構築に関するグループワーク等
(対象地域) 秋田県北福祉事務所所管地域 (上小阿仁村、小坂町)	(対象地域の範囲) 人口規模や地域資源の状況を鑑み町村全域とする。	(人口) 上小阿仁村 :2,150(人) 小坂町 :4,934(人)											
(支援する対象) 地域住民、町村社会福祉協議会、社会福祉法人、民生委員・児童委員等	(支援の内容) ○地域福祉活動参加促進セミナーの開催 (※都道府県事業の活用) 地域共生社会の実現に向けた考え方や「我が事」の意識に対する理解の促進、地域福祉活動の好事例の紹介するセミナーの開催により、活動に参加しやすい環境を整備し、活動参加への意識付けを行う。												
(拠点の場所) 介護予防事業で実施している地域へ出向いた健康教室等の事業や公民館等におけるサロンを活用	(運営主体) 行政												
(研修の対象) ①地域住民、町内会・自治会、老人クラブ、PTA、社会福祉法人等	(研修の内容) ①地域福祉活動スタート人材養成講座の開催 (※都道府県事業の活用) 民生委員・児童委員を補佐し、地域で見守りや福祉活動に新たに参画する人材を養成する。 【講座内容】 ・住民主体の活動の必要性に関する講義 ・地域における活動事例紹介 ・地域ごとの現状や課題を踏まえたグループワークや意見交換等												
②対象地域の町村社協職員、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター、社会福祉施設の職員等	②地域福祉活動実践養成講座の開催 関係職員が、地域住民と連携しながら地域の課題やニーズ把握などを率先して行い、支え合いのネットワークの中心的役割を担う人材を養成する。 【講座内容】 ・各職種に応じた調整方法や連携などの総合相談の実践例の学習 ・ネットワーク構築に関するグループワーク等												

事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
○県内の生活支援コーディネーターの情報交換会等で地域共生社会の実現にむけた考え方や本事業の取組を紹介して参加を働きかけ、介護分野におけるコーディネートのノウハウを福祉分野全体での活用を図る。		
事業の成果目標		
○地域福祉活動参加促進セミナーについては、対象地域の全町内会・自治会からの住民の参加を目指し、地域における主体的な活動を促進する。		
○地域福祉活動スタート人材養成講座、地域福祉活動実践養成講座については、参加対象の全機関からの参加を目標とする。		
○民生委員・児童委員の候補者となり得る福祉協力員の配置を目指す。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 秋田県北福祉事務所所管地域 (上小阿仁村、小坂町)	(対象地域の範囲) 人口規模や地域資源の状況を鑑み町村全域とする。	(人口) 上小阿仁村 : 2,150(人) 小坂町 : 4,934(人)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 行政機関や地域包括支援センター、社会福祉協議会を想定		(相談を受け止める人) 地域包括支援センターを含む行政職員又は社会福祉協議会の職員
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 相談を受け付ける場所や相談支援体制等について分かりやすく説明したチラシを作成し、町内会を通じて全戸配布するほか、公的施設等に備え付ける。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 民生委員・児童委員を核としながら、地域福祉活動実践養成講座を受講した人材が互いに連携し、同講座で検討したネットワークや手法を実践しながら、町内会単位で早期把握に努める。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 北秋田市や大館市等にある自立相談支援機関や医療機関などが関連する様々な機関による連携支援会議を窓口設置前から開催し、専門家の助言を得ながら相談調整や事例検証による効果的な対応方法を随時検討する。		(バックアップする人) 社会福祉協議会、居宅事業所、相談支援事業所、子育て拠点、司法、労働等の関係機関
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
○地域包括支援センターにおける主に高齢者・介護分野を中心とした専門職のネットワークを障害、子育て等の他分野においても活用し、包括的な相談対応が可能な体制とする。		
○社会福祉協議会職員がコミュニティソーシャルワークの観点で相談対応の現場で指導し、相談調整スキルの向上を図る。		
○地域福祉計画が未策定の市町村で県が主導した地域住民を含めた関係者との意見交換会を上小阿仁村で開催し、地域のニーズを把握しながら相談体制の仕組みづくりに活かす。		
事業の成果目標		
○高齢者・介護の分野だけではなく、障害者や子育て等の様々な相談について、関係機関との連携を図りながら受けとめて調整し、早期に適切な支援につなげる仕組みを構築する。また、上小阿仁村、小坂町双方が情報交換やノウハウの共有しながら、生活困窮の課題等を早期に把握し、管内の事例検証や関係機関との連携を通じて適切な支援へつなげる小規模な町村における相談体制のモデル事例を作る。		
○住民主体の地域生活課題の把握については、県内の事例として、都道府県事業で実施する地域福祉活動促進方策のマニュアルに反映させ、各市町村での取組を促進する。		
○上小阿仁村の地域福祉計画策定への早期着手を促進する。		
ウ その他		
全県を対象に実施する都道府県事業等を組み入れながら、効果的・効率的に事業を実施する。		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
今年度設置する多職種による連携支援会議を継続的に開催し、関係機関との連携をより強化していくとともに、窓口における相談状況や町村の意向に応じて、相談支援包括化推進員の配置について検討する。		

4. 都道府県事業について

①実施主体(委託先)	秋田県(社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会)
②事業名	秋田県「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業
③事業実施の必要性、体制等	<p>○秋田県は全国で最も高齢化が進行しており、今後更なる要支援者の増加が見込まれる一方、高齢者世帯や核家族世帯の増加により、見守りなど地域における支え合いの機能が低下しつつある。また、地域福祉において重要な役割を担う民生委員・児童委員の高齢化が進行するなど、将来の担い手の減少を見据えた人材の確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>○こうした中、今後市町村において構築を進める包括的支援体制の重要な要素である、地域住民や関係団体等が主体となった見守りや課題の把握などを行っていくためには、県民の地域福祉活動への参加意識を高めながら、民生委員・児童委員の候補者等、新たに地域福祉活動に携わる人材や活動のリーダーとなる人材の養成を全県的に展開し、将来の人口減少に備えて、本県の地域福祉推進の底上げにより地域力の強化を図る必要がある。</p> <p>○事業実施は、民生委員・児童委員等の人材育成の豊富なノウハウを有する秋田県社会福祉協議会へ委託し、今年度施行の「秋田県地域福祉支援計画」の周知等と併せて、県内各市町村や市町村社会福祉協議会、福祉関係団体へ連携協力を得ながら実施していく。</p>
④事業内容	
(ア)単独の市区町村では解決が難しく、専門的な支援を必要とする者等に対する支援体制を市町村と構築 「未実施」	
(イ)市区町村において包括的な支援体制を整備するにあたり、都道府県域で推進していく必要がある取組や、市区町村間の情報共有の場づくり、市区町村への技術的助言	
①地域福祉活動参加促進セミナーの開催	
(対象) 県民、行政職員、市町村(地区)社会福祉協議会、NPO法人(まちづくり関係含む)、社会福祉法人、民生委員・児童委員、老人クラブ、福祉関係団体、教育機関等	
(取組内容) 地域共生社会の実現に向けた考え方や「我が事」の意識に対する理解の促進、地域福祉活動の好事例の紹介等について、学識経験者や活動実践団体などを講師としたセミナーを開催し、活動に参加しやすい環境を整備し、活動参加への意識付けを行う。	
②地域福祉活動への参加促進方策の検討・手引き作成	
(対象) 市町村(町内会・自治会)、市町村社会福祉協議会、民生児童委員協議会、社会福祉法人、福祉関係団体等の地域福祉活動を実施する関係機関等	
(取組内容) 民生委員・児童委員の候補者となり得る人材の育成や地域福祉活動への住民参加の促進策の検討を行う検討委員会を開催し、人材の発掘や事例紹介などを含む具体的手法をマニュアルとしてとりまとめ、効果的な地域福祉活動の早期の全県展開を図る。	
③地域福祉活動スタート人材養成講座の開催	
(対象) 県民、老人クラブ、町内会・自治会、社会福祉法人、PTA等	
(取組内容) 市町村の協力を得ながら、民生委員・児童委員を補佐し、地域で見守りや福祉活動に新たに参画する人材を養成する。(県内3カ所(県北・中央・県南)で開催) 【講座内容】住民主体の活動の必要性に関する講義、福祉協力員の活動事例紹介、地域ごとの現状や課題を踏まえたグループワークや意見交換等	
⑤事業の成果目標	
<p>○「我が事」の意識の浸透を図るとともに、住民やNPO法人など新たな活動主体の参画促進の契機とし、各市町村の包括的な支援体制の土台となる住民主体の課題把握・解決につなげる仕組みづくりを促進する。</p> <p>○地域住民等の参加促進に伴い、多様な主体と協働した地域福祉施策の計画的な推進のため、全市町村の地域福祉計画策定を促進する。(平成30年4月現在:策定済10市町村/25市町村)</p> <p>○民生委員・児童委員の候補者となり得る福祉協力員の配置等により、地域における主体的な活動を促進する。(平成29年度末現在:配置済18市町村/25市町村)</p>	

5. 成果目標の達成状況

1 地域力強化推進事業

- ・モデルである上小阿仁村における包括的な相談窓口の設置については、関係機関が参加した連携支援会議を設置し、現状及び課題を踏まえた窓口設置のあり方や相談の受けとめ方法、関係機関への適切なつながり、共通の相談シートなどについて検討を行い、平成 31 年3月に役場内に相談窓口を設置することとした。
- ・これまでケースごとに対応してきた相談について、今後は相談窓口が地域の課題を把握し、関係機関の対応状況等を把握していくという新たな運用方法について関係者の共通認識を図ることができたとともに、担当者不在時や休日等の対応についても再確認することができ、経緯や検討状況等について、小規模町村に事例紹介できるモデルとなった。
- ・また、地域住民の理解と活動への参加を促進するためのセミナーや人材養成講座の開催を通じ、支え合いのネットワーク形成に向け、住民による地域課題への気づきの重要性について理解促進を図った。

2 都道府県事業

- ・地域での支え合いや困り事・課題を意識する必要性等を学ぶセミナー及び講座を通じた「我が事」の意識の醸成に加え、地域福祉計画未策定の市町村を訪問した働きかけ等を行った結果、7町村で来年度以降の地域福祉計画策定に結び付き、市町村における社会福祉協議会等をはじめとした関係機関との連携による総合的な取組が進んできている。
- ・新たに地域福祉活動に参加する人材の養成・発掘に関しては、関係者等の意見を聴きながら効果的な方策等を手引きとしてとりまとめ、取組の実施主体となり得る市町村や社会福祉協議会、社会福祉法人等に配布することとしている。
今後、福祉協力員等の配置や地域住民による主体的な活動の展開に向けて、来年度はノウハウの周知や事業の企画等の働きかけを他の取組と相乗的に行っていく。

秋田県 湯沢市

都道府県名	秋田県	市区町村名	湯沢市		
実施事業※	地域力強化推進事業		多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○	都道府県事業

担当部署名	福祉保健部福祉課	電話番号	0183-73-2122
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	45,349(人)		世帯数	17,910(世帯)		
高齢化率	37.7(%)	生活保護受給率	12.9(%)	面積	790.91(k m ²)	
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	-(%)		公立小学校数	11(校)	公立中学校数	6(校)
地域包括支援センター	直営: 1か所					
生活困窮者自立相談支援事業	委託: 1か所(社協)					

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>湯沢の名の通り、温泉の宝庫であり市内には4カ所の温泉地があり、温泉で癒しながら豊かな自然、豊富な水を利用した地酒、あきたこまち、稲庭うどんを味わうことができます。</p> <p>また、2019年10月10、11日には「第2回地域共生社会推進全国サミット in ゆざわ」を開催し、人口減少に立ち向かうための取り組みを、秋田県湯沢市から全国に発信いたします。皆様、是非お越しく下さい。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組み目的・狙い</p>	<p>○ 身近な地域で相談に気づき、丸ごと相談を受けとめ、関係者が連携して包括的に支援する体制を構築することを目的としております。</p> <p>(目標: 身近な地域で相談を丸ごと受けとめる場 11カ所)</p> <p>この目的を達成することにより、以下の効果を狙いとしております。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 地域で孤立する者がいないよう、地域で気づき相談がつながる体制・丸ごと相談を受け止める場の設置、多機関・多分野の関係者が連携して包括的な支援を行うことにより、地域でだれもが安心して暮せる環境を整えることを狙いとする。</p> <p>2. 専門職員がチームとなって包括的に支援することにより、お互いのスキルの向上につながり、専門職員の人材育成を図ることを狙いとする。</p> <p>3. 既存制度の専門職は尊重しつつ、全く制度の背景を持たない相談支援包括化推進員を配置することで、制度専門職を包括的にスーパーバイズする仕組みが今まで欠けていたために、包括支援が進まなかったことを背景とした取り組み。今までできそうで、できなかったチーム調整と専門職のスキル向上及び生きた人材育成の場を狙いとする。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>○ 他人事を我が事としてとらえ、地域全体で地域課題に気づき、自ら解決する力を育てていきたい。例えば身近な地域でのサロン活動の展開により、誰もが気軽に相談できる環境を整え、専門機関では包括支援体制を整えることにより、だれもが相談に気づき、つなげることが可能となる。更に地域の課題を知ることで、住民自ら自分たちでできることを考えていく意識の変化を起こしていきたい。</p> <p>○ 市民に、身近な小地域エリアにおける相談や情報をつなぐ拠点体制を明確にし、町内会や自治協議会が理解しやすいつながりの体制を提示することにより、止まりがちな情報のつながりの体制を明確にする。</p> <p>○ 相談支援包括化推進会議には、ケースに関係する方々の出席が定着し、市役所の関係部署も必ず出席する土壌ができた。地域共生社会は、まず市役所からという発想が、この会議をおとして、醸成されてきている。具体的なケースを通じて関係者の意識改革がなされてきている。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	(市全体の体制整備の中で実施)	
②事業名	(補助事業は活用していない)	
③事業実施の必要性	地域で課題に気づき、解決する力を育むため地域力の強化が必要	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 地区組織単位	(人口) 45,349 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 生活支援コーディネーター(社協CSW)	(支援の内容)	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 各地区センターを拠点としたサロン活動や多世代交流の場	(運営主体) 地域住民	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 民生委員、児童委員、主任児童委員、福祉員、地域のコミュニティ推進員など	(研修の内容) 地域の生活課題に「気づき・つなぐ」サポーター人材育成研修	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金の活用、各地域での自主的活動による財源確保		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(介護保険制度)		
事業の成果目標		
各地域でサロン活動や生活サポーター活動などを実施し、地域力を強化することを目標とします。 (目標: 地域の拠点: 11 か所)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 地区組織単位	(人口) 45,349 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 地区民生委員協議会 サロンなど住民が集う場	(相談を受け止める人) 民生児童委員・主任児童委員 サロン活動に従事している方	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 市民向けセミナー、出前講座、地区民生委員協議会で周知		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地区民生委員協議会の機能強化、地域でのサロン活動の展開		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 地域で解決できない専門的支援や包括的な支援の提供	(バックアップする人) 多機関・多分野が連携した包括的支援ネットワーク関係者	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活困窮者自立支援制度 生活支援体制整備事業(介護保険制度)		
事業の成果目標		
身近な地域で気づく体制整備、身近な地域で丸ごと受けとめる場(11 か所) 包括的支援ネットワーク体制		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
平成 28 年 7 月実施済み		

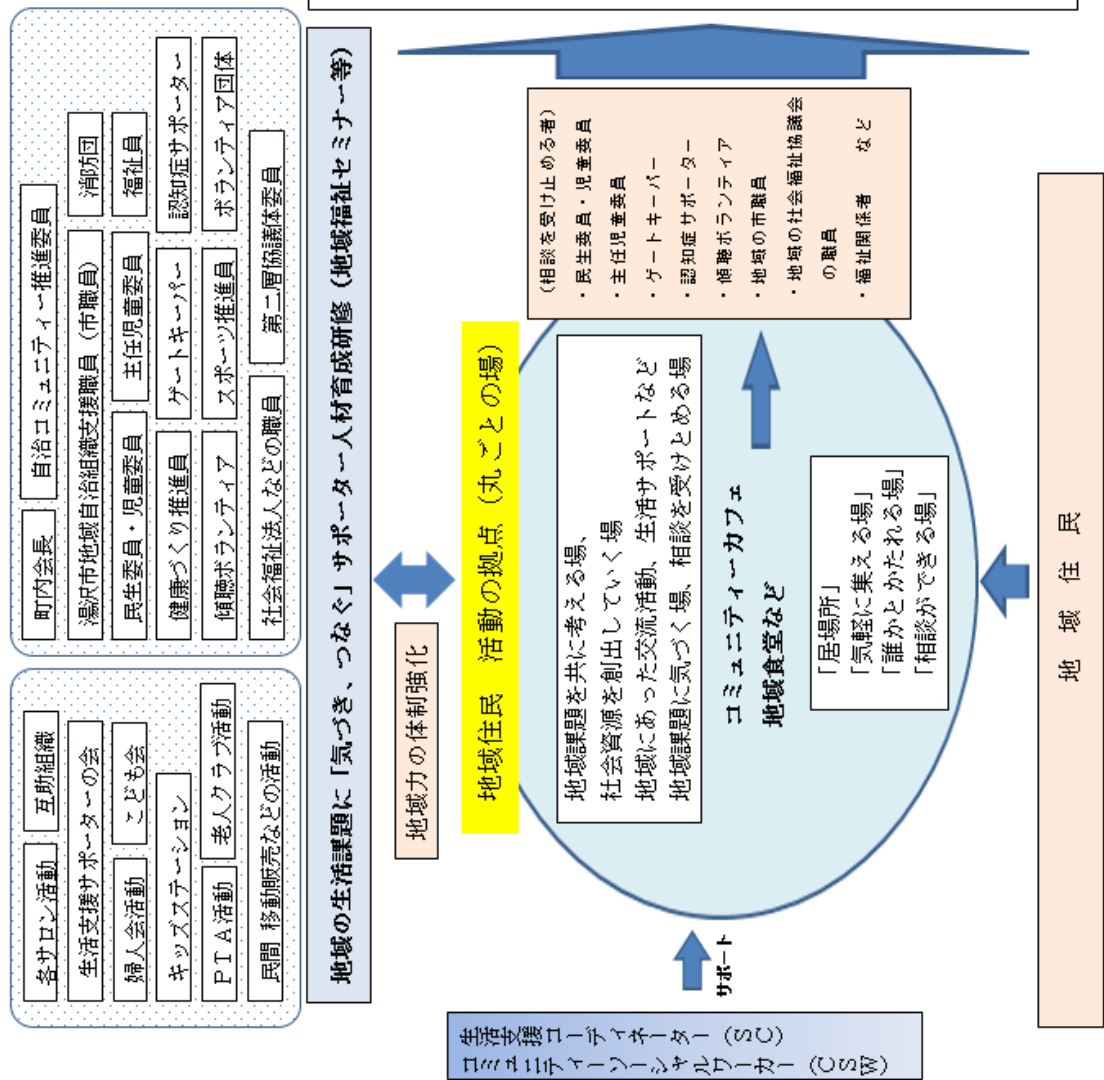
4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	湯沢市(社会福祉法人 雄勝なごみ会)
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	資料1:湯沢市における「我が事・丸ごと地域づくり」イメージ図1 資料2:湯沢市における「我が事・丸ごと地域づくり」イメージ図2
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	介護支援専門員、人材育成部長、在宅介護支援センター相談支援員、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、相談支援専門員等
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	障害者相談支援事業所:ばあとなあ
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な地域で相談に気づく体制、身近な地域で相談を丸ごと受けとめる場の設置、包括的に支援する体制の構築を目指した取り組みを行っている。(身近なところで相談に気づき・つながるためのツールとして、「相談をつなぐシート」の活用) ○ 既存制度の専門職は尊重しつつ、全く制度の背景を持たない相談支援包括化推進員を配置することで、制度専門職を包括的にスーパーバイズする仕組みが今まで欠けていたために、包括支援が進まなかったことを背景とした取り組み。今までできそうで、できなかったチーム調整と専門職のスキル向上及び生きた人材育成の場を狙いとする。 	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 会議の回数:定例会で実施(毎月第三水曜日、ケースに応じて随時) 参加者:ケースに応じて必要な関係者を相談支援包括化推進員が招集(介護、保健、医療、生活困窮、行政などの関係者、地区民生委員など)	(既存の会議の名称) 相談支援包括化推進会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 会議の回数:定例会で実施(毎月第三木曜日) 参加者:ライフステージ・サポート体制推進委員 (妊娠期から高齢期までの専門的知識を持つ委員15名)	(既存の会議の名称) ライフステージ・サポート体制推進会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
共同募金、社会福祉法人の公益的な取り組み、各地域での自主活動による財源確保	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
新たな社会資源の創出のため、地域の社会資源や人材の掘り起しを行っていく予定。地域をコーディネートする人材育成により、新たな社会資源の創出を目指している。	
オ その他	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民に、身近な小地域エリアにおける相談や情報をつなぐ拠点体制を明確にし、町内会や自治協議会が理解しやすいつながりの体制を提示することにより、止まりがちな情報のつながりの体制を明確にする。加えて、生活支援コーディネーターが屋上屋にならないよう、一体的に機能する体制整備を図る。 ○ 相談支援包括化推進会議には、ケースに関係する方々の出席が定着し、市役所の関係部署も必ず出席する土壌ができた。地域共生社会は、まず市役所からという発想が、この会議をとおして、醸成されてきている。具体をとおして意識変革。 	
⑧事業の成果目標	
社会的に孤立する者がいないよう、身近なところで相談に気づき、相談がつながり包括的に支援する体制の構築を目指す。(目標:相談支援包括化推進会議 ケース月8件 モニタリング含む)	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
現在、補助金申請は行わず今ある機能(地域包括支援ネットワーク協議会や生活支援体制整備事業、社会福祉協議会の地域福祉推進の活動など)を活用しながら地域力強化推進を計画している。	

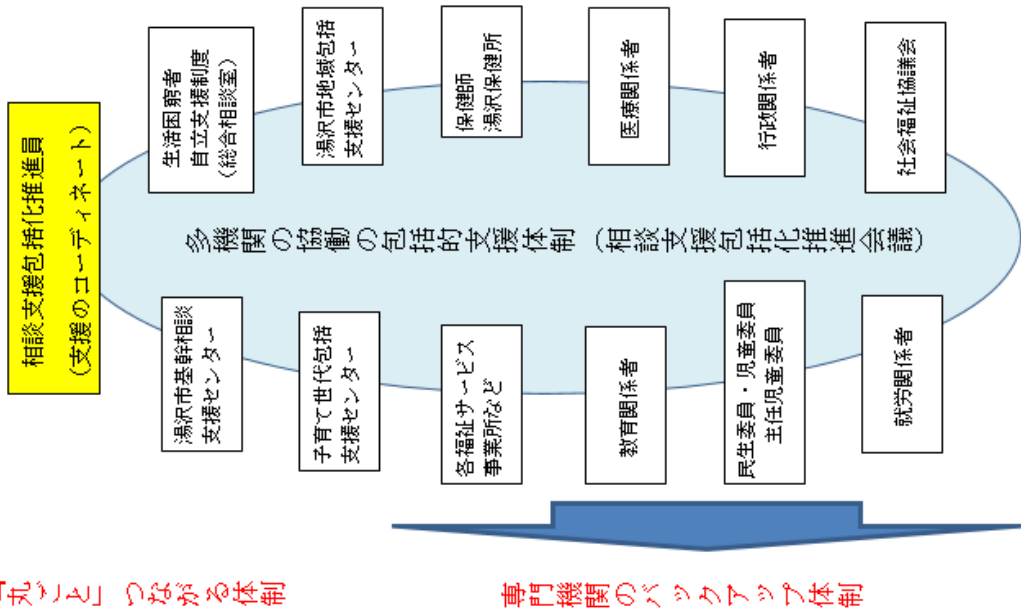
5. 成果目標の達成状況

- 相談支援包括化推進会議の相談件数は、2月末で述べ27件であり、目標の60件には達していない。しかし、相談支援包括化推進会議に出席した相談支援関係者からは、相談したいケースがあるという反応があり、今後、相談支援包括化推進会議の位置づけが次第に浸透される傾向にある。《目標数が過大であった。》
- 支援の終結件数は、目標の20件に対し9件であった。《目標数が過大であった。》
 - ※毎月第3水曜日開催とし、1週間前までにケースを提出する体制。
- ・会議に提出する資料は、依頼した相談員のアセスメントを包括化推進員が分かり易いストーリーに整理し、会議資料にまとめる。これにより、相談員のアセスメント能力を高める気づきの涵養を図り、生きた研修の場という位置づけとすることで、自治体内の相談員の質の向上につながるスキル養成となる。
- ・会議の構成は、そのケースのアセスメント情報から構成員を決め、メーリングリストにより招集。メーリングリストにない民生委員や地域の協力者等は福祉課が招集する。従って、包括化推進員は、制度の背景を持たず、複合的なケースを俯瞰し、スーパーバイズ可能な専門職に委託しており、ケースに必要とされる多様な角度からの情報が提供される出席者となるため、相談員のアセスメントにない情報が共有され、より客観的な判断が可能となる。
- 「相談をつなぐシート」の活用件数60件は、「相談をつなぐシート」作成に至った段階である。《目標数が過大であった。》
- ・包括的な相談支援体制構築に向け、「相談をつなぐシート」を作成した。市役所庁内各課に配置し、庁内が共生社会づくりの意識変革に向かうよう、庁内連携会議を設置した。また、民生児童委員・主任児童委員へ配布しシートが機能する環境整備を図っている。包括的相談については、市役所の福祉課に全ての相談がつながる窓口となり、福祉課から包括化推進員に連絡が入る体制が整った。
- ・共生社会は、先ず市役所内が共生社会になること。この実現のため地域福祉推進庁内会議を設置し、地域福祉計画の庁内連携と連動して具体的に動きだしている。
- 地域のサロンの場の件数 市内町内会ふれあいサロン実施率は約59%となっている。今後、集いの場としての「モデル拠点」を2カ所計画的に実施する予定である。
- ・ネットワーク構築の会議として、モデル事業当初から、市役所庁内各課をはじめ、外部の関係機関からなる「ライフステージ・サポート体制推進会議」を設置し、身近な地域としての小地域エリアとそのエリア内の多様なサロン体制構築を推進する地域力強化体制を明確に打ち出し、今年度中に「第3期湯沢市地域福祉計画」にも位置づける基本体制の提言機関として、地区自治協議会との連携体制を組織的に進めていくため、31年度体制強化に向けた取組が出来上がった。

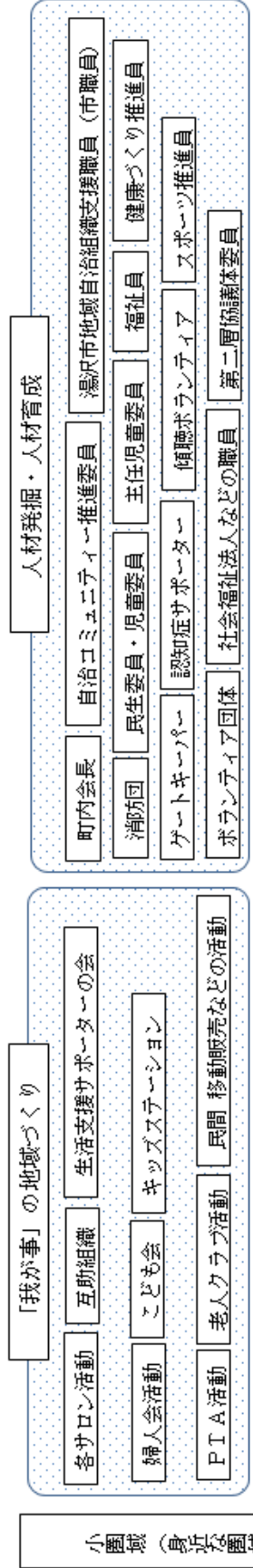
湯沢市における「我が事・丸ごとと地域づくり」イメージ図 1



資料 1

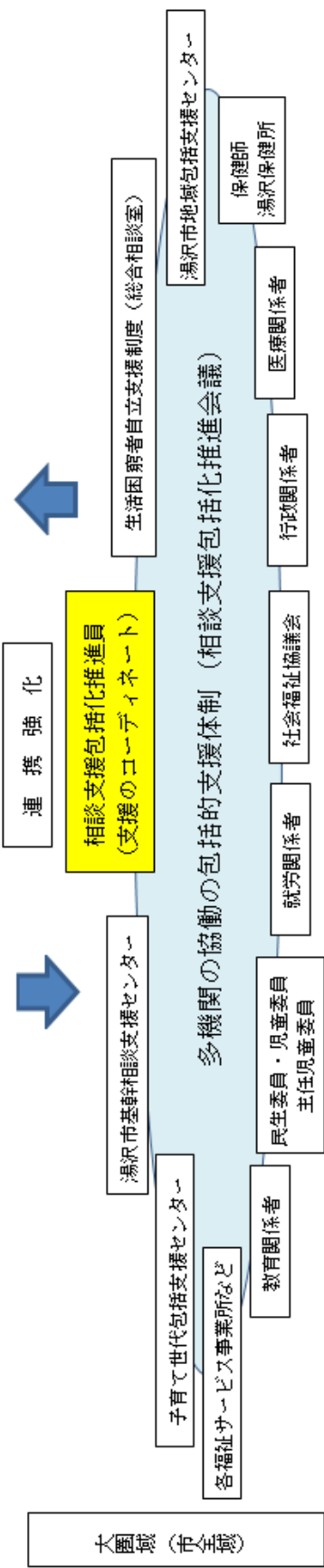
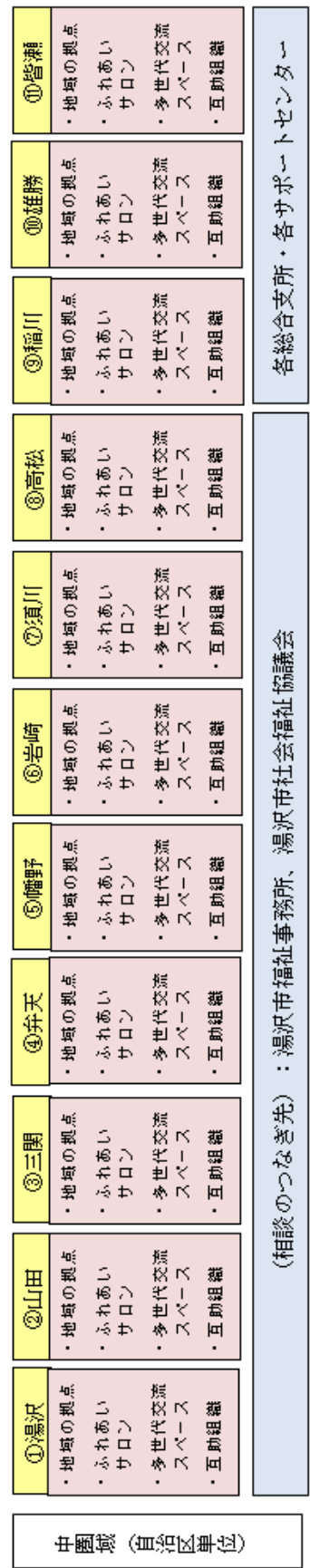


湯沢市における「我が事・丸ごと地域づくり」イメージ図 2



地域の生活課題に「気づき、つなぐ」サポーター人材育成研修 (地域福祉セミナー等)

地域力強化：身近な地域で生活課題に気づき、専門機関につなぎ一緒に支援する力をつける体制づくり



秋田県 井川町

都道府県名	秋田県	市区町村名	井川町
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	町民課	電話番号	018-874-4417
参考URL	http://www.town.ikawa.akita.jp/		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	4,761(人)		世帯数	1,752(世帯)	
高齢化率	40.1(%)	生活保護受給率	7.7(%)	面積	47.95(km ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	100(%)	公立小学校数	1(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター	委託:1か所(福祉会)				
生活困窮者自立相談支援事業					

※記入例 直営:1か所、委託:2か所(社協)

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>井川町は、秋田県のほぼ中央にあり、出羽丘陵に源を発し八郎潟残存湖に注ぐ井川に沿って拓けている。東西14km南北4kmと細長く総面積47.95km²で、東部は波状形の段丘を形成し西部は平坦で広範な水田地帯を形成している。町の中心部は東経140度5分4秒、北緯39度54分43秒に位置し、県都秋田市へは約25kmの近距離にある。平成7年12月に町の悲願であったJR「井川さくら駅」が開業、パークアンドライド方式の採用により、町内外からの利用率が高まっている。</p> <p>町の基幹産業は農業で、およそ1,260haの水田に稲作を中心に発展してきた。高い生産技術と豊かな土地資源を活用した稲作が地域経済の発展に大きく寄与してきたが、農家戸数、生産額とも減少傾向にあるほか、就業者の高齢化が進んでいる。</p> <p>全国から200種2,000本を集めた40haにおよぶ桜の里「日本国花苑」にはパターゴルフ場、テニスコート、グラウンドゴルフ場、子ども遊戯広場、バラ園、ツツジ等の花木園などが整備され四季折々に花が咲き、いつ訪れても楽しめる。また、苑内には2000年から10年にわたり開催された「桜の森彫刻コンクール」の入賞作品(41作品)が至るところに設置され、自然豊かな景観と彫刻が織り成す造形美が見事に調和し、訪れた人の心を癒やす公園です。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題などを解決していくことができるよう高齢者、障害者、子どもなどの分野を超えて相談窓口を一体化し、対応していく必要がある。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	住み慣れた地域で誰でも安心して暮らせるよう住民が主体となって地域づくりに携わり、課題解決を試みる体制を構築して地域力を強化する。

3. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	秋田県井川町(井川町社会福祉協議会)					
②事業名	井川町生涯生活丸ごと支援システム構築事業					
③事業実施の必要性、体制等	<p>井川町も急激な高齢化の進行により、高齢者の一人暮らしや高齢者世帯の増加が顕著であり、地域のコミュニティも弱体化するなかで社会的孤立、若者・高齢者のひきこもり、認知症による徘徊、孤独死の発生も現れている。</p> <p>こうした現状を打開するためには、医療・介護・福祉が単独で対応するのではなく、地域での雇用促進を含め、地域一体となって多機関の協働による、全年齢対象となる包括的支援体制の構築と住民同士が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりが必要である。</p>					
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	4名					
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	保有資格等は社会福祉主事・社会福祉士を想定し、所持していなくても取得意欲のある者。					
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	井川町社会福祉協議会(井川町みんなの相談支援センター)					
⑦事業内容	<p>ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要</p> <p>社会福祉協議会・地域包括支援センター・健康センター・子育て支援センター・役場住民相談室・民生児童委員協議会が一体となり、情報の共有化を図る主任包括化推進員を配置して総合相談体制づくりに取り組む。</p> <p>そして、生活支援コーディネーターと協働して地域包括ケア体制を拡充し、関係団体とのネットワーキングや連絡調整、自治会や住民の地域福祉活動との連携を図る。</p> <p>また、あらゆる分野と協働し、アウトリーチ機能を高め、複合的な問題に対応するため、各種団体や民間企業等との連携を促進し、包括的な支援体制を構築する。</p> <p>イ 相談支援包括化推進会議の開催方法</p> <table border="1"> <tr> <td>(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 情報の提供及び協議が必要な場合は、関係機関のメンバーで随時、個別会議を開催し、個別ケースの支援、課題解決を図る。</td> <td>(既存の会議の名称)</td> </tr> <tr> <td>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 行政・社協・地域包括支援センター・健康センター・子育て支援センター・民生児童委員・相談支援包括化推進員・社会福祉施設が集まる会議を必要の場合に開催し、情報交換や地域住民の福祉ニーズの把握を行う。</td> <td>(既存の会議の名称)</td> </tr> </table> <p>ウ 自主財源の確保のための取組の概要</p> <p>企業、社会福祉施設と協働し、就労支援に取り組む。社会福祉法人による地域貢献の取り組みと連携を図り、共同募金や財団法人の寄付金を活用し、自主財源を確保する。</p> <p>エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要</p> <p>福祉マップ作りから各自治会の課題を拾い上げ、住民同士が主体的に地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりに取り組み、地域力強化を推進する。農業や企業、福祉施設や団体に働きかけ、新たな介護予防や生活支援を創出し、中間的就労や働きかけづくりに取り組む。</p> <p>オ その他</p> <p>認知症サポーター、老人クラブなどの団体、ボランティア活動者を活用し、住民による地域での支え合い体制を構築する。</p>		(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 情報の提供及び協議が必要な場合は、関係機関のメンバーで随時、個別会議を開催し、個別ケースの支援、課題解決を図る。	(既存の会議の名称)	(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 行政・社協・地域包括支援センター・健康センター・子育て支援センター・民生児童委員・相談支援包括化推進員・社会福祉施設が集まる会議を必要の場合に開催し、情報交換や地域住民の福祉ニーズの把握を行う。	(既存の会議の名称)
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 情報の提供及び協議が必要な場合は、関係機関のメンバーで随時、個別会議を開催し、個別ケースの支援、課題解決を図る。	(既存の会議の名称)					
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 行政・社協・地域包括支援センター・健康センター・子育て支援センター・民生児童委員・相談支援包括化推進員・社会福祉施設が集まる会議を必要の場合に開催し、情報交換や地域住民の福祉ニーズの把握を行う。	(既存の会議の名称)					
⑧事業の成果目標	平成 30 年 1 月 1 日現在、見守っている一人暮らし高齢者は 192 名おり、高齢者世帯は 217 世帯ある。母子世帯は 46 世帯で父子世帯 9 世帯ある。これらを潜在ニーズを持つ世帯と捉えると共に、各自治体へのアウトリーチを行い、複合的な課題を抱える世帯を相談に繋げて課題解決に取り組む。					
⑨地域力強化推進事業実施計画						

4. 成果目標の達成状況

- ・平成30年8月から「井川町みんなの相談支援センター」を開設。(社協委託)
- ・町の健康センター内と役場内に包括化推進員を配置したことで、役場各担当者、町保健師、包括支援センター、町診療所と、常に情報交換しながら連携を図り、ケースに対応することができた。
- ・包括化推進員が1人暮らし世帯等を訪問し、アンケートや聞き取りによるニーズ調査を実施した。
- ・困難事例に関して随時、個別会議を開催した。また、包括化推進員内で月1回ケース検討会を行った。
- ・代表者会議を9月と2月の2回、実務者会議を2月に開催し、多機関との連携を図った。

秋田県 大潟村

都道府県名	秋田県	市区町村名	大潟村
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	住民生活課	電話番号	0185-45-2114
参考 URL	https://www.ogata.or.jp/		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月 1日 現在)

人口	3,181(人)	世帯数	1,121(世帯)
高齢化率	31.41(%)	生活保護受給率	0.094(%)
面積	170.05(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	100(%)	公立小学校数	1(校)
		公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター	直営:1か所		
生活困窮者自立相談支援事業	県の直営:1か所(中央福祉事務所)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<ul style="list-style-type: none"> ・本村は、秋田県の沿岸中央部に位置し、かつて日本第二の八郎潟を干拓して昭和39年に誕生した大規模専業農業地帯です。住宅地は1カ所にまとまっており、コンパクトで効率の良い村です。 ・産業は大規模稲作農業を主体としながらも、小麦や大豆などの畑作物、野菜や花きなどの園芸作物との組み合わせによる複合経営にも力を入れています。 ・農業振興の一環で観光にも力を入れており、環境省選定「かおり風景100選」に選ばれた11キロにわたる「桜と菜の花ロード」は人気があります。また、2011年に「男鹿半島・大潟ジオパーク」として認定されており新たな観光資源となっています。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>大潟村の地域福祉計画では「一人ひとりの個性かがやく ふれあい豊かな やさしい地域づくり」を基本理念に掲げています。そして、地域福祉活動計画では「村民の参画による豊かな地域福祉社会づくり」目標に掲げています。</p> <p>具体的な目標としては、農業や社会活動への参加により、子どもから高齢者・障がい者等みんなが生き生きと元気な「日本一元気な長寿村」を目指しています。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>大潟村農福連携の推進</p> <p>これまでも農業と福祉が連携した取り組みを実施してきました。高齢者福祉施設入所者の農業体験活動、高齢者団体が主体となって行う菜の花・桜並木を代表する景観づくりをはじめ、農業を中心に大潟村独自の多面的機能を活用した多くの実績があります。</p> <p>今後、こうした実績を継続しつつ、大潟村の特色である農業を活用しながら、障がい者や生活困窮者等の就労支援、多世代の交流事業などの農福連携事業を推進します。</p> <p>こうした事業に多くの地域住民を巻き込んでいながら、少しずつ住民の地域福祉に対する意識醸成を図りたいと考えています。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	秋田県大潟村(大潟村社会福祉協議会)	
②事業名	大潟村農福連携包括的支援システム構築事業	
③事業実施の必要性	高齢者や障がい者等が健康でいきいきとした生活を送るため、可能な限り地域の中で暮らせるような環境の整備が求められている。大潟村の特徴である農業や豊かな知識・経験を持つ高齢者の能力を活用し、関係機関・団体等との連携を図りながら、地域課題への解決に向けた支援体制が必要である。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
村内全域	小学校区	3,196人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
自治会に対してサロン活動を支援する。	サロン活動の立ち上げを支援して地域参加を促す。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
農福連携ファーム	農福連携ファーム実行委員会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
地域住民	地域づくりフォーラムを開催し、支え合いを見える化して気づきと学びを促す。	
(エ)その他		
サロン活動の支援により課題の早期発見に取り組み、就労や生きがいがづくりの課題に対して、ファームという拠点の活動を通して課題解決を試みる。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
農協の協力を得ながら販路を確保し、ファームで栽培した野菜の販売収益で財源を確保する。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーターの総合事業と連携し、既存のサロン活動やミニサポート事業を活用して課題解決に取り組む。		
事業の成果目標		
ファームの環境整備や運営に携わる人を50名想定。サロン活動の新規立ち上げを目標5カ所。地域づくりフォーラムの研修参加者は目標50名。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
村内全域	小学校区	3,196人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
ふれあい健康館でサロン活動	地域住民、包括化推進員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)	一人暮らしや夫婦世帯高齢者にチラシで周知。民生委員定例会やケース検討会で周知。	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)	昼食会や余興、体操や合唱など交流の中でのおしゃべりから早期把握に努める。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
老人クラブの役員への参加と動員を要請する。	老人クラブ役員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域包括支援センターの地域交流サロンとの連携。交流サロン「ちょこっと」ボランティアとの連携。		
事業の成果目標		
年間20件の支援終了を目標に掲げ、支援の成果を検証し個別支援を地域支援へ繋げる。		
ウ その他		
地域でのサロン活動の立ち上げと、ふれあい健康館でのサロン活動と両方取り組むことによって、一部の人のみによる地域づくりではなく、誰もが参加できる地域づくりの支援に取り組む。		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	秋田県大潟村(大潟村社会福祉協議会)
②事業名	大潟村農福連携包括的支援システム構築事業
③事業実施の必要性、体制等	若い村と言われてきた大潟村も高齢化の進行により、高齢者の一人暮らしや高齢者世帯の増加が顕著であり、地域のコミュニティの希薄化のなかで社会的孤立、若者・高齢者のひきこもり、認知症による徘徊、孤独死の発生も現れている。 こうした現状を打開するためには、医療・介護・福祉が単独で対応するのではなく、地域の基幹産業である農業の活用を含め、地域一体となった多機関の協働による、全年齢を対象とした包括的支援体制の構築と、住民同士が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりが必要である。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	4名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	保有資格等は社会福祉主事・社会福祉士を想定し、所持していなくても取得意欲のある者。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	大潟村社会福祉協議会(大潟村なんでも相談支援センター)
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<p>社会福祉協議会・地域包括支援センター・民生児童委員協議会を一体化し、情報の共有化を図る主任包括化推進員を配置して総合相談体制づくりに取り組む。</p> <p>そして、生活支援コーディネーターと協働して地域包括ケア体制を拡充し、関係団体とのネットワーキングや連絡調整、自治会や住民の地域福祉活動との連携を図る。</p> <p>また、あらゆる分野と協働し、アウトリーチ機能を高め、複合的な問題に対応するため、大潟村の特徴である農業との連携を推進し、包括的な支援体制を構築する。</p>	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 月1回もしくは必要に応じて、相談支援包括化推進員・行政・社協・地域包括支援センター・民生児童委員・関係する社会福祉施設の職員が情報交換や地域住民の実態やニーズの把握を行い、地域に不足する社会資源の創出に取り組む。	(既存の会議の名称) 相談支援包括化推進会議(個別会議)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 大潟村農福連携ネットワーク推進代表者会議は、関係する社会福祉関係の代表者21名とアドバイザー3名で年1回以上開催する。 実務者会議では委員12名と4名の包括化推進員で個別課題に即して支援プログラムの作成や実施状況管理を行う。	(既存の会議の名称) 大潟村農福連携ネットワーク推進代表者会議・実務者会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
農業法人や企業、社会福祉施設と協働し、就労支援に取り組む。社会福祉法人による地域貢献の取り組みと連携を図り、共同募金や財団法人の寄付金を活用し、自主財源を確保する。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
福祉マップ作りから各自治会の課題を拾い上げ、住民同士が主体的に地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりに取り組み、地域力強化を推進する。 農業や企業、福祉施設や団体に働きかけ、新たな介護予防や生活支援を創出し、中間的就労や働きかけづくりに取り組む。	
オ その他	
約620名のボランティア活動者や約90名の認知症サポーター、ホームヘルパー2級取得者が約120名いる等地域を支える強力な社会資源を活用し、全国のモデルとなる総合的包括的な支援体制を構築し、農福連携による日本一の健康長寿村を目指す。	
⑧事業の成果目標	
<p>平成28年度は心配ごと相談員に対して73件の相談があった。また、「大潟村なんでも相談支援センター」へは平成29年12月までに20件の相談があり、その内2件が支援を終結した。</p> <p>平成29年12月1日現在、見守っている一人暮らし高齢者は34名おり、高齢者夫婦世帯は17世帯ある。母子世帯は20世帯で父子世帯は4世帯ある。</p> <p>これらを潜在ニーズを持つ世帯と捉えると共に、各自治会へのアウトリーチを行い、複合的な課題を抱える世帯を相談に繋げて、課題解決に取り組む。アウトリーチによる課題発見件数を増やし、30年度は年間20件の支援終結を目標に掲げ、支援の成果を検証し個別支援を地域支援へ繋げる具現化に取り組む。</p>	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
<p>住民に身近な圏域が村域と同じのため、地域力強化は本事業と一体的に取り組む。</p> <p>平成29年度は農福連携推進委員会を立ち上げ、基本構想を策定した。平成30年度より大潟村農福連携自立支援事業を実施している。大潟村の特徴である農業と人材を活かし、生きがいと遊びをミックスした農業にチャレンジすることで、様々な課題を抱えた人々を巻き込みながら、住民を主体とした豊かな地域づくりを推進する。運営にあたっては社会福祉施設と連携し、地域課題のひとつである働く場の創出につなげる。</p>	

5. 成果目標の達成状況

- ・地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援としては、新たなサロンの立ち上げを1件支援した。男性の参加を促す会で延べ男性100人の参加があった。
- ・地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備として、農福連携ファームを整備してかぼちゃ栽培に取り組んだ。障害者施設から延べ87名の利用者が参加し、高齢者の生きがいづくりとして5名の参加があった。
- ・地域住民等に対する研修は、地域づくりフォーラムを開催して96名の参加があり、グループワークには49名が参加して、どのような地域をつくりたいか住民が主体的に話し合った。
- ・地域住民の相談を包括的に受け止める場として、おしゃべり食堂を4回開催して54名が参加し、一人暮らしや夫婦高齢者世帯の相談を自然に受け止める場を整備した。
- ・平成30年度は31年2月末日までに49件の相談件数があり、その内29件が終結した。一旦終結している世帯も、新たな課題が出てくるケースが多いので、引き続き見守りを継続している。
- ・各自治会へのアウトリーチは平成31年1月から実施し、2月末日までに2住区を実施した。気になる世帯や災害時の対応などを確認して、課題発見に取り組んだ。

山形県 山形市

都道府県名	山形県	市区町村名	山形市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/> 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	<input type="radio"/> 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉推進部生活福祉課	電話番号	023-641-1212 内線 595
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	251,206(人)	世帯数	102,537(世帯)
高齢化率	28.8(%)	生活保護受給率	0.84(%)
面積	381.58(km ²)	地縁組織(自治会、町内会等)加入率	87.34(%)
公立小学校数	36(校)	公立中学校数	15(校)
地域包括支援センター	委託:13か所(社協等)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:2か所(社協)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>山形市は四方を山々に囲まれた盆地にあり、夏は暑く冬は寒い気候の自然豊かな都市です。紅花商人で栄えた城下町の町並みに蔵王、山寺などの観光地があります。米や地酒、そば、ラーメン、山形牛など食が豊富で、季節毎にさくらんぼ、ぶどう、りんごなどの果物も楽しめます。</p> <p>また、地場産業には山形鋳物、山形打刃物、陶磁器「平清水焼」などがあります。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>少子高齢化、地域のつながりの希薄化などが進み、住民の社会的孤立や支援を必要とする住民の増加への対応が課題となっている。その課題に対応するため、地域住民同士の支え合い、助け合いによる地域福祉活動が必要不可欠であることから、薄れてきている地域コミュニティの再構築を図る。</p> <p>困り事を抱える住民の課題を早期発見し、早期対応を図る体制をさらに強化することに加え、身近な地域でのつながりを形成していくことで、住みやすい地域づくりを目指す。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>他人の困り事に関心を持ち、支え合い助け合うことで、住みやすい地域となることを再認識し、地域の一員として地域福祉活動に自主的に関わる意識を高めたい。</p> <p>地域においては、地域福祉の担い手育成が促進され、地域住民主体の支え合い助け合いのネットワークの広がりにつなげたい。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	山形市(委託先:山形市社会福祉協議会)	
②事業名	我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業(1 地域力強化推進モデル事業)	
③事業実施の必要性	第2次山形市地域福祉計画の重点的な取り組みとして「拠点を生かした地域活動の推進」を掲げており、拠点を中心に、地域の特性を活かした地域の相談体制の構築を目指している。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内30地区のうち、計11地区	(対象地域の範囲) 小学校区(その中の町内会)	(人口)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 町内会役員、地区社協役員、民生委員児童委員、ボランティア団体	(支援の内容) 活動拠点において、月に1回専門職による相談活動日を設定する。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 地区の町内会集会所、社会福祉法人の施設のほか、地区コミュニティセンターの活用も検討。	(運営主体) 地区社会福祉協議会、町内会、社会福祉法人等	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 町内会役員、地区社協役員、民生委員児童委員、ボランティア団体	(研修の内容) ボランティア養成講座の開催	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
活動拠点の立ち上げ支援として、地区に助成金を交付。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地区社会福祉協議会役員、相談支援包括化推進員及び第二層生活支援コーディネーターとの連携		
事業の成果目標		
◆拠点数 11 拠点 ◆拠点での活動回数 330 回 ◆拠点での活動への参加者数 7,700 人		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内30地区のうち、計11地区	(対象地域の範囲) 小学校区(その中の町内会)	(人口)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 地区の町内会集会所、社会福祉法人の施設のほか、地区コミュニティセンターの活用も検討。	(相談を受け止める人) 町内会役員、地区社協役員、民生委員児童委員、ボランティア団体	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 地区社会福祉協議会たよりや町内会たよりでの広報を図る。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 拠点において地域のサロン活動や百歳体操等を実施し、あわせて相談活動を行なう。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 活動拠点において、月に1回専門職による相談活動日を設定。	(バックアップする人) 地域包括支援センターや生活支援コーディネーター、福祉まるごと相談員等の専門職	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地区社会福祉協議会役員、相談支援包括化推進員及び第二層生活支援コーディネーターとの連携		
事業の成果目標		
◆拠点における相談件数 330 件(11 拠点)		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	山形市(委託先:山形市社会福祉協議会)	
②事業名	我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業(2 地域福祉相談支援体制構築モデル事業)	
③事業実施の必要性、 体制等	<p>山形市では、生活困窮者の相談の増加や精神障害の疑いのある方、若年性認知症の支援等制度の狭間で問題を抱えている方の相談が多くなっている。そのため地域包括ケアシステムの早期構築が急がれており、住民等との連携した支援体制をめざし進めている。今後さらに、地域包括支援センターや障がい者相談支援センター、成年後見センター・生活困窮者自立相談支援事業と連携し、具体的に課題解決に向け推進していくためには、全体をコーディネートし、新たな社会資源を創出していく役割の専門家が必要である。</p> <p>平成28年9月より本事業を開始し、地域包括支援センターや学校関係者等より全世代・多機関に跨る個別相談が入る状況から、引き続き事業を実施する必要がある。</p>	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士、保健師等	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	山形市福祉推進部生活福祉課及び社会福祉法人山形市社会福祉協議会	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
<p>早期発見)地区社協(自治組織)・民生児童委員・福祉協力員等による月の定例会に参加し、地域活動等を把握する。</p> <p>早期対応)把握された課題を、生活支援コーディネーターや自立相談支援員等、各相談支援事業所とのチームアプローチによる早期発見早期対応を図る。</p> <p>ネットワークの構築)個別事案を中心に、包括的支援体制の構築を図っていく。</p> <p>個別支援)世帯全体の状況を把握し、関係機関による個別支援検討会を開催し対応を検討する。</p>		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 会議の回数:多数 参加者:市役所、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、民生委員・児童委員、学校関係者等	(既存の会議の名称) 個別事例のケース検討会議のため、特に会議の名称は設けていない。	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 会議の回数:2回程度 参加者:市役所庁内連携のための会議で、関係部課長、山形市社協	(既存の会議の名称) 福祉まるごと会議	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
共同募金の活用や社会福祉法人による地域貢献としての財源の確保を検討する。 事業実施自治体の実施例を参考にしたい。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
<p>①山形市社会福祉協議会が事務局を担う「山形市福祉施設等連絡会」において、「地域における公益的活動検討委員会」を設置し、「買い物(外出)支援部会」「つながりの構築～施設開放～部会」「中間的就労部会」をつくり話し合いを進めた。今年度は施設において中間的就労のモデル事業を計画し、実際にモデルケースを受け入れていただきながら検討を進める。</p> <p>②「子ども食堂を作ろう」講座の開催には、約70名の参加があり、昨年度から新たに3カ所の食堂が立ち上がった。</p>		
オ その他		
8050の80の親を対象にした(「かたつむりの会」)会の開催(2か月に1回)を実施。		
⑧事業の成果目標		
<p>◆相談件数(実数) 69件</p> <p>◆相談件数内ケース会議 28件</p> <p>◆課題解決のための研修会等の開催</p>		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

5. 成果目標の達成状況

【地域力強化推進事業】

- ◆拠点(11 拠点)における相談件数 316 件(成果目標 330 件)

【多機関の協働による包括的支援体制構築事業】

- ◆相談件数 75件(成果目標69件)

- ◆ケース会議 64件(成果目標28件)

※個別案件については、相談者、相談経緯、相談内容、年齢、支援経過等を集計している。

- ◆課題解決のための研修会等の開催

かたつむりの会 2 か月に一回

南山形地区子どもネットワーク会議

就労支援会議

施設での中間的就労(チャレンジ就労)モデルケース受け入れ

おゆずりの会

保健所協働事例検討会

- ◆関わったケースの事例集の作成

「福祉まるごと相談員事例集」を作成し、広く周知

山形県 天童市

都道府県名	山形県	市区町村名	天童市
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	天童市健康福祉部社会福祉課	電話番号	023-654-1111 内線 783
参考 URL	https://www.city.tendo.tendo.yamagata.jp		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	62073(人)	世帯数	22,174(世帯)		
高齢化率	29.2(%)	生活保護受給率	0.52(%)	面積	(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	(%)	公立小学校数	12(校)	公立中学校数	4(校)
地域包括支援センター	委託 1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業	委託 1 か所				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>本市は、山形県の中央部東寄りに位置し、市の西部は山形盆地に属する平野で、東部は奥羽山脈に含まれる山岳地帯となっている。本市の主要な交通網は、東北中央自動車道及び市の中心部を国道 13 号とJR奥羽本線・山形新幹線の路線が南北に縦断し、そこから仙台に通じる国道 48 号、主要地方道天童 大江線が東西方向に走っている。</p> <p>本市の産業は、第 1 次産業が 11.3%、第 2 次産業が 29.9%、第 3 次産業が 57.2%となっている。第 1 次産業は果物の生産が盛んで、「ラ・フランス」は全国 1 位の生産量を誇っている。第 2 次産業は、電子・情報分野が製造品出荷額の約 4 割を占めている。第 3 次産業については、産業全体に占める総生産額・就業者数の割合が年々増加している。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	現在、高齢や介護、障がい、病気、子育て、教育などの相談は、それぞれの相談窓口で対応しているのが現状であるが、最近では、高齢と障がい、介護と子育てというような複合的な課題を抱える相談者が多くなってきており、単一の部署や機関では支援が困難なケースがでてきている。このような複雑化、複合化した課題に対して、ワンストップの相談窓口を設け包括的に受け止める総合的な相談支援体制を構築し、市民の抱える課題の解決に向けた支援を行う。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	自治会、地域社協等の住民組織や NPO、ボランティア、学校、企業等のインフォーマルな福祉活動を支援することにより、連携を深める事により、制度の狭間の問題への対応を図り、将来的にそれぞれの地域課題の把握と解決のための活動の創設を目指す。

3. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	天童市社会福祉協議会	
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、 体制等	生活困窮者自立相談支援事業で受ける相談の中で、総合的に課題を抱える人が多くなってきており、平成28年度では3つ以上課題を抱える相談者が136人中91人おり、中には直接生活困窮にかかわらない相談もあった。また、各種相談窓口でも複合的な課題を抱える相談者が増えており、どこかでコーディネートしないと解決が困難なケースがでてきている。このようなことから、複合的な課題を持つ方や、どこに相談したらいいかわからない方の相談窓口を設け、2人の相談支援包括化推進員を配置し、各関係機関と連携した支援体制を構築するもの。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	包括支援センター社会福祉士、介護支援専門員、生活困窮者自立相談支援事業所相談員、介護保険事業所相談員	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	天童市多機関協働支援センター	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
<p>複合的なニーズを抱え単一の部署、機関では支援が困難なケースの相談を受け、課題のスクリーニングやプランの作成、関係機関のコーディネートを行い、複雑化した課題の可決を図る。</p> <p>多様な世帯への相談支援実績がある生活困窮者自立支援相談事業所と併設することで、これまで培った相談支援ネットワーク、ノウハウの活用を図る。さらに市社協内の生活支援コーディネーターや権利擁護事業所（青年後見事業・福祉サービス利用援助事業）、地域包括支援センターと連携して、多機関に働きかけ、包括的な相談支援体制を構築する。</p>		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 名称「支援調整会議」多問題ケースがあり次第随時(必要な機関を招集) 参加者 市社会福祉課・保険給付課・子育て支援課・納税課・包括支援センター・地域活動センター・医療機関・学童保育協会・法テラス・サポステ・ハローワーク・地域福祉関係者	(既存の会議の名称)	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 名称「相談支援包括化推進会議」年1～2回 参加者 市社会福祉課・保険給付課・子育て支援課・納税課・包括支援センター・地域活動センター・医療機関・学童保育協会・法テラス・サポステ・ハローワーク・地域福祉関係者法テラス	(既存の会議の名称)	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・現在も取り組んでいるフードバンク事業、フードライブ事業の有効活用を図る。 ・既存の「社会福祉法人情報交換会」を活かし、社会福祉法人の地域における公益的な取り組みを充実、相談支援のネットワークづくりや、要援護者の居場所づくりの活動を促進していく。 		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地域福祉活動組織である地域社会福祉協議会、福祉推進員等を活かし、要援護者相談支援の充実を図る。 ・現在の企業、個人等の寄付金共同募金分配金の有効活用を図る。 		
オ その他		
平成29年度「天童市地域福祉計画」、平成30年度「天童市社会福祉協議会地域福祉活動計画」策定予定であり、地域共生社会の実現に向けた計画策定、及び関係者の理解促進に取り組んでいる。		
⑧事業の成果目標		
<p>専門機関から寄せられる複合的な課題を抱える世帯、本人や地域の民生委員から寄せられる誰に相談してよいかかわからない課題を抱える世帯に対応する。</p> <p>○支援手段 課題整理・多機関によるプラン作成・施策、資源のコーディネート・ネットワーク構築</p> <p>○相談支援回数 3つ以上の複合的な課題を抱える相談者91世帯×平均相談支援回数 9.4回＝855回</p>		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
地域包括ケアにおける第1層、第2層の生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置状況も踏まえつつ、本市において最も効果的な取り組み方法を検討していく。		

4. 成果目標の達成状況

相談支援包括化推進会議を本年2月に実施した。市社会福祉課・保険給付課・子育て支援課・納税課・包括支援センター・地域活動センター・学童保育協会・法テラス・サポステ・ハローワークの各関係者を集め実施し、包括的支援体制の構築に対し情報の共有を図った。

面接世帯数は12月末現在で57世帯となっており、相談(面談・電話による相談)372回、支援(訪問・同行支援)110回で計482回となっている。

福島県 郡山市

都道府県名	福島県	市区町村名	郡山市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	保健福祉部保健福祉総務課	電話番号	024-924-3822
参考 URL	https://www.city.koriyama.lg.jp/fukushi/fukushi_kaigo/12213.html		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	324,109(人)	世帯数	140,504(世帯)
高齢化率	25.59(%)	生活保護受給率	10.01(%)
面積	757.20(km ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	62.9(%)	公立小学校数	53(校)
		公立中学校数	27(校)
地域包括支援センター	直営:1か所,委託:17か所		
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1か所(一部委託)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

福島県の中央に位置し、東北地方で仙台、いわきに次いで第3位の人口規模を誇る、東北の拠点都市。首都圏から東北新幹線で約80分というアクセスの良さに加え、鉄道や東北・磐越両自動車道が縦横に交差するなど、交通の利便性が良いことから「陸の港」とも称され、「人」「モノ」「情報」が集まる中核市、そして経済県都として成長を続けている。今なお、東日本大震災や原子力災害が市民生活に影響を及ぼしている中、B-1グランプリなど、復興イベントの開催や相次ぐ企業の進出など、復興に向け着実な歩みを進めている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	「ダブルケア」や「8050問題」など市民が抱える複合的な課題の解決を支援するため、市内3か所に「福祉まるごと相談窓口」を開設。多機関の協働による包括的な支援体制の構築を図る。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	他の相談支援機関等との顔の見える関係づくりを行い連携、協働を図りつつ、地域住民のボランティア等での参画を促し、単身世帯への見守りなど各種制度の対象とはならない生活支援サービスなど地域に不足する社会資源の創設を図るための取組を検討していく。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	郡山市	
②事業名	民生委員協力員事業	
③事業実施の必要性	高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化等が進み、一人暮らし高齢者の増加や、世帯が抱える生活課題の多様化・複雑化による「制度の狭間」の問題等が多くなってきており、これらの課題を包括的に捉え、地域の中で解決を図れる仕組みづくりが必要となっている。これにあたり「民生委員活動の充実」が地域の互助・共助機能の強化、将来の持続可能性、包括性等において高い効果が期待されることから、民生委員活動をサポートする標記事業を実施する。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内全域	方部民生委員協議会の区域(34 地区)	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
(エ)その他		
新たな地域福祉の担い手の育成等を目的に、民生委員と連携しその活動をサポートする民生委員協力員(以下「協力員」)を設置する。地域の自主性を醸成しかつ取組みを持続可能なものとするため協力員は無報酬(活動実費 6,000 円/年・保険加入)とし、民生委員が活動する地区ごとに募集、適任者の推薦により市が委嘱する。協力員の活動は地区の実情に応じてできる限り柔軟に行えるものとし、市は活動初期の研修や今後の活動事例、地域課題の解決事例の共有等を図り本事業の定着を図っていく。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
上記(エ)の活動実費、保険料等事業経費について本年度を含め当面は市費対応を予定しているが、今後事業の推移を見ながら各地区の独自財源の確保策について検討していく。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業について、本市では、今後、各地区社会福祉協議会(38 地区)単位での第2層協議体設置を予定し、本年度は3名の生活支援コーディネーター配置のもと 10 地区の協議体設置を見込んでいる。この協議体の区域が上記の方部民生委員協議会の区域と概ね重なるため、協議体の組織及び事業に民生委員及び協力員が参画することにより、一体的連携が図られていく見込み。		
事業の成果目標		
協力員の委嘱・配置について、委嘱時期は限定せず各地区の要望に応じ随時委嘱することとし、拡大を図っていく。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内全域	方部民生委員協議会の区域(34 地区)	
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
方部民生委員協議会	民生委員及び協力員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)	市ウェブサイト、広報誌、チラシ等により広く市民、町内会、関係機関等に協力員事業について周知し、把握された生活課題の方部民生委員協議会での包括的受け止めにつなげる。	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)	地区社会福祉協議会、町内会、地域包括支援センター、障害者支援機関、ひきこもり者支援機関等、さらには上記アに記載の第2層協議体等への本事業の周知・連携により地域生活課題の早期かつ包括的な対応を図る。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		

<p>(バックアップの内容) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業による「福祉まるごと相談窓口」の運営(市内3拠点)</p>	<p>(バックアップする人) 福祉まるごと相談員(左記事業による相談支援包括化推進員)</p>
<p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p>	
<p>生活支援体制構築事業(協議体)について上記アのとおり連携。包括的支援事業(地域包括支援センター)について上記(ウ)、多機関の協働による包括的支援体制構築事業(相談支援包括化推進員)について上記(エ)のとおり連携していく。</p>	
<p>事業の成果目標</p>	
<p>協力員の委嘱・配置状況の推移を踏まえながら今後相談件数等の数値目標化を検討する。なお、参考値として民生委員約 550 名による 2016 年度相談件数:16,960 件</p>	
<p>ウ その他</p>	
<p> </p>	
<p>⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画</p>	
<p>福祉ニーズが多様化、複雑化してきている中で、高齢、障がい、子育て、生活困窮など福祉分野に関連する複合的な相談にワンストップで対応するための包括的な相談窓口を市内3か所に設置し、関係機関とも連携して適切な支援を行うとともに、多機関が協働して支援する体制を構築する。(平成29年10月開始)</p>	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	委託:2か所(公益財団法人、社会医療法人) 直営:1か所	
②事業名	郡山市多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、 体制等	福祉ニーズが多様化、複雑化してきている中で、高齢、障がい、子育て、生活困窮など福祉分野に関連する複合的な相談にワンストップで対応するための包括的な相談窓口を設置し、関係機関とも連携して適切な支援を行うとともに、多機関が協働して支援する体制を構築する。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	委託先:2か所(各2人) 直営:3人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	委託先(北東エリア):保健師1人(相談関連業務 11年6か月)、主任介護支援専門員1人(相談関連業務 14年3か月) 委託先(南西エリア):看護師1人(相談関連業務 16年9か月)、社会福祉士1人(相談関連業務 14年9か月)	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	「福祉まるごと相談窓口」3か所 委託先:受託する地域包括支援センター内併設 直営:郡山市保健福祉部保健福祉総務課内	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
庁内の連携体制構築に向けた取組として、既存の「郡山市生活困窮者自立支援庁内連絡会議」を構成する庁内22課や出先機関に対し事業チラシを配付し事業PRを行ったほか、子育ての相談支援機関には窓口へ赴き事業説明を行うなど、本事業と関係各課との顔の見える関係づくりを行っている。また、相談支援包括化推進員の各々の専門的な知識の活用を図るため、定期的に打合わせを行い情報の共有を図りながら、より充実した支援が行えるよう努めている。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 支援対象者に必要と思われる相談支援機関等による個別ケース会議を月1回以上開催する。	(既存の会議の名称) 生活困窮者自立支援制度支援調整会議	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 郡山市地域包括支援センター連絡協議会等外部の7関係機関からなる、情報共有や意見交換等に関する会議を年1回以上開催する。	(既存の会議の名称) 郡山市生活困窮者自立支援地域ネットワーク協議会	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
当該事業の検証等を踏まえ、他の相談支援機関等との連携を図りながら、社会福祉法人による地域貢献の取組や共同募金の活用等の働きかけを検討していく。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
当該事業の検証等を踏まえ、他の相談支援機関などと顔の見える関係づくりを行い連携、協働を図りつつ、地域住民のボランティア等での参画を促し、単身世帯への見守りや買い物など、各種制度の対象とはならない生活支援サービスなど、地域に不足する社会資源の創出を図るための取組を検討していく。		
オ その他		
資質向上のため講習会等へ参加するなど本事業の目的を達成するために必要な取組を行う。		
⑧事業の成果目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・新規相談件数 1拠点あたり月平均15件 ・支援の終結率 50% ・庁内の関係部署との連携に加え、庁外の関係機関等との連携関係を強化し、相談支援体制の充実を図る。 		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化等が進み、一人暮らし高齢者の増加や、世帯が抱える生活課題の多様化・複雑化による「制度の狭間」の問題等が多くなってきており、これらの課題を包括的に捉え、地域の中で解決を図れる仕組みづくりが必要となっている。これにあたり「民生委員活動の充実」が地域の互助・共助機能の強化、将来の持続可能性、包括性等において高い効果が期待されることから民生委員活動をサポートする「民生委員協力員事業」を実施する。(平成30年6月開始)		

5. 成果目標の達成状況

(1) 地域力強化推進事業

協力員の委嘱・配置状況の推移を踏まえながら今後相談件数等の数値目標化を検討する。なお、参考値として民生委員約 550 名による 2016 年度相談件数: 16,960 件

⇒民生委員協力員の委嘱 全34方部中 12方部で70人を委嘱(平成31年2月末現在)

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

ア 新規相談件数 1拠点あたり月平均15件

⇒実績 1拠点あたり月平均 約4件(130件÷3エリア÷11月)

内訳: 北東エリア43件、南西エリア48件、中央・湖南・熱海エリア39件
(平成31年2月末現在)

イ 支援の終結率 50%

⇒31.5%(終結数41件/新規相談件数130件)

ウ 庁内の関係部署との連携に加え、庁外の関係機関等との連携関係を強化し、相談支援体制の充実を図る。

⇒既存の庁内22課で構成する「郡山市生活困窮者自立支援庁内連絡会議」や外部の8関係機関からなる「郡山市生活困窮者自立支援地域ネットワーク協議会」を活用し意見交換や情報共有を行ったほか、地域包括支援センター連絡協議会や居宅介護支援事業所連絡協議会など機会を捉え、事業説明等を行い連携関係の強化に向けた事業周知に努めた。

茨城県 土浦市

都道府県名	茨城県	市区町村名	土浦市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	保健福祉部社会福祉課	電話番号	029-826-1111
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	139,389(人)	世帯数	59,616(世帯)
高齢化率	27.96(%)	生活保護受給率	0.91(%)
面積	122.89(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	87.07(%)	公立小学校数	※16(校)
		公立中学校数	※7(校)
地域包括支援センター	委託: 2か所		
生活困窮者自立相談支援事業	委託: 1か所		

※義務教育学校: 1校

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>土浦市は、東経 140 度 12 分、北緯 36 度 4 分に位置しています。日本第 2 の湖である「霞ヶ浦」の西岸にあり、市の西に筑波山麓が広がっています。東京から 60km、成田空港から 40km、つくば研究学園都市に隣接し、また、県都水戸から 45km の距離にあります。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>本市には、中学校ごとに設置した社会福祉協議会支部、同じく中学校ごとの市民委員会や全自治会に立ち上がっている自主防災組織等、活用できる資源は多くあります。これらを有機的に結びつけ、最大限の効果が発揮できるような仕組みづくりを目指します。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>本市の小地域福祉活動は、中学校区ごとの社会福祉協議会支部設立を契機に発展してきました。今後は、小地域における活動がますます必要となるため、地域住民の一層の参加と協働を推進しながら、更に小地域福祉活動の拡充を目指します。そのため、より自主性の高い小学校区ごとの支部社会福祉協議会を設置し、地域活動を通して住民が把握した課題について、包括的に受け止め、相談、助言、情報共有を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐことのできる地域にします。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	土浦市(土浦社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	地域において複雑多様化する生活課題に柔軟かつ効率的に社会資源を活用し、また、新たな資源開発を進めるためには、住民相互の助け合いが重要な要素となる。一人を支える相談支援体制から皆が住みやすい地域を創っていくためのスキームを確立する。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)土浦市全域	(対象地域の範囲)小学校区	(人口)142,734人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 現在集いの場を運営している運営者・これから運営しようとしているボランティア等の地域住民	(支援の内容) 一人を支援することでの地域づくりにつなげていく視点の共有、集いの場の運営支援等	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 地区公民館・ふれあいいきいきサロン・いきがい対応型デイサービス・いきいき健康体操教室	(運営主体) 土浦市・各町内・ボランティア等	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 集いの場の運営者・参加者	(研修の内容) 地域共生社会の構築に向けて、住民主体による課題解決意識の醸成・成功事例などの情報提供など	
(エ)その他		
中学校区に配置する地域ケアコーディネーターを中心に地域への働きかけを進めていく。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金や善意銀行等の活用を検討		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域ケアコーディネーターは生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター(第二層)と連携し、両事業を推進する。		
事業の成果目標		
把握している地域の集いの場の設置数(70か所)・参加者数(延べ800人)・開催数・出前講座の開催数(12回)等		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)土浦市全域	(対象地域の範囲)小学校区	(人口)142,734人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 各中学校区の公民館に設置されている土浦市社協支部(地域ケアコーディネーター)が中心となり、生活上の課題のあるケースについてスクラムネット・ふれあい調整会議にて課題解決のために検討を行っている。今後は現在の中学校区での取り組みを活かして小学校区に第三層協議体を設置し、小学校区の支部社協を整備していくことで、地域住民の相談を小学校区で受け止められる体制を目指す。	(相談を受け止める人) 地域ケアコーディネーター／生活支援コーディネーター(第二層):社協職員 第三層協議体の生活支援コーディネーター	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 社会福祉協議会の広報誌『社協だより』(全戸配布)に事業概要と地区公民館に地域ケアコーディネーターが常駐していることを掲載し、事業周知を行う。また、市民向けチラシを作製し、集いの場等へ周知を行う。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地域の集いの場へ地域ケアコーディネーターと包括化推進員等が訪問し出張講座を開催することで、集いの場にアウトリーチ機能を持たせ、情報不足などの要因で相談窓口にアクセスできにくい方々へもつながっていくことを可能にする。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 行政・社協の各機関の連携を促進するとともに生	(バックアップする人) 地域ケアコーディネーター／第一層コーディネーター	

活支援体制整備事業や相談支援包括化推進員が連携し体制整備を行う。	／相談支援包括化推進員
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター(第一層)と地域包括支援センター・在宅介護支援センター・障害者相談支援事業所・生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口・子育て世代地域包括支援センター等と連携を図りながら進めていく	
事業の成果目標	
地域ケアコーディネーターへ寄せられた相談件数のべ(1000件)・ケース検討会議開催数48回・検討ケース数80件・終結に至ったケース数30件・地域住民との連携により課題解決に至ったケース数20件 等	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	土浦市(土浦市社会福祉協議会)
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	相談支援機関は多数設置され、それぞれに対応しているが各相談窓口同士の連携が必要な、複数領域にまたがる課題のあるケースや、より高度な専門性が必要となる虐待対応などにおいては窓口間の連携が必要となる。相談支援包括化推進員を配置することで、スムーズな連携を促進する。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	地域ケアコーディネーター業務を経験した社会福祉協議会職員。社会福祉主事。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	土浦市社会福祉協議会 福祉のまちづくり係
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
各地区公民館に配置されている地域ケアコーディネーター、地域包括支援センター、基幹障害相談支援事業所、自立相談支援事業、その他行政の相談窓口等を所属横断的に総括し、複合的な課題のある相談内容や虐待対応等の高度に専門的な相談内容について、複数の相談機関が効率的に相談支援を行うことや人的資源を有効に活用すること等を相談支援包括化推進員がコーディネートを行う。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 中学校区ごとに月一回開催(8地区×12月=96回) 市福祉事務所担当者・地域包括支援センター・在宅介護支援センター等各地区10名程度	(既存の会議の名称) スクラムネット
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 中学校区ごとに隔月一回開催(8地区×6月=48回) スクラムネットに加えて医師・看護師・薬剤師・主任ケアマネジャー・ボランティア・市民委員会・民生委員児童委員等各地区20名程度。	(既存の会議の名称) ふれあい調整会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
共同募金配分金や善意銀行などの財源の活用を検討。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
スクラムネット・ふれあい調整会議において個別ケースの課題解決のプロセスから地域課題の抽出を行い、社会福祉協議会の地域福祉活動や行政との連携を図ることで、新たな社会資源を作り出すことに取り組む。その際、生活支援体制整備事業の協議体・生活支援コーディネーター等とも連携し、地域福祉の推進と一体的に取り組む。	
オ その他	
・スクラムネット・ふれあい調整会議に参加する委員・職員に対して、個別の相談をもとにまちづくりを進める視点・包括的に相談を受け止める視点について研修会を開催する。 ・推進会議の進行や開催管理は地域ケアコーディネーターが行い、推進員は適宜に連携を図りながら会議に参画していく。(全ての会議に出席することは想定していない)	

⑧事業の成果目標
推進員によるケースコーディネート件数、及び、各種会議体によるプラン作成とモニタリングにより、課題解決が図れた件数を成果指標とする。
⑨地域力強化推進事業実施計画

5. 成果目標の達成状況

* 平成31年2月現在																
<p><地域力強化推進事業></p> <p>① 地域住民等が主体的に地域課題を把握し、解決することができる環境の整備 【活動拠点づくり】(地域住民等が相互交流を図る拠点) ・地域の集いの場の把握として、ふれあいきいきサロン・ボランティアサークル連絡協議会・単位高齢者クラブ等 * 各中学校地区別に一覧表を作成 合計 451箇所の把握</p> <p>【住民等に対する参加促進】 ・広報紙(社協だより)による周知 関係機関・全戸配布 9月19日発行・・・地域ケアコーディネーターについて掲載 1月16日発行・・・事業内容について掲載 ・集いの場への情報収集・周知 合計 13箇所 ・住民等に対する学習会の開催 2箇所で開催(市内全地区対象) 対象者・・・社協支部役員、ふれあい調整会議委員、社協職員等 参加者総数 109名</p> <p>② 地域住民の相談を包括的に受け止める体制の整備 【地域住民の相談を受け止める場・機能】 ・ふれあいネットワークで受けた相談 合計 10,270件 地域ケアコーディネーターへの相談 地域包括支援センターへの相談 基幹相談支援センターへの相談 生活困窮等への相談</p> <p>【地域住民の相談を受け止める機能】 ・地域ケアコーディネーターが中心となり、中学校ごとに各会議を開催 スクラムネット(毎月1回開催・行政中心) 8中学校区 88回開催 ふれあい調整会議(隔月1回開催・専門スタッフ)8中学校区 44回開催 ケア会議(随時開催) 3中学校区 8回開催</p> <p><多機関の協働による包括的支援体制構築事業></p> <p>① 相談者に対する支援の実施 相談者等が抱える課題の把握やプランの作成については、ケース記録にて把握し、進行管理を行っている。</p> <p>② 相談支援包括化ネットワークの構築 土浦市ふれあいネットワーク(各中学校区ごとに保健・福祉・医療の専門スタッフによる支援のネットワーク)を活用している。また、各機関とスムーズな連携が図れるように、情報共有のため連絡および調整を密に行っている。</p> <p>③ 相談支援包括化推進会議の開催 各中学校区ごと開催のスクラムネット・ふれあい調整会議・ケア会議等に参加し、意見交換や情報共有を図っている。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>スクラムネット</td> <td>相談件数</td> <td>計</td> <td>153件(88回)</td> </tr> <tr> <td>ふれあい調整会議</td> <td>相談件数</td> <td>計</td> <td>59件(44回)</td> </tr> <tr> <td>ケア会議</td> <td>相談件数</td> <td>計</td> <td>13件(8回)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td>16回</td> </tr> </table>	スクラムネット	相談件数	計	153件(88回)	ふれあい調整会議	相談件数	計	59件(44回)	ケア会議	相談件数	計	13件(8回)	その他			16回
スクラムネット	相談件数	計	153件(88回)													
ふれあい調整会議	相談件数	計	59件(44回)													
ケア会議	相談件数	計	13件(8回)													
その他			16回													

茨城県 ひたちなか市

都道府県名	茨城県	市区町村名	ひたちなか市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉部福祉事務所社会福祉課	電話番号	029-273-0111(内線 7203)
参考 URL	http://www.city.hitachinaka.		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	155,959(人)	世帯数	63,691(世帯)
高齢化率	25.2(%)	生活保護受給率	0.61(%)
面積	99.93(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	74.6(%)	公立小学校数	20(校)
		公立中学校数	9(校)
地域包括支援センター	委託:4 か所		
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1 か所		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

工業を中心として発達した旧勝田市と、漁業で栄えてきた旧那珂湊市が平成6年に合併してできた市である。市内には、2つの漁港があり、近海沿岸漁業の基地となっている。農業では、ほしいもが特産品となっており、日本一の生産量を誇っている。商業面は、大規模小売店舗の充実などで商圏の地元吸収力が増大している。また、国営ひたち海浜公園や阿字ヶ浦海水浴場、水産業などの資源を存分に活かし、観光・レクリエーションの振興を図っている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域の福祉課題を地域自ら考え、解決方法を見つけていくために、地域福祉を推進する体制を整備し、地域にあった福祉事業を展開していくため。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	これまでのように行政から押し付けられるように事業を行うのではなく、地域の特性に合わせ地域に本当に必要な事業を行えるように、地域の福祉課題を見つけ出し、地域に合った事業を自ら開発し、行政と協力してまちづくりを行っていくようにしていきたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	市, コミュニティ組織	
②事業名	地域福祉推進体制整備事業	
③事業実施の必要性	本市においても少子高齢化は想像以上に早く進んでいることから、今後行政だけでは地域の高齢者や子育て中の母親など支援を必要とする方々を支えきれなくなり、地域の協力なくしては福祉施策が成り立たなくなる可能性がある。また、地域が自ら考えていくことで、より地域の実態にあった実効性の高い事業を展開していくことが必要である。そのため、地域の中学校区単位で組織されている「コミュニティ」で開催される「まちづくり市民会議」等において、地域の福祉施策を検討する体制づくりについて話し合っていく。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) コミュニティ組織(市内8カ所)	(対象地域の範囲) 市内全域及び中学校区	(人口) 155,959人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) コミュニティ等地域活動団体	(支援の内容) 補助金の支出、協議体運営の支援、協議体の立ち上げ	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) コミュニティセンター	(運営主体) コミュニティ組織	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 人材育成事業の実施	(研修の内容) 地域福祉活動の主体となりえる人材の育成事業を、市が実施する。	
(エ)その他		
勝田第二中学校区において、平成30年度5月に協議体が設立された。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社会福祉協議会や社会福祉法人との連携、市からの補助金		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
社会福祉協議会、地域包括支援センターの代表者を協議体の構成員とする。地域支援にあたり、連携を強化する。		
事業の成果目標		
拠点における自主事業の実施(生活支援事業、サロンの立ち上げ)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) コミュニティ組織(市内8カ所)	(対象地域の範囲) 市内全域及び中学校区	(人口) 155,959人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) コミュニティセンター	(相談を受け止める人) 地域福祉コーディネーター(活動支援員)	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 地域の広報紙、ホームページ、協議体内での周知等		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 協議体による意見交換		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 社会福祉課配置の地域福祉コーディネーターが各コーディネーター(活動支援員)より相談を受ける。	(バックアップする人) 地域福祉コーディネーター(社会福祉課配置)	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
社会福祉協議会、地域包括支援センターの代表者を協議体の構成員とする。地域支援にあたり、連携を強化する。		
事業の成果目標		
各地区における生活保護及び自立支援の相談件数をもとに目標を設定する。 (今回設置した勝田第二中学校区であれば、年間50件程度の相談件数)		
ウ その他		
勝田第二中学校区において平成30年5月に協議体を立ち上げ、地域福祉コーディネーター(活動支援員)の配置について協議する。その後他の地区においても、地域で協議体を立ち上げたのち、地域で十分議論し配置する。		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
当事業で設置する協議体に、包括支援センター、社会福祉法人、包括支援センターの支援機関を構成員として配置し、地域福祉コーディネーター(活動支援員)が中心となり、ケースに合わせ支援機関をつないでいく体制にする予定。 平成30年度に勝田第二中学校区で協議体が立ち上がるため、その中で相談体制や地域福祉コーディネーター(活動支援員)の配置について検討していく。		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	コミュニティ
②事業名	地域福祉推進体制整備事業
③事業実施の必要性、体制等	地域において支援する施設、人材等は存在しているが、それぞれが個別に支援している状況である。地域での個別支援をより効率的かつ効果的に実施していくため、支援機関のネットワーク化が必要とされている。各中学校区に設置する地域力強化事業で設置する協議体のメンバーに包括支援センター、社会福祉法人、社会福祉協議会、行政関連課等の支援者も構成員とし、地域での支援体制を強化することで、市民の身近な場所での相談を可能にする。なお、相談員は地域福祉コーディネーター(活動支援員)が兼任する。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	9人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	地域での福祉活動の経験が豊かな方、民生委員の経験者など。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	コミュニティ(中学校区)
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<p>地域において支援体制の必要性について協議する場を設置し、地域力強化推進事業で立ち上げる協議体の設立の協議に合わせ事業内容の検討を行っていく。</p> <p>また、相談支援包括化推進員を地域福祉コーディネーター(活動支援員)が兼任し、相談に対し適切な支援策に結び付けていく。</p> <p>また、コミュニティセンターに配置された地域福祉コーディネーター(活動支援員)が相談を直接受けるほか、協議体の構成員である包括支援センターや社会福祉協議会、社会福祉法人などからも情報提供を受ける。</p>	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 地域福祉コーディネーター(活動支援員)が協議体構成員のうち関係機関に声をかけ、随時会議を開催。	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 地域力強化事業で設置する協議体に相談支援包括化推進会議の機能を持たせる。年間4回程度実施。	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
社会福祉協議会や社会福祉法人、行政関係課が構成員となることにより、事業等に対する財政的支援を行う。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
包括支援センター、社会福祉法人、社会福祉協議会との協働	
オ その他	
勝田第二中学校区において平成30年5月に協議体を立ち上げ、地域福祉コーディネーター(活動支援員)の配置について協議する予定。その後他の地区においても、地域で協議体を立ち上げたのち、地域で十分議論し配置する。	
⑧事業の成果目標	
市内8地区(中学校区)への協議体の設置、および地域福祉コーディネーター(活動支援員)の配置	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
各中学校区単位に協議体を設置し、地域福祉コーディネーター(活動支援員)を配置していく。協議体の設置にあたっては、中学校区単位に組織されているコミュニティ組織を中心として検討していく。	

5. 成果目標の達成状況

○地域力強化事業

市内全 8 地区のうち、勝田第二中学校区において平成 30 年 5 月に協議体「二中地区ふれあい会議」が立ち上がった。現在他のコミュニティ(中学校区)にも説明に出向いており、コミュニティ単位で実施しているまちづくり市民会議等で取り上げてもらえないか説明をしている。今年度、那珂湊地区コミュニティのまちづくり市民会議で事業の概要について説明し、協議体の設置及び地域福祉コーディネーター(活動支援員)の配置についての理解を求め、今後話し合いの場を提供してもらえるように要請した。

立ち上がった「二中地区ふれあい会議」において、現在地域のサロン支援事業を実施しており、サロンの立ち上げや継続への支援などを実施している。中学校区内の自治会が実施するサロンの立ち上げを支援し、2つの高齢者サロンが立ち上がった。

相談実績:16 件

○多機関の協働による包括的支援体制構築事業

今回立ち上がった二中地区ふれあい会議では、自治会、民生委員、保健推進委員、包括支援センター、社会福祉協議会、社会福祉法人、行政担当課などがメンバーとなっており、サロンの立ち上げに等について、協力体制を敷いて連携している。また、支援する内容や方向性について、ふれあい会議の委員会、幹事会などで話し合っている。

地域の活動やケース等の相談については、社会福祉課配置の地域福祉コーディネーターが調整を行い、関係課等へつないでいる。

平成 31 年度から二中地区ふれあい会議において、地域配置のコーディネーター(活動支援員)を配置する予定。

今後、福祉部内の支援体制についての見直しも検討している。

相談対応件数:15 件

茨城県 東海村

都道府県名	茨城県	市区町村名	東海村
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉部福祉総務課	電話番号	029-282-1711
参考 URL	http://www.vill.tokai.ibaraki.jp/		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	38,373(人)	世帯数	15,995(世帯)
高齢化率	24.68(%)	生活保護受給率	0.71(%)
		面積	38.00(k㎡)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	51.72(%)	公立小学校数	6(校)
		公立中学校数	2(校)
地域包括支援センター	直営 1 か所		
生活困窮者自立相談支援事業	県が実施主体		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>日本を代表する原子力研究の先端技術が集まる科学都市である一方、梨やぶどうをはじめ、日本一の生産量を誇る「ほしいも」(乾燥いも)の産地としても知られている。</p> <p>全国的に少子化の流れが進んでいるが、東海村においては充実した子育て施策を求めた隣市からの子育て層の移住や、原子力関係者の家族移住等により、子どもを含め、人口は昭和期から一昨年まで微増し続けていたが、昨年は自然減に転じている。一方、昭和期後半に日立製作所関連企業に勤める就労層(当時、日本全国から就業により本村に移住してきた核家族層)をターゲットに作られた分譲団地を中心に人口の高齢化率は 50 パーセント(東海村全体だと高齢化率は約 25 パーセント)を超える地域がある。また、近年では新たに子育て世代の集まる新団地が作られるなど、地域によってやや偏りのある人口構造に起因する福祉課題が多様化している現状がある。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>従来から、生活課題を抱える個人に対する相談支援活動を展開していたが、昨今の社会環境や経済状況を背景として、個人に対する相談支援活動だけでは、根本的な生活課題の解決に結び付けることが困難となっている。</p> <p>特に、生活困窮世帯に対する相談支援活動においては、家計相談による収支バランスの適正化支援や生活資金貸付等の支援だけではなく、その世帯に属する子息に対する学習支援や就労支援など、寄り添い型の支援や他団体との連携を強化しなければ、根本的な課題解決に繋げることが困難なケースが急増している。そのため、包括的なファミリーソーシャルワークを展開する基盤整備が急務となっている。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>平成 19 年に発足した地区社協も 10 年を経過し、活動は安定しているが、会員の高齢化やふれあい協力員の疲弊など新たな課題も発生している。また、地区社協は、高齢者支援には非常に熱心で、ふれあい食事会の開催や見守り活動等を展開しているが、地域のニーズに対応していくためには、今後さらなる活動の広がりを期待したいところである。</p> <p>一方で、地域には一見すると福祉課題とは関係のないと思われる“生活のしづらさ”を抱える住民(例:草木の生い茂り、動物多頭飼いや等)が多数潜在化しており、そうした方々へのアウトリーチにつながる住民としての“気づき”や発見力を高めていきたいと考えている。</p> <p>地区社協を中心として、様々な“生活のしづらさ”を抱える住民へ手を出し述べる地域の福祉力向上を本事業を通じて期待したい。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	茨城県東海村(社会福祉法人 東海村社会福祉協議会)											
②事業名	地域支え合い体制整備事業											
③事業実施の必要性	<p>平成 17 年からは、住民主体による地域福祉の推進をさらに推し進めていくため、小学校区を活動エリアとした地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という)の組織化に向けて、住民とともに話し合い考えながら準備を進め、平成 18 年度には 6 つの小学校区すべてで地区社協が立ち上がった。地区社協は、昨年発足から 10 年を迎え、その間、ふれあい協力員(ボランティア)を中心にふれあい食事会や見守り活動の実施、子育て支援等地域の様々な課題に向き合いながら積極的に活動を展開してきた。</p> <p>昨今は、全国的な流れの例にもれず、東海村においても少子・高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴い、地域社会や家庭の様相は大きく変容し、さらに経済情勢や雇用環境の厳しさを背景に、孤独死や自殺、ひきこもりなど社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪質商法による権利擁護の問題など、地域における生活課題はますます深刻化し広がりつつある。</p> <p>東海村は、これらの顕在化した地域福祉の課題を受け止め、その課題解決に向けた取組みを図ることが必要であると考えてきた。そのため、従来から地域のさまざまな課題に対し、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア、専門機関、NPO、行政等と共に地域福祉を推進してきたが、地区社協等における小地域福祉活動においては、高齢者問題や介護問題が支援の中心となっていた。そのため、一人暮らし高齢者等への支援に対する理解は広がってきたが、若者や稼働年齢層、障がい者世帯やひとり親世帯などで、社会的に孤立状態にある人々にまで十分に目が向けられていない現状がある。</p>											
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域) 東海村全域</td> <td>(対象地域の範囲) 小学校区</td> <td>(人口) 38,373 人</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(支援する対象) 地区社協ふれあい協力員 一般住民</td> <td>(支援の内容) ①出前講座 ③研修の実施</td> <td>②社協職員による地域担当制 ④座談会の開催</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(拠点の場所) 小学校区を単位として設置されているコミュニティセンターの機能強化</td> <td>(運営主体) 行政</td> </tr> </table> <p>(ウ)地域住民等に対する研修の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>(研修の対象) 地区社協ふれあい協力員 一般住民</td> <td>(研修の内容) 地区社協ふれあい協力員には、高齢者だけではなく、ひきこもりや生活困窮の発見の視点をもてるワークショップを実施する。</td> </tr> </table> <p>(エ)その他</p> <p>地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保 赤い羽根共同募金の活用、地域まつり等でのバザー売上金等</p> <p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p> <p>事業の成果目標</p> <p>①サロン立ち上げ支援によるサロン数増加(5 サロン増設目標)。 ②ふれあい協力員増員(30 人増)。</p>		(対象地域) 東海村全域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 38,373 人	(支援する対象) 地区社協ふれあい協力員 一般住民	(支援の内容) ①出前講座 ③研修の実施	②社協職員による地域担当制 ④座談会の開催	(拠点の場所) 小学校区を単位として設置されているコミュニティセンターの機能強化	(運営主体) 行政	(研修の対象) 地区社協ふれあい協力員 一般住民	(研修の内容) 地区社協ふれあい協力員には、高齢者だけではなく、ひきこもりや生活困窮の発見の視点をもてるワークショップを実施する。
(対象地域) 東海村全域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 38,373 人										
(支援する対象) 地区社協ふれあい協力員 一般住民	(支援の内容) ①出前講座 ③研修の実施	②社協職員による地域担当制 ④座談会の開催										
(拠点の場所) 小学校区を単位として設置されているコミュニティセンターの機能強化	(運営主体) 行政											
(研修の対象) 地区社協ふれあい協力員 一般住民	(研修の内容) 地区社協ふれあい協力員には、高齢者だけではなく、ひきこもりや生活困窮の発見の視点をもてるワークショップを実施する。											
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	<table border="1"> <tr> <td>(対象地域) 東海村全域</td> <td>(対象地域の範囲) 小学校区</td> <td>(人口) 38,373 人</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(場所・機関等の名称) 地区社協ふれあい協力員の見守り活動等 サロン・食事会等開催時を活用したニーズ収集</td> <td>(相談を受け止める人) 地区社協ふれあい協力員等 村社協コミュニティワーカー</td> </tr> </table>		(対象地域) 東海村全域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 38,373 人	(場所・機関等の名称) 地区社協ふれあい協力員の見守り活動等 サロン・食事会等開催時を活用したニーズ収集	(相談を受け止める人) 地区社協ふれあい協力員等 村社協コミュニティワーカー					
(対象地域) 東海村全域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 38,373 人										
(場所・機関等の名称) 地区社協ふれあい協力員の見守り活動等 サロン・食事会等開催時を活用したニーズ収集	(相談を受け止める人) 地区社協ふれあい協力員等 村社協コミュニティワーカー											

(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) 出前講座や研修等を通じ、草の根的に活動を周知していく。	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) ①既存サロン参加者から吸い上げたニーズや、サロン参加者が近隣で気になる方の情報を吸い上げる仕組みを構築する。 ②各家庭を訪問する機会のある他団体との協定等を通じ、ごみ屋敷や草屋敷等の早期発見の仕組みを構築する。 ③社会福祉協議会における毎日型総合相談窓口及び出張相談(暮らしサポート相談所)の機能強化 ④ふれあい食事会を活用したアウトリーチ型相談所	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 社会福祉協議会の職員が地域担当制を敷き、地域の個別課題を地域全体の課題として話し合う場のコーディネートを行う。	(バックアップする人) 社会福祉協議会職員
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
事業の成果目標	
住民から主体的に上げられる相談件数 10 件以上 住まいるリセットプロジェクト(住民が主体的にごみ屋敷や草屋敷を解決する事業)2 件以上	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
平成28年度から継続実施。	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	茨城県東海村(社会福祉法人東海村社会福祉協議会)
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	従来から、生活課題を抱える個人に対する相談支援活動を展開していたが、昨今の社会環境や経済状況を背景として、個人に対する相談支援活動だけでは、根本的な生活課題の解決に結び付けることが困難となっている。 特に、生活困窮世帯に対する相談支援活動においては、家計相談による収支バランスの適正化支援や生活資金を貸し付ける支援策だけでなく、その世帯に属する子息に対する学習支援や就労支援など、寄り添い型の支援や他団体との連携を強化しなければ、根本的な課題解決に繋げることが困難なケースが急増している。そのため、包括的なファミリーソーシャルワークを展開する基盤整備が急務となっていた。 そのため、平成28年度から本事業を受託し、事業展開をしている東海村社会福祉協議会に相談支援包括化推進員を配置し、話し合いの場づくり(絆まるっとプロジェクト)や多機関連携の仕組みを構築している。(体制は別添のとおり)
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人(正規職員1人、臨時職員1人)※ただし臨時職員は事務補助としてであり相談支援包括化推進員ではない。
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	平成17年東海村社会福祉協議会に入局し、7年間地域福祉推進係において地区社協等の立ち上げに従事し、コミュニティワーカーとして活動。その後、貸付業務、日常生活自立支援事業等の相談支援活動に従事。社会福祉士、保育士資格保有。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	社会福祉法人東海村社会福祉協議会 生活支援ネットワーク係 (日常生活自立支援事業、成年後見制度相談支援・法人後見受任事業、生活福祉資金貸付事業、ひきこもり相談支援等を所管)
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター(本村においては、支え合いコーディネーターと称している)と相談支援包括化推進員との連携により、制度の縦割りではなく地域というフィールド上に、高齢者や生活困窮者、子どもなど支援対象者を広げ対象者の把握を行う。 特に「制度の狭間」にある対象者への支援を強化するとともに、対象者を制度に当てはめるのではなく、対象者のニーズを起点に支援を調整・開発し、複合的なニーズに対する適切なアセスメントとサービス提供のためのコーディネート強化、ネットワークの重層化、社会資源マップの作成・検証、新たな社会資源の開発など、地域包括的支援体制の構築を図る。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ケース検討会(東海村社会福祉協議会内部)月1回	(既存の会議の名称) ・ケース検討会(内部)

事例検討会(スーパーバイザーを招いて実施)年3回 個別ケース会議(ケースに応じて適宜多機関を参集)年10回程度	・事例検討会 ・個別ケース会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 概ね隔月で開催。生活支援体制整備事業における第1層協議体も兼ねた会議体。メンバーは行政の各部署及び商工会関係、学生、子育て世代等多様。	(既存の会議の名称) 絆まるとプロジェクト
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
生活困窮者支援を目的とした寄付窓口(とうかい明日への架け橋基金)の設置。 食糧支援のためのフードライブ実施(各種イベントでの開設、社会福祉協議会での毎日型受領)。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
コミュニティワーカーや住民と連携・協働のもと、住民ニーズを把握する新たな手法の開発。 相談支援包括化推進会議において、新たな社会資源の創出を図る。	
オ その他	
複合的な生活課題を抱えている世帯への支援事例をストックし、それらに対する解決までの経過をまとめ、関係機関(多職種)に配布するなどして多機関連携の共有化を図る。	
⑧事業の成果目標	
複合的な生活課題を抱えている世帯への相談支援 新規100件(年間) 終結件数10件 介護保険事業や生活福祉資金貸付などのフォーマルサービスや食糧支援、地域住民による見守り活動などのインフォーマルサービスを有機的に繋ぎ、包括的な支援活動を展開する。 また、本事業を展開することにより、従来連携が比較的希薄であった福祉施設やNPO法人、企業、他関係団体との日常的な連携体制の構築・強化及び新たな社会資源の開発を展開する。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
介護保険における「生活支援体制整備事業」の対象者を高齢者だけでなく、子どもや生活困窮者等まで拡大し、全世代を対象とした「地域支え合い体制整備事業」として実施。	

5. 成果目標の達成状況

<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談件数 164件(2月末現在) ・暮らしサポート相談所(商業施設における出張相談)毎月実施 ・絆まるとプロジェクト(相談支援包括化推進会議)5月・7月・9月・12月開催済 3月開催見込 相談支援体制の在り方、コーディネーターの配置等について話し合いを実施 ・居宅介護支援専門員を対象に「8050問題と成年後見制度に関するアンケート」を実施 回答率69% ・㈱カスミとのフードバンク協定により、月2回食料品の受領を開始 ・高齢者支援とひきこもり支援の側面からみる「8050問題」研修会 実施 ・村内商工業者・企業に対し「内職業務の有無に関するアンケート調査」実施 ⇒今後、内職をひきこもり支援の一環に位置づける予定 ・総合的な生活支援体制に関する協議(ワンストップ相談窓口強化) ⇒村社協の理事会・評議委員会、行政と協議中 ・出口づくりのひとつとして「母子・父子家庭転居費用助成事業」を創設(住民寄付による基金を財源)。 ・住民が生活課題を発見した場合に、村社協につなげていただく「ほっとけないシート」のプレ導入開始。 ・行政内部において、「福祉的な支援が必要な者の早期発見・早期介入に向けた庁内連携」を全庁的に推進する取組みを、平成31年度から実施予定。 ・行政職員による生活課題への“気づき”を促進することを目的とした「総合的な生活支援体制構築に向けた行政職員向け研修会」を開催。(25課から83名参加) ・これまでの支援事例をまとめた事例集を作成。3月8日、厚生労働省や大学教員を招いて事例集完成報告会を開催予定。

栃木県

都道府県名	栃木県	市区町村名	—		
実施事業※	地域力強化推進事業		多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業	○

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	保健福祉課	電話番号	028-623-3047
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	1,950,705(人)		世帯数	788,476(世帯)	
高齢化率	27.0(%)	生活保護受給率	1.05(%)	面積	6,408(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	72.72(%)	公立小学校数	360(校)	公立中学校数	154(校)
地域包括支援センター	直営:17ヶ所 委託:80ヶ所(社福法人、医療法人など)				
生活困窮者自立相談支援事業	直営:9ヶ所 委託:8ヶ所(社協)				

※記入例 直営:1 場所, 委託:2 場所(社協)

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>本県は、県内総生産に占める製造業の割合が高く、全国有数の「ものづくり県」であるとともに、日光や那須など様々な観光資源を有している。</p> <p>また、高齢化率について、県全体では全国平均を下回る一方、郊外部、中山間地域などでは、全国平均を上回っているほか、人口構成の地域的な偏在が進行している。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向けた「包括的な支援体制の構築」が市町村の努力義務とされる中、市町村においては「中核となる人材の不足」や「具体的な実施イメージを描くことが困難」といった課題を抱えている。</p> <p>そのため、県として、①理念の浸透、②キーとなる人材の育成、③市町村の後押しの3本柱で広域的に基盤整備を進め、市町村の体制整備を支援する。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>「包括的な支援体制の構築」について、各市町が主体的に検討・整備を図っていけるよう、県全体の機運の醸成に努めていく。</p>

3. 都道府県事業について

①実施主体(委託先)	栃木県(一部、栃木県社会福祉協議会へ委託)
②事業名	地域共生社会構築支援事業
③事業実施の必要性、体制等	<p>【実施の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複雑、複合的な課題を有する世帯等が増加し、包括的な支援体制の構築が市町村に求められている中、国モデル事業に取り組んでいるのは、県内 25 市町の内、2市町のみであった。 ・そうした中、市町を対象に意識調査を実施したところ、①中核を担う人材の育成、②関係機関との意識共有が課題とされた。 ・そのため、平成 29 年度には、有識者や高齢・障害・児童等福祉分野の相談員等を構成員とする「栃木県総合的福祉人材育成推進会議」を立ち上げ、中核を担う人材育成のあり方や県としての取組の方向性についての検討を進めたところである。 ・同会議の意見等を踏まえ、県としては、①理念の浸透・意識改革、②キーとなる人材の育成、③市町村の後押しの3本柱で基盤整備を進める必要があるとして、当該事業を実施することとしたものである。 <p>【体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容の検討に当たっては、社会福祉法人や部内関係課等と意識共有を進めてきたところであり、引き続き連携した取組とする。 ・また総合政策部門と連携して、副市長が集まる会議において、「地域共生社会」を取り上げるなど行政トップの意識改革にも取り組む。
④事業内容	
(ア) 単独の市区町村では解決が難しく、専門的な支援を必要とする者等に対する支援体制を市町村と構築	
(対象とする専門的な支援を必要とする者)	—
(構築する支援体制)	—
(支援体制構築に向けたプロセス)	—
(イ) 市区町村において包括的な支援体制を整備するにあたり、都道府県域で推進していく必要がある取組や、市区町村間の情報共有の場づくり、市区町村への技術的助言	
(対象)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、社会福祉法人、NPO 法人の長 ・高齢、障害、児童等福祉分野の相談員 等
(取組内容)	<p>(1) 地域共生社会トップセミナー 地域共生社会実現の中心的担い手として期待される市町及び社会福祉法人の取組を後押しするため、組織のトップを対象に、理念の普及啓発や実践事例紹介等を行う「トップセミナー」を開催する。</p> <p>(2) 相談支援コーディネーターの養成 「包括的な支援体制の構築」が市町村の努力義務とされたことを踏まえ、複雑・複合的な課題を受け止め、適切な支援につなぐことのできる「相談支援コーディネーター」を養成する。 養成研修の実施に当たっては、カリキュラム検討段階から、市町の包括化推進員の意見を取り入れるほか、グループワークや自主研究などの内容も取り入れ、受講者参加型の研修となるよう留意する。 (相談支援コーディネーターとして養成されたものが「相談支援包括化推進員」として活動するイメージ) ※その他、別添のとおり</p>
⑤事業の成果目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・トップセミナー参加者数 約400名(県内社会福祉法人 約 300、25 市町行政等) ・相談支援コーディネーターの養成 30名(3年間で90名＝日常生活圏域のおよそ半数) 	

4. 成果目標の達成状況

- ・5月
地域共生社会トップセミナーでは、法人代表者や市町首長、副市町長等、約400名の関係者の参加が得られ、一部の法人では、複数法人の連携による地域貢献の取組に着手するなど、具体的な実践活動の萌芽となった。
- ・10月
「副市町長会議」において、厚労省職員による講演を行い、県内全 25 市町の副市町長に対し、「地域共生社会」の背景、必要性、実践事例などを伝え、いくつかの市町において庁内検討会、勉強会が立ち上がった。
- ・5月～2月
相談支援コーディネーター養成研修カリキュラムを策定(6日間延べ 30 時間)し、延べ 25 名を養成したところであり、今後、受講者が包括的支援体制の中核(相談支援包括化推進員)を担うことが期待される。
- ・これら取組を通じて、次年度は新たに1町で本事業を実施する予定となったほか、いくつかの市町では関係者間での検討を行う場を設置することとなった。



栃木県 栃木市

都道府県名	栃木県		市区町村名	栃木市		
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○	都道府県事業	

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	(地域力)保健福祉部福祉総務課 (多機関)保健福祉部地域包括ケア推進課	電話番号	0282-21-2201 0282-21-2239
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	161,363(人)		世帯数	65,477(世帯)		
高齢化率	29.93(%)	生活保護受給率	9.23(%)	面積	331.50(k㎡)	
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	74.3(%)	公立小学校数	30(校)	公立中学校数	14(校)	
地域包括支援センター	直営: 8か所					
生活困窮者自立相談支援事業	委託: 1か所(社協)					

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>栃木市は栃木県南部に位置し東京から鉄道でも高速道路でも約1時間の距離にあります。「三義山」「岩船山」「太平山」「渡良瀬遊水地」など県南のシンボリックな自然景観と「渡良瀬川」「思川」「巴波川」「永野川」などの豊かな河川を有しています。現在も蔵造りの建物を中心とする歴史的な街並みが残っており、多くの観光客の関心を集めています。また、米、イチゴ、ぶどうをはじめとする多彩な農産物を生産する県内有数の農業地帯でもあり、今日では、食の地域ブランドとしても認知され、賑わいをみせています。なお、平成22年から平成26年にかけて1市5町による3度の合併を行いました。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」と、「住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援する事業」を一体的に実施することにより、多様化、複雑化している福祉ニーズに対し地域全体で支える全世代型の地域包括ケアシステムの構築を目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の地域福祉活動への関心を高め、地域福祉活動への参加者を増やしたい。 ・コミュニティソーシャルワーカー養成講座を開催し、地域の福祉活動を展開するために必要な知識や技術を持つ人材を育成したい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	栃木市 (社会福祉法人栃木市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	<p>栃木市では、すべての相談支援機関がすべての相談を丸ごと受け止めるワンストップ窓口を実現するとともに、全世代全対象の相談支援体制を構築し、すべての課題を地域全体で支える全世代型の地域包括ケアシステムの構築を目指し、「多機関の協働による包括的な支援体制構築事業」に取り組んでいる。併せて、地域住民が主体的に地域の課題を把握し解決を試みる仕組みと、このワンストップの相談窓口と地域の活動との連携を深める仕組みを構築することにより、多様化、複雑化している福祉ニーズに対し地域全体で支える全世代型の地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。</p>	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 栃木市大宮地区、大平地区、岩舟地区	(対象地域の範囲) 地区社協設置区域	(人口) 約64,000人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地域で活動している地区社協・自治会長・民生委員・シニアクラブ会員等(地域福祉サポーター養成講座の対象者)	(支援の内容) 地域づくりに必要な知識、技術を身に付けるため、地域福祉サポーター養成講座を開催する。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 地域スーパーの交流スペース、サロン会場	(運営主体) 栃木市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、自治会、ボランティア等	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域福祉サポーター養成講座	(研修の内容) 1. 我が事・丸ごとの地域福祉について(住民主体の地域課題の発見と解決方法)2. 地区の地域課題を考える(懇談会)3. 地域資源の再発見と活用方法について4. 地区の地域資源を考える(懇談会)5. 資源と地域課題について6. 地域と社会福祉協議会について	
(エ)その他		
定期的にサロン会場を訪問し、顔の見える関係づくりを行い、地域のより身近な場所に相談窓口を設置していく。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
1. 栃木県地域福祉振興基金(栃の実基金)事業補助金 2. 共同募金配分金		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーター(栃木市生活支援コーディネーター設置事業)と、地域ニーズと資源の状況の見える化やニーズとサービスのマッチング等において連携を図る。		
事業の成果目標		
<p>○地域福祉活動基盤整備(活動拠点づくり、社会資源の創出):養成したサポーターを中心に地域の活動拠点をつくる。</p> <p>・地域スーパーの交流スペース(参加者数)1か所×30人×12回 ・サロン(参加者数)1か所×15人×6回</p> <p>○ふれあい在宅福祉サービスの強化(有償ボランティア):協力会員を40名(10名増)にする。</p> <p>○地区懇談会開催地区の拡充</p> <p>○地域福祉サポーターの養成:1地区10人×3地区</p>		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 栃木市大宮地区、大平地区、岩舟地区	(対象地域の範囲) 地区社協設置区域	(人口) 約64,000人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 社会福祉協議会職員、地域包括支援センター	(相談を受け止める人) 社協職員(CSW)、地域包括支援センター職員	

(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) 社協広報紙、ホームページ、チラシ等	
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 地域スーパーの交流スペースやサロン会場において、アウトリーチ型の相談を受ける。	
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 社会福祉協議会生活支援課及び地域包括支援センター	(バックアップする人) 社協職員(相談支援員)、地域包括支援センター職員
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
地域スーパーの交流スペースやサロン会場において講座や催し等を共催し、地域包括支援センター職員と連携を図る。	
事業の成果目標	
○地域の交流スペース:相談件数 12件(月1件)、解決数またはつないだ件数 12件 ○サロン会場:相談件数6件、解決数またはつないだ件数 6件	
ウ その他	
市の実施する多機関協働による包括的支援体制構築事業と連携し、地域包括ケア会議等に参加する。複合的な課題への対応を図れるよう地域の団体等地域資源を活用してこれらの機関が連携する仕組みづくりを行う。	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	栃木県栃木市
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	<p>栃木市では、地域の高齢者等が地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築を進めており、医療、介護、予防、住まい、生活支援と並んで見守り支え合い等の地域ぐるみの活動を進めているところである。</p> <p>地域の中で支援が必要な方に対しては、地域包括支援センター(高齢者)、障がい児者相談支援センター(障がい児者)、くらしサポートセンター(生活困窮者)などの相談機関がそれぞれの対象者に対して相談を行い、自立した生活に向けて支援を行っております。</p> <p>しかし、近年、福祉ニーズの多様化、少子高齢化、地域コミュニティの希薄化などにより複合的で複雑な課題を抱える世帯が増加しており、対象者別の縦割りの相談支援体制では、対応が困難な状況となっており、各相談機関の横断的な連携体制の構築が必要でありました。</p> <p>そこで、今回の「多機能の協働による包括的な支援体制構築事業」取り組むことにより、既存の相談支援機関を栃木市福祉総合相談支援センターと位置付け、すべての相談支援機関がすべての相談を丸ごと受け止めるワンストップ窓口を実現するとともに、全世代全対象の相談支援体制を構築し、すべての課題を地域全体で支える全世代型の地域包括ケアシステムの構築を目指すものであります。</p>
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士 1人、介護支援専門員 1人
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	種類 高齢者相談支援機関 名称 地域包括ケア推進課
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係相談支援機関に対する包括的相談支援体制構築に向けた相談支援包括化推進員の業務内容及び多機関連携のチーム支援のための連携協力体制の構築。 2. 各相談支援機関に寄せられる複合的な課題に対する相談に対する、聞き取り及び同行訪問によりアセスメントに基づく支援機関のコーディネート及び世帯支援プランの作成。 3. 複合課題の相談に対して、包括化推進会議により、関係相談機関のコーディネート(支援チーム編成)及び支援方針(世帯支援プラン)の検討を行い関係機関における個別支援に繋げる。 4. 世帯支援プランに基づく個別支援の進捗を行うと共に、状況に応じて担当者会議(個別会議)を開催して支援内容の見直しを実施する。 	

イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
<p>(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載</p> <p>【相談支援包括化推進会議】</p> <p>1. 毎月第1木曜日開催(年10回)※個別会議は随時開催</p> <p>2. 参加相談機関</p> <p>①地域包括支援センター(高齢福祉)</p> <p>②障がい児者相談支援センター(障がい児者)</p> <p>③生活福祉課(生活保護)</p> <p>④とちぎ市暮らしサポートセンター(生活困窮)</p> <p>⑤地域子育て支援センター(こども)</p> <p>⑥子育て支援課(こども)</p> <p>⑦保育課(こども・保護者)</p> <p>⑧こどもサポートセンター(こども)</p> <p>⑨健康増進課(成人・こども)</p> <p>⑩子育て世代包括支援センター(こども・保護者)</p> <p>⑪学校教育課(こども・保護者)</p> <p>⑫成年後見サポートセンター(高齢者・障がい児者)</p>	(既存の会議の名称)
<p>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載</p> <p>・相談支援包括化推進会議を活用し相談機関のネットワークの構築を実施</p>	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
<p>地域の課題解決のために活動する、ボランティア団体、NPOなどを支援するために、市民や企業等からの寄付金による「活動支援基金」を創設して活動支援の財源として活用していく。</p> <p>活動支援基金への寄付金制度を創設し、市民や企業に対し、働きかけを行い寄付を募り活動財源の確保を行う。</p>	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
<p>地域資源の開発にあたっては、地域包括個別ケア会議や地区社協懇談会などを活用して、地域に不足する資源の把握に基づき、地域内の自治会やボランティア組織又は、高齢者・障がい者・子育て等の施設等に対して新たな資源創設の働きかけを行なっていく。</p> <p><地域包括個別ケア会議></p> <p>自治会 民生委員</p> <p>ボランティア組織 NPO</p> <p>介護・障がい者・子育て事業者 など</p>	
オ その他	
<p>⑧事業の成果目標</p> <p>全ての相談支援機関による相談体制が確立されることにより市民満足度を成果指標とする。</p> <p>【成果指標】</p> <p>①市民の相談支援窓口への満足度</p> <p>②民生委員・児童委員などの相談支援窓口に対する満足度</p> <p>③相談支援包括化推進員のネットワーク構築関係機関数</p> <p>【活動指標】</p> <p>複合的な課題を抱える相談件数 100世帯</p> <p>対象者の複合課題の解決につながった件数 20世帯</p> <p>解決までに至らないが、相談機関による個別の相談支援の検討が開始された件数 80世帯</p>	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

5. 成果目標の達成状況

<地域力強化推進事業>

地域スーパーの交流スペース(オレンジカフェ)の開催:11回 630人参加(平均57人)

- ・年間をとおして、コミュニティカフェを実施したことで、初めはいち参加者として参加されていた方が、協力者へ変化する姿がみられた。(参加者から協力者に変化した方7名)
- ・軽度障がいがある方が協力者として活躍でき、つながりを持てる場所となっている。
- ・講師や協力を依頼することで、地域ボランティアの活躍の場や、地域の担い手であると理解していただく機会となっており、地域へのボランティア活動にも繋がっている。
- ・障がいのある方、高齢者、子育て世代など、分野や、世代を超えた交流の場となっている。

サロン(出張版オレンジカフェ)の開催:19回 527人参加(平均28人)6か所

- ・参加する側も自主的に協力する姿がみられ、協議体の中で誰でも集える場所について、話し合う姿を見ることが出来ている。

ふれあい在宅福祉サービス協力員の増員:31名(4名増員)

- ・各種講座やオレンジカフェの実施をとおして、参加者、協力者の中から、登録に4名が結びついた。
- ・ふれあい在宅福祉サービスの協力会員向け研修会を3月に実施し、同サービスの理解促進や会員の増加に繋げていく。

地域の交流スペース・サロン会場等相談件数(アウトリーチ):40件(解決またはつないだ件数11件)

- ・地域の交流スペース(オレンジカフェ)・サロン会場(はつらつセンター等)住民に身近な場所での相談を受けた。

地区懇談会開催地区の拡充:17地区/17地区

- ・地区懇談会を全地区で実施しており、地域におけるニーズの把握、生活福祉課題の明確化、地域住民同士の情報共有を促進するため、各地区社協等に働きかけ懇談会を実施した。
- ・岩舟地域では、中学校区(1地区)に第2層協議体(岩舟我が事丸ごと協議体)、小学校区(4地区)ごとに第3層協議体が設置され話し合いが進められている。3月10日には、今年度の実践事例を発表するシンポジウムを実施する。

地域福祉サポーター養成講座:

- ・地域活動実践者を対象に、地域支えあい活動に対する視点を持っていただくことで活動を広げていただける方を養成していく。市社協職員、包括支援センター職員も研修に参加することで、顔の見える関係づくりも併せて行っていく。今年度は、50名参加。

<多機関協働>

- ・市民及び民生委員・児童委員等の相談支援窓口に対する満足度については、満足度調査を実施していないため把握していないが、介護事業所の専門職からの相談に対する適切な対応について評価を得ている。
- ・複合課題を抱える世帯に対する包括的支援の実施により、今年度、2世帯(6人)が適切な支援により終結となった。

①複合的な課題を抱える相談件数 24世帯(37人)

②対象者の複合課題の解決につながった件数 2世帯(6人)

④ 解決までに至らないが、相談機関による個別の相談支援の検討が開始された件数 22世帯(31人)

栃木県 那須烏山市

都道府県名	栃木県	市区町村名	那須烏山市		
実施事業※	地域力強化推進事業		多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉課	電話番号	0287-88-7115
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	26,705(人)		世帯数	10,580(世帯)	
高齢化率	34.6(%)	生活保護受給率	6.59(%)	面積	174.35(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	71.38(%)	公立小学校数	5(校)	公立中学校数	2(校)
地域包括支援センター	直営: 1か所、委託: 1か所(社福)				
生活困窮者自立相談支援事業	直営: 1か所				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>本市は、那珂川県立自然公園をはじめ、八溝山系の緑深い森林、美しい田園風景、里山などの恵まれた自然環境が色濃く残っている地域です。 450 余年の歴史を誇る移動式野外劇「烏山の山あげ行事」は全国 32 の祭礼行事と共に、「山・鉦・屋台行事」として、ユネスコ無形文化遺産に登録されています。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組み目的・狙い	<p>少子高齢化が進む中、高齢者・障がい者・生活困窮者など、対象者別の相談窓口はあるが、相談者だけでなく家庭が課題を抱えている場合があり、世帯に対して包括的な支援が必要となってきている。 複合的な課題のある世帯に対して、関係機関とのネットワークを構築し、課題解決に取り組むことができる。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>地域の課題を把握し、多機関と協働で課題解決に取り組むネットワークを構築したい。</p>

3. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	那須烏山市(社会福祉法人 大和久福祉会)	
②事業名	障害者等相談支援委託事業	
③事業実施の必要性、体制等	高齢者・障がい者・生活困窮者など、対象者別の相談窓口はあるが、相談者だけでなく家庭が課題を抱えている場合があり、世帯に対して包括的な支援が必要。2人体制とすることで、地域における相談者が利用しやすく、効果的・効率的に行うことができる。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉主事 2名	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	那須烏山市障がい者相談支援センター	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
市民からの相談窓口の一本化。 障がい者相談支援センターに相談支援包括化推進員を配置し、障がい者以外の相談に対応するとともに、関係機関とのネットワークの構築を図る。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 年4回開催予定。 高齢者施設、障害者施設、児童施設等の関係者。	(既存の会議の名称) 自立支援協議会	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 年2回開催予定。 高齢者施設、障害者施設、児童施設、社協、包括支援センター等の関係者。	(既存の会議の名称) 自立支援協議会	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
市民や企業等より寄附を募り、地域福祉基金に積み立て、活用を検討していく。 社会福祉法人の地域貢献活動との連携を図ることにより、財源の確保を検討していく。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
相談支援包括化推進会議の中で、地域の課題を把握し、多機関とのコーディネートを図る。 相談員が地域ケア会議等に参加し、多機関と協働で社会資源創出に取り組む。		
オ その他		
特になし。		
⑧事業の成果目標		
さまざまなPR活動を行い、市民や民生委員児童委員に相談窓口があることを認識してもらえるよう取り組む。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
本年度は、多機関の協働による支援体制づくりを行い、ケース会議等を効率的に開催し、地域力強化事業を実施できるようにする。		

4. 成果目標の達成状況

○相談窓口設置のPR 市の広報誌、地元自治会等へ周知を実施。
○会議の運営 障害サービスと介護サービスの制度について、それぞれの関係機関を対象に、合同の研修会を開催。
○情報交換の場所を提供 相談窓口の事業所の一部を開放し、気軽に情報交換ができる場所を提供(月1回実施)

栃木県 市貝町

都道府県名	栃木県	市区町村名	市貝町
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉課	電話番号	0285-68-1113
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	11,816(人)	世帯数	4,444(世帯)
高齢化率	28.2(%)	生活保護受給率	8.09(%)
面積	64.25(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	58.9(%)	公立小学校数	3(校)
		公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター	直営:1 か所		
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1 か所(県)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p><地域性> 市貝町は南北に長い地形で、町の中部エリアを中心とすると、車で町内全域が 20 分圏内で移動できる。北部エリアは酪農と農業を中心に、観光スポットや自然豊かな景観と多様な生物の生息する谷津田がある。中部エリアは商店街や官公庁などが集まり、道の駅を中心とした地場産業の振興や、観光者向けのグリーンツーリズムなどを行う情報発信の拠点となっている。南部エリアは大手企業の研究所と生産工場があり、また近年は新興住宅地として開発が進み、転入者が増加している。</p> <p>小さな町ではあるが、近隣市町へのアクセスが良くなったことや地価が近隣市町より安価ということでマイホームを構える若い世代も多く、急激な人口減少は見られていない状況である。</p> <p>地域住民は、伝統や文化を重んじながらも保守的な気質であるため新たな取り組みなどに積極的に取り組まない傾向は見られるも、一度軌道にのった活動については長く続けられることから、近年は観光者向けの地域づくり事業に農家の方々が協力するようになってきている。</p> <p><地場産業> 日本酒(惣誉酒造)、酪農(牛乳・乳製品)、農業(トマト)、花王株式会社(栃木工場)</p> <p><観光> 芝ざくら公園(本州最大級)、武者絵資料館、入野家住宅(国重要文化財)</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>小地域には、公的サービスで解決できない様々な課題があり、町内には様々な福祉関係機関や各種の専門職が活動しているが、相互の連携が十分に確保されているとは言えない状況である。</p> <p>そこで「他人事」になってしまいがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組める仕組みを作るとともに、行政は地域づくりの取り組みの支援と、公的な福祉サービスのつなぎを含めた総合相談支援センターを設立した。</p> <p>また、小地域福祉活動の多種多様な強み、弱みに合わせて地域住民自らが困りごとを見つけ出し、総合相談支援センターを介して他機関と連携し、社会資源などを活用して様々な問題を解決する仕組みを重層的かつ相互的(お互いさま)に構築する事が狙いである。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>1) 地域の中に潜在している相談機能が届かない世帯(人)の、小地域ごとの早期発見システムの構築と、住民相互による個々の支援体制の構築</p> <p>2) 地域ごとに展開されている、地域活動の取り組みや交流活動の濃淡を活かした、住民の自発的活動の展開</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	市貝町(社会福祉法人 市貝町社会福祉協議会)																			
②事業名	地域力強化事業																			
③事業実施の必要性	<p>市貝町では、平成 26 年度に地域福祉総合計画の策定を行い、その中で「みんなで支え合い 地域の力でつくる 人にやさしいまち いちかい」を目標に掲げ、高齢や障害などで支援が必要になった時に、適切な支援がスムーズに実施できるシステムづくりとして平成 29 年に総合相談支援センターを設立した。</p> <p>初期相談支援体制を構築できたが、相談支援を実施する中で地域住民によるインフォーマルサービスの支援の構築が重要視され、自治会未加入者や生活困窮世帯などの支援が多くなっている町内の現状を考慮し、多種多様な地域の強みや弱みに合わせた地域づくりが求められている。</p>																			
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>町内全域</td> <td>町内小学校区(3 か所)</td> <td>11,831(平成 30 年 6 月 1 日)</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(支援する対象)</td> <td>(支援の内容)</td> </tr> <tr> <td>小学校区内(3 モデル地区)</td> <td>座談会及び高齢者実態調査のデータを基にした小地域活動計画の作成及び地域福祉活動の展開</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(拠点の場所)</td> <td>(運営主体)</td> </tr> <tr> <td>モデル地区自治公民館及び広場</td> <td>自治会役員・シニアクラブ関係者</td> </tr> </table> <p>(ウ)地域住民等に対する研修の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>(研修の対象)</td> <td>(研修の内容)</td> </tr> <tr> <td>福祉協力員・ボランティア</td> <td>連携ソーシャルワーカー養成講座(ゲートキーパー養成・傾聴理解・認知症理解・終章学理解)</td> </tr> </table> <p>(エ)その他</p> <p>権利擁護制度の周知(後見制度)</p> <p>地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</p> <p>県社会福祉協議会基金、共同募金、企業・財団系補助金の活用</p> <p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p> <p>CSW、相談支援包括化推進員、地域包括支援センター、障害児者相談支援センター、町内社会福祉法人、町内 NPO</p> <p>事業の成果目標</p> <p>福祉協力員 委嘱数 30 名 研修会参加者 225 名(25 名×3 回×3 地区延べ) ゲートキーパー養成終了者 30 名 連携 SW 養成講座修了者 30 名</p>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	町内全域	町内小学校区(3 か所)	11,831(平成 30 年 6 月 1 日)	(支援する対象)	(支援の内容)	小学校区内(3 モデル地区)	座談会及び高齢者実態調査のデータを基にした小地域活動計画の作成及び地域福祉活動の展開	(拠点の場所)	(運営主体)	モデル地区自治公民館及び広場	自治会役員・シニアクラブ関係者	(研修の対象)	(研修の内容)	福祉協力員・ボランティア	連携ソーシャルワーカー養成講座(ゲートキーパー養成・傾聴理解・認知症理解・終章学理解)
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
町内全域	町内小学校区(3 か所)	11,831(平成 30 年 6 月 1 日)																		
(支援する対象)	(支援の内容)																			
小学校区内(3 モデル地区)	座談会及び高齢者実態調査のデータを基にした小地域活動計画の作成及び地域福祉活動の展開																			
(拠点の場所)	(運営主体)																			
モデル地区自治公民館及び広場	自治会役員・シニアクラブ関係者																			
(研修の対象)	(研修の内容)																			
福祉協力員・ボランティア	連携ソーシャルワーカー養成講座(ゲートキーパー養成・傾聴理解・認知症理解・終章学理解)																			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	<table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>町内全域</td> <td>町内 3 小学校区</td> <td>11,831(平成 30 年 6 月 1 日)</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(場所・機関等の名称)</td> <td>(相談を受け止める人)</td> </tr> <tr> <td>町内 市貝町社会福祉協議会 大字単位 福祉協力員</td> <td>CSW、福祉協力員</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知</p> <p>(周知方法) 広報誌、リーフレット(全戸配布)、ホームページ、SNS、自治会会議への参加、学校事業への参加、商工会組合員の会議への参加</p> <p>(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握</p> <p>(把握の方法) 大字単位地域福祉活動座談会、福祉協力員との定期情報交換会</p> <p>(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築</p> <table border="1"> <tr> <td>(バックアップの内容)</td> <td>(バックアップする人)</td> </tr> <tr> <td>相談内容に沿った関係機関との連携及び寄り添い支援</td> <td>社会福祉協議会職員、外部講師</td> </tr> </table>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	町内全域	町内 3 小学校区	11,831(平成 30 年 6 月 1 日)	(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	町内 市貝町社会福祉協議会 大字単位 福祉協力員	CSW、福祉協力員	(バックアップの内容)	(バックアップする人)	相談内容に沿った関係機関との連携及び寄り添い支援	社会福祉協議会職員、外部講師				
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
町内全域	町内 3 小学校区	11,831(平成 30 年 6 月 1 日)																		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)																			
町内 市貝町社会福祉協議会 大字単位 福祉協力員	CSW、福祉協力員																			
(バックアップの内容)	(バックアップする人)																			
相談内容に沿った関係機関との連携及び寄り添い支援	社会福祉協議会職員、外部講師																			

事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
相談支援包括化推進員	…相談者の支援計画の作成
地域包括支援センター	…高齢者の権利擁護及び介護保険サービスに関すること
スクールソーシャルワーカー	…児童及び保護者の支援に関すること
CSW	…相談者全ての支援及び地域資源の開拓に関すること
障害児者相談支援センター	…障害者サービスの支援に関すること
事業の成果目標	
社会資源開拓	5社(就労関係)
相談支援	新規50件(平成29年度の相談件数を参考)
ウ その他	
地域福祉座談会(大字単位)	参加者延べ100名以上
子育て世代向け住民座談会(小学校区単位)	参加者延べ50名以上
ボランティアデータベースの運営	ボランティア新規登録20名以上
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	市貝町(社会福祉法人市貝町社会福祉協議会)
②事業名	多機関協働による包括的支援体制の構築事業
③事業実施の必要性、体制等	<p>【必要性】 市貝町では平成 26 年度に地域福祉計画の策定を行い、その中で「みんなで支えあい 地域の力でつくる 人にやさしいまち いちかい」を目標に掲げ、高齢や障害などの支援が必要になったときに適切な支援がスムーズに実施できるシステムづくりを構築することとした。また、平成 28 年 10 月には、社会福祉協議会が中心となって「学び合い、遊び合い、支え合う関係づくり」を理念とした地域福祉活動計画が策定され、様々な地域課題や困りごとを地域の住民と一緒に解決する調整担当として相談支援包括化推進員の配置が明記された。</p> <p>【体制】 専門多職種の総合相談支援センターにおいて、アウトリーチを主体とした対象者横断的な相談支援体制(有資格者)の配置</p>
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2 人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	精神保健福祉士(元障害者施設従事者(知的・精神)) 社会福祉士 (元障害者施設従事者(身体・知的・精神))
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	市貝町総合相談支援センター
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<p>(1) 福祉に関する初期相談とアセスメント及び相談機関の連絡調整を実施する。支援においては、フォーマルサービスをベースとしてインフォーマルサービスの支援</p> <p>①アウトリーチを主体とした、居住環境にあった相談支援の実施 ②多職種連携のネットワークの支援体制の構築と、解決するまでの個別支援プランの作成 ③徹底的な寄り添い支援</p> <p>(2) 早期のニーズキャッチ体制と情報体制の構築</p> <p>①出張・地域巡回訪問型の相談機能の周知 ②住民組織の団体が活動する会場での研修事業等の実施</p>	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 【開催】 随時 【参加者】事例に関わっている支援機関職員	(既存の会議の名称) 支援関係者会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 【開催】 月 1 回 【参加者】総合相談支援センター、社会福祉協議会、障害者相談支援センター、訪問看護、行政機関、民生児童委員、福祉協力員、地域活動団体関係者、支援に必要な機関	(既存の会議の名称) 相談支援包括化推進会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
障害者相談事業の実施及び権利擁護事業の実施	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
【町商工会と協力した見守り支援マップ作り】 商店街と連携、見守り体制を構築し高齢者が見てもわかりやすい協力商店一覧を作成する。	
オ その他	
【見守り支援マップの運用】 見守り支援マップを運用し、地域の見守りネットワークの向上を図る。	
⑧事業の成果目標	
<p>【課題把握】 H29 年度実施した、高齢者実態把握調査のデータベースを基にした、80 歳以上のADL低下者(運動機能低下者)218 件を対象とし、相談支援包括化推進員がアウトリーチによる調査及び支援計画の策定を行い、5 月までに訪問者プランを作成、6 月から順次訪問し訪問看護センター職員も同行予定。総合相談支援センター機能として新規相談 24 件以上を目標とする。</p> <p>【課題への支援】 相談ケースに応じて、行政機関と連携したフォーマルサービス、地域力強化事業と連携したインフォーマルサービスを活用し支援する。いずれにおいても支援が困難ケースについては、相談支援包括化推進員が主体となり関係者会議を小地域などで開催し課題の解決に向け、地域住民が主体となる地域支援体制を行政機関が支援する政策等の検討も踏まえたソーシャルアクションも検討する。</p>	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

5. 成果目標の達成状況

地域力強化推進事業

- ・地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備

福祉協力員委嘱数 30名⇒26名

ゲートキーパー養成修了者 30名⇒20名

ひきこもり支援に関する研修 10名⇒10名

- ・地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

社会資源開拓 5社⇒5社(就労関係)

相談支援 新規50件⇒464件

- ・その他

地域福祉座談会(大字単位)参加者 100名以上⇒128名

子育て世代向け啓発事業 参加者 50名以上⇒約500名

多機関協働による包括的支援体制構築事業

- ・平成29年度実施した、高齢者実態調査のデータベースを基にした、80歳以上のADL低下者(運動機能低下者)210名を対象に相談支援包括化推進員がアウトリーチ調査。2月現在で、206名を調査。41名訪問看護センター職員同行。196名のデータベース化終了。

- ・新規相談件数24件以上⇒新規26件

栃木県 高根沢町

都道府県名	栃木県	市区町村名	高根沢町
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		○	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉課	電話番号	028-675-8105
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	29755(人)	世帯数	12396(世帯)
高齢化率	24.1(%)	生活保護受給率	0.6(%)
面積	70.87(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	49.9(%)	公立小学校数	6(校)
		公立中学校数	2(校)
地域包括支援センター	委託:2 か所		
生活困窮者自立相談支援事業	県により実施		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>東京からおおよそ 100kmの距離にあり、栃木県のほぼ中央に位置し、県都宇都宮市に隣接しています。また、町の西側を国道4号線とJR東北本線が縦断し、JR烏山線が接続しています。東京駅まで新幹線で 60 分程度、自動車では 120 分程度で連絡します。</p> <p>町の東西に特色があり、東側は農業が盛んな田園地帯、西側は「JR宝積寺駅」を中心に商店街や住宅地が広がっています。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>地域福祉計画が未整備であるので、平成 30 年度から計画策定作業を開始しました。策定作業の過程において住民主体の地域づくりを進めてきました。平成 31 年度はこれをさらに発展させます。障害・高齢・介護・児童等各制度により専門相談機関が整備されていますが、それぞれの制度を充実させるに従って支え手側の役割の整理が必要です。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>平成 30 年度に本事業で行った地域福祉計画策定のための住民アンケートにおいて、地域への参加の意欲があること、支えあい助け合う地域づくりの必要性を感じていることがわかりました。住民の意欲や能力を生かし、地域資源の足りない部分を補う仕組みづくりをすることで、住み慣れた町で安心して暮らせる実感を得てほしいと考えています。</p> <p>助け上手、助けられ上手になって、社会からの孤立を防ぐ地域づくりへの住民参加の機会を増やします。</p> <p>専門相談機関と行政が協力することで、複合課題への対応がスムーズに行える体制を強化し、支え手の負担を軽くすることができれば、事業所における職員の定着に繋がるのではないかと期待しています。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	高根沢町社会福祉協議会	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	当町においては、地域への住民参加の意識は高く、身近な課題を解決することを目的とするボランティアも育ち始めている。しかし、実際にはそれらをさらに生かす仕組みがないことから、社会福祉協議会においてボランティアセンターを開設し、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを推進する必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲) 中学校区(2地区)	(人口) 29755
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地域住民	(支援の内容) 身近な地域課題の把握と、課題解決に向けた住民の参加のサポートを行い、地域ネットワークの構築を行う	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 福祉センター	(運営主体) 社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民、ボランティア団体、相談支援事業者等	(研修の内容) 既存の制度への理解を深めること 先進自治体での取り組みについて事例を学ぶ	
(エ)その他 地域生活課題の把握と解決を行うネットワークづくりを行いながら、地域福祉計画および地域福祉活動計画に住民の活動の場を反映させる。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金、栃の実基金など		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーター		
事業の成果目標		
ボランティアセンター設置 住民向けフォーラム参加者 150名		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲) 中学校区(2地区)	(人口) 29753
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 役場窓口	(相談を受け止める人) 役場職員、相談員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 広報等		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 相談員連絡会議、生活困窮者支援会議		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 社会福祉協議会、包括支援センター、相談支援事業所、町関係課	(バックアップする人) 職員、相談員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
包括的支援事業、子育て包括化推進事業、障害者地域生活相談支援事業、生活支援体制整備事業		
事業の成果目標		
月1回の定例会議を開く		
ウ その他		

⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
<p>役場内に「福祉相談支援システム」を導入する。行政内にあるケース記録をシステムで管理することで世帯の容態を把握し、年齢によって支援がとぎれることがないようにする。また、こうした支援体制に参加することで、共生社会への理解が深まることを期待する。</p> <p>基幹相談支援センターの機能を有する形で、各事業所や行政と連携して総合的な相談支援が行える窓口設置について検討していく。</p> <p>多職種・多機関の連携を深め、相談支援に携わる職員の資質向上に努める。</p>	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	高根沢町健康福祉課	
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、 体制等	<p>制度のはざまにあつて対応に苦慮する相談が増える中、行政と相談支援事業者が連携することで問題を解決し、対象者への伴走型支援を行う必要がある。また、児童、高齢者などの虐待等に関する対応も、関係機関が連携をとり息長く支援することが望まれる。</p> <p>総合的な相談窓口について、当初は今あるものを生かした形で相談支援包括化推進員を置くことを想定していたものの、平成30年度に平成27年から複数市町で設置を検討してきた基幹相談支援センター設置の計画が白紙に戻ったため、その機能を有した相談窓口を設置する必要が生じた。</p> <p>人的資源に限られる中で、行政が横断的に複合的な問題を抱える世帯の支援を行うために、役場内に「福祉相談支援システム」を導入する。</p> <p>また、基幹相談支援センターが未整備であるため、その機能を有する総合的な相談窓口を設ける。</p>	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1名	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	健康福祉課 社会福祉係長	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	健康福祉課	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
<p>今年度は総合相談を受け付ける窓口を健康福祉課とする。</p> <p>役場内に「福祉相談支援システム」を導入する。行政内にあるケース記録をシステムで管理することで世帯の容態を把握し、年齢によって支援がとぎれることがないようにする。また、こうした支援体制に参加することで、共生社会への理解が深まることを期待する。</p> <p>基幹相談支援センターの機能を有する形で、各事業所や行政と連携して総合的な相談支援が行える窓口設置について検討していく。</p> <p>多職種・多機関の連携を深め、相談支援に携わる職員の資質向上に努める。</p>		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 会議は必要に応じて開催する。 ケースに関わる事業者、行政担当課、包括支援センター、県福祉事務所、児童相談所など。	(既存の会議の名称) ケース会議 地域ケア会議 要保護児童対策地域協議会	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 多職種・多機関によるネットワーク会議を作る。 月1回の定例会議を行う。 高齢・児童・障害各分野の事業者等が参加する。	(既存の会議の名称) 地域福祉活動計画策定作業部会 在宅福祉ネットワーク会議 福祉避難所会議	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
寄付金を募る、共同募金など。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
基幹相談支援センターの機能を有する形で、各事業所や行政と連携して総合的な相談支援が行える窓口設置について検討していく。		

オ その他
⑧事業の成果目標
<p>相談受付件数 月8件×12ヶ月＝96件 「福祉相談支援システム」を導入する。導入後、職員が情報を有効に利用できるよう研修を行う。 福祉総合相談窓口の体制づくりを行う。 多職種・多機関によるネットワーク会議を作る。</p>
⑨地域力強化推進事業実施計画
<p>地域生活課題の把握と解決を行うネットワークづくりを行いながら、地域福祉計画および地域福祉活動計画に住 民の活動の場を反映させる。</p>

5. 成果目標の達成状況

<p>地域力強化推進事業と同時進行する形で、地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定を進めた。 社会福祉協議会と共に、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定委員、策定作業ワーキンググループ、 役場ワーキンググループを組織した。</p> <p>計画策定の作業の中で、地域共生社会構築の必要性について意識の共有を図り、地域課題の把握を行った。 住民等が交流を図る拠点を福祉センター内に整備する予定としていたが、利便性から役場健康福祉課窓口を 相談を受ける場をとしている。役場内の関係課との連携、民間事業者と連携し、課題解決を行っている。平成 31(2019)年2月までの相談件数は 91 件である。必要な支援につなげる体制は定着してきたが、多機関との協働 による包括的支援体制構築事業が開始するにあたり、見直しなど課題もある。</p> <p>平成 30(2018)年9月 28 日に、全町民に向けて「地域の福祉の勉強会」を開催し、地域共生、地域生活課題の 解決についての学習会、同時に相談も行える取り組みを行った。59 名参加。参加者は地域の困りごとに対して、 行政だけではなく、地域の事業者、民生委員、サロンなどの住民の集まりなどが協力して解決にあたることにつ いて、参加者からは肯定的に受け止める感想が寄せられ、取り組みへの参加に意欲も見られた。一方で周知の方 法、若い世代の参加を促す工夫が求められた。</p> <p>この勉強会の後に計画策定の行程にも含まれる地区懇談会(6か所)を開催し、小学校区単位での地域課題の 把握を行い、解決するための地域づくりについて話し合った。また、平成 31(2019)年1月に 18 団体にヒアリング 調査を行い、事業者や団体が抱える課題と課題への取組みを把握すること、行政各課の事業で地域共生社会の 構築に資する事業、団体、取組の洗い出しをした。</p> <p>平成 31(2019)年3月 11 日に、地域福祉計画および地域福祉活動計画策定に携わる策定委員、住民ワーキン ググループ、役場ワーキンググループを一堂に集め、課題の共有と解決へのアイデアなどについて話し合い、協 働で課題解決に取り組むイメージを共有した。参加者 55 名。</p> <p>これらの取組みを通して制度を超えた事業者間の交流、役場内の各課の協力への意識の醸成を図ることがで きた。</p>

栃木県 那珂川町

都道府県名	栃木県	市区町村名	那珂川町		
実施事業※	地域力強化推進事業		多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	那珂川町健康福祉課	電話番号	0287-92-1119
参考 URL	http://www.town.tochigi-nakagawa.lg.jp/		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	16439(人)		世帯数	6067(世帯)	
高齢化率	36.83(%)	生活保護受給率	0.98(%)	面積	192(k㎡)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	72(%)	公立小学校数	3(校)	公立中学校数	2(校)
地域包括支援センター	直営:1カ所				
生活困窮者自立相談支援事業	県臨時職員が町に出向				

※記入例 直営:1カ所, 委託:2カ所(社協)

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>都市部から離れた山間地。公共交通機関も少なく、就労の場も少ないため、人口減少が著しく、高齢化率が上昇している。焼き物や、温泉、美術館等、観光資源はいくつかある。林業や農業等の第1次産業が盛んだが、後継者不足等もあり縮小傾向。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	家族間で複合的な課題を抱えている世帯が増えてきており、分野別の相談窓口では対応しきれなくなっている。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	福祉的な課題を総合的に把握し、課題への対策に地域全体で取り組むことで、町に住んでいる人皆が生きがいを持って安心して生活できるようにしていきたい。

3. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	那珂川町(NPO法人ノンフェールくらねえ・那珂川町社会福祉協議会・社会福祉法人同愛会)	
②事業名	那珂川町福祉相談事業	
③事業実施の必要性、 体制等	少子高齢化や核家族化に伴い福祉ニーズの多様化・複雑化や地域コミュニティの希薄化が進む中で、複雑かつ複合的な問題を抱える世帯が増えている。そのような世帯に対し、身近な地域で相談できる窓口(福祉相談センター)を設置するとともに、地域包括支援センターと連携し、各相談支援機関の横断的な支援体制を構築し、包括的な支援体制を構築する。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	5人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	次のいずれかの資格を有するもの:社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、介護福祉士、栃木県任命資格を有する福祉相談業務等の経験が10年以上ある者、その他町長が認める者	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	相談支援機関の種類:社会福祉法人・NPO法人 名称:東部福祉相談センター(2)・中央福祉相談センター(2)・西部福祉相談センター(1)	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
複雑かつ複合的な問題を抱える世帯等に対して、身近な相談窓口として、地域に福祉相談センターを設置する。福祉相談センターには、相談支援包括化推進員を配置し、電話や来所・訪問により相談を受け付ける。相談支援包括化推進員は相談内容を把握し、地域包括支援センターと連絡調整後、各相談支援機関の横断的な支援体制を構築し、対象世帯に対する包括的な支援を実施する。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 随時開催、町健康福祉課担当職員、地域包括支援センター、相談支援包括化推進員、その他関係支援機関	(既存の会議の名称) 受理会議	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 毎月1回開催、町健康福祉課担当職員、地域包括支援センター、相談支援包括化推進員、その他関係支援機関	(既存の会議の名称) 地域ケア会議	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
地域住民の居場所づくりとして、地域住民によるボランティア等を活用したカフェ及びサロン等の創設		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
別紙「那珂川町福祉相談事業実施要綱」及び「那珂川町福祉相談事業実施要領」に基づき支援を行い、初年度の支援計画書による支援目標は約170件とする。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
介護保険制度の地域支援事業における生活支援コーディネーター(那珂川町社会福祉協議会へ委託)の活動範囲を高年齢だけでなく、全ての世代を対象に拡大し、多機関の協働による包括的支援体制構築事業における各福祉相談センターを拠点として地域の課題把握や地域住民の交流を図る。		

4. 成果目標の達成状況

那珂川町福祉相談事業要綱及び要領に基づき、制度の狭間や複合的な課題を抱える相談者に対して、地域包括支援センターと連携し支援を行っています。

実施方法は、町内の障害者相談支援事業所で、実績のある3カ所の事業所に委託し実施しています。うち2カ所は介護保険の居宅介護支援事業所を併せて実施している社会福祉法人で、もう1カ所はひきこもりやDV、生活困窮児の学習支援等に取り組んでいる NPO 法人です。東部・中部・西部の3地区に福祉相談センターとして配置しています。

福祉相談センターが相談を受けた内容は、町の健康福祉課(地域包括支援センターを含む)において、保健師・社会福祉士等の専門職を中心とした受理会議により町としての支援の方向性を決定し、各福祉相談センターへ伝えていきます。

また、月1回介護保険の地域ケア会議を活用し、支援の進捗状況の確認とともに、関係者間で意見交換を行い、より良い支援につなげていけるよう検討しています。

現在の支援件数は、終結となった案件を含めて27件です。うち、終結となった案件は14件で、他の制度に結びついた等により課題が解決または改善につながったケースが4件、死亡されたケースが2件、問題を抱えつつも本人や家族の困り感が和らいだ(支援を必要としなくなった)ことによるケースが6件、児童担当課で検討することとなったケースが1件、転出によるものが1件です。

群馬県 玉村町

都道府県名	群馬県	市区町村名	玉村町
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉課 社会福祉係	電話番号	0270-64-7705
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	36,489(人)	世帯数	15,281(世帯)
高齢化率	24.0(%)	生活保護受給率	0.58(%)
面積	25.81(k㎡)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	(%)	公立小学校数	5(校)
		公立中学校数	2(校)
地域包括支援センター	直営1か所、委託2か所(町内の、高齢者系の社福と医療法人に)		
生活困窮者自立相談支援事業	1か所(県社協→支所社協で実施。玉村町社会福祉協議会にて)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

- ・群馬県の南部に位置し、東京から100キロ圏内。県内では、人口密度の高い(1,476人/k㎡)“田園都市”。
- ・周辺都市のベッドタウンとして人口増加を続けたが、平成16年の38,373人がピークののち減少傾向に。
- ・27年度には国道354バイパスが開通し、周辺都市への利便性が高まった(分譲地も200戸、販売中)。
- ・道の駅「玉村宿」、花火大会や「麦秋の里」、ゆるキャラ「たまたん」などで、地域おこし協力隊が、町の魅力発信に努めている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉的な社会問題に、地域で対応できる「まちづくり」をする。 ・共に支え合い、助け合い、多世代共生の生涯活躍のまちを目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<ul style="list-style-type: none"> ・住民相互に、だれも孤立させない、取りこぼさない意識を持てるようにしたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	直営	
②事業名	玉村町包括的支援体制整備事業	
③事業実施の必要性	我が町の高齢化率の上昇、介護給付費の増加、ごみ屋敷や障害者の「親なきあと」の問題など、複雑化する社会問題に地域で対応していくため、地域と共に包括的支援体制を作っていく。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲) 町内 3 つの地域包括支援センターの範囲ごと	(人口) 36,489 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 意識がある方、「担い手」になりうる方	(支援の内容) 担い手研修、活動先の情報提供	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 「ふれあいの居場所」※主に町内の集会所	(運営主体) 各地元	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 高齢者及び担い手	(研修の内容) 認知症サポーター養成講座など	
(エ)その他		
<ul style="list-style-type: none"> ・協議体や、「玉村地区地域包括ケアネットワーク会議」への参加(一般住民)。 ・地域課題の発見、対応策の検討を、住民と「ワークショップ」を通して行う。 		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
企業との協定(見守り等)や、後援による事業開催。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
(協議体、NPO 法人、玉村町住民活動サポート「ぱる」との情報交換など)		
事業の成果目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・担い手研修×4回(年)、参加 200 人 ・地域包括ケアフォーラム×1回、参加 200 人。 ・「お元気ですか訪問(民生委員)」への同行(お手伝い) 54 地区×1人×12か月のべ 648 人。 		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲) 町内 3 つの地域包括支援センターの範囲ごと	(人口) 36,489 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) ・地域包括支援センター、(役場)健康福祉課 ・基幹相談支援センター(障害者の親なきあと対応) ・親なきあと 24H 電話相談(とりあえず丸ごと相談)	(相談を受け止める人) 支援員等・各所2名	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 町広報・町HPへの掲載、「町長ふれあい座談会」での紹介、民生委員の「お元気ですか訪問」に合わせた紹介等。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 民生委員、区長とNPO法人等が連携し、気になる方がいた場合は、関係機関につなぐ仕組み及び関係を作る。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 専門的・包括的支援が必要な場合、関係機関を集めて支援を検討する。また親なき後 24h 電話相談及び一時保護対応により、夜間等でも安心して相談を受け止められる体制を整備する。	(バックアップする人) 個別に必要な関係機関。 コーディネートは、地域包括支援センターと健康福祉課。	

事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)
今後検討 (地域包括支援センターと民間保育園(社会福祉法人)との連携など)
事業の成果目標
今後検討 (地域包括支援センターと民間保育園(社会福祉法人)との連携など)
ウ その他
—
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画
<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度には、コミュニティソーシャルワーカーを設置予定。総合相談窓口は、地域包括支援センターに設置予定。サテライト型相談窓口は、介護事業所などに設置予定。 ・平成30年度は、実施方法(設置数、人材、予算、運営方法等)について、関係各所と共に検討する。

4. 成果目標の達成状況

<p>ア地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決することができる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域福祉計画・自殺対策計画・成年後見制度利用促進基本計画」:策定における、『(住民)ワークショップ』の開催。⇒ 計2回、43名参加(実施結果は地域福祉計画へ掲載)。 ・認知症サポーター養成講座 ⇒ 計13回(4~2月)参加者459名。※全14回(3月で最後) ・「玉村地区包括ケアネットワーク会議」の開催、出前講座への協力。⇒ 3回(ほか役員会へ8回) ・企業との協定締結 ⇒ 4社目(セブンイレブんとも2月締結済みに) ・「地域支え合いネットワーク会議」(2層協議体)の勉強会 ⇒ 5地区×3回開催、全大会1回開催。 ⇒ 小学校区ごと5か所:立ち上がった。 ⇒ 2/27 発足を開催 ・子ども食堂解説に向けた、勉強会の開催 ⇒ 開催2回:92名参加 ⇒ 子ども食堂2か所開設となった。 ・「ふれあいの居場所」(高齢者)22箇所 ⇒ 24箇所に <p>イ地域生活課題に関する相談を、包括的に受け止める体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「親なきあと」(地域生活支援拠点整備:面的整備)の実施[県内初・5月~]⇒ 対応:のべ7件 ・町内の社会福祉法人「なんでも福祉相談窓口」との連携(2法人) ⇒ 連携会議1回、広報掲載1回、地域福祉計画策定委員会への参加 ・ゴミ屋敷の対応(町と包括支援センター、民生委員、衛生支部長等と協働で対応) ⇒ 4件

埼玉県

都道府県名	埼玉県	市区町村名	
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業 ○

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉政策課 政策企画担当	電話番号	048-830-3391
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	7,325,217(人)	世帯数	3,113,664(世帯)
高齢化率	24.8(%)	生活保護受給率	1.33(%)
面積	3,797(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	(%)	公立小学校数	813(校)
		公立中学校数	416(校)
地域包括支援センター	282カ所		
生活困窮者自立相談支援事業	41カ所		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>本県は、首都に隣接し人口の集中している地域や、郊外に市街地が点在している地域、人口の減少が既に始まっている地域、自然豊かな中山間地域がある。これらは、日本の縮図とも呼ばれる本県の姿であり、地域の多彩さが本県の活力を生み出していると言える。</p> <p>また、本県は大消費地である首都圏の中に位置し、食品製造業なども数多く立地している。ねぎ、さといもなど全国トップクラスの生産額を誇る農作物も数多く有している。</p> <p>観光は、今後大きな成長が見込まれ、本県経済の活力を創出することが期待される分野である。広域交通網が発達した本県は県内外とのアクセス利便性が高く、アニメ・文化・歴史・自然環境・産業など多彩な観光資源にも恵まれている。また、東京2020オリンピック・パラリンピックなど国際的なスポーツイベントの開催も控えている。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取組む目的・狙い</p>	<p>高齢者、障害者、児童、生活困窮者等において、分野ごとの相談支援体制では対応が困難な世帯の中で課題が複合化、複雑化しているケースや制度の狭間にあるケースが増加している。</p> <p>第5期地域福祉支援計画(平成30年度～平成32年度)において、市町村が福祉分野の縦割りを超えた総合相談支援体制を構築することとした。</p> <p>市町村の要請に基づき、総合相談支援体制に詳しいアドバイザーを派遣することで、全市町村に総合相談支援体制が構築されることを目指す。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>総合相談支援体制の構築をしようとする市町村に対しアドバイザーを派遣し、総合相談体制が構築できるように支援することで、県内市町村における総合相談支援体制の構築の推進を図る。</p> <p>また、市町村職員に対し、総合相談体制の情報交換を実施することで、訂正整備を促進し、特にまだ体制を整備していない市町村の意識の啓発を図る。</p>

3. 都道府県事業について

①実施主体(委託先)	埼玉県
②事業名	市町村総合相談支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	市町村が、総合相談支援体制の構築に取り組むにあたり、どんな相談支援体制がよいか分からないことや、関係各課・相談機関等との連携・調整などの課題がある。 市町村の要請に基づき県が、アドバイザーを派遣するとともに、市町村間の情報共有、好事例の紹介等を行うことで体制整備の促進が見込まれる。
④事業内容	<p>(ア)単独の市区町村では解決が難しく、専門的な支援を必要とする者等に対する支援体制を市町村と構築</p> <p>(対象とする専門的な支援を必要とする者)</p> <p>(構築する支援体制)</p> <p>(支援体制構築に向けたプロセス)</p> <p>(イ)市区町村において包括的な支援体制を整備するにあたり、都道府県域で推進していく必要がある取組や、市区町村間の情報共有の場づくり、市区町村への技術的助言</p> <p>(対象)</p> <p>①総合相談支援体制を構築しようとする市町村 ②全市町村</p> <p>(取組内容)</p> <p>①市町村総合相談支援体制構築アドバイザー派遣事業 総合相談支援体制を構築しようとする市町村に対し、アドバイザーを派遣する。 ②市町村総合相談支援体制構築バックアップ事業 ・総合相談支援体制の構築に際し、市町村間で課題や手法について情報共有をするための情報交換会を開催する。 ・有識者及びアドバイザーで構成する部会を設置し、市町村への支援について検討を行う。</p>
⑤事業の成果目標	総合相談支援体制を構築している市町村数 (ワンストップ型総合相談窓口の設置又は複合課題を調整するチームを設置している市町村数) 19市町(平成29年5月)→32市町村(平成32年度末)

4. 成果目標の達成状況

<p>①市町村総合相談支援体制構築アドバイザー派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー 7名に依頼 ・アドバイザー派遣 9市町 18回派遣 ・アドバイザーの助言をもとに、各市町村において庁内連携や関係相談機関との連携構築に取り組んでいる ・平成31年1月に1町で総合相談窓口の開設 <p>②市町村総合相談支援体制構築バックアップ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換会を1回開催(11/21) 52市町村 101人参加 ・アドバイザーで構成する部会を2回開催し、市町村支援についてアドバイザー間で情報交換及び支援方法の確認を行った。

埼玉県 狭山市

都道府県名	埼玉県	市区町村名	狭山市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉こども部福祉政策課	電話番号	04-2953-1111
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	151,661(人)	世帯数	68,798(世帯)
高齢化率	30.55(%)	生活保護受給率	0.66(%)
面積	48.99(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	69.7(%)	公立小学校数	15(校)
		公立中学校数	8(校)
地域包括支援センター	直営:1か所, 委託:6か所		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1か所(社協)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>埼玉県狭山市は、西武鉄道の2路線(西武新宿線・西武池袋線)が通り、都心から約40分、また、中央道八王子ジャンクションから圏央道狭山日高インターチェンジまで約20分と、都心から近くて便利な環境である。その利便性と環境、立地条件などから、昭和50年代には二つの住宅団地が完成し、人口が急増したが、現在は人口減少が続いている。</p> <p>市内には川越・狭山工業団地と狭山工業団地の二つの工業団地があり、埼玉県内有数の工業都市でもある。また、入間市、所沢市とともに「狭山茶」の主産地であるほか、高品質の里芋など農業も盛んである。8月には関東三大七夕祭りのひとつである「狭山市入間川七夕まつり」が開催され、毎年多くの人で賑わっている。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	本事業を通して、市としてのビジョンを全体で共有し、包括的な支援体制を構築すると共に、今後の迫り来る諸々の課題に対して、市民と協働して課題を解決し、誰もが住みやすいまちを創っていく。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>市内の意識変化 →縦割り意識を無くし、地域課題を常に意識し、課題解決志向で取り組める職員・組織へと変えていきたい。</p> <p>地域の変化 →自分たちの住む地域に関心を持ち、課題を自分事として捉えて、住民一人ひとりが出来ることを発信して繋がっていけるようにしたい。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	狭山市 ※市と社会福祉協議会とが協働して取り組む																			
②事業名	狭山市地域力強化推進事業																			
③事業実施の必要性	<p>少子高齢化に伴い、生産年齢人口は減少する一方で高齢者の割合は増加の一途である。後期高齢者について見ると、全国や県と比較しても急速に割合が増える状況にある。世帯においても、「単身世帯」の割合が急増している。また、集合住宅をはじめ、宅地造成から半世紀を過ぎた分譲住宅地など《近隣とのつながりが希薄な地域》が徐々に広がっている。地域活動者は点在しているが、高齢化しており、新たな担い手の確保に苦慮している。このような状況の中、孤立死や虐待の件数も増加傾向にあり、行政だけでは十分な見守りや支援が行えておらず、課題を解決していくためには、地域の繋がりや見守り・支え合いの仕組みを構築していくことが不可欠である。</p>																			
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>狭山市全域</td> <td>支部社協単位(現在 10 支部)</td> <td>約 5,400～35,000 人※地域差あり</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(支援する対象)</td> <td>(支援の内容)</td> </tr> <tr> <td>NPO、ボランティア団体、社会福祉法人、社協など</td> <td>地域福祉活動団体のリーダーに対する研修参加費の助成、団体立ち上げに掛かる設備費用・運営費等の助成、社会福祉法人のネットワーク化及び勉強会</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(拠点の場所)</td> <td>(運営主体)</td> </tr> <tr> <td>公民館等の公共施設、商業施設、社会福祉法人施設、空き家等※生活支援体制整備事業を通して実施。</td> <td>地域住民</td> </tr> </table> <p>(ウ)地域住民等に対する研修の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>(研修の対象)</td> <td>(研修の内容)</td> </tr> <tr> <td>地域住民、民生委員、NPO 団体等</td> <td>地域福祉推進シンポジウム、傾聴ボランティア講座</td> </tr> </table> <p>(エ)その他</p> <p>地域福祉推進市民会議、地域デビュー講座</p> <p>地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</p> <p>社会福祉法人のネットワークの構築を行い、社会福祉法人と地域との繋がりを高めていく。</p> <p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p> <p>生活支援体制整備事業の拠点づくりと連動して拠点の整備を行う。</p> <p>事業の成果目標</p> <p>拠点の整備数: 2地区以上</p>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	狭山市全域	支部社協単位(現在 10 支部)	約 5,400～35,000 人※地域差あり	(支援する対象)	(支援の内容)	NPO、ボランティア団体、社会福祉法人、社協など	地域福祉活動団体のリーダーに対する研修参加費の助成、団体立ち上げに掛かる設備費用・運営費等の助成、社会福祉法人のネットワーク化及び勉強会	(拠点の場所)	(運営主体)	公民館等の公共施設、商業施設、社会福祉法人施設、空き家等※生活支援体制整備事業を通して実施。	地域住民	(研修の対象)	(研修の内容)	地域住民、民生委員、NPO 団体等	地域福祉推進シンポジウム、傾聴ボランティア講座
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
狭山市全域	支部社協単位(現在 10 支部)	約 5,400～35,000 人※地域差あり																		
(支援する対象)	(支援の内容)																			
NPO、ボランティア団体、社会福祉法人、社協など	地域福祉活動団体のリーダーに対する研修参加費の助成、団体立ち上げに掛かる設備費用・運営費等の助成、社会福祉法人のネットワーク化及び勉強会																			
(拠点の場所)	(運営主体)																			
公民館等の公共施設、商業施設、社会福祉法人施設、空き家等※生活支援体制整備事業を通して実施。	地域住民																			
(研修の対象)	(研修の内容)																			
地域住民、民生委員、NPO 団体等	地域福祉推進シンポジウム、傾聴ボランティア講座																			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	<table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>狭山市全域</td> <td>支部社協単位(現在 10 支部)</td> <td>約 5,400～35,000 人※地域差あり</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(場所・機関等の名称)</td> <td>(相談を受け止める人)</td> </tr> <tr> <td>公民館等の公共施設、商業施設、社会福祉法人施設、空き家等</td> <td>民生委員等</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知</p> <p>(周知方法)</p> <p>自治会の回覧板、チラシ、掲示板、市ホームページなど</p> <p>(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握</p> <p>(把握の方法)</p> <p>民生委員・児童委員協議会や地域ケア会議(地域課題について検討する場)と連携していく。</p> <p>(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築</p> <table border="1"> <tr> <td>(バックアップの内容)</td> <td>(バックアップする人)</td> </tr> <tr> <td>・住民が対応する際に不安に感じていること等について相談を受け、必要に応じて助言する。 ・住民だけでは解決が難しい地域生活課題に対し、包括的な支援体制に適切に繋ぐ。</td> <td>地域包括支援センター職員 社会福祉協議会 CSW</td> </tr> </table> <p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p> <p>生活支援体制整備事業、包括的支援事業</p> <p>事業の成果目標</p> <p>相談件数: 10件</p>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	狭山市全域	支部社協単位(現在 10 支部)	約 5,400～35,000 人※地域差あり	(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	公民館等の公共施設、商業施設、社会福祉法人施設、空き家等	民生委員等	(バックアップの内容)	(バックアップする人)	・住民が対応する際に不安に感じていること等について相談を受け、必要に応じて助言する。 ・住民だけでは解決が難しい地域生活課題に対し、包括的な支援体制に適切に繋ぐ。	地域包括支援センター職員 社会福祉協議会 CSW				
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
狭山市全域	支部社協単位(現在 10 支部)	約 5,400～35,000 人※地域差あり																		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)																			
公民館等の公共施設、商業施設、社会福祉法人施設、空き家等	民生委員等																			
(バックアップの内容)	(バックアップする人)																			
・住民が対応する際に不安に感じていること等について相談を受け、必要に応じて助言する。 ・住民だけでは解決が難しい地域生活課題に対し、包括的な支援体制に適切に繋ぐ。	地域包括支援センター職員 社会福祉協議会 CSW																			

ウ その他
民間企業と協働して、我が事感を醸成するための啓発活動を行う(予定)
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画
別紙 多機関協働による包括的支援体制構築事業の頁を参照。

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	狭山市
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	一つの機関(課・所)だけでは対応しきれない状況にあって、各課及び関係機関で連携・つなぎは行っているものの、連絡または情報共有レベルになってしまっている。結果、相談が繋がらず、途中で支援が途絶えてしまい、問題が更に深刻になってから、再び対応しなくてはいけない状況が生じている。また、個人のスキルに頼ってしまっている面があり、住民の複雑・多様なニーズに的確に対応していくためには、縦割りを解消し、福祉分野の枠を越えて、包括的に支援できる体制の構築が不可欠である。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	・保険会社に勤務しファイナンシャルプランナーとして、ライフプランを設計。 ・社会福祉協議会や日本障害者リハビリテーション協会等で勤務し、支援調整や障害当事者や支援団体の方々のニーズを把握し、必要な支援に繋げていく調整を行う。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	狭山市福祉政策課 トータルサポート推進室
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・市役所福祉政策課内にトータルサポート推進室を設置し、地域住民、民生委員など地域活動者、相談支援機関等からの相談に包括的に応じる体制の構築を行う。 ・相談支援包括化推進会議を開催し、全世代・全対象型地域包括支援に資するネットワークの構築を行う。 	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 随時～定例開催(月1回～月2回) 自立相談支援機関(社協)、包括支援センター、障害者相談支援事業所、行政等。 ※ケースに応じて関わっている人・必要な人を招集する。	(既存の会議の名称) ・個別支援会議 ・自立支援型地域ケア会議など
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 4か月に1回(予定) ※地域課題の解決に向けた検討や、相談支援における体制の問題等を検討する。既存の包括圏域会議や自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会等と連携させる。	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・企業の社会貢献活動との協働。 ・寄付文化の醸成。 ・クラウドファンディングの活用の検討。 	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・企業との協働。 ・各分野における相談の体系を見える化した中で、穴が空いている部分(制度の挟間など共助・公助では対応できるものがない等)をどのように埋めていくかを、協議体や自立支援協議会等と連携・協働を図りながら、社会資源として創出していく。 	
オ その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・各分野で行われている会議の整理 → 同一目的のものは一体的に行えるように調整していく。 ・人材育成のための研修の実施。 	
⑧事業の成果目標	
相談調整件数: 100件 ※単なる案内ではなく、複数機関の連携が求められるケースで、推進室が調整に入ったことにより、支援が上手く繋がったものをカウント。	

⑨地域力強化推進事業実施計画

別紙 地域力強化推進事業の頁を参照。

5. 成果目標の達成状況

○地域力強化推進事業

拠点の整備数2地区以上については、4月と8月に一箇所ずつ拠点を整備し、目標を達成。なお、2月末までに6箇所の拠点を整備した。

相談件数10件については、4月に11件受け付け目標を達成。なお、2月末までに202件の相談を受け付けた。

○多機関の協働による包括的支援体制構築事業

相談調整件数100件については、8月に相談件数が100件に達し、9月に終結に至った件数も100件に達した。なお、2月末までに206件の相談を受け付け、165件が終結に至った。

埼玉県 草加市

都道府県名	埼玉県	市区町村名	草加市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉部 福祉政策課	電話番号	048-922-1234(直通)
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	248,488(人)	世帯数	116,123(世帯)
高齢化率	24.4(%)	生活保護受給率	1.58(%)
面積	27.42(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	52.59(%)	公立小学校数	21(校)
		公立中学校数	11(校)
地域包括支援センター	委託:8 か所		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1 か所(社協)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>埼玉県の東南部に位置しており、東京都足立区に隣接しているため、都心へのアクセスがよい。 地場産業の「草加せんべい」は、平成 13 年度環境省による「全国かおり風景 100 選」に「草加せんべい醤油かおり」の街として、認定を受けた。そのほかに、皮革、ゆかた染め。 観光地の松尾芭蕉の「おくのほそ道」の名勝地として、634 本の松の木を配した草加松原遊歩道、百代橋、矢立橋が、平成 26 年 3 月に国指定名勝となった。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>草加市地域福祉計画では、基本理念「自立・共存と支えあい」、具体的取組を示した基本方針では、「地域まるごと支え合い」の地域のまちづくりを目指しており、その中でも、地域における相談体制づくりを主とした、地域福祉を推進していくこととしています。そのため、地域の相談支援体制の中心を担うコミュニティソーシャルワーカーをはじめ、社会福祉協議会の職員、生活支援コーディネーターがチームアプローチで、地域力を強化することとしています。</p> <p>数値目標については、相談件数をはじめとした定量的活動指標を設け、個別ケースを中心とした、福祉サービスの開発、社会資源の開発、「受け手」が「支え手」になる件数など、長期にわたる成果となるが、成果指標を立てていくこととします。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>本事業と併せて、平成 28 年度に文教大学と共同開発した「福祉SOSゲーム」を活用し、福祉に興味がない市民等を今後の福祉の担い手の素地になるような働きかけを通じて、機運の醸成を図ります。</p> <p>また、幼少期から就学児においても、これまでの福祉体験だけでなく、社会教育として、「他人事」を「我が事」に変えていく体験プログラムを検討し、教育委員会とも連携した、その地域(地区)ならではの、全ての市民(対象)が支え合いの温かい機運を育みます。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	社会福祉法人 草加市社会福祉協議会	
②事業名	草加市地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	平成 3 年から地域の実状に合わせ、市内を 12 地区に分け、地区社会福祉協議会を設立しましたが、現在、高年者の会食会などその活動が形骸化しております。この既存の地区を基本として、高年者だけではなく、全ての市民が活躍できる地域共生社会への基盤を作るために、活動内容の精査及び構成員の見直しを行う必要があります。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
全地域	地区社会福祉協議会(12 地区)	247,991(12 地区)
(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
地区社会福祉協議会	懇談会の開催による地域のリーダーの発掘や育成	
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
草加市栄町「さかえーる」(空き家)の活用、町会会館、コミセンなど	草加市社会福祉協議会	
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
ボランティア団体、地域住民、児童クラブの児童	地域福祉活動の実践方法、社会福祉教育、ボランティア意識を高めるためのグループワーク等	
(エ) その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金等の配分金や社会福祉法人における事業費		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーターも社会福祉協議会に配置されているため、高年者部門との連携が円滑に図られ、併せて第 2 層に協議体の構築と連携させる。		
事業の成果目標		
拠点の参加人数 200 人、懇談会回数 6 回、研修参加者 50 人		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
全地域	地区社会福祉協議会(12 地区)	247,991(12 地区)
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
福祉なんでも相談所、①福祉施設 ②児童クラブ	コミュニティソーシャルワーカー	
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)	高年者福祉センター、ボランティア団体、サロンなどを通じて周知を図る。また、名刺やマグネットを活用した周知展開を図る。	
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)	地区民生委員・児童委員協議会の定例会や介護事業所の連絡会、地域包括支援センターの連絡会、自立相談支援機関の支援調整会議等	

(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 個別ケースを吸い上げ、各分野における複合的・横断的な相談を調整及びソーシャルワークを実施する。状況に応じて、相談解決のための多職種連携チームを編成する。	(バックアップする人) コミュニティソーシャルワーカー
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
生活支援体制整備事業や障害者総合支援センター(基幹相談支援センターや就労支援センター)、児童発達支援センター、子育て支援センター、自立相談支援機関	
事業の成果目標	
相談件数 100件 地域課題の早期把握 30件 解決・調整件数 20件 継続支援件数 20件	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
現在、社会福祉協議会内において、成年後見センター、介護サービス事業所、地域包括支援センター、ボランティアセンターという多機関を有しているため、まず、地域力強化のために配置するコミュニティソーシャルワーカーを中心として、モデル的な多機関協働体制の構築を図る。さらに、平成34年に新庁舎建設に併せ、庁内の福祉事務所の制度の狭間の支援や横断的なソーシャルワークをする職員を配置して、基幹相談支援センター、就労支援センター、シルバー人材センター、自立相談支援機関、子育て支援センターなどの多機関他職種との連携を図り、包括的支援体制を構築します。	

4. 成果目標の達成状況

草加市地域力強化事業	
④ ア	
拠点 さかえーる(空き家の活用)	
拠点での事業 介護予防日常生活支援総合事業 通所Bなど、地域の方が気軽に集える場所	
拠点参加人数 1,259人 2月末日現在	
このまちだいすきミーティング(懇談会)	
12地区中9地区	回数 10回 参加人数 402人 2月末日現在
ボランティア講座	
福祉体験学習サポーター養成講座	回数 1回 参加人数 31人 2月末日現在
初心者向けボランティア講座	回数 1回 参加人数 26人
④ イ	
相談件数	904件(累計) 2月末日現在
地域課題の早期把握件数	195件(住民からの相談件数を計上)
解決・調整件数	49件(課題解決 20件 関係機関に繋いだ 29件)
継続支援件数	855件(相談件数－終結した件数)

埼玉県 ふじみ野市

都道府県名	埼玉県	市区町村名	ふじみ野市
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉部 福祉総合支援チーム	電話番号	049-262-8130
参考 URL	http://www.city.fujimino.saitama.jp/doc/2015061000119/		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	114,292(人)	世帯数	51,686(世帯)		
高齢化率	24.9(%)	生活保護受給率	1.54(%)	面積	14.64(k㎡)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	54.0(%)	公立小学校数	13(校)	公立中学校数	6(校)
地域包括支援センター	委託:4か所(社協1か所、社会福祉法人3か所)				
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1か所、委託:1か所(社協)				

※記入例 直営:1か所、委託:2か所(社協)

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>ふじみ野市は、武蔵野台地の北部のほぼ平坦な地に位置し、江戸時代から昭和初期にかけて江戸とを結んで栄えた新河岸川舟運の水路である新河岸川が北部市境に沿って南北に流れている。</p> <p>かつて農村地帯だった「ふじみ野市」は、東洋一といわれた霞ヶ丘団地と上野台団地の建設や誘致による企業の進出を契機に、昭和30年代半ばから宅地化が進み、平成5年の隣接駅の開業により住宅地整備も伴って人口が急増しました。</p> <p>都心から30キロメートルの首都圏に位置し、新河岸川や雑木林など豊かな自然が残り、交通の利便性を活かした商品流通業や首都近郊農業などが盛んなまちとして発展を続け、若い世代を中心とした転入が増えている。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>人口構造の変化や取り巻く社会環境の変革等により、求められる福祉ニーズは複合化・複雑化し、福祉分野ごとの相談支援体制だけでは対応が困難な課題や制度の狭間にあるケースの増加に対応するため、多機関の包括的な相談支援体制を構築する。</p> <p>また、住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、共に支え合い助け合いながら問題解決を図る地域づくりを目指す。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>地域における課題を地域住民が他人ごとではなく自らの課題として包括的に捉えられる意識を持ってもらい、多機関の包括的支援体制と連携を図りながら解決する力の醸成等を図りたい。</p> <p>また、多世代が交流するなどして、地域において希薄化している人間関係の改善や再構築を目指したい。</p>

3. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	ふじみ野市(委託先:社会福祉協議会)	
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、体制等	組織として福祉総合支援チームを設置し、複合的な福祉課題解決のための総合調整を図る体制を構築し、同時に高齢、障がい、児童等、分野ごとの包括的支援体制も整備してきた。しかし、複雑化・多様化する課題や制度の狭間にあるケースに対応するためには、相談支援包括化推進員(コミュニティソーシャルワーカー)を配置し、多機関との連携や支援のネットワーク化などによる包括的支援体制構築に取り組み、地域福祉力の向上を図り、社会福祉協議会と一体的な事業開拓や市民との協働による地域の支え合いの仕組みづくりを進める必要がある。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	経歴:ふじみ野市社会福祉協議会にて、生活支援コーディネーターとして勤務 保有資格:介護支援専門員、介護福祉士、保育士、社会福祉主事	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	ふじみ野市ふくし総合相談センター「よりそい」	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
複合的な課題に対応できる支援体制として、生活困窮者自立相談支援窓口を核とし、身近な地域には福祉総合相談窓口を備えた支援拠点を整備する。双方の窓口が連携して支援できるようにコーディネート役割を担う相談支援包括化推進員(コミュニティソーシャルワーカー)を配置し、高齢・障がい・児童等対象を限定せず相談に対応し、各相談支援機関との円滑な調整の役割を担いながら支援する。さらに、社会福祉協議会と連携を図ることで、住民の社会的孤立の防止や子ども・若者の自立支援など支援策の充実を図る。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 生活困窮者支援に係る調整会議に、相談支援包括化推進員、福祉相支援チームの福祉・心理専門職、庁内関係部署職員及び庁外関係機関支援員等が参加し、月に2回程度開催。	(既存の会議の名称) 支援調整会議	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 福祉分野を中心とする多職種・多機関によるチーム支援のための体制づくりを進める(協議や検討の場、各機関とのコーディネート機能、相互の連携・役割分担、情報共有のシステム化の検討等)	(既存の会議の名称)	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
地域に不足する社会資源の創出などを進めるため、地域貢献や共同募金の活用、既存ボランティア団体の取組についての情報を収集し、寄付金拠出の働きかけ等を行う。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
①住民に身近な生活圏域での福祉総合相談窓口の設置 ②子どもや若者、高齢者、障がい者など幅広い世代や住民への自立支援事業(子どもの学習支援・ひきこもりの自立支援・高齢者の生きがい支援・困窮物資の支援・多世代交流等)		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
①身近な福祉総合相談窓口を整備することで、支援を必要とする人がより相談窓口につながりやすい環境をつくり、早期支援、予防につなげる。 ②住民参加型の多様な支援事業の活動拠点を、相談窓口と併せて整備することで、住民が地域で支え合いながら、行政と連携して問題解決を図ることにより地域力を高める。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
平成30年度は多機関の協働による包括支援体制の構築に向けた体制の整備を図った後、平成31年度以降は住民に身近な地域に相談窓口や支援の活動拠点の整備を図る予定。その際に住民及び地域団体の地域福祉活動への参加を促す事業開拓や参加しやすい環境づくりなどの地域力強化を進める予定。		

4. 成果目標の達成状況

①生活困窮者自立相談支援窓口に相談支援包括化推進員(以下、CSWとする)を配置したことで、地域の関係機関からの情報提供や CSW のアウトリーチにより把握した相談者を早期に必要な支援につなぐことができた。また、同相談支援窓口が市役所の福祉総合支援チーム内にあることから、市職員と CSW が連携することで、より早く適切な支援等に結びつけた。

相談実績429件(連絡調整等を含む)

②生活困窮者自立相談支援に係る支援員と連携し、実際の支援に当たることで、地域の関係機関や社協支部、自治会、町会などと協働し、相談者の住む地域住民を巻き込んだ取組、支援を行い、地域力強化につなげた。また、支援調整会議や地域ケア会議、関係機関を対象とした講演会などに参加し、関係機関等との関係づくり及び連携の強化を図ることで、新たな相談窓口や活動拠点づくりに向けた関係者の意識の醸成を図った。

関係会議参加、意識啓発に係る対応100件

埼玉県 鳩山町

都道府県名	埼玉県	市区町村名	鳩山町
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	長寿福祉課	電話番号	049-296-1241
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	13,822(人)	世帯数	5,985(世帯)
	平成 31 年 1 月 1 日現在		平成 31 年 1 月 1 日現在
高齢化率	42.50(%)	生活保護受給率	0.46(%)
		面積	25.73(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	48.03(%)	公立小学校数	3(校)
		公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター	直営:1か所		
生活困窮者自立相談支援事業	県がアスポートに委託		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>鳩山町は、埼玉県のほぼ中央に位置しており、石坂の森などの自然豊かな里山が広がっている。一方で、坂戸市や東松山市から鉄道に乗り、1 時間強で都心に出ることができる。この立地を活かして大規模住宅団地鳩山ニュータウンの開発が行われ、昭和 49 年から入居が始まった。現在でも、人口の概ね半分程度がこの団地に居住している。</p> <p>現在、県内で最も高い高齢化率となっているが、健康寿命も3年連続県内1位。また介護保険料も低く、サークル活動等をする元気な高齢者が多い。車を運転しない方のために町内片道 100 円のデマンドタクシーも運行している。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>本町における超高齢化、地域住民のつながりの希薄化や価値観の多様化などにより、地域での日常的な支え合い、助け合いが少なくなっている。また生活課題や相談内容は複雑化・多様化しており、福祉サービスの利用に結びつきにくいケースも増えている。</p> <p>そうした状況に対応するため、地域福祉の担い手を育成し、地域住民による支え合いと見守りによる地域づくりと、町民・町・関係機関と分野を越えた横断的な支援体制の構築を行い、鳩山町地域福祉推進プランの基本理念である「地域で支え合う福祉のまちづくり」の実現を目指す。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>地域づくりにおいて、地域住民は「受け手」でもあり「支え手」でもあることを周知し、地域活動への参加を促進するよう、イベントや情報提供などで意識啓発を行い、地域活動やコミュニティづくりへの積極的な参加に向けた意識の醸成に努める。</p> <p>また、ボランティア研修等により、居住する地域での自助及び共助の機運を高めていく、地域福祉の担い手となるよう育成することで、地域の拠点を利用していた利用者等が、今度は地域の拠点を運営するボランティア等として地域福祉に携わる側になることを目指す。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	鳩山町(鳩山町社会福祉協議会)	
②事業名	鳩山町支え合いまちづくり推進事業	
③事業実施の必要性	鳩山町は第7期鳩山町高齢者福祉総合計画の中で、平成37年度の高齢化率が48.7%と町民の約2人に1人が高齢者となることが推計されている。支援を必要とする者が増えていくなか、人員に限られている行政サービスだけでは対処しきれないことが憂慮されており、自助及び共助の機運を高めていくことが必要となっている。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲) 中学校区	(人口) 13,822人(平成31年1月1日現在)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 福祉の拠点として設置した「ニュータウンふくしプラザ」に常駐する、事業の委託先の町社会福祉協議会のボランティアコーディネーター。なお、コーディネーターは住民主体のサロン活動の補助や登録ボランティアの育成、相談業務等を行う。	(支援の内容) 本事業の実施にあたっては、町社会福祉協議会に住民ボランティアを主体とした常設型サロン等を行う福祉の拠点の運営を委託し、社会福祉協議会職員と住民ボランティアが常駐する体制とする。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 本町の人口の5割以上を占め、地区の高齢化率が約5割と町内でも高齢化率が特に高い地域である鳩山ニュータウン地区に、地域住民が気軽に集まれる場の提供や、福祉的な活動を側面から支援する福祉の拠点として「ニュータウンふくしプラザ」を整備。なお、設置にあたっては、立地条件の良い食料品スーパーの隣にある空き店舗を活用。	(運営主体) 事業の運営は町とし、町社会福祉協議会に委託して行う。	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 「ニュータウンふくしプラザ」でサロン活動等を手伝うボランティアとして登録した町民等。	(研修の内容) 地域のボランティア育成のための研修会や講座、先進地への視察研修等を実施。また、サロン利用者へ適切な対応ができるよう、認知症や失語症などの専門的な知識についての研修も実施。	
(エ)その他		
福祉の拠点「ニュータウンふくしプラザ」を中心に町内で事業を実施。ニュータウンふくしプラザは、年末年始と祝日を除いて週7日、午前10時から午後5時まで開所する。 ニュータウンふくしプラザに、専任の担当者を配置して、地域福祉のコーディネーター役として、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備として、次の3つの事業を地域住民と共に行う。 ①サロン事業…常設型のサロンをつくり、仲間づくり、居場所づくりを行う。専任の職員(1名)、臨時職員(常時1名)及び住民ボランティアが主体となり、来所者の傾聴活動等を行う常設型サロンを運営する。利用者については、年齢等特に限定せず、子どもから高齢者まで、広く住民に開かれた集いの場とする。 ②ボランティア活動の支援事業…新たな福祉の担い手づくりとして、既存のボランティア団体等の支援や新たにボランティア活動をしたい方の支援を行う。ボランティア育成のための各種事業や研修会を実施する。社会福祉協議会職員をオブザーバーとして、登録しているボランティアが月に数回集まる会議を実施し、日常のサロン活動から汲み上げた住民ニーズを元に、地域で必要とされている活動について話し合い、社会資源や人的資源を活用した解決を模索していく。 ③小地域ネットワーク活動事業…現在、町で行っている「鳩山町地域見守り支援ネットワーク」と連携して、地域の見守り活動の拠点とする。また、町社会福祉協議会で実施している福祉委員との連携も図る。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
本事業の目的、事業内容から事業の実施にあたっては、町の福祉の要となっている町社会福祉協議会に委託して行うこととし、効果的な事業展開を図る。財源は、国の補助金を活用。また、事業で行うイベント時での寄附金の募集や拠点で設置している印刷機の有料貸し出しなど、自主財源の確保にも努める。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
町社会福祉協議会により雇用された専任職員を配置し、住民ボランティアの傾聴活動の範疇を超えた相談に対応していく。相談内容に応じて、各機関へ繋ぎ、複合的な問題を抱えているため包括的な見守り体制が必要であると判断した場合には、町の設置する「鳩山町地域見守り支援ネットワーク」活用し、個別ケース検討会議を開催してケースの対応について協議していく。 また、地域の民生委員や生活支援コーディネーターと連携し、意見交換会による情報の共有や研修を行い、職員・ボランティアの資質や拠点の機能向上に努めていく。		

事業の成果目標		
サロン年間利用延べ人数 16,000 人 ボランティア会議開催回数 24 回		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲) 中学校区	(人口) 13,822 人(平成 31 年 1 月 1 日現在)
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 地域住民が気軽に集まれる場の提供や、相談業務など福祉的な活動を側面から支援することを目的に設置した、福祉の拠点「ニュータウンふくしプラザ」。	(相談を受け止める人) 事業の委託先である町社会福祉協議会により雇用された「ニュータウンふくしプラザ」に常駐するボランティアコーディネーター。	
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 地域の様々な相談に対応する場である、福祉の拠点「ニュータウンふくしプラザ」の来所者については、対象を特に限定せず、広く住民に開かれたものとする。町及び町社会福祉協議会のホームページや広報紙による周知はもちろん、定期的に「ニュータウンふくしプラザ」のボランティアが発行する機関紙「ふくしプラザだより」の全戸配布を実施。また、ボランティアが主体となり企画から運営まで行う季節のイベントの実施や乳幼児向けのイベントを企画し、世代に関わらず広く町民に利用してもらえるような活動を行い、拠点の周知を広く図っていく。		
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 拠点でのサロン活動において住民ボランティアにより傾聴活動を実施。傾聴の範疇を超えた内容については、専任職員のボランティアコーディネーターつなぎ対応していく。また、地域の実情を把握している民生委員や生活支援コーディネーターとも意見交換を行う研修等を行うなど連携することにより課題の早期把握に努めることとする。なお、民生委員は、町の避難行動要支援者の名簿登録者への戸別訪問調査を年 2 回の実施しており、その際に、地域課題の把握にも努めている。		
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 町社会福祉協議会により雇用された専任職員を配置し、相談に対応していく。相談内容に応じて、各機関へ繋いだり、複合的な問題を抱えているため包括的な見守り体制が必要であると判断した場合には、町の設置する「鳩山町地域見守り支援ネットワーク」の取り扱いケースとし、関係機関を集めた個別ケース検討会議を開催してケースの対応について協議していく。	(バックアップする人) 町や組織を超えて横断的に問題を解決する町の設置する地域見守り支援ネットワークの構成機関等。	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
町の地域福祉の担い役である民生委員との意見交換会等の研修会の実施や町の設置する地域見守り支援ネットワークの会議等への参加などにより、地域課題を共有し解決に向けて連携を図っていく。		
事業の成果目標		
ニュータウンふくしプラザでの相談件数 30 件 関係機関との連携等により問題解決に至った割合 80%		
ウ その他		
ニュータウンふくしプラザに、専任の担当者を配置して、地域福祉のコーディネーター役として、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備として、次の2つの事業を行う。 ①相談支援事業…心配ごとなどの各種相談業務を行う。専門的な内容の場合は、町や専門機関につなげ、必要に応じて、家庭への訪問相談も実施。町町民健康課、町保健センター、町長寿福祉課、町包括支援センター、町社会福祉協議会等と連携して対応する。保健師による健康相談を定期的(2カ月に1回程度)に実施する。 ②ケース支援調整会議事業…地域の見守り活動や各種相談事業で、特に支援が必要な方の場合(個別ケース)は、町や関係機関と連携して、個別ケース検討委員会を開催し、個別に見守り方法や支援方法などを検討する。		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	鳩山町(鳩山町社会福祉協議会)
②事業名	鳩山町支え合いまちづくり推進事業
③事業実施の必要性、体制等	鳩山町は第7期鳩山町高齢者福祉総合計画の中で、平成37年度の高齢化率が48.7%と町民の約2人に1人が高齢者となることが推計されている。支援を必要とする者が増えていくなか、地域の課題も複雑化・複合化し、特定の機関だけでは対処しきれないことが憂慮されており、これらの課題に関する相談について包括的に受け止め、関係機関と連携して対応する体制を整備していくことが必要となっている。 事業の実施にあたっては、町内でも高齢化率が高い鳩山ニュータウン地区に設置した、相談機能を有する福祉の拠点「ニュータウンふくしプラザ」に専任の担当者を配置し、相談に対応していく。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	事業の委託先である町社会福祉協議会で雇用された、ボランティアコーディネーター 平成24年11月1日から雇用 保有資格:社会福祉主事
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	本町の人口の5割以上を占め、地区の高齢化率が約5割と町内でも高齢化率が特に高い地域である鳩山ニュータウン地区に、地域住民が気軽に集まれる場の提供や、福祉的な活動を側面から支援し、相談機能を有した福祉の拠点として「ニュータウンふくしプラザ」を整備。
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
町社会福祉協議会により雇用された専任職員を配置し、相談に対応していく。相談内容に応じて、各機関へ繋いだり、複合的な問題を抱えているため包括的な課題解決の体制が必要であると判断した場合には、町の設置する「鳩山町地域見守り支援ネットワーク」を活用し、関係機関を集めた個別ケース検討会議を開催してケースの対応について協議していく。また、必要に応じて、昨年度保健センター内に設置した、鳩山町子育て世代包括支援センターとも連携した対応をとることとする。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 相談内容に応じて、各機関へ繋いだり、複合的な問題を抱えているため包括的な支援体制が必要であると判断した場合には、町の設置する「鳩山町地域見守り支援ネットワーク」を活用し、関係機関を集めた個別ケース検討会議を開催してケースの対応について協議していく。会議は必要に応じて開催し、内容によって警察、包括支援センター、保健センター、福祉事務所等構成する関係者をメンバーとして開催する。	(既存の会議の名称) 鳩山町地域見守り支援ネットワーク
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ネットワークは構築済みである。	(既存の会議の名称) 鳩山町地域見守り支援ネットワーク
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
本事業の目的、事業内容から事業の実施にあたっては、町の福祉の要となっている町社会福祉協議会に委託して行うこととし、効果的な事業展開を図る。また、事業で行うイベント時での寄附金の募集や拠点で設置している印刷機の有料貸し出しなど、自主財源の確保にも努める。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
地域包括支援センターに配置された生活支援コーディネーターによる、町内の大字・自治会及び民生委員との意見交換によって把握した地域課題等について、登録しているボランティアが月に数回集まる会議を開催し、地域で必要とされている活動について話し合い、社会資源や人的支援を活用した解決を検討し、課題解決にむけて取り組む。	
オ その他	
ニュータウンふくしプラザでは、地域の民生委員や生活支援コーディネーターと連携し、意見交換会等による情報の共有や研修を行い資質の向上に努めていく。	
⑧事業の成果目標	
ニュータウンふくしプラザでの相談件数 30件 課題解決のに対応する関係機関等を構成とするケース会議の開催 5回 関係機関等との連携等により問題解決に至った割合 80%	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

5. 成果目標の達成状況

・地域力強化推進事業

平成 30 年度 2 月末時点

開館日数 310 日

サロン利用延べ人数 18,043 人

ボランティア登録者数 65 人

サロン活動ボランティア活動延人数 1,543 人

ボランティア会議開催回数 60 回(内、七夕・クリスマスイベントに向けた会議 12 回)

・ニュータウンふくしプラザボランティアと民生委員・児童委員との交流会

平成 31 年 3 月 5 日実施

地域見守り活動に関する講演と、民生委員とのグループワークを行い、今後の見守り活動について学び、地域における問題点などを話合う場を設けた。

・ボランティア視察研修

平成 31 年 3 月 25 日実施予定

地域見守り活動の取り組みについて、視察を行い、今後の見守り活動に活かす。

・他機関の協働による包括的支援体制構築事業

ニュータウンふくしプラザでの相談件数 64 件

問題解決に対応する喚起間等を構成とするケース会議の開催 2 回

関係機関等との連携等により問題解決に至った割合 27%

千葉県 千葉市

都道府県名	千葉県	市区町村名	千葉市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	保健福祉局地域福祉課	電話番号	043-245-5158
参考 URL	http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/chiikifukushi/dai4kikeikaku.html		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	970,049(人)	世帯数	456,174(世帯)		
高齢化率	25.7(%)	生活保護受給率	21.3(%)	面積	271.77(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	66.4(%)	公立小学校数	111(校)	公立中学校数	55(校)
地域包括支援センター	委託: 30か所【出張所2か所を含む】 (社会福祉法人 22、医療法人 4、医療法人社団 4)				
生活困窮者 自立相談支援事業	委託: 3か所(社協1、その他2)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>千葉市は、人口約97万人を有する政令指定都市であり、6つの行政区で構成される。</p> <p>東京都心から東へ約40km の位置にあり、首都圏(通勤圏)の一角を形成するものの、臨海部は千葉港を中心とした京葉工業地域が広がり、JR千葉駅周辺や幕張新都心には商業施設やオフィスビルが多く立地することから、市内在勤者も多く、昼夜人口比率は高い。</p> <p>上記のような大規模工業地帯や商業地域、人口を支える大規模住宅団地が存する一方で、市東部の若葉区・緑区には豊かな自然が残り、畑作や酪農といった農業も盛んである。</p> <p>総じて、千葉市は、行政区、更には地域ごとに、様々な特色(地域性)を持っている。</p> <p>なお、現時点【平成31(2019)年1月】において、千葉市は人口増を維持しているが、2020年をピークに人口減少の局面に転じると予想されている。</p> <p>また、市内全町丁の約2割で高齢化率が4割を超えるという現状もあることから、少子超高齢化社会に向けた地域共生社会の実現が急務となっている。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>地域に入って活動するコミュニティソーシャルワーカー等が、個別支援や地域の支援を行うなかで、その地域の生活課題に地域の人が気付くように働きかけ、地域の中で課題を共有することで、解決に向けたしくみづくりを行っていく。</p> <p>併せて、地域住民等だけでは解決できない複合的・分野横断的な地域生活課題を包括的に受け止める相談支援体制の構築を図ることで、すべての市民が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現を目指す。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>地域の中と外、様々な方向から地域を支え合うことで、地域と地域住民の温もりを育み、地域と地域に携わる一人一人が、地域をよくするために、それぞれの立場で出来ることを考え実行に移せるような、地域の変化を起こしていきたい。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	千葉市(社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会)																			
②事業名	千葉市地域力強化推進事業 (千葉市社会福祉協議会人件費及び運営管理費補助金)																			
③事業実施の必要性	千葉市でも、人口の半数以上が高齢者という地区が全 501 町丁のうち 14 町丁、高齢者人口が地区人口の 4 割に達する地区は 81 町丁もあり、単身世帯も増加している。地域の担い手も高齢化が進む一方であり、これまで以上に生きづらさや生活上の困難を抱える方も増えている。地域に入っていきコミュニティソーシャルワーカーによる活動を支え、地域の力を高めていくことが必要不可欠となっている。																			
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>千葉市全域</td> <td>行政区</td> <td>970,049 人</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(支援する対象)</td> <td>(支援の内容)</td> </tr> <tr> <td>コミュニティソーシャルワーカー</td> <td>人件費補助金、研修への参加</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(拠点の場所)</td> <td>(運営主体)</td> </tr> <tr> <td>各区保健福祉センター大会議室、ボランティア活動室</td> <td>千葉市社会福祉協議会</td> </tr> </table> <p>(ウ)地域住民等に対する研修の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>(研修の対象)</td> <td>(研修の内容)</td> </tr> <tr> <td>○地区部会活動従事者 ○ボランティア養成講座受講者</td> <td>○地区部会の意見・ニーズを収集し、地区部会活動従事者に有益な知識やスキルを提供する。 ○ボランティアを必要とする人の希望に応えられるようにボランティア養成講座を実施するとともに、受入側も啓発する。</td> </tr> </table> <p>(エ)その他</p> <p>地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 共同募金について、用途を見せていくことにより、企業等の募金協力者を拡大強化を図っていく。 ○ 社会福祉法人の地域における公益的な取組、企業の社会貢献活動への相談・支援を行っていく。 <p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p> <p>生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)、生活困窮者自立支援事業担当者と月に1度ケース検討会議等を開催し、定期的に連携を図っていく。</p> <p>事業の成果目標</p> <p>地区部会活動従事者研修会実施回数 年4回 ボランティア養成講座実施回数、年12回 依頼ニーズに対してコーディネートした(つないだ)割合 65%</p>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	千葉市全域	行政区	970,049 人	(支援する対象)	(支援の内容)	コミュニティソーシャルワーカー	人件費補助金、研修への参加	(拠点の場所)	(運営主体)	各区保健福祉センター大会議室、ボランティア活動室	千葉市社会福祉協議会	(研修の対象)	(研修の内容)	○地区部会活動従事者 ○ボランティア養成講座受講者	○地区部会の意見・ニーズを収集し、地区部会活動従事者に有益な知識やスキルを提供する。 ○ボランティアを必要とする人の希望に応えられるようにボランティア養成講座を実施するとともに、受入側も啓発する。
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
千葉市全域	行政区	970,049 人																		
(支援する対象)	(支援の内容)																			
コミュニティソーシャルワーカー	人件費補助金、研修への参加																			
(拠点の場所)	(運営主体)																			
各区保健福祉センター大会議室、ボランティア活動室	千葉市社会福祉協議会																			
(研修の対象)	(研修の内容)																			
○地区部会活動従事者 ○ボランティア養成講座受講者	○地区部会の意見・ニーズを収集し、地区部会活動従事者に有益な知識やスキルを提供する。 ○ボランティアを必要とする人の希望に応えられるようにボランティア養成講座を実施するとともに、受入側も啓発する。																			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	<table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>千葉市全域</td> <td>行政区</td> <td>970,049 人</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(場所・機関等の名称)</td> <td>(相談を受け止める人)</td> </tr> <tr> <td>各区社会福祉協議会事務所</td> <td>コミュニティソーシャルワーカー</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知</p> <p>(周知方法)</p> <p>コミュニティソーシャルワーク機能の強化を重点施策とする「支え合いのまち千葉 推進計画(第4期千葉市地域福祉計画)」の計画書冊子等の地域への配布の機会等を通じて、コミュニティソーシャルワーカーの存在と役割を広く知らせていく。</p> <p>(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握</p> <p>(把握の方法)</p> <p>コミュニティソーシャルワーク機能の強化を重点施策とする「支え合いのまち千葉 推進計画(第4期千葉市地域福祉計画)」計画書冊子等の地域への配布等の機会を通じて、地域生活課題の早期把握に向け、地域の関係者等との連携を深めていく。</p>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	千葉市全域	行政区	970,049 人	(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	各区社会福祉協議会事務所	コミュニティソーシャルワーカー								
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
千葉市全域	行政区	970,049 人																		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)																			
各区社会福祉協議会事務所	コミュニティソーシャルワーカー																			

(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) コミュニティソーシャルワーカー会議 (個別支援ケース検討)	(バックアップする人) コミュニティソーシャルワーカー
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
地域包括支援センターが関係者とともに地域課題について話し合う地域ケア会議を立ち上げ、継続的な実施ができるよう支援に努めていく。	
事業の成果目標	
コミュニティソーシャルワーカー会議を年12回開催し、新規相談件数、解決件数等、報告できるようなかたちを整えていく。	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	千葉市
②事業名	地域共生社会推進事業部 地域力向上班
③事業実施の必要性、 体制等	千葉市でも、人口の半数以上が高齢者という地区が全 501 町丁のうち 14 町丁、高齢者人口が地区人口の 4 割に達する地区は 81 町丁もあり、単身世帯も増加している。地域の担い手も高齢化が進む一方であり、これまで以上に生きづらさや生活上の困難を抱える方も増えている。地域に入っていくコミュニティソーシャルワーカーによる活動を支え、地域の力を高めていくことが必要不可欠となっている。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	【協働の中核を担う機能】 千葉市社会福祉協議会が6区に配置しているCSW
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
平成 30 年 3 月に策定した「支え合いのまち千葉 推進計画(第4期千葉市地域福祉計画)」の重点施策として、多機関の連携による包括的な支援体制の整備を掲げている。また、千葉市社会福祉協議会において策定した「つなぐ・つながる・ひろめる 千葉市社協行動プラン(第3次地域福祉活動実施計画)」においても、地域ケア会議の立ち上げ支援等の様々な取組みを進めている。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 月 1 回開催する全 6 区CSW及び生活困窮担当者、市地域福祉関係者が参加する会議において、個別事例の検討を行う。	(既存の会議の名称) CSW会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 年1回開催する各区の生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、社協CSW、市関係部署の参加者	(既存の会議の名称) 区生活支援サービス研究会
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
千葉市社会福祉協議会において策定した「千葉市社会福祉協議会基盤強化方針(平成 29～32 年度)」において、自主財源確保のため、共同募金の強化、会費・寄付の増収に努めることなどとしている。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
千葉市社会福祉協議会において策定した「つなぐ・つながる・ひろめる 千葉市社協行動プラン(第3次地域福祉活動実施計画)」において、社会福祉法人の地域における公益的な取組の相談・支援、企業の社会貢献活動への相談・支援、子どもの居場所づくりに取り組んでいる団体との関係づくりに努めることとしている。	

オ その他
⑧事業の成果目標
民生委員をはじめとする地域の関係者、生活困窮の窓口、市保健福祉センターの窓口からつながった課題について、地域・行政・社協の協働の得意分野を生かしたチームワークによる支援を行い、件数をカウントしていく。
⑨地域力強化推進事業実施計画

5. 成果目標の達成状況

<p>【地域力強化推進事業】</p> <p>①地区部会活動従事者研修実施回数 4回</p> <p>②ボランティア養成講座実施回数 12回</p> <p>③ボランティアコーディネート率 60.6%</p> <p>【多機関の協働による包括的支援体制構築事業】</p> <p>①コミュニティソーシャルワーカー会議開催回数 11回(毎月1回の開催実績) ※うち3回(10月、12月、2月)は、専門家を講師として招き、助言指導を受けた。</p> <p>②コミュニティソーシャルワーカー日報を整理し、新規相談件数等を報告する体制を整えた。 ※新規相談件数:109件</p>
--

千葉県 松戸市

都道府県名	千葉県	市区町村名	松戸市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	高齢者支援課	電話番号	047-366-7346
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	496,571(人)	世帯数	237,151(世帯)
高齢化率	25.1(%)	生活保護受給率	2.03(%)
面積	61.38(k㎡)	地縁組織(自治会、町内会等)加入率	約70(%)
公立小学校数	45(校)	公立中学校数	20(校)
地域包括支援センター	直営1か所 委託15か所		
生活困窮者自立相談支援事業	委託1か所(社協)		

※記入例 直営:1か所, 委託:2か所(社協)

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>松戸市は都心から約 20 キロ圏内、電車で 30 分程度、千葉県の東葛地域(北西部)の一翼に位置している。西側は江戸川を挟んで東京都葛飾区、埼玉県三郷市に隣接し、南側は市川市、東側は鎌ヶ谷市、東側から北側にかけて柏市、流山市と隣接している。6本の鉄道および国道6号線などの交通網を擁し、首都圏の住宅都市として発展を続けている。特産品としてねぎや梨などが挙げられ、観光梨園も営まれている。歴史ある戸定邸(旧徳川昭武庭園)をはじめ、文化財を活かした事業に取り組んでいる。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	本市では平成29年度より、町会自治会連合会、地区社会福祉協議会、高齢者いきいき安心センターの地区割りを15圏域に統一。15圏域において地域ケア会議が定期開催され、活発な意見交換が行われている。地域住民と町会自治会連合会、地区社会福祉協議会、高齢者いきいき安心センターが一堂に会し、全体研修会を実施して意識の共有を図る。これを踏まえ、それぞれが協働して地域づくりフォーラムを開催する。地域づくりフォーラムを通じて連携を強化し、地域ケア会議とも連動して課題解決を図る仕組みを推進する。地域住民が課題を認識し、自分たちで解決する意識を醸成することを目的とする。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	まつど市民活動サポートセンターおよび高齢者いきいき安心センターが協働し、聖徳大学の学生の参画も得て、15地区で地域づくりフォーラムを開催する。これにより「地域の課題を地域で考える」意識を醸成し、「地域ケア会議」における課題検討および解決の仕組みを推進、周知する。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	松戸市 (委託先:松戸市社会福祉協議会、まつど市民活動サポートセンター、松戸市高齢者いきいき安心センター(地域包括支援センター))	
②事業名	地域づくりフォーラムを通じた地域住民の意識醸成と連携強化	
③事業実施の必要性	本市では平成 29 年度より、町会自治会連合会、地区社会福祉協議会、高齢者いきいき安心センターの地区割りを 15 圏域に統一。15 圏域において地域ケア会議が定期開催され、活発な意見交換が行われている。地域住民と町会自治会連合会、地区社会福祉協議会、高齢者いきいき安心センターが一堂に会した全体研修会を実施して意識の共有を図るとともに、それぞれが協働して地域づくりフォーラムを開催する。これにより連携を強化し、地域ケア会議とも連動して課題解決を図る仕組みを推進する。地域住民が課題を認識し、自分たちで解決する意識を醸成するためには本事業が有効と考える。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内全域(15圏域)	日常生活圏域	496,571 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
地域のキーパーソン	2 層の生活支援コーディネーターが左記を探し、地域づくり活動を把握。資源マップ作り等を行う。把握した情報は地域包括ケア推進会議に提供する。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
認知症カフェ、子ども食堂、特別養護老人ホームのフリースペース等	地域の任意団体、NPO 法人など	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
地域住民、聖徳大学学生	市全域を対象とした講演会を実施し、なぜ地域に居場所が必要か考察した上で、15 圏域各々で地域づくりフォーラムを実施。	
(エ)その他		
まつど市民活動サポートセンターが開催する「通いの場」のイベントなどと連携し、地域課題を把握する。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
認知症カフェや子ども食堂の運営など、すでにある資源や空き家などの活用。 特別養護老人ホームのフリースペース等、社会福祉法人等と協働し、既存の資源を活用する。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーターが地域のキーパーソンや資源の把握を行い、把握した情報を活用して地域づくりフォーラムを開催する。		
事業の成果目標		
全体研修の参加者数: 800 名 各地区の地域づくりフォーラムへの参加者数: 30 人 × 15 地区 = 450 名(年間、延べ数)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内全域(15圏域)	日常生活圏域	496,571 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
松戸市高齢者いきいき安心センター(市内 15 か所)	生活支援コーディネーター	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
地域づくりフォーラムを通じて広く周知を図る。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
生活支援コーディネーターが地域の把握を深め、キーパーソンとの連携を図る。地区社協のよろず相談で解決できない課題を早期につなぐ。		

(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 相談から分析した地域の課題等を地域ケア会議に提案・報告し、同会議において解決策を検討する。	(バックアップする人) 地域ケア会議メンバー (医師、理学療法士、民政委員等)
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
多問題など解決困難な課題については、地域ケア会議に報告・提案し、連携する。	
事業の成果目標	
松戸市福祉まるごと相談窓口につないだ件数: 30 件(年間)	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
<p>【基幹型地域包括支援センターの共生窓口への深化】基幹型地域包括支援センター(市役所本庁舎内)の高齢者総合相談窓口の機能を拡充し、高齢者分野のほか、障害分野、児童分野等について、基礎的な相談への対応や適切な機関の紹介ができる体制を構築する。</p> <p>【多分野における相談機関の連携の推進】基幹型地域包括支援センター・地域包括支援センター(高齢者)、基幹相談支援センター(障害児者)、親子すこやかセンター(子ども)、松戸市社会福祉協議会相談センター(生活支援)、松戸市自立相談支援センター(生活困窮者)、中核地域生活支援センター(分野横断)及び市関係各課で構成される「地域共生相談機関連絡会」を定期的・継続的に開催するとともに、参加する相談機関の順次拡大を通じて、多分野における相談機関の連携を深化させる。</p>	

4. 成果目標の達成状況

<p>【地域づくりフォーラムを通じた地域住民の意識醸成と連携強化】 平成 30 年 10 月より、市内 15 圏域において、それぞれ地域づくりフォーラム開催に向けた実行委員会を開催している。地域の状況によって実行委員メンバーを選定し、テーマや開催時期、内容などの詳細を検討した。 平成 31 年 2 月から 3 月にかけてフォーラム開催予定。テーマは地域資源の発見、世代間交流など多岐に渡る。</p>
--

千葉県 鴨川市

都道府県名	千葉県	市区町村名	鴨川市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	鴨川市福祉総合相談センター	電話番号	04-7093-1200
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	32,471(人)	世帯数	14,464(世帯)
高齢化率	37.3(%)	生活保護受給率	8.41(%)
面積	191.3(k m ²)	地縁組織(自治会、町内会等)加入率	61.8(%)
公立小学校数	8(校)	公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター	直営:1ヶ所 委託:1ヶ所(社会福祉法人)		
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1ヶ所		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>房総半島の南東部、太平洋岸(外房)に面し、東京都心から 100km 圏内に位置している。海岸沿いには鴨川シーワールドをはじめとした観光産業のほか、温暖な気候を利用した花卉栽培が、また内陸の長狭地域では稲作が盛んである。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	30年4月から、市内4つの日常生活圏域(旧中学校区)に福祉総合相談窓口が整い、児童・障害者・高齢者等の対象者を問わない相談体制づくりを推進する中、本事業により各圏域の社会資源を活用し、包括的支援体制の構築及び住民相互の支え合い機能の強化を図る。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	包括的な相談支援機能を有する拠点づくり。 地域の支えあい活動に取り組むボランティアを組織化し、多様かつ複合的課題を抱える世帯を専門職と地域住民で支えあう地域としたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	鴨川市	
②事業名	鴨川地区生活支援・介護予防サポーター養成講座	
③事業実施の 必要性	鴨川市内では、見守りや生活支援・サロン運営などを担うボランティアの養成として、生活支援・介護予防サポーター養成講座を実施しているが、市内4つの日常生活圏域(旧・中学校区)のうち、3 圏域(天津小湊・江見・長狭)では養成講座を実施し、ボランティアとして活動しているが、鴨川地区は未実施で、地域福祉の担い手となる活動者がいない。鴨川駅周辺である鴨川地区は市街地であり、高齢化率 31.8%で他の 3 圏域に比べると比較的若い圏域であるが、隣組に入っていない世帯が多く、地域住民同士の支えあいが希薄な地域でもあり、地域福祉の推進が必要な圏域である。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
鴨川地区	中学校圏域	18,279 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
地区社会福祉協議会やボランティア、地域住民	サポーター養成講座の実施	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
鴨川市区内サロン等	地域住民	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
地域住民	鴨川市の概況(健康・福祉等)の現状と課題の共有、地域でできることを考える。	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
地域内の地区社協の活動等による収入から補填(自販機の売上金、空き缶リサイクルなど)		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
介護保険 地域支援事業(生活支援体制整備事業、地域ケア会議)		
事業の成果目標		
養成講座の参加者が 50 人以上、研修終了後に個人・団体でのボランティア登録に繋がる。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市全域	市全域	33,396 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
地区社会福祉協議会・民生委員協議会 福祉総合相談センター	地区社会福祉協議のボランティア・民生委員・専門職	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
地区社会福祉協議会・民生委員は、老人クラブや高齢者サロンのほか、地域ケア会議で周知 福祉総合相談センターについては、パンフレットを地区社協総会やサロン等で配付		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
地域ケア会議での住民・専門職等での意見交換を通して生活課題の把握。 生活支援体制整備事業で取り組む関係団体との意見交換で把握。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
地区社協については市社会福祉協議会 民生委員については、鴨川市福祉課・福祉総合相談センター	各種専門職	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
介護保険 地域支援事業(生活支援体制整備事業・地域ケア会議)		
事業の成果目標		
地域ケア会議の開催(年 2 回)		
ウ その他		

⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	鴨川市	
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、体制等	市内4つの日常生活圏域(旧・中学校区)のうち長狭地区は、高齢化率が高く(42.1%)、単身・核家族化も進んでいる。30年4月から相談窓口を開設するに至ったが、多様かつ複合的課題を抱える者に対応する支援体制は整っておらず、地域資源を活用した包括的な支援体制構築を図る必要がある。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	平成8年 鴨川市健康管理課へ保健師として入職後、母子保健事業、成人保健担当、障害者福祉(精神障害)を担当し、平成21年度から直営の地域包括支援センター(現:福祉総合相談センター)へ配属となり現在に至る。 <資格>保健師 社会福祉士 介護支援専門員	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	種類:市直営の福祉総合相談センター(地域包括支援センター) 名称:鴨川市福祉総合相談センター	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
<p>①民生児童委員、居宅支援事業所の介護支援専門員に、支援が困難な世帯に関する実態調査を実施。複合的な課題を抱える世帯を地域で支えあう仕組みづくりに向けて事例検討などを行う。</p> <p>②児童・障害者・高齢者等への福祉的支援に加え、がんや難病等の要医療者、困窮者への就労支援、農業分野など他分野との連携を図り、複合的な課題を抱える者に対する仕組みづくりを、「長狭地区」をモデル地区に展開。特に、医療・介護連携支援センター機能を有する市立国保病院を中心に、地域がん診療連携拠点病院や農林業体験交流協会等と連携を図り包括的な支援体制構築に取り組む。</p>		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 庁内の関係各課・係に加え、必要に応じて医療や介護、司法、学校など関連のある機関の参加により支援の役割分担、調整を行う。随時開催。	(既存の会議の名称) ケース会議	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 鴨川市立国保病院、社会福祉法人、介護サービス事業所、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、農林業体験交流協会、小・中学校等に加え、モデル地区外のがん診療連携拠点病院、弁護士等の参加により定期的(年2回)に会議を開催し、現状と課題の把握から具体的な取組を検討。	(既存の会議の名称) 地域ケア会議	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
<p>1. 鴨川市公益活動支援基金登録制度による社会福祉法人、NPO等に対する助成の取組。</p> <p>2. 農林業体験交流協会、企業との協働により、地域食材、地域資源を活用し商品開発・販売に取組。</p>		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
<p>1. 包括的な相談支援機能を有する拠点づくり。</p> <p>2. 地域の支え合い活動に取り組むボランティアの組織化と、新たな生活応援サポートの仕組みづくり。</p>		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
<p>1. 複合的な課題を抱える者の相談及び支援等に関するプラン作成、制度に結びつかない方の日常生活及び就労等社会生活の自立支援</p> <p>2. 相談支援包括化ネットワークの構築、モデル地区内・外の多機関、専門多職種によるネットワーク化、地域住民の支え合い体制の充実</p> <p>3. 長狭地区における地域資源を活用した自主財源確保の働きかけ</p> <p>4. 医療・介護連携支援センター機能を有する市立国保病院を核に、児童・障害者・高齢者・困窮者・要医療者等の相談に応じるとともに、在宅医療・介護サービス提供体制を強化した「地域包括ケアセンター」設置プランの作成。</p>		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

5. 成果目標の達成状況

【地域力強化推進事業】

- (ア) サポーター養成講座については、取り組みを始めてみたら、地域の意識向上の必要性を感じたため、今年度は養成講座の実施はせず、地域住民の意識を向上のため地域に説明に回るなどの準備を行った。更に庁内の関係部署及び、市社会福祉協議会と取り組みや目標の共有を行った。
- (イ) 地域ケア会議について、計画通り2回(7月・平成31年2月)に開催した。
第1回テーマは「地域でも見守り」、第2回テーマは「精神障害者への理解を深めよう」として民生委員・地区社協・ボランティア・ケアマネジャー等の専門職とグループワークを通して地域の現状と課題を共有した。

【多機関の協働による包括的支援体制構築事業】

- ・ 個別ケースについては、包括化推進員を中心に、地域ケア会議等を開催し、支援のネットワークを構築した。
- ・ 庁内の連携推進のため税務課・市民生活課・水道局・環境課・等と意見交換を行い、困っている人・困っていることに気づかない人等が、早期に支援につながる仕組みについて検討した。
- ・ 啓発用のDVD製作を通して、庁内・警察・司法関係とのつながりを見える形にした。
- ・ 安房地域での包括的支援体制構築に向け、「安房地域包括ケアセミナー」を開催。分野横断的な事例検討と、「意思決定支援」をテーマに、医療と司法によるパネルディスカッションを行った。

東京都

都道府県名	東京都	市区町村名	
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業 ○

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉保健局総務部企画政策課 福祉保健局生活福祉部計画課	電話番号	03-5320-4019
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	13,857,443(人)	世帯数	7,020,186(世帯)
高齢化率	23.3(%)	生活保護受給率	2.08(%)
面積	2,193.96(k m ²)	地縁組織(自治会、町内会等)加入率	—(%)
公立小学校数	1,273(校)	公立中学校数	611(校)
地域包括支援センター	直営・委託なし		
生活困窮者自立相談支援事業	直営:4か所、委託:1か所(NPO 法人)(町村部のみ東京都実施)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>都心部から多摩地域、島しょ部まで、東京の地域の姿は場所によって大きく異なることに留意が必要であるが、地域生活課題の解決を図る体制を整備するに当たっては、次のような特性を踏まえる必要がある。</p> <p>第一に、東京では、狭い面積に日本の総人口の10分の1の人々が生活し、働き、活動しており、支援を必要とする人の絶対数も多くなっている。今後、高齢化の進展に伴い要介護高齢者の更なる増加が見込まれるなど、地域で支援を必要とする人は更に増加していくと見込まれる。</p> <p>第二に、東京では、都心部を中心に地価が高いことや、交通の利便性が高いことなどから、暮らしの場と、学ぶ、働き、遊ぶ場が離れ、個人の生活基盤が複数の地域にまたがる場合が多くなっている。また、全国に比較して借家に住む人の割合が高く、他の地域から転居してきた人や、学生の間だけ都内で暮らす人など、人の流動性が高いことから、地域への帰属意識や地縁に基づく人と人とのつながりは、地域差はあるものの、必ずしも強いとはいえない。町会・自治会への加入率の低下や役員の高齢化、商店街の減少、空き家・空き店舗の増加なども進んでいる。</p> <p>一方で、大学、企業、社会福祉法人、NPOなどの多様な主体が集まっており、あらゆる分野の技術や知識が蓄積されるとともに、近県から東京に通う人も含め、豊富な経験や専門的な知識を持った多様な人材が活動している。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組み目的・狙い	東京では、少子高齢化の急激な進行、高齢世帯や一人暮らし世帯の増加、住民同士のつながりの希薄化など、地域の状況が変化し続けており、住民が地域で生活していく中で抱える課題は複雑化・複合化している。これに対応するために、各地域において、行政内部での連携はもとより、地域住民や福祉関係団体など多様な主体同士がそれぞれ、又は行政との連携を進め、分野や世代を超えたきめ細かな相談支援体制を構築する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	東京都内の区市町村による、地域福祉計画に基づく計画的な地域福祉の推進を支援するため、先進的な取組事例の紹介や、都と区市町村との意見交換、区市町村間の情報共有を行う機会を設け、地域福祉計画の普及推進を図る。

3. 都道府県事業について

①実施主体(委託先)	東京都
②事業名	地域福祉計画の推進に向けた区市町村向けシンポジウム
③事業実施の必要性、体制等	平成 29 年度に実施した、区市町村に対する地域福祉計画策定状況等調査において、先進的な取組事例の紹介を希望する区市町村からの要望を踏まえ、学識経験者や先進的取組を実施している区市町村、好事例取組団体を招き、夏から秋頃にかけて区市町村向けのシンポジウムを1回実施する。
④事業内容	
(ア)単独の市区町村では解決が難しく、専門的な支援を必要とする者等に対する支援体制を市町村と構築	
(対象とする専門的な支援を必要とする者)	
(構築する支援体制)	
(支援体制構築に向けたプロセス)	
(イ)市区町村において包括的な支援体制を整備するにあたり、都道府県域で推進していく必要がある取組や、市区町村間の情報共有の場づくり、市区町村への技術的助言	
(対象)	
区市町村における包括的な支援体制を整備する部署(地域福祉計画所管部署等)	
(取組内容)	
区市町村間における情報共有の場を設けるため、包括的な相談体制の構築等の先進的事例を実施している区市町村や好事例取組団体による取組に関する発表や学識経験者を交えたパネルディスカッション、参加者との意見交換等を行う。	
⑤事業の成果目標	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉支援計画を策定している区市町村数を増やす(平成 29 年4月時点 52 区市町村策定済み)。 ○ 地域福祉計画に基づき社会福祉法第 106 条の3に規定する包括的支援体制を整備する区市町村数を増やす(平成 29 年4月時点 36 区市町村整備済み)。 	

4. 成果目標の達成状況

<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉支援計画を策定している区市町村数を増やす(平成 29 年4月時点 52 区市町村策定済み)。 → 平成 30 年4月時点 53 区市町村策定済み ○ 地域福祉計画に基づき社会福祉法第 106 条の3に規定する包括的支援体制を整備する区市町村数を増やす(平成 29 年4月時点 36 区市町村整備済み)。 → 平成 30 年4月時点 42 区市町村整備済み <p>(参考:事業実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 参加者数 125 名 ○ 参加者アンケートで全体を通して「とても参考になった」又は「参考になった」と回答した割合 99%

東京都 墨田区

都道府県名	東京都	市区町村名	墨田区
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉保健部厚生課	電話番号	03-5608-1163
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	271,859(人)	世帯数	150,855(世帯)
高齢化率	22.5(%)	生活保護受給率	29.60(%)
面積	13.77(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	65.45(%)	公立小学校数	25(校)
		公立中学校数	10(校)
地域包括支援センター	委託:8 か所		
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1 か所		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>東京都の北東部に位置し周囲の多くを川に囲まれたまちである。人口は昭和 35 年をピークに減少傾向が続いていたが、人口の都心回帰などを背景に増加に転じ、現在も増加傾向にある。人口密度については、1haあたり 190 人で、東京都の 61 人、23 区部の 147 人を上回る高密度となっている。</p> <p>事業所の産業構造別の構成比は平成 26 年時点で第 2 次産業 26.6%、第 3 次産業 73.3%であり、東京都全体における構成比からみると第 2 次産業の割合が高く、ものづくりのまちの特徴が色濃くみられる。</p> <p>観光については、近年、東京スカイツリー等の新しい文化観光拠点が整備され、さらに平成 28 年にはすみだ北斎美術館が開館した。東京オリンピック、パラリンピックの開催で、本区を訪れる外国人観光客の増加が見込まれることもあり、観光資源を活かしたまちづくりに取り組んでいる。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	全ての区民が、地域から疎外・差別されることなく、地域の一員として差異や多様性を認め合いながら、共に生き、支えあう地域社会をつくる。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	活動拠点での相談業務やふれあいサロンなどの交流の場を通して、住民の中に地域活動者を増やし、住民が地域の課題に気付き、社会福祉協議会や専門機関とともに課題解決に向けて考え、活動できるような地域になる。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	社会福祉法人 墨田区社会福祉協議会																			
②事業名	地域福祉プラットフォーム事業																			
③事業実施の必要性	<p>地域と関わりの少ない人の増加とともに、既存の福祉制度では対応しきれない相談が増えている。それらの課題を持つ人の多くが社会(地域)との関係性をうまく作れずに、近隣住民との間にトラブルを起こしたり孤立してしまったりといった悪循環を起こしている。また、地域とのかかわりが少ないことから、生活に困難を抱えていることに気づかれないケースも少なくない。</p> <p>地域住民や専門機関が課題解決のために一緒に協議し、協働する体制が必要となっているが、専門機関に地域での福祉活動者(住民)の存在が知られていなかったり、その実力が認識されていないなど、社会資源として活かしきれていないのが現状である。地域の課題について住民と専門機関が連携し、協働する仕組みをつくる必要がある。</p>																			
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>墨田区</td> <td>墨田区全域</td> <td>271,859人</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(支援する対象)</td> <td>(支援の内容)</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人墨田区社会福祉協議会</td> <td>地域福祉コーディネーターとしての墨田区社会福祉協議会職員を配置するための財政的支援</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(拠点の場所)</td> <td>(運営主体)</td> </tr> <tr> <td>地域福祉プラットフォーム ①キラキラ茶家 京島 3-49-18 ②ガランドール 石原 4-11-12</td> <td>墨田区社会福祉協議会</td> </tr> </table> <p>(ウ)地域住民等に対する研修の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>(研修の対象)</td> <td>(研修の内容)</td> </tr> <tr> <td>地域活動者、ボランティア、民生・児童委員、町会役員等</td> <td>支えあいマップづくり等とおし、地域で気になる人(課題のある人)を見つけ、課題の解決にむけて話し合い、活動する方法を身につける</td> </tr> </table> <p>(エ)その他</p> <p>地域福祉プラットフォームを中心に、近隣の地域で地域住民が小地域福祉活動やふれあいサロン活動などの自主的な支えあい活動を始めるように、活動のノウハウを周知していくほか、専門機関に対し協力を呼びかける。</p> <p>地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</p> <p>課題解決を行う地域活動団体に対し、共同募金(歳末たすけあい募金)を原資とした助成事業を実施</p> <p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p> <p>地域福祉プラットフォームで地域住民が地域課題に気付くようになり、社協が実施している小地域福祉活動推進事業においてお互いが顔見知りの範囲で支えあい活動を行うグループを組織化し、地域を面で支える支援をする</p> <p>事業の成果目標</p> <p>拠点の参加者数(①キラキラ茶家 1,200名、②ガランドール 1,500名)、研修参加者数 150名、ボランティア参加者数(①50名②70名)</p>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	墨田区	墨田区全域	271,859人	(支援する対象)	(支援の内容)	社会福祉法人墨田区社会福祉協議会	地域福祉コーディネーターとしての墨田区社会福祉協議会職員を配置するための財政的支援	(拠点の場所)	(運営主体)	地域福祉プラットフォーム ①キラキラ茶家 京島 3-49-18 ②ガランドール 石原 4-11-12	墨田区社会福祉協議会	(研修の対象)	(研修の内容)	地域活動者、ボランティア、民生・児童委員、町会役員等	支えあいマップづくり等とおし、地域で気になる人(課題のある人)を見つけ、課題の解決にむけて話し合い、活動する方法を身につける
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
墨田区	墨田区全域	271,859人																		
(支援する対象)	(支援の内容)																			
社会福祉法人墨田区社会福祉協議会	地域福祉コーディネーターとしての墨田区社会福祉協議会職員を配置するための財政的支援																			
(拠点の場所)	(運営主体)																			
地域福祉プラットフォーム ①キラキラ茶家 京島 3-49-18 ②ガランドール 石原 4-11-12	墨田区社会福祉協議会																			
(研修の対象)	(研修の内容)																			
地域活動者、ボランティア、民生・児童委員、町会役員等	支えあいマップづくり等とおし、地域で気になる人(課題のある人)を見つけ、課題の解決にむけて話し合い、活動する方法を身につける																			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	<table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>墨田区</td> <td>墨田区全域</td> <td>271,859人</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(場所・機関等の名称)</td> <td>(相談を受け止める人)</td> </tr> <tr> <td>地域福祉プラットフォーム ①キラキラ茶家 京島 3-49-18 ②ガランドール 石原 4-11-12</td> <td>墨田区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター(CSW)</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知</p>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	墨田区	墨田区全域	271,859人	(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	地域福祉プラットフォーム ①キラキラ茶家 京島 3-49-18 ②ガランドール 石原 4-11-12	墨田区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター(CSW)								
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
墨田区	墨田区全域	271,859人																		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)																			
地域福祉プラットフォーム ①キラキラ茶家 京島 3-49-18 ②ガランドール 石原 4-11-12	墨田区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター(CSW)																			

(周知方法) すみだ社協だより、墨田社協HPのほか、近隣町会・自治会、近隣福祉施設、小学校、民生委員児童委員協議会等で周知	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 地域の情報は民生委員や町会役員に入ってくるが多いため、配置したコミュニティソーシャルワーカーが民生委員協議会や町会会議等に積極的に参加していくほか、地域福祉プラットフォームに参加している地域住民との対話を通じて地域生活課題の把握に努める	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 相談の内容が住民だけで解決できない場合に、課題に応じた専門機関につなぎ、連携協働できる仕組みをつくる。また、相談対応者(住民)自身の精神的な負担を減じられるよう、相談対応者向けの話し合いの場等を設置する。	(バックアップする人) 墨田区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター(CSW)
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
地域包括支援センターの相談員やスクールソーシャルワーカーなど他機関の専門職も必要に応じて相談対応できる体制をとっている	
事業の成果目標	
地域の課題・個別の課題などの地域の相談窓口となり、地域住民と関係機関が連携・協力しながら地域の課題を解決していく場となることを目標とする。 地域福祉プラットフォームでの相談件数実績(平成30年4月～平成31年2月):115件	
ウ その他	
住民(地域活動者)が相談を受け止め、支援するあたり、負担感が生じないように、また、専門職も住民活動に過度な支援を要求しないように、住民活動を専門職が理解する場を設定する必要がある。	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
各拠点に配置されるCSWが課題を整理し、複数の専門機関や住民活動を全体的にコーディネートする。CSWはケースに応じた関係者を集め、解決策を話し合う場を設ける(「地域福祉プラットフォーム」)。それぞれ専門チームを作って、それぞれができることを整理し課題解決のために活動する。	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	社会福祉法人 墨田区社会福祉協議会
②事業名	地域福祉プラットフォーム事業
③事業実施の必要性、体制等	個別の専門機関は、それぞれの専門領域の課題については機能するが、複合的な課題に対しては対応しきれない場合がある。また、住民からも「どこに相談すればよいかわからない」、「どう支えていけばよいかわからない」という相談もある。 既存の福祉制度だけでは対応しきれない(直接対応する公的な制度がない)様々な課題や、複雑化・深刻化した個別課題を、本人・家族からの相談または地域住民からの情報提供(苦情)を受け、CSWが直接アセスメント(情報の収集・分析、課題の把握)し、複数の専門機関をコーディネートする。また逆に、専門機関から複雑化した課題解決の協力依頼があった際は、CSWがコーディネートすることによって、専門機関は自分の専門課題の解決に専念できる。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2拠点で1名の配置
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士または精神保健福祉士
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	地域福祉プラットフォーム
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
地域福祉プラットフォームで受けた相談の課題について、相談支援包括化推進員およびコミュニティソーシャルワーカーが、その課題に応じた関係者や近隣活動者を集め、専門の課題解決グループを立ち上げ、それぞれができる支援を整理し、課題解決のために活動する。	

イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 地域福祉プラットフォームおよび他機関から相談のあった課題について、相談支援包括化推進員が課題を整理し、必要に応じて、その都度、関係機関や民生委員・児童委員、地域活動者等を招集し、会議を行う。	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 関係機関実施の会議(地域ケア会議・民生委員協議会等)に相談支援包括化推進員が積極的に出席し、地域課題の共有化に努める。	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
赤い羽根共同募金の配分等を積極的に活用していく	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
地域福祉プラットフォームには認知症傾向のある高齢者や不登校気味の児童など、さまざまな課題を抱えた人たちの参加が増えている。活動者と参加者がふれあい、専門職と話し合うなかで、住民自らが課題を専門職とともに解決していくという目的もできつつある。地域包括支援センターやスクールソーシャルワーカー、保健センター等といった専門機関と地域住民、学習支援ボランティアなどが協力して、その人ごとの課題解決に向けて話し合い、支援する取り組みを行っていく。	
オ その他	
地域住民や専門機関が課題解決のために一緒に協議し、協働する体制が必要となっているが、専門機関に地域での福祉活動者(住民)の存在が知られていなかったり、その実力が認識されていないなど、社会資源として活かしきれていないのが現状である。地域の課題について住民と専門機関が連携し、協働する仕組みをつくる必要がある。	
⑧事業の成果目標	
地域の複合的な課題に対し、相談支援包括化推進員が課題を整理することで、専門職が専門職としての役割を十分に果たすだけでなく、それ以外の課題にも目を向けられるようになること。地域住民も専門職とは別の視点で(専門職に指示されて活動するのではなく)自ら考えて課題解決に向けた支援ができるようになる。 相談件数実績(平成30年4月～平成31年2月) 495件	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
地域住民や専門機関が課題解決のために一緒に協議し、協働する体制が必要となっているが、専門機関に地域での福祉活動者(住民)の存在が知られていなかったり、その実力が認識されていないなど、社会資源として活かしきれていないのが現状である。地域の課題について住民と専門機関が連携し、協働する仕組みをつくる必要がある。	

5. 成果目標の達成状況

<p><地域力強化推進事業> 地域福祉プラットフォームでの相談件数実績(平成30年4月～平成31年2月):115件</p> <p><多機関協働による包括的支援体制構築事業> 相談件数実績(平成30年4月～平成31年2月) 495件</p>

東京都 世田谷区

都道府県名	東京都	市区町村名	世田谷区
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	保健福祉部調整・指導課	電話番号	03(5432)2428
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

(平成 31 年 1 月 1 日現在)

人口	908,907(人)	世帯数	479,792(世帯)
高齢化率	20.16(%)	生活保護受給率	10.9(%) <small>(H30/11 現在)</small>
面積	58.05(k m ²)	地縁組織(自治会、町内会等)加入率	53.50(%)
公立小学校数	63(校)	公立中学校数	31(校)
地域包括支援センター	委託:27か所(社会福祉法人、医療法人)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:1か所(世田谷区社会福祉協議会)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

東京23区中1番の人口、2番目の広さ。幹線道路や、都心に向かう鉄道が通っており、都心に近いことから宅地が約3分の2を占める住宅都市。東京23区の中では比較的自然的環境が存在。三軒茶屋、下北沢や二子玉川駅周辺が商業地域として賑わっている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指す。 まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)、社会福祉協議会の三者が連携し、区民の様々な相談に対応して、支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援に結び付けるとともに、参加と協働による地域づくりに取り組む。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	三者が持つそれぞれのノウハウを共有して地区の課題を把握し、その解決のために地域の人材や社会資源の開発・協働に取り組み、身近な地域で支え合う住民活動の創出やネットワークづくりを図る。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	世田谷区 (社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会)																			
②事業名	地域資源開発事業																			
③事業実施の必要性	<p>家庭には高齢者や障害者、子育て、生活困窮等の課題が輻輳し顕在しており、法制度毎の支援では区民のニーズに的確に応えることができない状況にある。全世代型の地域包括ケアを推進するため、区のまちづくりセンターに社会福祉協議会と地域包括支援センターを一体化し、三者連携のもとに専門の相談支援機関とも連携して支援が必要な方の相談を包括的に受け止めて支援するとともに、生活課題を解決していくための居場所や生活支援サービスなど新たな地域資源を創出し、地域住民等の参加による支えあいの地域づくりを推進する必要がある。</p>																			
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>区内全域(全 27 地区)</td> <td>日常生活圏域</td> <td>892,535 人</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(支援する対象)</td> <td>(支援の内容)</td> </tr> <tr> <td>高齢者・障害者等のサロン活動運営者、子育てサロン運営者、子ども食堂運営者等</td> <td>生活支援コーディネーターが居場所の立ち上げや運営を支援する。</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(拠点の場所)</td> <td>(運営主体)</td> </tr> <tr> <td>地域支えあい活動拠点(23 拠点)、区民センター、区民集会所等の既存施設の活用、民間施設の開拓・活用</td> <td>地域住民</td> </tr> </table> <p>(ウ)地域住民等に対する研修の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>(研修の対象)</td> <td>(研修の内容)</td> </tr> <tr> <td>小・中学生、高校生、団体、企業等</td> <td>社会福祉協議会事業と連携して、学校やイベント等で福祉体験学習(車椅子体験、アイマスク体験、盲導犬利用者との交流等)を実施する。</td> </tr> </table> <p>地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</p> <p>共同募金等を財源とする 28 地区社会福祉協議会の住民活動と連携し、一体化して実施する。ミニデイについては区が食材費相当分を補助する。</p> <p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p> <p>生活支援体制整備事業、地域包括支援センターの相談支援、子ども、生活困窮者、障害者等相談支援事業、社会福祉協議会各種事業</p> <p>事業の成果目標</p> <p>居場所や生活支援サービスを全地区で一以上実施する。</p>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	区内全域(全 27 地区)	日常生活圏域	892,535 人	(支援する対象)	(支援の内容)	高齢者・障害者等のサロン活動運営者、子育てサロン運営者、子ども食堂運営者等	生活支援コーディネーターが居場所の立ち上げや運営を支援する。	(拠点の場所)	(運営主体)	地域支えあい活動拠点(23 拠点)、区民センター、区民集会所等の既存施設の活用、民間施設の開拓・活用	地域住民	(研修の対象)	(研修の内容)	小・中学生、高校生、団体、企業等	社会福祉協議会事業と連携して、学校やイベント等で福祉体験学習(車椅子体験、アイマスク体験、盲導犬利用者との交流等)を実施する。
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
区内全域(全 27 地区)	日常生活圏域	892,535 人																		
(支援する対象)	(支援の内容)																			
高齢者・障害者等のサロン活動運営者、子育てサロン運営者、子ども食堂運営者等	生活支援コーディネーターが居場所の立ち上げや運営を支援する。																			
(拠点の場所)	(運営主体)																			
地域支えあい活動拠点(23 拠点)、区民センター、区民集会所等の既存施設の活用、民間施設の開拓・活用	地域住民																			
(研修の対象)	(研修の内容)																			
小・中学生、高校生、団体、企業等	社会福祉協議会事業と連携して、学校やイベント等で福祉体験学習(車椅子体験、アイマスク体験、盲導犬利用者との交流等)を実施する。																			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	<table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>区内全域(全 27 地区)</td> <td>日常生活圏域</td> <td>892,535 人</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(場所・機関等の名称)</td> <td>(相談を受け止める人)</td> </tr> <tr> <td>区内 27 地区のまちづくりセンターに設置した身近な福祉の相談窓口</td> <td>生活支援コーディネーターを活用</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知</p> <p>(周知方法) 区の広報紙、ホームページ、チラシ、受託者のホームページ、チラシなど</p> <p>(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握</p> <p>(把握の方法) 地域包括支援センターや区のまちづくりセンター、民生委員児童委員や地区社会福祉協議会の地域福祉推進員など身近な地域の活動者と連携して支援が必要な家庭や地域課題を把握する。また、アウトリーチにより地域の関係団体等との関係づくりを進め地域課題を把握する。</p> <p>(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築</p> <table border="1"> <tr> <td>(バックアップの内容)</td> <td>(バックアップする人)</td> </tr> <tr> <td>専門的な支援が必要な場合は、専門の相談支援機関につなぐ。また、輻輳した課題を抱えるケースは地域包括支援センターの地域ケア会議を活用し、多機関連携のもと支援内容を検討するなどバックアップする。</td> <td>専門の相談機関、地域包括支援センター、まちづくりセンター、区の相談機関、社会福祉協議会スーパーバイザー</td> </tr> </table> <p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p> <p>生活支援体制整備事業、地域包括支援センターの相談支援、子ども、生活困窮者、障害者等相談支援事業、社会福祉協議会各種事業</p> <p>事業の成果目標</p> <p>相談件数 2,000 件(基本的に全ての相談を専門の相談機関や社会福祉協議会における包括的支援等につなげることを目指す。)</p>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	区内全域(全 27 地区)	日常生活圏域	892,535 人	(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	区内 27 地区のまちづくりセンターに設置した身近な福祉の相談窓口	生活支援コーディネーターを活用	(バックアップの内容)	(バックアップする人)	専門的な支援が必要な場合は、専門の相談支援機関につなぐ。また、輻輳した課題を抱えるケースは地域包括支援センターの地域ケア会議を活用し、多機関連携のもと支援内容を検討するなどバックアップする。	専門の相談機関、地域包括支援センター、まちづくりセンター、区の相談機関、社会福祉協議会スーパーバイザー				
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
区内全域(全 27 地区)	日常生活圏域	892,535 人																		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)																			
区内 27 地区のまちづくりセンターに設置した身近な福祉の相談窓口	生活支援コーディネーターを活用																			
(バックアップの内容)	(バックアップする人)																			
専門的な支援が必要な場合は、専門の相談支援機関につなぐ。また、輻輳した課題を抱えるケースは地域包括支援センターの地域ケア会議を活用し、多機関連携のもと支援内容を検討するなどバックアップする。	専門の相談機関、地域包括支援センター、まちづくりセンター、区の相談機関、社会福祉協議会スーパーバイザー																			
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画																				

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	世田谷区 (地域包括支援センターの委託先である社会福祉法人等 13 法人)	
②事業名	地域包括ケアの地区展開	
③事業実施の必要性、体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者、生活困窮者など対象者別の相談窓口があるが、相談者だけでなく家族が課題を抱えている場合があり、世帯に対する包括的な支援が必要になっている。 ・ 行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会が一体となって、身近な地区で福祉相談を行うことで、支援が必要な区民を早期に発見し、早期支援に結びつけることができる。 ・ 複合した課題に対し、課題を整理したうえで、行政や関係機関との連携体制のもと包括的な支援を行っていく必要がある。 ・ 公的制度の狭間の課題を抱えた区民を支援するため、新たな生活支援サービスや社会資源を三者連携により、効率的・効果的に進めることができる。 	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	27人(各地域包括支援センターの既存業務に追加して、相談対象者の拡大に対応する業務量に相当する人員)	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	地域包括支援センターの職員(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等で、総合的、専門的な相談、他機関との連携等に対応できる者)	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	地域包括支援センター(あんしんすこやかセンター)	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者、子育て家庭、生活困窮等に係る相談対応、これらの複合的な相談対応の実施 ・ 関係機関と連携した包括的・継続的ケアマネジメント支援の実施 ・ 地域包括支援センター、出張所・まちづくりセンター、社会福祉協議会の3者の連携による相談窓口の充実、連携会議による連携・調整 ・ 地域の人材や社会資源の開発、ネットワークづくり 		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者:地域包括支援センター、まちづくりセンター、社会福祉協議会、医療機関、介護事業者、民生委員、行政等 ・ 議事内容:複合的相談事例等の個別課題解決、社会資源開発等に向けたネットワーク構築 ・ 開催数:1箇所につき月1回程度 	(既存の会議の名称) 地域包括支援センターが開催する地域ケア会議を活用する。
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記と同様 	(既存の会議の名称) 同上
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会資源を開発した後の活動経費への共同募金の活用等 		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・ あんしんすこやかセンターによる相談者のニーズ把握 ・ 出張所・まちづくりセンター、社会福祉協議会の三者連携会議や地区アセスメントによる地区の社会資源の把握と情報共有 ・ 三者連携による社会資源の開発 (あんしんすこやかセンター:地域ケア会議における事業者、関係機関等との連携) (社会福祉協議会:地域人材の発掘(人材バンクへの登録)や活動の場の確保) (出張所・まちづくりセンター:地域の活動団体との連携、協働) * 社会福祉法人の地域貢献活動や空家活用等も検討 		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 複合的な課題等を抱える者に対する相談件数:1000件 ・ 支援の終結件数 :100件 ・ 支援の成果 ・ 複合的な課題や潜在しているニーズを整理し、支援に結びつける。 ・ 公的制度の狭間にある方に対し、人材発掘や社会資源の開発を行い支援につなげる。 		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

5. 成果目標の達成状況

1. 地域力強化推進事業(※平成 30 年 4 月～平成 31 年 1 月分の実績)

○住民に身近な圏域において地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決する環境整備

目標:居場所や生活支援サービスを全地区で 1 以上実施する。

実績:生活支援サービス 新規 6 件(4 地区)

居場所 新規 49 件(21 地区)

○住民に身近な圏域において地域生活課題に関する相談を包括的に受止める体制整備

目標:相談 2 千件を支援につなげる。

実績:相談件数 2,428 件 支援につなげた件数 2,405 件

2. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(※平成 30 年 4 月～11 月分の実績)

○包括的支援体制構築事業における複合的な課題等を抱える者に対する相談

相談件数 目標 1,000 件 実績 1,042 件

支援の終結 目標 100 件 実績 423 件(※)

※包括化推進員としての支援終了は 255 件、他の支援機関に引き継いだものは 168 件

東京都 杉並区

都道府県名	東京都	市区町村名	杉並区
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	在宅医療・生活支援センター	電話番号	03-5335-7317
参考 URL	http://www.city.suginami.tokyo.jp/shien/welfirm/1039790.html		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	569,132(人)	世帯数	321,531(世帯)
高齢化率	21.2(%)	生活保護受給率	13.7(%)
面積	34.06(k㎡)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	47.4(%)	公立小学校数	41(校)
		公立中学校数	23(校)
地域包括支援センター	委託 20 か所		
生活困窮者自立相談支援事業	委託 1 か所		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

杉並区は、23 区の西端に位置し、一般に「城西地区」と呼ばれる区域に属している。総面積は 34.06 ㎢と 23 区内 8 番目の広さを持ち、区内を甲州街道、中央自動車道の国道 2 路線と青梅街道や五日市街道などの都道 15 路線が通っている。産業については、都市人口の増加に伴う市街地の拡大により農地面積は次第に減少し、今日では産業やサービス業などの第三次産業従事者が非常に高い割合を占めている。観光については、毎年 8 月に行われる「東京高円寺阿波おどり」は 2 日間で約 1 万人が踊り、約 100 万人もの観客が訪れる。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組み目的・狙い	地域には、子どもから高齢者まで様々な世代、それぞれ異なる知識や経験をもつ人が暮らしている。それぞれの人が地域の一員として、興味があることや得意なことなど、少しのことであっても自分ができる範囲での役割を持ち、役割を持った人のつながりを拡げるためのきっかけをつくることで、地域に暮らす人と人が支えあう地域づくりを進める。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	複合的な生活課題を抱える等、地域や個々の機関では効果的な支援が難しい世帯に対し、在宅医療・生活支援センターの調整により、高齢者、障害、子ども等の各機関が連携し開催する「支援会議」や課題解決のために精神科医、弁護士等からの専門的な相談・助言を取り入れる仕組み作り等により、的確で一体的な丸ごとのサポートを行う。併せて、地域の区民等が役割を持ち支えあいながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと共同して助け合いながら暮らすことができる地域作りを広げていく。

3. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	杉並区
②事業名	包括的相談支援の推進
③事業実施の必要性、体制等	事業開始前は、それぞれの分野の相談機関が相談を受け、個々に支援計画を作り支援を行ってきたが、事例によっては相談機関同士の連携が不十分で、効果的な支援ができなかった事例も発生している。また、杉並区の状況としては、高齢者人口の増加、障害者の高齢化、世帯の課題の複雑化・複合化、支え手となる人材の不足などの多数の課題を抱えていることから、縦割りの支援から横串の支援へ展開する必要がある。概要図別紙あり。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	4人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、事務(福祉事務所ケースワーカー経験者)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	在宅医療・生活支援センター 包括的支援担当係
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<p>障害者分野、高齢者分野、保健分野、子ども家庭分野の相談機関が受けた相談のうち、複合的な生活課題を抱えた案件については、その情報を在宅医療・生活支援センターに集約する。在宅医療・生活支援センターでは、支援会議を通じて関係機関からの意見を聞き、必要に応じて精神科医・弁護士などの専門的な助言を得ながら複数の分野にわたる支援の内容を一つの支援計画としてまとめる。</p> <p>各相談機関等は、支援計画に基づき、相談者及びその世帯への支援を実施する。在宅医療・生活支援センターは、支援計画に基づくサービスの提供状況や効果、支援対象者(世帯)の改善状況の進行管理を行い計画の妥当性を確認する。また、相談機関は必要に応じて在宅医療・生活支援センターから支援対象者への同行訪問等支援に際するサポートを受けることができる。</p>	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 実施予定回数 18回 参加者 支援者にかかわる相談機関、相談支援包括化推進員、精神科医、弁護士	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 実施予定回数 2回 参加者 支援者にかかわる相談機関、相談支援包括化推進員 事例分析をとおして、各機関の役割の確認やネットワークの強化を図る。	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
<p>地域に不足する新たな社会資源の創出、運営に係る財源の安定的な確保にあたっては、社会福祉法人や企業の地域貢献の取組や寄付金拠出の働きかけを行う。</p> <p>また、区が取組んでいる基金等についても今後自主財源として活用できるか検討を行う。</p>	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
<p>地域の社会資源の確保、創出のため、住民への研修や講演会を実施する。併せてボランティアの育成、支援を実施する。</p>	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
<p>相談件数 60件</p> <p>支援の成果 支援対象者が支援計画に沿った関係機関や住民組織による支援、見守りを受けることができる。事例を通して、包括的相談支援やネットワークの強化に繋がる。</p>	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
<p>杉並区では、平成30年度に地域での支えあい活動を広げる環境づくりを推進するため保健福祉部在宅医療・生活支援センター地域ささえあい連携推進担当課長および係長を設置した。地域力強化連携事業の具体化については、地域住民が地域課題を主体的に捉えることができる地域づくりに資する取組として、地域福祉コーディネーターのモデル地区への配置を平成31年度より行っていく予定である。</p>	

4. 成果目標の達成状況

○多職種協働による包括的支援体制構築事業

相談件数 81 件(H31.2.28 現在) ※年度末相談件数(目標) 60 件

本年 4 月に、ひとつの相談機関だけでは対応が難しい、複合的な生活課題をかかえた世帯を高齢者や障害者、子ども家庭等の分野に横串を入れるように各関係機関等が丸ごと支援するための調整を行う機関としてスタートした。直接区民の相談を受けるのではなく、各相談機関の相談をバックアップするものである。各相談機関の相談の視点の違いも踏まえ、世帯全体を丸ごとサポートできるように、相談を受けた事例について多職種で支援の方向性を検討し、精神科医や弁護士等の専門支援の助言も受けながら、さらに関係者での支援会議による情報共有・検討を行っている。H31.2.28 現在支援会議の開催回数は 94 回、関係機関等職員向けの研修(4 回)を開催した。H31.3.11 に今年度の取組についての報告と「支援困難事例と向き合う」と題した講演会を開催する予定である。

東京都 江戸川区

都道府県名	東京都	市区町村名	江戸川区
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉部 福祉推進課 計画係	電話番号	03-5662-1275
参考 URL	http://www.edogawa-shakyo.jp/nagomi.html		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	698,031(人)	世帯数	342,016(世帯)
高齢化率	21.03(%)	生活保護受給率	29.21(‰)
面積	49.09(k㎡)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	56.5(%)	公立小学校数	71(校)
		公立中学校数	33(校)
地域包括支援センター	委託:19 か所(社会福祉法人、一般社団法人)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託:3 か所(企業事業団)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>江戸川区は、東京都の東端に位置し、江戸川・荒川の二大河川と東京湾に囲まれ、縦横に中小河川が走っています。また、公園面積は 23 区で一番広く「水と緑豊かな都市」です。</p> <p>総面積 49.09k㎡、南北 13 km、東西 8 kmと南北に長い地形で、北部は昔ながらの町並みで高齢化率が高く、南部は集合住宅が林立する若い町並みと、それぞれの地域性に特徴があります。人口・世帯数ともに23区では 4 番目に大きな規模の自治体です。</p> <p>近郊農業では小松菜の栽培が盛んで、江戸風鈴や江戸扇子等の伝統工芸品も数多く生産しています。金魚の養殖が盛んで、例年開催する「日本観賞魚フェア」には全国から多くのファンが訪れます。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組み目的・狙い	<p>本区では住み慣れた地域で自分らしい生活を続けていくことを可能とするため、地域共生社会の実現に向けて本事業に取り組んでいる。これまでも、環境をよくする運動等地域力を生かしたまちづくりを進めてきた。今後、生活上の課題を抱える方々への支援の視点で取り組みを進めていく中で、地域住民と専門機関のネットワークを構築し、地域で起きた課題は地域で解決していく仕組みの構築を目指している。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>地域住民と関係機関と区が一体となって課題を解決することにより、希薄になりつつある地域住民同士の関係を再度深めていくことを目指す。</p> <p>また、地域住民自らが地域の課題を捉え関係機関や区と協働して解決し、結果を評価したうえで更なる課題を見いだせるPDCAサイクルが生まれることを期待する。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	江戸川区社会福祉協議会	
②事業名	なごみの家運営事業(江戸川区補助事業)	
③事業実施の必要性	高齢になっても本人や家族が望む住み慣れた地域での生活を継続する仕組みが必要。地域での生活を支援する必要がある「支えられる人」は高齢に限らず、障害者、子供、生活困窮者等多様化しており、地域の様々な関係者がネットワークを作る拠点が必要と考えている。拠点では、地域の方で地域生活課題を解決していく仕組みの構築や「支える人」の育成も実施していく。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
区内 15 の生活圈域のうち 9 圏域	町会の集合体である連合町会の範囲	9 生活圈域の合計 413,607 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
活動を希望する全ての方	活動の周知、なごみの家の場所貸し	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
なごみの家(平成 31 年度は区内 9 か所に整備済)	江戸川区社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
町会関係者、地域ボランティア等	見守り支援活動等のセミナー	
(エ)その他		
各なごみの家では、区作成の「地域見守り名簿」掲載者を全戸訪問し、聞き取り調査を実施。地域生活課題を抽出し、その結果をもとに、地域支援会議を実施し、必要な支援を実施していく。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
企業や個人からの寄付金等の拠出について継続的に働きかけを行う。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
介護保険制度の生活支援体制整備事業(CSWが第 2 層の生活支援コーディネーター、地域支援会議を第 2 層の協議体としての位置づけをしている。)		
事業の成果目標		
平成 30 年度実績(4 月-1 月・8 か所) 来所者 57,460 人、相談件数 4,008 件、地域支援会議 12 回開催 384 人出席、登録ボランティア 100 人をベースに平成 31 年度の目標数としていく。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
区内 15 の生活圈域のうち 9 圏域	町会の集合体である連合町会の範囲	9 生活圈域の合計 413,607 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
なごみの家(平成 31 年度は区内 9 か所に整備済)	なごみの家CSW及び管理スタッフ	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
区広報紙、ホームページ、社協広報紙、ホームページ、小地域での町会回覧		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
地域支援会議メンバー及び地域住民からの情報提供		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
なごみの家(平成 31 年度は区内 9 か所に整備済)	なごみの家CSW	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
介護保険制度の生活支援体制整備事業(CSWが第 2 層の生活支援コーディネーター、地域支援会議を第 2 層の協議体としての位置づけをしている。)		

事業の成果目標
平成 30 年度実績(4 月-1 月・8 か所) 相談件数 4,008 件、なごみの家で解決できるものは解決済み。多機関と協働し対応してきた件数 134 件をベースに 31 年度の目標数としていく。
ウ その他
なごみの家は、子どもから高齢者まで障害の有無にかかわらず、すべての方を対象とし、支えられる側であってもできることを活かして、支える側に回ってもらう取り組みを進める。
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画
平成 31 年度も引き続き多機関の協働による包括的支援体制構築事業を実施していく。

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

① 実施主体(委託先)	江戸川区社会福祉協議会 なごみの家 9 か所(社協直営 3 か所 社協から委託 6 か所)
②事業名	なごみの家運営事業(江戸川区補助事業)
③事業実施の必要性、体制等	高齢になっても本人や家族が望む住み慣れた地域での生活を継続する仕組みが必要。地域での生活を支援する必要がある「支えられる人」は高齢に限らず、障害者子供、生活困窮者等多様化しており、地域の様々な関係者がネットワークを作る拠点が重要と考えている。拠点では、地域の力で地域生活課題を解決していく仕組みの構築や「支える人」の育成も実施していく。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	9 人(各なごみの家 1 名)
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	江戸川区社会福祉協議会固有職員 3 名、業務委託社会福祉法人等職員 6 名
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	なごみの家〇〇 ※〇〇は生活圏域の名称
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	区作成の「地域見守り名簿」をもとに、なごみの家職員が戸別訪問を実施。複合的な生活課題を抱える住民を把握し、関係機関につなぐ。また、地域支援会議において、地域の関係団体とのネットワークを構築し、連携体制を強化していく。
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 複合した課題を抱える支援対象者に対し、なごみの家を中心となり個別のケース会議を開催する。出席者は、個別の問題によりなごみの家が招集する。	(既存の会議の名称) 地域ケース会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 各なごみの家にて年間 3 回程度開催。 町会・自治会、民生・児童委員、医療・介護関係者、警察・消防、ボランティア、NPO等	(既存の会議の名称) 地域支援会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	企業または個人からの寄付金等の拠出について、地域にはたらきかけをしていく。
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	地域支援会議の中で地域生活課題を把握するとともに、必要な支援活動を検討し、ボランティアを積極的に活用・育成した活動を創出していく。
オ その他	ボランティアの協力のもとでなごみの家食堂、学習支援を行う。
⑧事業の成果目標	地域見守り名簿での戸別訪問のほか、地域支援会議の中で地域生活課題について議論を行う。会議を重ね、参加者の中で地域生活課題について共通理解を得たうえで、どのような支援を行っていくか議論し実践に移していく。
⑨地域力強化推進事業実施計画	平成 31 年度も引き続き地域力強化推進事業を実施する。

5. 成果目標の達成状況

□地域力強化推進事業

【達成状況】

ア 「住民の身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備

来所者数 57,460 人、相談件数 4,008 件、地域支援会議開催数 12 回 384 人出席

イ 「住民の身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

相談件数 4,008 件、なごみの家で解決できるものは解決した。また、多機関と協働して課題解決の支援をしている件数は 134 件 終結に至った件数は 50 件。

□多機関の協働による包括的支援体制構築事業

【達成状況】

地域見守り名簿による戸別訪問件数 4,739 件(今年度開設拠点)、地域支援会議開催数 12 回 384 人出席、前年の会議の結論を経て生活課題の解決を実践に移した件数は、居場所の運営が 3 件、見守り支援活動を 3 か所の拠点で実施している。

東京都 八王子市

都道府県名	東京都	市区町村名	八王子市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉部福祉政策課	電話番号	042-620-7240
参考 URL	https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/ab005/ac468/ac426/p023780.html		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	562,073(人)	世帯数	267,534(世帯)
高齢化率	26.57(%)	生活保護受給率	1.78(%)
面積	186.38(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	58.22(%)	公立小学校数	70(校)
		公立中学校数	38(校)
地域包括支援センター	委託:17か所(社会福祉法人等)		
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1か所、委託:2か所(社協→住宅資金、東京リーガルマインド→就労支援)		

※記入例 直営:1か所、委託:2か所(社協)

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>平成 27 年 4 月に、東京都初の中核市となる。中央自動車道や圏央道が連絡する結節点として、また鉄道面では中央、京王、横浜各線等の地理的な優位性を持つ。21 の大学を抱えた学園都市としての面がある一方で、地域差はあるものの高齢化率も 25%を超えている。また、多摩ニュータウンにおける高齢化の問題も抱えている。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>支援を必要とする全ての人々に支援が行き届くようにするためには、行政の取組に加え、“市民力・地域力”の活用が欠かせない。</p> <p>地域住民が主体的に課題を解決し、それを地域が支えていくような”地域づくり”が必要である。そのためには地域の福祉活動を支える人材の確保・育成を行っていく。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>地域のつながりの弱まりなどが課題として顕在化している中で、国レベルで進めている「我が事・丸ごと」の考え方のとおり、地域共生社会の実現が求められている。そのためには、地域住民一人ひとり自らが当事者意識を持つこと、またそのような地域において福祉関係のネットワークが構築され緊密に連携し合う関係を構築する。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	八王子市	
②事業名	地域福祉活動支援・人材育成	
③事業実施の必要性	支援を要する全ての人々を支援するためには市民力・地域力の活用が欠かせない。住民一人ひとりの当事者意識、地域の福祉活動を支える人材の確保・育成が求められる。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市全域	将来的には、日常生活圏域(21)	562,073
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
小地域福祉活動団体	小地域福祉活動団体への活動支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
地域福祉推進拠点の整備	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
地域住民等	拠点が実施する、住民を対象とする学習会等	
(エ)その他		
地域の支えあいの意識づくりや地域活動のきっかけづくりを社協、地域福祉推進拠点が中核となり行う。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
市民からの指定寄附金を積立て、本市の社会福祉事業に活用する八王子市社会福祉基金の活用を検討。本市における寄附文化のさらなる深化と、市民の御厚意の有効活用を図る。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
社会福祉協議会がコーディネイト役となり、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を中心に生活支援コーディネーターや民生・児童委員と連携し、地域福祉の推進を図る。対象者別の相談・支援機関の連携強化で、包括的な相談・支援体制を確立する。		
事業の成果目標		
小地域福祉活動団体数 現状 18団体、平成32年度 28団体、平成34年度 37団体		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市全域	将来的には、日常生活圏域(21)	
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
地域福祉推進拠点の整備	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
広報紙、SNSを活用した普及・啓発、町会・自治会への説明等		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
CSWによるアウトリーチ、生活支援コーディネーターや民生委員・児童委員との連携等		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
社会福祉審議会地域福祉専門分科会の審議等	行政機関、相談・支援機関等	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
社会福祉協議会がコーディネイト役となり、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を中心に生活支援コーディネーターや民生・児童委員と連携し、地域福祉の推進を図る。対象者別の相談・支援機関の連携強化で、包括的な相談・支援体制を確立する。		
事業の成果目標		
地域福祉推進拠点の整備数 現状:6か所、平成32年度:15か所、平成34年度:21か所		
ウ その他		
平成30年3月に策定した第3期地域福祉計画に基づき、福祉関連所管だけでなく、保健・医療、教育、防災、産業等各分野とも連携し、事業を推進する。		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	八王子市(一部委託先:社会福祉法人八王子市社会福祉協議会)	
②事業名	地域福祉を推進するしくみの充実	
③事業実施の必要性、体制等	高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉など、各分野における相談・支援体制だけでは対応が難しい課題が増えており、こうした課題に対応していくことが必要である。また、様々な支援制度がきめ細やかに提供されている反面、利用者にとって複雑で”分かりにくい制度”と受けとめられている場合がある。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2名	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	・八王子市福祉部職員(社会福祉士、生活福祉ケースワーク実務経験者) ・社会福祉協議会職員(ボランティア活動推進、相談・支援業務従事者)	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	・八王子市福祉部 ・社会福祉法人八王子市社会福祉協議会	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
<p>地域を基盤とする包括的な相談・支援体制の強化にむけ、その中核となる地域福祉推進拠点の整備を推進する。地域福祉推進拠点は市と社会福祉協議会による協働の事業であり、“車の両輪”として事業を展開する。</p> <p>また、地域におけるキーパーソンである民生委員・児童委員の活動支援を充実させるため、検討会を設置する。</p>		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ”包括的な地域福祉ネットワーク会議”を設置・運営する。会議の開催前に、地域福祉推進拠点の CSW が受け止めた相談事例について、事前の検討を行う。	(既存の会議の名称) 新規設置のため、なし	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 包括的な地域福祉ネットワーク会議を設置・運営する(構成:関係所管、社協、各種相談・支援機関等)。年2回程度を予定。	(既存の会議の名称) 新規設置のため、なし	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
市民からの指定寄附金を積立て、本市の社会福祉事業に活用する八王子市社会福祉基金の活用を検討。本市における寄附文化のさらなる深化と、市民の御厚意の有効活用を図る。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
八王子市社会福祉協議会が社会福祉法人のネットワーク会議を定例的に開催し、その中で平成 31 年度(2019 年度)より社会福祉法人施設内に福祉の相談窓口の開設の呼び掛けを行っている。複合的な課題や解決が難しいものについては上記の地域福祉推進拠点に繋ぐ体制づくりを進めている。		
オ その他		
平成 30 年 3 月に策定した第 3 期地域福祉計画に基づき、福祉関連所管だけでなく、保健・医療、教育、防災、産業等各分野とも連携し、事業を推進する。		
⑧事業の成果目標		
現状 6 か所、平成32年度 15か所、平成34年度 21か所		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

5. 成果目標の達成状況

・多機関の協働による包括的支援体制構築事業

本年度の成果目標に設定している、2か所の総合相談窓口「地域福祉推進拠点」について、10月1日に「地域福祉推進拠点由井」、2月1日に「地域福祉推進拠点由木」をそれぞれ開設した。

・地域力強化推進事業

支援団体を中心に活動支援を行った結果、当初の目標を超える小地域福祉活動団体数(28団体)が活動を行っている。

東京都 調布市

都道府県名	東京都	市区町村名	調布市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉総務課	電話番号	042-481-7101
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(31.1.1 現在)

人口	235,169 (人)		世帯数	118,804(世帯)	
高齢化率	21.40(%)	生活保護受給率	13.1(%)	面積	21.58(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	42(%)	公立小学校数	20(校)	公立中学校数	8(校)
地域包括支援センター	委託のみ 10か所(公財, 民間)				
生活困窮者自立相談支援事業	直営1か所, 委託2か所(社協, 民間)				

上記自治会加入率は、30.4.1 現在です。

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

調布市は、都心に近接した地域でありながら、豊かな自然環境に恵まれています。一方、市街化の進展により、市域内の約 54%を宅地が、次いで約 17%を道路等が占めており、宅地と道路で市の面積の7割を占めています。また、市の人口は、自然増、社会増が続いており、20年間で3万人以上増加しています。将来人口推計では、今後も増加が続き、平成40年には、24万人越えをピークに、減少に転じると見込んでいます。現状の人口は、夜間人口に比べ、昼間人口が少なくなっています。老年人口は、一貫して増加しており、50年後には2倍近くになる見込みです。

ラグビーワールドカップ2019 や 2020 東京オリンピックパラリンピックの開催地にもなっており、多様な主体と連携・協働した取組を推進し、大会を契機とした調布のまちの更なる発展・魅力の向上と多摩地域全体の振興につなげていくこととしています。

産業振興においては、中心市街地である調布駅周辺が大きく変貌し、駅前広場や鉄道敷地の整備が段階的に進展する中で、3館の商業施設が29年秋にオープンしました。

映画のまち調布では、日活調布撮影所、角川大映スタジオと、2か所の大型撮影所があるほか、高津装飾美術株式会社、東映ラボ・テック株式会社、東京現像所など数多くの映画・映像関連企業が集まっています。

市内には70か所を超える文化遺産があるほか、名勝深大寺には、29年に国宝に指定された白鳳仏や季節ごとに美しい花が楽しめる神代植物公園、文豪武者小路実篤記念館があります。

また、市の南側には、多摩川が流れ、季節風物詩として毎年花火大会が開催されています。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域における「自助、互助、共助、公助」の役割分担を踏まえながら、地域福祉コーディネーターを中心として、有機的に連動して支援が提供される調布におけるトータルケアを一層充実していきます。福祉のみならず、多機関の協働による包括的支援体制を構築するため、相談支援包括化推進会議を設置して参ります。この推進会議は、各相談支援機関の業務内容の相互理解や具体的な連携方法、福祉ニーズの把握、地域に不足している社会資源の創出などについて意見交換を行っていきます。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	平成30年度からの地域福祉計画において、重点施策に「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を掲げ、地域で生活する人の課題の複合化・多様化が進む中、身近な地域において住民自身が地域の課題を自分事として捉え、自分たちで解決したいという主体的な気持ちで課題解決に取り組むことが重要と考えています。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	調布市及び社会福祉法人調布市社会福祉協議会																																																										
②事業名	地域力強化推進事業																																																										
③事業実施の必要性	<p>調布市では、今般、新たに策定した調布市地域福祉計画(平成30年度～35年度)において、3つの重点施策のひとつとして、「地域におけるトータルケアの推進」を位置付けており、地域における「自助、互助、共助、公助」の役割分担を踏まえながら、地域福祉コーディネーターを中心として、有機的に連動して支援が提供される調布版トータルケアを充実することを明記している。これとともに、重点施策に「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を新たに加えている。また、地域福祉コーディネーターについては、市の最上位計画である「調布市基本計画」の事業として位置付け、市が主体的に施策の展開を図っている。そのため、「地域共生社会」の実現に向けた取組である「調布におけるトータルケアシステム」の体制整備等を推進するに当たって、地域の関係機関と連携しながら解決につなげる役割を担い、自治会や地区協議会といった地縁組織等の活動への参加や地域住民との懇談会の実施を通して、地域における支え合いの仕組みづくりや新たな交流の場を創設するなど、住民が地域課題を主体的に解決するための土壌づくりをしてきた地域福祉コーディネーターを中心として本事業を実施する必要がある。</p>																																																										
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域) 調布市全域</td> <td>(対象地域の範囲)小学校区を基礎とした福祉圏域(8圏域)全域</td> <td>(人口) 約 230,000 人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</td> </tr> <tr> <td>(支援する対象) 地区協議会、自治会等</td> <td colspan="2">(支援の内容)地域住民主体のイベント等の取組を支援することで、地域づくりが一部の者に任せられるのではなく、一人ひとりが主体となって活動していくという意識醸成を図る。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</td> </tr> <tr> <td>(拠点の場所) 地域福祉センター、社会福祉施設等</td> <td colspan="2">(運営主体) 地域住民、ボランティア団体等</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ウ)地域住民等に対する研修の実施</td> </tr> <tr> <td>(研修の対象) 地区協議会、自治会、地域住民等</td> <td colspan="2">(研修の内容)個人が特定されないよう配慮しながら他地域での事例を地区協議会、自治会、地域住民等に提供するなど、地域の中で起こりうる生活課題について住民が理解し、我が事として課題の発見や解決を図る可能性を考えるため、地域生活課題の理解促進を図る取組(講座、勉強会等)を実施する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(エ)その他</td> </tr> <tr> <td colspan="3">調布市では、平成30年3月策定の地域福祉計画、高齢者総合計画、障害者総合計画のいわゆる福祉3計画の同時改定に合わせ、これまで計画ごとに異なっていた圏域設定を小学校区を基礎とした新たな福祉圏域(8圏域)に再編・整理した。これにより、地域共生社会の実現のため、地域において顔の見える関係の構築等に取り組む。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="3">調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会において、社会資源や拠点の創出に社会福祉充実残額の投下について働きかける。また、地域福祉計画に「寄附文化の醸成」を市の役割のひとつとして位置付けたことから、取組等を行う。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">市に配置されている6人の地域福祉コーディネーターが中心となって本事業を実施し、地域生活課題等を把握し、解決するために生活支援コーディネーター、調布ライフサポート(生活困窮者自立相談支援事業)等と連携を図っていく。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">事業の成果目標</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ○既存の住民活動に働きかけ、地域生活課題の共有等を行う取組を全圏域で実施する。 ○丸ごとの相談の場づくり及び専門機関のネットワーク構築を図る。 ○調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会に地域福祉コーディネーターが参加し、当事業への協力を各社会福祉法人に要請する。 ※各取組の具体的な成果目標・数値目標については、別紙1「調布市における平成30年度地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業の詳細」に記載のとおり </td> </tr> <tr> <td colspan="3">イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</td> </tr> <tr> <td>(対象地域) 調布市全域</td> <td>(対象地域の範囲)小学校区を基礎とした福祉圏域(8圏域)全域</td> <td>(人口) 約 230,000 人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</td> </tr> <tr> <td>(場所・機関等の名称)</td> <td colspan="2">(相談を受け止める人)</td> </tr> </table>		(対象地域) 調布市全域	(対象地域の範囲)小学校区を基礎とした福祉圏域(8圏域)全域	(人口) 約 230,000 人	(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			(支援する対象) 地区協議会、自治会等	(支援の内容)地域住民主体のイベント等の取組を支援することで、地域づくりが一部の者に任せられるのではなく、一人ひとりが主体となって活動していくという意識醸成を図る。		(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			(拠点の場所) 地域福祉センター、社会福祉施設等	(運営主体) 地域住民、ボランティア団体等		(ウ)地域住民等に対する研修の実施			(研修の対象) 地区協議会、自治会、地域住民等	(研修の内容)個人が特定されないよう配慮しながら他地域での事例を地区協議会、自治会、地域住民等に提供するなど、地域の中で起こりうる生活課題について住民が理解し、我が事として課題の発見や解決を図る可能性を考えるため、地域生活課題の理解促進を図る取組(講座、勉強会等)を実施する。		(エ)その他			調布市では、平成30年3月策定の地域福祉計画、高齢者総合計画、障害者総合計画のいわゆる福祉3計画の同時改定に合わせ、これまで計画ごとに異なっていた圏域設定を小学校区を基礎とした新たな福祉圏域(8圏域)に再編・整理した。これにより、地域共生社会の実現のため、地域において顔の見える関係の構築等に取り組む。			地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会において、社会資源や拠点の創出に社会福祉充実残額の投下について働きかける。また、地域福祉計画に「寄附文化の醸成」を市の役割のひとつとして位置付けたことから、取組等を行う。			事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			市に配置されている6人の地域福祉コーディネーターが中心となって本事業を実施し、地域生活課題等を把握し、解決するために生活支援コーディネーター、調布ライフサポート(生活困窮者自立相談支援事業)等と連携を図っていく。			事業の成果目標			<ul style="list-style-type: none"> ○既存の住民活動に働きかけ、地域生活課題の共有等を行う取組を全圏域で実施する。 ○丸ごとの相談の場づくり及び専門機関のネットワーク構築を図る。 ○調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会に地域福祉コーディネーターが参加し、当事業への協力を各社会福祉法人に要請する。 ※各取組の具体的な成果目標・数値目標については、別紙1「調布市における平成30年度地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業の詳細」に記載のとおり 			イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			(対象地域) 調布市全域	(対象地域の範囲)小学校区を基礎とした福祉圏域(8圏域)全域	(人口) 約 230,000 人	(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
(対象地域) 調布市全域	(対象地域の範囲)小学校区を基礎とした福祉圏域(8圏域)全域	(人口) 約 230,000 人																																																									
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援																																																											
(支援する対象) 地区協議会、自治会等	(支援の内容)地域住民主体のイベント等の取組を支援することで、地域づくりが一部の者に任せられるのではなく、一人ひとりが主体となって活動していくという意識醸成を図る。																																																										
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備																																																											
(拠点の場所) 地域福祉センター、社会福祉施設等	(運営主体) 地域住民、ボランティア団体等																																																										
(ウ)地域住民等に対する研修の実施																																																											
(研修の対象) 地区協議会、自治会、地域住民等	(研修の内容)個人が特定されないよう配慮しながら他地域での事例を地区協議会、自治会、地域住民等に提供するなど、地域の中で起こりうる生活課題について住民が理解し、我が事として課題の発見や解決を図る可能性を考えるため、地域生活課題の理解促進を図る取組(講座、勉強会等)を実施する。																																																										
(エ)その他																																																											
調布市では、平成30年3月策定の地域福祉計画、高齢者総合計画、障害者総合計画のいわゆる福祉3計画の同時改定に合わせ、これまで計画ごとに異なっていた圏域設定を小学校区を基礎とした新たな福祉圏域(8圏域)に再編・整理した。これにより、地域共生社会の実現のため、地域において顔の見える関係の構築等に取り組む。																																																											
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保																																																											
調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会において、社会資源や拠点の創出に社会福祉充実残額の投下について働きかける。また、地域福祉計画に「寄附文化の醸成」を市の役割のひとつとして位置付けたことから、取組等を行う。																																																											
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)																																																											
市に配置されている6人の地域福祉コーディネーターが中心となって本事業を実施し、地域生活課題等を把握し、解決するために生活支援コーディネーター、調布ライフサポート(生活困窮者自立相談支援事業)等と連携を図っていく。																																																											
事業の成果目標																																																											
<ul style="list-style-type: none"> ○既存の住民活動に働きかけ、地域生活課題の共有等を行う取組を全圏域で実施する。 ○丸ごとの相談の場づくり及び専門機関のネットワーク構築を図る。 ○調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会に地域福祉コーディネーターが参加し、当事業への協力を各社会福祉法人に要請する。 ※各取組の具体的な成果目標・数値目標については、別紙1「調布市における平成30年度地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業の詳細」に記載のとおり 																																																											
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備																																																											
(対象地域) 調布市全域	(対象地域の範囲)小学校区を基礎とした福祉圏域(8圏域)全域	(人口) 約 230,000 人																																																									
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備																																																											
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)																																																										

地域福祉センター等・地域福祉推進組織	地域福祉コーディネーター等
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) 社会福祉協議会が実施している小地域交流事業等を活用して、地区協議会・自治会・地域住民等に周知を図る。	
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 地域包括支援センター等の関係機関と定期的に意見交換を行うとともに、地域組織やボランティア団体等との意見を交わす場を通じて、地域生活課題の把握に努める。	
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 福祉圏域内の多様な関係機関のネットワークを構築し、住民主体の総合相談の場とも連携を密にすることで、地域生活課題を丸ごと受け止め、その解決に向けた圏域ごとの地域づくりを進める。また、地域で受け止めきれない複合的な課題については、相談支援包括化推進会議につなげていく。	(バックアップする人) 地域福祉コーディネーター等
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
市に配置されている6人の地域福祉コーディネーターが中心となって本事業を実施し、相談を包括的に受け止める体制を整備するために地域包括支援センター、調布ライフサポート(生活困窮者自立相談支援事業)等と連携を図っていく。	
事業の成果目標	
○平成30年度中に調布市で位置づけている福祉圏域(8圏域)を単位として働きかけを行い、複数の圏域において住民同士が意見を交わす場(地域福祉推進組織)を立ち上げる。 ※ 各取組の具体的な成果目標・数値目標については、別紙1「調布市における平成30年度地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業の詳細」に記載のとおり	
ウ その他	
調布市では、平成30年3月策定の地域福祉計画、高齢者総合計画、障害者総合計画のいわゆる福祉3計画の同時改定に合わせ、これまで計画ごとに異なっていた圏域設定を、小学校区を基礎とした新たな福祉圏域(8圏域)に再編・整理した。これにより、地域共生社会の実現のため、地域において顔の見える関係の構築等に取り組む。	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
「2 多機関の協働による包括的支援体制構築事業」の実施計画のとおり、実施する。	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	調布市及び社会福祉法人調布市社会福祉協議会
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	調布市では、今般、新たに策定した調布市地域福祉計画(平成30年度～35年度)において、3つの重点施策のひとつとして、「地域におけるトータルケアの推進」を位置付けており、地域における「自助、互助、共助、公助」の役割分担を踏まえながら、地域福祉コーディネーターを中心として、有機的に連動して支援が提供される調布版トータルケアを充実することや多機関の協働による包括的支援体制を構築するため、相談支援包括化推進会議の設置を明記しており、本事業を実施する必要がある。 また、「地域共生社会」の実現に向けた取組である「調布におけるトータルケアシステム」の体制整備等を推進するため、地域の生活課題やニーズを発見し、受け止め、地域組織や関係機関と協力しながら、地域における支え合いの仕組みづくりや地域での生活を支えるネットワークづくりを行っている地域福祉コーディネーターを中心として本事業を実施する。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	6人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士、精神保健福祉士(コミュニティソーシャルワーク、個別相談支援経験者)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	社会福祉法人調布市社会福祉協議会

⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<p>相談支援包括化推進員（地域福祉コーディネーターが兼務）を6人配置する。 また、各福祉圏域で活動する相談支援包括化推進員が複合的な生活課題を抱える相談者に対し、豊富な既存資源を活用し、多分野で連携できる会議体等のネットワークを構築し、課題解決に向けたケース検討を行いながら支援を行う。相談支援包括化推進員（地域福祉コーディネーターが兼務）は、地域にアウトリーチし、地域生活課題を発見し、受け止めるとともに、多機関連携により課題の解決に取り組む。</p>	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
<p>(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 平成30年度相談支援包括化推進会議(部会) 1回予定 参加者別紙2参照</p>	<p>(既存の会議の名称) 相談支援包括化推進会議</p>
<p>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 平成30年度相談支援包括化推進会議 1回 平成30年度相談支援包括化推進会議(部会) 1回 圏域別ネットワーク会議 1回予定 参加者別紙2参照</p>	<p>(既存の会議の名称) 相談支援包括化推進会議</p>
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
<p>調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会において、社会資源や拠点の創出に社会福祉充実残額の投下について働きかける。また、地域福祉計画に「寄附文化の醸成」を市の役割のひとつとして位置付けたことから、取組等を行う。</p>	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
<p>相談支援包括化推進会議や調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会等を活用し、また、市が社会福祉協議会に事業委託をしている地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)等と連携して、制度の狭間で困っている方の生活支援サービスなどの創出を図るために検討を行う。</p>	
オ その他	
<p>調布市では、平成30年3月策定の地域福祉計画、高齢者総合計画、障害者総合計画のいわゆる福祉3計画の同時改定に合わせ、これまで計画ごとに異なっていた圏域設定を小学校区を基礎とした新たな福祉圏域(8圏域)に再編・整理した。これにより、地域共生社会の実現のため、専門機関同士の連携を緊密化し、多機関協働による包括的支援体制の構築を図る。</p>	
⑧事業の成果目標	
<p>①平成30年度に2回、相談支援包括化推進会議を行う。推進会議の出席者については、随時拡大を図っていく。また、相談支援包括化推進会議のネットワークを基盤に、各機関が抱える個別の課題について共有しながら、各機関の役割について共有、整理する。また、調布市における社会資源をエコマップ化や、プラン作成に用いるインタビュー・アセスメントシート等の様式等を検討する場を設ける。</p> <p>② 相談及び活動件数の成果目標 ケース件数:合計100件 延べ行動件数:合計15,000件</p>	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
<p>「1 地域力強化推進事業」の実施計画のとおり、実施する。</p>	

5. 成果目標の達成状況

＜地域力強化推進事業＞

ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備

アー(ア) 目標60団体に対し、67団体に働きかけを行った。子どもに関わりのある住民や関係機関で構成する連絡会において意見交換を重ねた結果、小学生向けの学習支援が始まる等、地域生活課題の解決に向けた取組が進められている。

アー(イ) 目標6箇所に対し、3箇所新たに立ち上がった。その他、ひだまりサロンとして登録をしていない、住民主体の活動の場が7箇所新設された。また、空き家を活用した常設の拠点の創出に向け、1箇所で検討会を開催している。

アー(ウ) 目標12回に対し、22回実施した。地域包括支援センターと協働し、学校や認知症カフェ等で認知症を学ぶ講座を開催した。また、子ども食堂やサロンの立ち上げに際し、既存の取組を住民とともに視察に行く、空き家に関する勉強会やひきこもり当事者や家族等の話を伺う講演会を開催する等の取組を行った。

ア(その他) 調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会に地域福祉コーディネーターが参加し、地域生活課題に解決に向けた取組について福祉圏域ごとに意見交換した。

イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

住民同士が意見を交わす場(地域福祉推進組織)については、2つの福祉圏域をモデル地域として3月中に実施する。

イー(ア) 団体等へは目標30回に対し50回働きかけ、場の構築の検討は目標2回に対し5回実施した。ひだまりサロンの機能(地域生活課題の把握や相談等)に関する調査を行うとともに、福祉圏域ごとに交流会を開催し、機能強化について働きかけた。

イー(イ) 目標600回に対し、836回啓発した。地縁組織やイベント等で周知した結果、新たな相談や地域生活課題の把握につながり、個別支援の相談は342件と、昨年度に比べ約1.8倍の件数となっている。

イー(ウ) 目標64回に対し、101回実施。地域包括支援センターとの定例会が増加した。

イー(エ) 地域包括支援センターや医療機関、調布ライフサポート等、関係機関にネットワークへの参加を働きかけ、1箇所をモデル地域として、3月中に実施する。

＜多機関の協働による包括的支援体制構築事業＞

ケース件数:102世帯(123人)(平成31年2月末現在)

延べ行動件数:14,697件(平成31年2月末現在)

相談支援包括化推進会議要綱を10月に制定し、10月16日第1回相談支援包括化推進会議を開催した。開催に当たり、基調講演「地域共生社会の実現について」をルーテル学院大学の和田敏明名誉教授に講演いただき、会議委員以外の方にも共生社会について理解してもらう機会とした。この会議では、福祉をはじめとして生活上の課題を複合的に抱える方や家族・世帯などに対し、相談支援に係る関係機関等の相互の連携のもと、必要な支援体制を提供し、支援が包括的に提供される体制整備の必要性を委員で共有した。

この会議には「部会」を設置しており、主に係長職を中心に相談支援機関を加えた実務者会議である。

部会では、推進会議の検討事項のうち、実務者の観点から、具体的な支援方法や各相談支援機関の連携方法等を検討するものである。

平成30年4月1日
調布市福祉健康部福祉総務課
調布市社会福祉協議会

調布市における平成30年度地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業の詳細

アー (ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援

- (1) 事業内容
自治会等の地縁組織、ひだまりサロン、地区協議会等に対して、地域住民自らが地域生活課題を主体的に捉え、解決を試みることができるよう働きかけ、支援を行う。
- (2) 期待される効果
地域生活課題を主体的に考える意識を醸成することで、各種団体の取組がより推進されるとともに、地域活動に参加する人が増える。
- (3) 事業の成果目標
 - ア 量的目標
60団体に対し、イベント等の取組への働きかけを行う。
 - イ 質的目標
話し合いの場の創出等により、地域住民が主体となって地域生活課題に関われるよう働きかけすることで、地域住民の意識や行動の変化を促す。

アー (イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備

- (1) 事業内容
地域生活課題を抱えた方も参加しやすく、誰もが気軽に立ち寄り交流できる地域住民主体の拠点の整備について、地域住民や関係機関とともに検討を進める。
- (2) 期待される効果
ひだまりサロンや社会福祉法人等、既存の地域資源の活用を通して、地域住民の交流、孤立防止、見守り体制の構築、個別ニーズ及び地域ニーズの把握、地域福祉の担い手の発掘等が期待できる。
- (3) 事業の成果目標
 - ア 量的目標
ひだまりサロンの新規立ち上げ6箇所
 - イ 質的目標
ひだまりサロンを地域生活課題を発見する拠点にするとともに、地域福祉の担い手の発掘等につなげる。
また、常設の拠点の整備を目指し、地域資源の活用について働きかけを行う。

アー (ウ) 地域住民等に対する研修の実施

- (1) 事業内容
地域住民等に対し、地域生活課題の理解促進を図る取組（講座・勉強会・視察等）を実施する。
- (2) 期待される効果
この取組に参加することで、住民一人ひとりが地域生活課題を発見・把握・理解し、地域生活課題への興味・関心を持ち、地域福祉活動に主体的に関わっていくきっかけをつくる。
- (3) 事業の成果目標
 - ア 量的目標
12回
 - イ 質的目標
地域住民等に向けた講座・勉強会・視察等を実施することで、意識及び行動の変化を促す。

イー（ア）地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備

(1) 事業内容

地域にアウトリーチし、地域生活課題に関する相談を受け止め、地域住民や関係機関とともに解決を図る地域福祉コーディネーターを6人配置する。

また、地縁組織やひだまりサロン、ボランティア団体等の取組の中で地域生活課題を把握できるような働きかけるとともに、地域住民主体による相談を包括的に受け止める場の構築を目指す。

(2) 期待される効果

相談を包括的に受け止める場を地域の中に重層的に整備することで、地域生活課題の早期発見・早期解決が図られる。

(3) 事業の成果目標

ア 量的目標

団体等への働きかけ30回

場の構築の検討2回

イ 質的目標

アー（イ）やイー（エ）とも連動を図りながら、地域における重層的な相談支援体制の構築を目指す。

イー（イ）地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知

(1) 事業内容

地域住民の相談を包括的に受け止める場について、その存在と役割等の周知を図る。

(2) 期待される効果

認知度が上がることで、問題が発生した時に相談しやすい環境が構築できる。

(3) 事業の成果目標

ア 量的目標

啓発件数600回

イ 質的目標

地縁組織や関係機関への周知のほか、社会福祉協議会が実施している小地域交流事業等、各地域のイベントにおいても広報し、相談を包括的に受け止める場の認知度を高める。

イー（ウ）地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握

(1) 事業内容等

地域包括支援センター、調布市、調布ライフサポート（調布市生活困窮者自立相談支援事業）等と定期的に情報共有を行う。

また、地域住民の変化に気づきやすい民生委員・児童委員や地縁組織、ボランティア団体、ひだまりサロン等と連携し、地域生活課題を抱える世帯の早期把握を目指す。

(2) 期待される効果

地域福祉コーディネーターのアウトリーチに加え、地域で活動している各種団体・機関等と連携することで、SOSを発せない世帯の早期把握が期待される。

(3) 事業の成果目標

ア 量的目標

定例会の開催64回

イ 質的目標

各種団体・機関等と連携し情報共有することで、支援を必要としている地域住民の地域生活課題を発見する。

イー（エ）地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

(1) 事業内容

多機関の協働による包括的支援体制構築事業と連動し、各福祉圏域に關係機関によるネットワークの構築を図る。

(2) 期待される効果

各福祉圏域の地域特性を生かしながら關係機関のネットワークを構築することで、一機関だけでは解決しづらい複合的・多問題を抱えた世帯に対し、チームアプローチによる支援に取り組むことができる。

また、地域住民主体の相談の場とも連携を図ることで、フォーマル・インフォーマルを有機的に組み合わせた、ソーシャルサポートネットワークの構築が期待できる。

(3) 事業の成果目標

ア 量的目標

1圏域をモデルとして立ち上げる。

イ 質的目標

福祉分野の機関だけではなく、医療や事業者等、多様な分野の機関との連携を構築する。

平成31年3月8日
調布市福祉健康部福祉総務課
調布市社会福祉協議会

平成30年度 相談支援包括化推進会議の実施結果

1 目的

福祉、保健医療、住まい、就労、教育等の課題、地域社会からの孤立その他の生活上の課題を複合的に抱える者等に対し、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の3の規定の趣旨にのっとり、相談支援に係る関係機関等における相互の連携の下、必要な支援等を提供し、もってこれらの課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制等の整備を図るもの

2 内容

複合的な課題を抱える相談者等（※）に対して、必要な相談支援が円滑に提供されるよう、定期的に相談支援包括化推進会議を開催し、次に掲げるような内容について、各相談支援機関等の関係者間で意見交換を行う。

- (1) 各相談支援機関の業務内容の理解
- (2) 相談支援の包括化を図るための各相談支援機関の具体的な連携方法
- (3) 地域住民が抱える福祉ニーズの把握
- (4) 地域に不足する社会資源創出の手法
- (5) 本事業による支援実績の検証

※ 要介護高齢者の親と、無職でひきこもり状態にある子どもとが同居している世帯や共働きの世帯であって、親の介護と子育てを同時に抱えている世帯等。

平成30年度は、①・②の実施をし、③・④については、実施に向けた基盤づくりを進める旨の確認をした。今後は、地域力強化事業や生活支援コーディネーターの第1層協議体とも連携して、段階的に実施することとする。

3 会議の開催等

- (1) 主催 調布市

ア 相談支援包括化推進会議

管理職を委員とした本会議で、施策・制度面の体制整備などを進めるものとし、平成30年度の会議では、この会議を新たに立ち上げるとともに、包括的な支援体制の構築の指針となる、国が推進する「地域共生社会の実現」に向けた取組について、理解を深めるため、第1部では、ルーテル学院大学名誉教授の和田敏明先生の基調講演実施。生活支援コーディネーターの第1層協議体のメンバーも参加。

第2部では、調布市相談支援包括化推進会議の趣旨及び平成30年度の取組等、地域福祉コーディネーター（相談支援包括化推進員）の取組について協議。

イ 相談支援包括化推進会議部会

推進会議を構成する各部局の係長職等と市内の各分野の支援機関の実務上の責任者で構成。第1回は、調布市相談支援包括化推進会議の趣旨、部会の役割等、各相談内容について協議。

第2回は、3月に相談支援の包括化を図るための各相談支援機関の具体的な連携方法などについて協議予定。

- (2) 個別事例の検討・ネットワークの構築

相談支援包括化推進員（地域福祉コーディネーター兼務）が、地域へのアウトリーチなどにより把握した、複合的な地域生活課題を抱える個別事例などを中心に、会議を構成する関係機関等で、支援の方法や具体的な連携方法等について、検討する。

また、こうした取組や検討などを通じて、各相談支援機関の業務内容の理解を促進

し、ネットワークを構築することで、地域における相談支援の包括化を図る。

併せて、各福祉圏域（8圏域）においても、具体的なケースについて、適宜、担当者会議を行うなど、柔軟に個別ケースの支援を行う。30年度は、モデルとして1つの圏域にてネットワーク会議を3月に実施予定。

4 参加者（会議の構成機関等）

	該当項目	該当する課及び関連機関
①	事務局	福祉総務課，社会福祉協議会（相談支援包括化推進員）
②	障害者福祉	障害福祉課，こころの健康支援センター（精神障害者とその家族の支援のため相談事業，就労支援事業等）
③	高齢者福祉	高齢者支援室（地域包括支援センター，介護予防・日常生活支援総合事業等を所管）
④	生活困窮	子ども家庭課，児童青少年課，生活福祉課，社会福祉協議会（地域福祉推進課・生活困窮者自立相談支援事業「調布ライフサポート」）
⑤	児童福祉	子ども家庭課（再掲），児童青少年課（再掲），子ども発達センター，子ども家庭支援センターすこやか，社会福祉協議会（調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」）
⑥	就労支援	生活福祉課（再掲），
⑦	住宅支援	住宅課
⑧	教育	指導室（教育支援コーディネーター），教育相談所
⑨	関係機関等※	健康推進課，多摩南部成年後見センター，保健所 ゆうあい福祉公社，児童相談所

※ ⑨については、相談支援包括化推進会議の構築状況を踏まえて、下記期間などを段階的に検討する。

- ・広報課・・・市の広報関係
- ・文化生涯学習課・・・消費生活相談
- ・協働推進課・・・地区協議会・自治会関係
- ・男女共同参画推進課・・・女性・DV相談
- ・医師会・・・医療関係

5 開催回数（平成30年度）

- (1) 相談支援包括化推進会議 1回
- (2) 相談支援包括化推進会議部会 2回を予定
- (3) ネットワーク会議 モデル地域で、1回を予定

※ 新たな地域福祉計画（計画期間：平成30年度～平成35年度）の期間中に段階的に開催回数の増加を図るとともに、内容の充実を図っていく。

6 地域福祉推進会議との連携

調布市地域福祉計画に基づく地域福祉を市民参加により、総合的に推進するために設置している「調布市地域福祉推進会議（会長：ルーテル学院大学 和田敏明名誉教授）」に、当該地域福祉計画に基づき実施される地域力強化推進事業及び多機関の協働による包括的支援体制構築事業等の進捗等について報告。

東京都 国立市

都道府県名	東京都	市区町村名	国立市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/> 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	<input type="radio"/> 都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	健康福祉部福祉総務課福祉総合相談係	電話番号	042-576-2111(内 292)
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報(平成 31 年1月1日現在)

人口	76,038(人)	世帯数	37,728(世帯)
高齢化率	22.9(%)	生活保護受給率	14.9(%)
面積	8.15(k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	29.2(%)	公立小学校数	8(校)
		公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター	直営:1 か所(ランチ 3 か所)		
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1 か所		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<ul style="list-style-type: none"> ・面積は、全国の市の中で4番目に小さいコンパクトな市。高低差をあまり感じさせない美しく住みやすい市街地と貴重な自然とが調和している。 ・国立市では、古くからの伝統に根付いた文化の上に、大正期の「大学町」の開発によってアカデミズムの雰囲気が導入された。今日では、様々な魅力を持った人々が集い、商店街には個性的な店舗が軒を連ね、多くのギャラリーによる多様性のあるネットワークが形成されるなど、まち全体に文化の気風があふれている。 ・文教地区指定の動きに見られるように、国立市民は、自分たちの住むまちを自ら作り上げてきた。市民はそのことを誇りとし、先人たちの想いを受け継いでいる。この市民意識の高さは、国立市の財産であり、他の地域でも見られない大きな特徴となっている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	福祉に関する地域の課題は、その地域の特性によって多様に変化し、行政による画一的な支援では解決が難しくなっており、課題への向き合い方によっては、困難が深まったり、孤立や社会的排除を生んでしまうことがある。 このような課題を解決するためには、地域の課題を気軽に相談できて速やかに発見できる体制の整備を、行政をはじめ、住民、事業者、専門家など、様々な関係者がそれぞれの特徴をいかしながら協力することが必要。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	「行政」と「住民」という関係性はもとより、地域における「支え手」と「受け手」の関係性をも越えて、お互いに理解し、共感し合い、支え合い、関わり合いながら、「だれもがあたりまえに暮らせるまち」を実現させるため、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを尊重し、だれも排除されない地域をすべての人と共に作っていくことを目指す。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	国立市 (国立市社会福祉協議会)	
②事業名	ぐるっと地域応援活動(CSW 事業)における拡大事業	
③事業実施の必要性	近年、近隣の人間関係の希薄化が進み近所づきあいが少なくなる中、近所同士の見守りや助け合いといった機能が失われている。このような中で様々な生活課題を抱える市民を自分の課題として地域住民が意識し、協力して解決を図れるような仕組み作りを行うためにコーディネーターの働きかけが必要である。昨年度、CSW を1名増員し、3名体制とすることでエリアを拡大したことにより市内全域をカバーできるようになった。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 拡大事業によりCSW が配置された 市内南部地域	(対象地域の範囲) 中学校区	(人口) 約28,000人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地域住民	(支援の内容) 地域住民による組織体づくりや福祉活動を支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 市内公共施設内でのなんでも相談会	(運営主体) 社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容) 特に予定なし	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
市からの補助金だけでなく、寄付金の活用など社会福祉協議会の自主財源の活用に向けて協議していく。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活困窮者自立支援法の自立相談支援機関や地域包括支援センターとの連携		
事業の成果目標		
成果を数値で表すことは大変難しいが、事業拡大により CSW が全域に配置されることで、①住民が様々な関係機関や支援機関を知るきっかけになること、②地域の課題解決力の向上、③住民主体による課題解決の仕組みができること等の成果が期待できる。 なんでも相談会の開催(年6回)、ひきこもり家族会(年12回)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 拡大事業によりCSW が配置された 市内南部地域	(対象地域の範囲) 中学校区	(人口) 約28,000人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 地域住民の身近にある福祉館 等	(相談を受け止める人) 社会福祉協議会が持つ地域のネットワーク(自治会、民生・児童委員等)	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 社協だより、ホームページ、CSW 通信		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地域住民の生活課題を早期に発見するために地域住民の身近にある福祉館等を拠点にし、出張相談を行う。課題解決においては、社会福祉協議会が持つ地域のネットワーク(自治会や民生・児童委員等)が活用できること、また国立市では生活困窮者自立支援法の自立相談支援機関を直営で福祉総合相談「ふくふく窓口」が実施、同じく直営で地域包括支援センターがあり行政の包括的な支援体制が構築されているため活用が可能である。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 定期的に CSW と福祉総合相談ふくふく窓口、地域包括支援センターが情報共有の場を持つことで、さらなる連携を図っていく。	(バックアップする人) CSW	

事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)
生活困窮者自立支援法の自立相談支援機関や地域包括支援センターとの連携
事業の成果目標
成果を数値で表すことは大変難しいが、事業拡大によりCSWが全域に配置されることで、①全住民にとって相談できる窓口が増える事、②住民の生活課題が解決すること、等の成果が期待できる。
ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	国立市 (国立市社会福祉協議会)
②事業名	ぐるっと地域応援活動(CSW事業)における拡大事業
③事業実施の必要性、体制等	近年、近隣の人間関係の希薄化が進み、近所同士の見守りや助け合いといった機能が失われている中、市民の抱える生活課題は多様化している。従来の制度や法の枠組みの中では十分に対応できない「制度の狭間」に柔軟に対応するためにも、様々な相談支援機関等と連携し、既存のサービスがない場合は新しい資源を開発する等、包括的支援体制の構築を図る必要がある。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士。生活上の課題を抱える方に対する「個別支援」と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民同士の支え合いの推進などの「地域支援」を統合的に展開・実践している。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
生活困窮者自立支援法の自立相談支援機関が実施している支援調整会議や、行政の福祉に関する部署が参加し支援の狭間に落ちるのを防止することを目的とした進行管理会議、地域包括支援センター主催の地域見守りネットワーク会議等の既存の会議体に参加することで包括的支援体制を図る。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 月1回	(既存の会議の名称) 支援調整会議 進行管理会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 各年2回程度	(既存の会議の名称) 地域見守りネットワーク会議 要保護児童対策協議会
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
市からの補助金だけではなく、寄付金の活用など社会福祉協議会の自主財源の活用に向けて協議していく。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
ひきこもり支援団体と共同で相談会を開催したことを通して、ひきこもり家族会を立ち上がった。 H30年度はこの家族会の周知に努め、ひきこもり当事者や家族からの相談先となるよう活用をすすめる。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
既存のネットワーク及びなんでも相談会やひきこもり家族会といった新たな社会資源を活用し、地域課題の把握を行う。複合的な課題に対して、多様な相談支援機関等と連携し、不足する社会資源については地域住民の参画を促し新たに創出する等し、包括的な支援体制を築く。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

5. 成果目標の達成状況

- ・CSW が全域に配置されることで、相談しやすい状況ができ、多岐に渡る相談に対応できるようになっている。
- ・月1回のひきこもり家族会は平均15名ほどの参加があり、中心は家族であるが、誰でも参加可能となっており、支援者や議員、子ども関係の部署の職員等も参加をしている。
- ・会の運営はCSWが中心となってやってきたため、家族は参加するだけになりがちだったが、会の代表を務めてくれる人も見つかри、今後は家族が主体的に家族会を運営できるようにCSWは側面的な支援にシフトする。
- ・ひきこもり家族会の中で見えてきた課題として、ひきこもり支援の連携先となる社会資源の少なさがあげられる。現時点ではボランティアセンターや就労準備支援事業所を活用しているが、今後は商店街での就労体験など地域での受け入れも開拓していきたい。
- ・また、「ひきこもり」というあまり近所には知られたいくない内容であることに加え、文教地区である国立市特有の地域性が手伝うのか、家族会の参加者は市民よりも他市の方が多いたことがあげられる。安心して相談できるような地域づくりも課題である。
- ・上記の課題を考えると、国立市は小さな自治体であるため、ひきこもり支援に関しては隣接市の資源も活用できるような広域的な協力関係の構築も必要である。

東京都 狛江市

都道府県名	東京都	市区町村名	狛江市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉保健部地域福祉課	電話番号	03-3430-1240
参考 URL			

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	82,481(人)		世帯数	42,157(世帯)		
高齢化率	24.0(%)	生活保護受給率	1.353(%)	面積	6.39(k m ²)	
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	42.7(%)※	公立小学校数	6(校)	公立中学校数	4(校)	
地域包括支援センター	委託: 3ヶ所					
生活困窮者自立相談支援事業	委託: 1ヶ所					

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>多摩川の中流に位置する狛江市は、全国で2番目に面積が小さな市です。市の南側は、ほぼ多摩川に面しており、北側には野川が流れています。都心から電車で 20 分程の場所にありながら、緑も多く、「水と緑のまち」というのが市のキャッチフレーズになっています。また、交通の便がいいところから、ベッドタウンとしての機能を果たしています。歴史も古く市内のいたるところから、化石や古墳跡などの史跡がみつかっています。企業等の数が少なく、ほぼ全域が住宅街です。市のコンパクトさを活かして、顔の見える関係づくりを目指し、市民参加のイベントを多く開催しています。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>少子高齢化社会を迎え、福祉的な課題はますます複雑化してきており、既存の制度や行政のみでは対応することが難しくなっている。また、様々な課題を抱える世帯に早期に気づくことができるのは、民生委員・児童委員、町会・自治会等を含めた地域住民である。そのため、地域での課題は地域で解決していくことのできる仕組みづくりを目指し、体制を整備していく必要がある。以上の事から、本事業を地域福祉計画の重点事業に位置づけており、地域共生社会の推進を図るため事業を実施している。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>コミュニティソーシャルワーカーを配置することにより、住民の間で潜在化していた「制度の隙間の課題」が顕在化し、地域生活課題が明らかになってくること、また、バラバラに存在していた社会資源がつながり、有機的な連携を生み出してくれることを期待している。</p> <p>加えて、地域の福祉課題を地域住民が学ぶ場として「福祉カレッジ」を開催することにより、地域の福祉問題に関心を持つ市民が増えていき、その受講生が地域の関係者等を主体とした「まちづくり委員会」に加わり、地域の課題を自分自身のこととして捉え、解決に向けてみんなで考え、取り組んでいくことのできるようなまちを目指している。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	粕江市(社会福祉法人 粕江市社会福祉協議会)	
②事業名	地域共生社会推進事業	
③事業実施の必要性	平成 29 年度に策定した地域福祉計画において、「地域において支援が必要であるにも関わらず、福祉サービスの利用に結びついていない人たちへの対応が十分ではない」、「地域資源の発掘が不十分で、その整理がなされていない」及び「地域資源と支援を必要とする人とのマッチングを行う体制の整備がなされていない」などの現状と課題が浮き彫りとなった。そこで、福祉の担い手となる人材の確保、コミュニティソーシャルワーク機能の構築、支援等を目的として、当事業の実施を地域福祉計画に位置付けた。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
あいとぴあエリア	日常生活圏域	24,333
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
粕江市社会福祉協議会	コミュニティソーシャルワーカーの配置	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
市内在住・在勤の方	地域の福祉課題を地域住民が学ぶ場として「福祉カレッジ」を開催する。	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
市民等が主体的に地域生活課題を解決するための新たな財源確保の手法について調査・研究するとともに、クラウドファンディングの実施について検討する。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域包括支援センター、社会福祉協議会、市、子ども家庭支援センター等		
事業の成果目標		
福祉カレッジの開催回数年12回(定員20名)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
あいとぴあエリア	日常生活圏域	24,333
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
粕江市社会福祉協議会	コミュニティソーシャルワーカー	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
市報、社会福祉協議会HPに掲載し、周知を図る他、対象地域の市内掲示板に掲示する等の周知を行う。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
地域の関係者等を主体とした「まちづくり委員会」の設立を支援し、各団体から地域生活課題を抽出するとともに、コミュニティソーシャルワーカーの活動において把握した地域生活課題の共有を行う。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
専門的な支援が必要な場合には専門的な相談機関につなぐ。	地域包括支援センター職員、生活困窮者自立支援相談員、子ども家庭支援センター職員等	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域包括支援センター、社会福祉協議会、市、子ども家庭支援センター等		

事業の成果目標
地域との連携のもと、高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て中の家庭等で支援を必要とする人に必要な支援が提供されるよう、地域の団体、NPO等に周知を行う。
ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画
高齢者だけでなく、障がい者、子ども、生活困窮者等の対象者を区切らず、複合的な課題を丸ごと受け止める相談支援体制の整備及び包括的相談支援体制の整備に向けた支援や複合的な課題を抱える家族や家庭に対して、関係機関と連携した支援を行うための総合調整を担う「(仮称)相談支援包括化推進員」の配置についての検討を行い、平成31年度より実施予定。

4. 成果目標の達成状況

<p>【地域力強化推進事業】</p> <p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備として、「福祉カレッジ」を開催した。全12回の予定だったが、受講生の負担感を考慮し全10回(9/5～11/14)で実施。定員の20名が参加し最終的に19名が修了した。</p> <p>座学や体験活動を通じて、地域住民が「高齢」「障がい」「子ども」「災害」等の福祉に関する理解が深まることだけにとどまらず、実際の地域活動に取り組まれるなど有意義なものとなった。</p> <p>イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備として、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、個別支援及び地域の課題についての支援を行っている。年度当初から積極的に周知を行い、相談も多く寄せられている。また、地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握については、地域の関係者等を主体とした「まちづくり委員会」の設立を目指し、他市の取組み状況についての情報収集や近隣市への視察を行い、狛江市での住民主体による地域課題解決の仕組みづくりについて検討を行った。また、地域の課題やニーズを把握するため、住民懇談会を曜日や時間帯を変えて実施しているところである。</p>
--

神奈川県 藤沢市

都道府県名	神奈川県	市区町村名	藤沢市
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
			○
			都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	地域包括ケアシステム推進室	電話番号	0466-25-1111
参考 URL	https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	433,440(人)		世帯数	197,739(世帯)	
高齢化率	24.27(%)	生活保護受給率	12.7(%)	面積	69.56(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	74.6(%)	公立小学校数	35(校)	公立中学校数	19(校)
地域包括支援センター	直営(基幹型包括支援センター):1か所, 委託:18か所				
生活困窮者自立相談支援事業	直営:2か所, 委託:1か所(社協)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>南部の湘南海岸を中心とした観光産業、北部の自動車関連企業の進出に伴う工業地帯、更には市内に4大学が立地するという学園都市としての性格を持ち、多様な機能を有する湘南の経済、文化の中心として発展した。</p> <p>また本市では現在、高齢者に限定することなく、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちを目指し、行政と多様な主体との協働による支えあいの地域づくりを共通基盤とした「藤沢型地域包括ケアシステム」を推進している。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域住民が気軽に立ち寄れる居場所「地域の縁側」において発見される困りごと、相談事が確実に専門的な支援につながるために、市民センターやコミュニティソーシャルワーカーとの連携により、幅広く受け止め必要な支援につなぐ体制を拡大したい。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	○地域住民の「気づき」を埋め戻すことなく相談につなぐ意識が高まること。 ○市民センターにおいては、相談事はしっかり受け止める、という意識を全体で共有できること。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	藤沢市 (一部委託) 社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会	
②事業名	藤沢市地域力強化推進事業、藤沢市地域の縁側事業	
③事業実施の必要性	市内 13 地区の特性を生かした地域づくりを進める中、小学校区程度の圏域を目安に多様な地域住民が気軽に立ち寄れる居場所を「地域の縁側」と位置づけて、運営を行う団体への活動支援を行い、設置を進めている。この「地域の縁側」を展開する際に、地域の活動団体が主体となって取り組む活動の中で発見される困りごと、相談事などが確実に専門的な支援につなげる必要性が求められる。これらの相談事、更には身近な地域の課題に対しては、市社会福祉協議会に委託して配置しているコミュニティソーシャルワーカーが幅広く受け止め市民センターを含めた地域の活動団体等と連携し、必要な支援につなぐ体制を拡大しているところである。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 行政区(13地区)、小学校区	(人口) 433,440
(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地区ボランティアセンター、市民団体、自治会、社会福祉法人、NPO 団体、地区社会福祉協議会	(支援の内容) 活動に対する補助金の支給、運営に対する支援	
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 地域の縁側事業(基本型)	(運営主体) 地区ボランティアセンター、市民団体、自治会、社会福祉法人、NPO 団体、地区社会福祉協議会	
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域の縁側事業実施団体	(研修の内容) 相談対応、運営団体同士の意見交換と交流、相談対応の資質向上を目的とした研修の実施	
(エ) その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社会福祉法人による地域貢献の取り組みや共同募金の活用、企業や個人からの寄付金拠出の働きかけ等の取り組みについて検討を行う。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活困窮者自立支援事業(任意事業含む)、福祉総合相談支援事業、生活支援体制整備事業、包括的支援事業、障害者相談支援事業、権利擁護事業等		
事業の成果目標		
地域の縁側事業 7 か所新設予定。 研修実施回数: 3 回/年 平均利用者数: 15 人/日		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 行政区(13地区)、小学校区	(人口) 433,440
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会	(相談を受け止める人) 地域の縁側を運営する人	
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 市広報、パンフレット等を活用し、市民に周知をしている。		
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地域の身近な地域の縁側事業所にて気軽に相談できる状況を整えることによって、地域の生活上の課題を発見しやすい状況を整える。		
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 活動の中で把握した生活課題や困りごとを確実に専門的な支援につなげていく働き。	(バックアップする人) 生活支援コーディネーター、地域の縁側事業コーディネーター、保健師、コミュニティソーシャルワーカー	

事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)
生活困窮者自立支援事業(任意事業含む)、福祉総合相談支援事業、生活支援体制整備事業、包括的支援事業、障害者相談支援事業、権利擁護事業等
事業の成果目標
地域の縁側事業 7 か所新設予定。 研修実施回数: 3 回/年 平均利用者数: 15 人/日
ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	藤沢市 (委託)社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会
②事業名	藤沢市多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	個別支援を行う中で、これまでは各関係機関がそれぞれの関係性の中で支援を行ってきたが、事業として位置づけることで複合的な問題に対して多機関が関わることでより制度の狭間に陥ることがないように支援体制を構築する。市内の多分野にわたる相談支援機関が連携体制を組むことで地域住民の困りごとを身近な地域の中で解決できる体制を構築していく。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2 人、更に地域のコミュニティソーシャルワーカーの業務において一部の祖役割を担う。
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	直営:社会福祉士。生活保護ケースワーカー業務に 4 年半従事し、生活困窮者自立支援事業の主任相談支援員として 3 年半従事。 委託:社会福祉士。障がい者相談支援専門員に 2 年半従事し、生活困窮者自立支援事業の主任相談支援員として 2 年従事。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	直営:藤沢市福祉健康部地域包括ケアシステム推進室 委託:社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
コミュニティソーシャルワーカーが地域において様々な活動団体や福祉の事業所と顔の見える関係性を築き、各関係団体・事業所が連携することを目的に話し合いを持つ場を設定する。この話し合いの場を地域における多機関連携の場と捉える。コミュニティソーシャルワーカーを主体に各地区においても同様の場を展開していくことを目指す。この連携(ネットワーク)を構築することで、各団体・事業所が受け止めた相談事が、その事業所の機能の中では対応できないことであっても、その解決に向けて適当な事業所に介入を依頼できるような相談支援の環境を作っていく。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 担当課、生活保護担当課、委託事業所(就労準備支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業)と個別事例について毎月 1 回定期的に行っている。(支援調整会議を活用)	(既存の会議の名称) 支援調整会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 市長より委嘱された委員(医療機関・福祉関係機関・介護保険関係機関・子育て関係団体・地域で活動する市民団体・教育機関・学識経験を有する者・公募により選出された市民・社会福祉協議会・市)が年 4 回全世代型の地域包括ケアシステムの推進に向けた検討を行う。	(既存の会議の名称) 藤沢型地域包括ケアシステム推進会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
社会福祉法人による地域貢献の取組や共同募金の活用、企業や個人からの寄付金拠出の働きかけ等の取組について検討する。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
生活困窮世帯(児童扶養手当の全額支給世帯)の子どもが、中学・高校に進学又は中学卒業する際に、健全に就学又は就職できるよう、入学等に必要な支援金を支給することを、市、市社会福祉協議会、市内にある企業と協定を結び平成 29 年度から開始した。	

オ その他
⑧事業の成果目標
<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援包括化推進会議(ネットワーク構築に向けた会議):4回/年 ○支援調整会議(個別事例の検討を行う会議):12回/年 ○相談件数:60件 ○コミュニティソーシャルワーカーを配置する地域を増やしていくことで、地域の現状や支援機関同士のつながりを把握し、個別支援を行う上で、連携の必要性が生じる場合には関係性構築に向けた支援を行っていく。
⑨地域力強化推進事業実施計画

5. 成果目標の達成状況

<p>(地域力強化推進事業)</p> <p>地域の縁側事業に関しては地域における身近な居場所として市内全域 40 か所設置を目標に事業を運営しており、これまで 35 か所に設置することができた。一方、新規の縁側事業を設置するにあたっては、運営主体(担い手)や活動場所の問題が課題となっている。今後は研修を実施することで各縁側事業所の質の向上を図ること、地域住民への利用促進を行い、地域に開かれた居場所としてまた、ちょっとした困りごとなどに対する相談場所として事業運営していくことが必要と考える。</p> <p>(多機関の協働による包括的支援体制構築事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 相談支援包括化推進会議を支援調整会議と一体的に実施することで複合的な問題を抱える相談者等に対して、必要な相談支援を提供できるように検討が行えている。またネットワークの構築としては地域包括ケアシステム推進会議(市内の各分野の代表者からなる会議)において分野横断的に取り組み、各課等が所管する審議会等とも連携し地域活動への支援を検討する場となっている。 2. 相談は生活困窮での相談として受け止め、アセスメントを行った結果、多様な支援が必要で継続的な関わりが必要と判断した場合には、適切な相談支援機関等へのつなぎ、連携していくことで必要な支援を提供している。またかわり続けることで相談者・支援機関間で相談しやすい関係が構築できるため、課題に対して重症化する前に介入することができている。 3. 地区ごとの多機関の協働については、コミュニティソーシャルワーカーの配置地区を段階的に増やしていくことで、地区ごとの実態に合わせた関係づくりを行っている。
--

神奈川県 小田原市

都道府県名	神奈川県	市区町村名	小田原市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/>	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業
		<input type="radio"/>	都道府県事業

※実施している事業の右側に○を記入してください。

担当部署名	福祉健康部福祉政策課	電話番号	0465-33-1861
参考 URL	http://www.city.odawara.kanagawa.jp/		

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	190,999(人)	世帯数	81,260(世帯)
高齢化率	29.17(%)	生活保護受給率	16.67(%)
面積	113.81(km ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	76.3(%)	公立小学校数	25(校)
		公立中学校数	11(校)
地域包括支援センター	直営:なし 委託:12か所(社会福祉法人9、株式会社3)		
生活困窮者自立相談支援事業	直営:1か所(自立相談支援事業、住居確保給付金支給事業) 委託:1か所(学習支援事業・NPO法人)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>小田原市は神奈川県西部に位置し、西は箱根連山、中心部を酒匂川が流れ、南は相模湾に面し、温暖な気候の地です。また新幹線をはじめ、鉄道5社が乗り入れ交通至便な街です。</p> <p>小田原は戦国時代に北条氏が関東一円を支配する拠点となり、江戸時代には東海道の宿場町として栄えました。現在は、商工業、農業、漁業のほか、漆器などの伝統産業もあり、小田原城などを中心に観光地ともなっています。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	小田原市は、支援を必要とする方々を制度的な枠組みを越えて支えるケアタウン構想を実現するため、従来から施策を進めてきているが、行政だけでなく、地域や団体、法人と連携の充実を図り、地域での課題や実情に対応することができる体制を構築していきたい。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	行政だけ、団体だけ、地域だけといったばらばらの対応で、誰かがやってくれるものという意識ではなく、お互いに協働して、複雑な課題を解決していく意識を醸成し、困難なことにもみんなの力で対応していけるようにしたい。 多くの関係者を結びつけるとともに、具体的かつ実動的な協議の場を設けたい。 また、地域での取組を積極的にバックアップするとともに、地域において課題への対応を自主的に考え、行動できるように支援していきたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	小田原市 (小田原市社会福祉協議会・小田原市事業協会)	
②事業名	『我が事・丸ごと』の地域づくり推進事業	
③事業実施の必要性	少子高齢化の進展やコミュニティの機能低下を主因として、市民の生活課題は一層複雑多様化、また社会化する傾向にある。社会保障制度や行政の福祉政策が様々な拡充されてもそこから抜け落ちてしまう人々は存在し続け、複合的な課題を抱える人々に家庭や地域が対応していくことは極めて困難になるものと見込まれる。これに対して本市は平成 22 年度から、ケアタウン構想と銘打って地域コミュニティを核に多様な主体が連携協力する共生社会の実現を構想するが、地域における共助の担い手や事業財源が不足するため、地域生活課題のニーズに対応する社会資源は十分に整備・供給されていない状況にある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 26連合自治会の各区域	(人口) 全市 190,999 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 自治会長、民生委員・児童委員、地区社協、地区ボランティア、PTA、老人クラブ、事業者、さらにそれらの連合体としての地域コミュニティ組織	(支援の内容) サロンの開設、生活支援、見守り活動等に係る助成、助言、関係機関との調整等 地域生活課題の把握と解決策の検討のサポート	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 地域公民館や小学校の空き教室	(運営主体) 地域コミュニティ組織(地区まちづくり委員会)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 民生委員児童委員、連合自治会長、地区社協役員ほか	(研修の内容) 当該事業の運営についての検討及び調整 先進的取組をしている地域の担当者を招聘しての研修会(講演会)の実施	
(エ)その他		
地域の資源を生活課題の解決に活かす取組として、生活困窮者等を対象に市内企業や事業所等における社会参加活動の機会を提供する中間的就労事業を実施し、対象者の状況に応じた幅広い自立の支援に努めている。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社協による共同募金の地域配分、地域コミュニティに対する市の補助金の活用、社会福祉法人による地域貢献事業との連携による取組		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業の活用により、生活支援コーディネーターが地域における福祉的取組に関する会合や打合せに積極的に参画し、その地域において必要とされ、また実際に活動する住民の意向にマッチした活動が実施できるように支援する。 地域の課題把握・解決を検討する地域コミュニティ組織の会合に参画することで連携を図る。 また、地域ケア会議(地域ケア会議推進事業)における、地域包括ケアのあり方の議論に、介護分野だけに限らず、その他の領域のケアに係る事項を含めていくこととする。		
事業の成果目標		
生活支援コーディネーターは、市内26連合自治会単位の福祉関係会合等に月1回程度、参加し、地域において目指す新規の取組の支援及びこれまでの取組の改善の支援を行う。 コミュニティ組織における検討を踏まえた自主的な地域活動事業への支援(年間サロン、生活応援隊事業、その他事業)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市全域	(対象地域の範囲)	(人口) 全市 190,999 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 福祉まるごと相談窓口	(相談を受け止める人) 相談支援包括化推進員	

(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) 市広報・ホームページ、社会福祉協議会広報・ホームページ、民生委員児童委員大会、連合自治会長会議など	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 民生委員・児童委員、自治会長等が受けた相談を地域包括支援センター又は福祉まるごと相談窓口において受け止めることで、地域における生活課題の早期把握に結びつける。 窓口を多様化することで、相談しやすい環境を整備する。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 相談の内容に応じて、関係機関相互で情報を共有し、具体的な支援を検討し、各機関が主体的に役割を果たす体制を構築する。	(バックアップする人) 相談支援包括化推進員 (福祉まるごと相談員)
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
地域包括支援センターが把握する多機関の連携を要する相談事項(高齢者に係る相談以外の事項等)について、相談支援包括化推進員が受け止め、市、地域、その他関係機関とのケース検討会を開催するとともに、課題解決に向けての支援を役割分担し、実施する。	
事業の成果目標	
月10件程度の新規相談を受け止め、市や専門機関等との連携により、まず7割程度の解決を目指すとともに、すぐの解決に至らない相談等については、専門機関、地域へのつなぎにより、継続して見守り、解決の糸口を探っていく。	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	小田原市(小田原市社会福祉協議会)
②事業名	「福祉まるごと相談」事業
③事業実施の必要性、体制等	支援を必要とする方の抱える課題が複合化・複雑化し、市の福祉担当所管や支援機関が個別にかかわるだけでは解決が難しいケースが増加している。 このようなケースに対応していくために、庁内各課で直接相談を受けるほか市社会福祉協議会に「福祉まるごと相談窓口」を設置して総合相談体制を整備するとともに、相談支援包括化推進員を配置することで、市の福祉担当所管はもとより、地域の多様な機関と連携を図りながら必要なサービスにつなげる包括的支援体制を構築し、市民に対する福祉サービスを向上させるものである。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士の資格を有し、実務経験がある者 ①社会福祉士(小田原市社協職員8年目) ②社会福祉士、介護支援専門員(小田原市社協3年目、入職前他市社協・地域包括支援センターにて14年勤務)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	小田原市社会福祉協議会・「福祉まるごと相談」窓口

⑦事業内容

ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要

■複合的な課題を抱える者の把握方法

福祉まるごと相談事業として相談者の属性や相談内容などの対象を限定せずに、直接相談を受け付けていく。また、関係機関や民生委員・児童委員、自治会等の地域関係者に事業周知を行い、複合的な課題を抱える世帯を把握した場合にはまるごと相談窓口ご連絡いただき、連携・協働して対応する。また、地域包括支援センター単位又は連合自治会単位ごとに自治会、民生委員、地区社会福祉協議会等による会議の場で、相談支援包括化推進員、社協の地区担当者との連携を図り、地域の力を活用した支援体制を構築していく。

<p>■相談支援機関のネットワークの構築方法 関係機関の課長級職員によるネットワーク会議を開催し、本事業の共通理解を図るとともに、既存の会議体や個別の事例から抽出された課題等に対する解決策を検討するほか、支援者のスキルアップのための研修会の企画等を行う。</p> <p>■当該者に対する支援の方法 相談者の属性や相談内容などの対象を限定せず、まずは相談を受け止め、相談者の抱える課題の把握と整理に努める。関係機関と連携する必要がある場合には可能な限り同行し、伴走的な関わりをする。支援の過程で必要に応じて相談支援包括化推進会議を開催し、課題の共有や協働の方法について検討する。</p>					
<p>イ 相談支援包括化推進会議の開催方法</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 8回/年 福祉健康部各課職員、市関係課職員、県の専門機関職員、地域包括支援センター職員、医療機関職員、相談支援包括化推進員等</p> </td> <td> <p>(既存の会議の名称) 相談支援包括化推進会議</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 3回/年 福祉健康部6課、子ども青少年部3課、社会福祉協議会、その他関係機関等</p> </td> <td> <p>(既存の会議の名称) ケアタウン構想及び多機関協働に係る調整会議</p> </td> </tr> </table>		<p>(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 8回/年 福祉健康部各課職員、市関係課職員、県の専門機関職員、地域包括支援センター職員、医療機関職員、相談支援包括化推進員等</p>	<p>(既存の会議の名称) 相談支援包括化推進会議</p>	<p>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 3回/年 福祉健康部6課、子ども青少年部3課、社会福祉協議会、その他関係機関等</p>	<p>(既存の会議の名称) ケアタウン構想及び多機関協働に係る調整会議</p>
<p>(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 8回/年 福祉健康部各課職員、市関係課職員、県の専門機関職員、地域包括支援センター職員、医療機関職員、相談支援包括化推進員等</p>	<p>(既存の会議の名称) 相談支援包括化推進会議</p>				
<p>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 3回/年 福祉健康部6課、子ども青少年部3課、社会福祉協議会、その他関係機関等</p>	<p>(既存の会議の名称) ケアタウン構想及び多機関協働に係る調整会議</p>				
<p>ウ 自主財源の確保のための取組の概要</p> <p>社会福祉協議会の市民福祉基金等への寄付を募り、地域の新たな活動に助成をする仕組みについても検討を行う。</p>					
<p>エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要</p> <p>市内社会福祉法人との協議会を実施し、地域との連携による貢献事業の推進を図る。 また、市内地域を6ブロック程度に分け、社会福祉法人と当該ブロック内の地区社協会長等との協議の場を設ける。</p>					
<p>オ その他</p>					
<p>⑧事業の成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内連携のためのネットワーク会議の開催(年2~3回) ・市内・関係機関向けに「我が事丸ごとの地域推進事業」強化のための研修会の実施 ・市内・関係機関の横断的支援が必要な事例の検討会の定期開催 ・相談支援専門職向け研修会の開催 ・地域向け事業周知の研修会の開催 <p>市の窓口において相談として受け止められていない事項を、地域の民生委員、自治会役員、地域包括支援センター等から広く受け止め、その問題解決についても、行政だけでなく、地域の力を最大限活用できるよう支援していく。</p> <p>福祉まるごと相談窓口において月10件程度の新規相談を受け止め、伴走的な関わりを通して相談者に寄り添った相談援助を行う。</p> <p>また、今年度は市内の連携及び専門職・機関のさらなる連携強化を目標とし、定例的な事例検討を行い、まるごと受け止める意識を市全体として高めていく。</p> <p>さらに、地域から相談しやすい窓口となるよう、連合自治会単位のまちづくり委員会・福祉部会や民児協地区ブロック会合等に参加し、相談受付・対応状況の周知や課題の把握を行うこととする。(各地区 年間2回)</p>					
<p>⑨地域力強化推進事業実施計画</p>					

5. 成果目標の達成状況 ※事業ごとに記載してください

【地域力強化推進事業】

○市社協地区担当職員(生活支援コーディネーター兼務)が市内 26 自治会連合会単位の福祉関係会合等に参加し、住民主体活動の立ち上げやその取り組みを支援

- ・生活支援サービスの立ち上げ支援 2 地区
 - ・生活支援サービスの運営支援 1 地区
 - ・専門職と住民による地域包括ケア推進に係る活動への参画 1 地区
 - ・市社協主催の地域福祉コーディネーター養成講座修了者の交流会開催と活動立ち上げ支援 1 地区
 - ・地域福祉コーディネーター会の活動・会合への参加及び運営支援 4 地区
 - ・高等学校と協働による地域の居場所づくり事業の立ち上げ支援 1 地区
 - ・住民に身近な集いの場において定期的に相談窓口を開設 1 地区
- その他、地域の様々な主体が開催する会合や活動に参加

【多機関の協働による包括的支援体制構築事業】

○新規相談件数 65 件(5~6 件/月)

○相談対応件数 769 件 ※電話・訪問・同行などの対応件数

○相談支援包括化推進会議 4 回開催

○庁内連携のためのネットワーク会議 2 回開催

○庁内・関係機関向け研修会

8月「地域共生社会の実現に向けて」(講師 厚生労働省 職員)

1月「自立支援の実践と中間的就労について」(講師 釧路社会的企業創造協議会 副代表)

「コミュニティソーシャルワーク研修」(講師 大学教授・藤沢市社協職員)

3月「相談支援機関の連携に向けた研修会～高齢化・長期化するひきこもり者への支援から考える包括的支援～」
(講師 大学教授)

○地域・関係団体向け事業周知の研修会他

8月 地区ボランティアブロック研修会

司法書士・行政書士・包括・社協 合同事例検討会

三者(自治会連合会長・地区民児協会長・地区社協会長)合同研修会

11月 小田原医師会 医療連携室 事業説明

弁護士・社会福祉士・包括・市社協 合同事例検討会

2月 地区民児協ブロック研修会(3ブロック)

○市内社会福祉法人の地域貢献事業に関するアンケートの実施

2月 市内社会福祉法人交流会 開催